

元朝通貨政策成立過程の研究

高橋 弘 三

省	港
高橋弘臣氏	年 月 日

元朝通貨政策成立過程の研究

高 橋 弘 臣

目 次

序 論	1
一 論文の目的及び課題設定の理由	1
二 元代の貨幣に関する先行研究	2
三 問題の所在及び分析の方法	7
四 構成と史料	11
第一章 唐宋時代における手形の盛行と紙幣の出現	15
はじめに	15
第一節 唐代における商品・貨幣経済の発達と手形の出現	15
一 金融業者の手形発行	15
二 政府諸機関の手形発行	18
第二節 北宋時代における手形の発達と紙幣の出現	21
一 金融業者の手形の発達と紙幣の出現	21
二 政府の手形の発達と紙幣の出現	25
おわりに	30
第二章 金代における紙幣の発行と増発の経過	35
はじめに	35
第一節 交鈔紙幣化の背景	36
一 銅銭保有量増大策とその行き詰まり	36
(一) 銅銭の集蓄	37
(二) 銅銭の鑄造	44
二 交鈔の財政支出への転用	47
第二節 章宗時代における交鈔の増発と主要貨幣化	51
一 対北方遊牧民戦と交鈔の増発	51
二 対宋戦下の交鈔増発と主要貨幣化	56
おわりに	62

第三章 金末のモンゴル軍侵攻と通貨の混乱	74
はじめに	74
第一節 紙幣運用策とその混乱	75
一 黄河以北・陝西における紙幣濫発と通貨膨張	75
二 河南の社会・経済状態悪化と紙幣行使路分の設定	79
三 紙幣回収強化と河南農民の流亡	85
第二節 銅銭の減少と銀使用の昂進	90
一 銅銭の使用禁止と絶対量減少	90
二 銀の貨幣的使用昂進と主要貨幣化	95
おわりに	102
第四章 フビライの即位と中統鈔の発行	111
はじめに	111
第一節 中統鈔発行の背景	112
一 モンゴル帝国の華北における貨幣発行の実状	112
二 割拠勢力による紙幣の発行	117
第二節 中統鈔発行と通貨政策の基本構造の成立	121
一 発行の理由	121
二 紙幣整理と通貨政策の基本構造の成立	127
三 銅銭・中統鈔併用計画の中止	132
おわりに	136
第五章 南宋江南における銭会中半制の崩壊と 東南会子の主要貨幣化	148
はじめに	148
第一節 銭会中半制の成立	149
第二節 会子の増発・価値下落と銅銭の減少	156
一 会子の増発と価値下落の状況	156
二 銅銭減少の経緯	158
三 銅銭減少の様相	164

第三節	錢会中半制の弛緩・崩壊	167
一	弛緩・崩壊の原因	167
二	弛緩・崩壊の様相	173
	おわりに	177
第六章	江北における鉄錢化政策の失敗と紙幣の主要貨幣化	189
	はじめに	189
第一節	紹興三十一年～乾道三年の江北に対する紙幣運用策	190
一	東南会子の行使区域拡大と回貨問題の発生	190
二	湖北会子・淮南交子の発行と東南会子の使用中止	192
三	東南会子の使用再開	196
第二節	江北鉄錢化の進行と鉄錢流通の悪化	198
一	鉄錢化の進行	198
二	鉄錢流通の悪化とその原因	203
第三節	鉄錢対策と紙幣の主要貨幣化	208
一	政府の鉄錢対策	208
二	紙幣の発行増大と主要貨幣化	212
	おわりに	216
第七章	四川における鉄錢の減少と紙幣の主要貨幣化	226
	はじめに	226
第一節	錢引増発の経過	227
一	建炎～紹興年間における発行の急増	227
二	隆興～嘉泰年間における発行の安定と漸増	231
三	開禧用兵以後の増発	234
第二節	鉄錢鑄造の不振と鉄錢の減少	237
一	錢監の沿革	237
二	不振の理由と鉄錢の減少	241
第三節	錢引の主要貨幣化	244
一	財政運用における錢引の使用状況	244

二 交易における錢引の使用状況	252
おわりに	253
第八章 元朝の南宋併合と通貨政策の拡大	263
はじめに	263
第一節 通貨政策拡大の理由	265
一 拡大の目的	265
二 南宋末における紙幣行使の増大	270
第二節 通貨政策の拡大と紙幣行使の限界	275
一 拡大の経緯	275
二 紙幣行使の地域的限界	280
三 紙幣専用の限界	285
おわりに	290
結 論	299
文献目録	307

一 論文の目的及び課題設定の理由

元朝は、財政収支のうち貨幣で行われる部分に専ら紙幣を用い、交易における支払いにも、銅銭・金・銀等の使用を原則として禁止し、紙幣を専用させるという通貨政策を施行した。このような元朝の通貨政策は、これまで屢々「前後に類を見ない経済政策」と評されてきた⁽¹⁾。本論文の主たる目的とは、かかる元朝の通貨政策が何故、どのように成立したのかを解明することである。そしてその副次的な目的として、南宋・金代の通貨事情に関しても検討を加える。

本論文において、元朝通貨政策の成立過程を課題として設定するのは、凡そ以下の理由による。第一として、元朝通貨政策の具体的内容や崩壊過程を論じた研究は多く見られるものの、成立過程を扱った専論が存在しておらず、これまで先行研究の中で、極く概略的ないし断片的に触れられてきただけであることが挙げられる。

第二として、元朝はモンゴル人が建てた王朝であり、その制度・政策には当然モンゴルもしくはイスラムの影響を受けたものが多い。しかしながらその反面で、元朝の制度・政策には、金・南宋時代に既にその萌芽が見られたり、金・南宋の制度・政策の影響を強く受けているものも少なからず存在するのである。ところが従来の元朝史研究は、金・南宋、とりわけ後者を視座に含め、それとの関連を追求する形では、殆ど行われてこなかったといって良い⁽²⁾。逆に元を視野に入れた南宋・金朝史研究も、その数は極めて少ない。従って、南宋・金を視野に含めた上で元朝通貨政策の成立過程を検討すれば、そうした元朝史研究に見られる方法上の欠落を、些かなりとも埋め合わせることができると考えられる。

第三に、中国の貨幣史を通観すると、秦・漢から北宋までの間、主要貨幣は銅銭であった。しかるに南宋・金代になると、紙幣の使用が増大し、元代には紙幣が主要貨幣の地位を獲得した。そして明代以降は、紙幣・銅銭に代わって銀の貨幣的使用が発達している。このうち金・南宋から元代にかけては、主要貨幣が北宋までの銅銭から紙幣へと変化するかたわら、鉄銭が消滅し、銀の貨幣的使用も進展して、明代以降の銀使用躍進の基礎を形成する等、貨幣史上における変革期の中心に相当していた。それ故、元の前後の時代をも視野に含めつつ、元朝通貨

政策の成立過程を検討することで、自ら中国貨幣史上における変革の様相を具体的に明らかにすることが可能となる。

理由の第四として、前近代中国には、商品・貨幣経済の発達にしたがって、貨幣が現物から卑金属、さらに貴金属を経、信用貨幣へと進化するという経済法則は適合しない。これに関しては近年、明代以降の銀の盛行が、必ずしも商品・貨幣経済の発展に伴い、高品位貨幣に対する需要が高まったため招来されたのではないということが指摘されている⁽³⁾。一方、紙幣の出現やその後の発達状況を見ても、やはり商品・貨幣経済の発展にのみ規定されたものとは言い得ない部分が多いようである。従って、元朝通貨政策の成立過程を検討することを通じて、商品・貨幣経済の発展とともに、貨幣がより高品位なものへと進化していくという経済法則が、中国に適合しないことを実証できよう。

最後に、欧米諸国では、フランスのアシニア紙幣やアメリカ合衆国のグリーンバックスの如く、紙幣が発行されたのは十七世紀以降のことである。そうであるとすれば、夙に十三～十四世紀において、紙幣を専一に行使させるという形式をつくり出した元朝通貨政策の持つ特異性は、世界史上においても際だっていえると言いうことができよう。そのような通貨政策が何故、どのように成立したのかを説明することには、単に中国史のみならず、世界史的に見ても非常な意義があると考えられる。

以上、五点にわたって見てきた通り、元朝通貨政策の成立過程を説明することには大きな意義が認められる。そこで成立過程に関し、これまでどのようなことが言及されてきたのかを分析して問題の所在を確認する前に、元代の貨幣にかかわる主な先行研究について、以下に概観しておきたい⁽⁴⁾。

二 元代の貨幣に関する先行研究

元代の貨幣を扱った論考のうちで最も多いのは、元一代にわたり、紙幣が次第に増発されて価値下落を引き起こしていく経過を通覧したものである。代表的な研究として、我国では岩村忍「元時代におけるインフレーションー経済史的研究ー」（『東方学報』京都、三四、一九六四年、後『モンゴル社会経済史の研究』、京都大学人文科学研究所、一九六八年に再録）があり、国外では呉含「元史食貨志鈔法補」（『中国社会経済史集刊』七一、一九四四年）、全漢昇「元

代的紙幣」(『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』一五、一九四八年)、彭信威『中国貨幣史』(第三版、上海人民出版社、一九八八年)、陳得芝「元代的鈔法」(『南京大学學報』哲学・人文・社会科学、一九九二年一四)、H. Franke, Geld und Wirtschaft in China unter der Mongolenherrschaft. Leipzig, Otto Harrassowitz, 1949.等が挙げられる。

これらの研究によって、モンゴル帝国統治時代の華北における通貨分裂→フビライの即位と中統鈔の発行及び通貨の統一→中統鈔発行当初の流通の安定→南宋併合前後からの紙幣増発・価値下落の開始→至元二十四年(一二八七)の至元鈔発行と中統鈔の切り下げ→紙幣流通の安定→大徳年間(一二九七～一三〇七)以降の再度の紙幣増発→至大二年(一三〇九)における至大銀鈔の発行と至元鈔の切り下げ→紙幣流通の安定→至正年間(一三四一～六七)における破局的な通貨膨張・紙幣価値暴落、といった一連の流れはほぼ明らかになった。ただし、いずれの論考も、事実を表面的になぞっただけであると云って過言ではなく、個々の事象をめぐる因果関係に関して未だ検討を必要とする部分を多く残している。安部健夫氏の死後、講義ノートを論文化したという「元代通貨政策の発展」(『元代史の研究』、創文社、一九七二年)も、考察は中統鈔発行のところで中断しているが、一応このタイプに属する研究と言える。また欧米における元の通貨に関する研究、例えば L.S. Yang, Money and Credit in China. Harvard university press, 1952. H.F. Schurmann, Economic Structure of the Yuan Dynasty : Translation of Chapters 93 and 94 of the Yuan shih. Harvard university press, 1956. Tullock, G. Paper Money - A Cycle in China. The Economic History Review, Second Series, I X, No. 3, 1957. 等も、こうした通史的な叙述形式を取っている。

元朝の通貨制度に関する論考は、前田直典氏の「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」(『北亜細亜学報』三、一九四四年、後『元朝史の研究』、東京大学出版会、一九七三年に再録)に指を屈する。前田氏は論文の前半において、紙幣の発行制度を印造・運用制度に分けて詳述し、紙幣印造・発行・兌換交換機関や紙幣行政統轄機関の沿革・職掌、設置場所、印造・発行の手続き等を、膨大な史料を博搜した上で詳考されている。また後半では紙幣の流通地域や交易における使用状況を、やはり史料を博搜された後に考察された。前田氏の労作によっ

て、紙幣制度のうち、発行制度の部分はその全貌がほぼ明らかになったと言い得る。なお、宋から民国までの紙幣を通観した曾我部静雄『紙幣発達史』（印刷庁、一九五一年）の中に、元代の紙幣の運用制度や流通状態等に触れる箇所があるが、主に前田氏の研究に依拠した概説である。

元代の紙幣の様式に対しては、紙幣の実物や印造に使用された銅版の出土報告書にも簡単な検討が為されていることが多いが、代表的な研究はやはり前田氏の「元の紙幣の様式に就いて」（『考古学雑誌』三三―四、一九四三年、後『元朝史の研究』に再録）であろう。これは題名の通り、元代の紙幣の実物及び銅版の拓本を収集し、その様式や記載事項を詳細に分析したもので、紙幣運用制度やイル・カン国で発行された紙幣の様式に触れる部分もある。

元代の貨幣単位に関しては、専論として前田直典「元代の貨幣単位」（『社会経済史学』一四―四、一九四四年、後『元朝史の研究』に再録）がある。これによれば、元代の紙幣の額面は貫・文なる銅銭の単位で表示されていながら、実際の取り引きでは、錠・両・銭・分といった銀の重量単位が価格計算単位として使用されており、またモンゴル帝国時代に、帝国内全域に全く等価値な国際単位が設けられていたという。交易の局面に銀の重量単位が使用されていたことは、彭信威『中国貨幣史』、足立啓二「専制国家と財政・貨幣」（『中国専制国家と社会統合』、文理閣、一九九〇年）にも言及が為されている。特に足立論文はかかる銀の価値尺度化について、銀が対外貨幣から対内貨幣へと転化し始めたことを意味するとしている。

銀については、この他に加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』（東洋文庫、一九二六年）、前田直典「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」、同「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」（『歴史学研究』一二六、一九四七年、後『元朝史の研究』に再録）、李幹『元代社会経済史稿』（湖北人民出版社、一九八五年）、彭信威『中国貨幣史』等が使用の禁止・解禁の沿革、使途等を検討しており、愛宕松男「幹脱銭とその背景――十三世紀モンゴル＝元朝における銀の動向――」（『東洋史研究』三二―一・二、一九七三年、後『愛宕松男東洋史学論集』五、三一書房、一九八九年に再録）、R.Blake, *The Circulation of Silver in the Moslem East down to the Mongol Epoch*. *Harvard journal of Asiatic Studies*. 1937, Vol.2, No.3 and 4. は、銀を用いた利貸しを行う西域商人幹脱

の手によって、十～十三世紀に中国の銀がイスラム圏へ流出したと主張する。小林新三「元朝における銀の賜与について―世祖朝を中心として―」（『元史刑法志の研究訳註』、教育書籍、一九六二年）は、世祖時代に銀が賜与に用いられたケースやその額を分析し、さらに賜与における銀の減少、紙幣の増加傾向を指摘する。

貨幣価値に関する研究としては、前掲前田「元時代に於ける紙幣の価値変動」が、金・銀、塩引・茶引、馬匹・米粟等の価格に関する史料を丹念に収集した上で、物価の変動から紙幣の価値変動を割り出し、詳細に跡づけている。元代の物価については、全漢昇「元代的紙幣」、李幹『元代社会経済史稿』、彭信威『中国貨幣史』等の中にも若干の言及が見られ、全漢昇「宋明間白銀購買力的変動及其原因」（『新亞学報』八―一、一九六七年）も僅かながら元代の銀価に触れている。

元朝治下の銅銭を扱った研究には、前田直典「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」、孫仲汇「元銭雑議」（『文博通訊』一九八四年―二・三）、王冠倬「元銭管窺」（『平准学刊』第三輯下、一九八六年）、孫仲汇「元代供養銭考」（『中国錢幣』一九八六年―一）等があり、彭信威『中国貨幣史』、李幹『元代社会経済史稿』にも銅銭に論及する部分がある。これらの論考においては、①元朝政府が至大（一三〇八～一一）・至正年間に銅銭の鑄造及び使用の解禁を行ったのは、紙幣価値下落を食い止めるためであったこと、②銅の供給不足や多大な経費の故に、銅銭の鑄造が不振であったこと、③銅銭の使用禁止が実質的には不徹底であったこと、④元朝が寺院に対する賜与に充てるため、廟宇銭なる銅銭を鑄造していたこと、⑤寺觀においても粗雑な供養銭なる銭が鑄造されていたこと、⑥元末の群雄が各々銅銭を鑄造していたこと、⑦元代では銅銭の使用が禁止されたため、銅銭の铸つぶしや国外流出が増大したこと等が指摘されている。しかしながら、いずれも概論の域を出ていない。

元代では、紙幣の使用増大とともに、紙幣の偽造・変造が大きな問題と化していた。偽造・変造の状況やそれに対する刑罰等に関しては、小林新三「元代における紙幣の偽造」（『歴史教育』一四―八、一九六六年）、翟国強・楊徳華「元代偽鈔問題芻議」（『中国錢幣』一九八九年―四）、羅仁忠「元代昏鈔倒換及燒鈔制度概述」（『中国錢幣』一九九三年―一）、史松霖『錢鈔辨偽』（上海市錢

幣学会編、一九九三年) 等がある。このうち羅論文には、新旧紙幣交換時の規定・手続きや、旧紙幣焼却制度等にも言及するところがある。

これらの他に、主に元代において紙幣が使用されたことの意義に論及した研究も見られる。例えば有高巖「元代鈔法の得失と其結果」(『史林』一一三、一九一六年)は、元朝が紙幣制度を採用した理由、制度の長所・短所、紙幣の流通状況等を概観し、幾多の失敗はあっても、紙幣の使用が若干の効果をあげ得たことは、文明史上顕著な事跡であると述べる。愛宕松男氏は「元朝の対漢人政策」(『東亜研究所報』二三、一九四三年、後『愛宕松男東洋史学論集』四、一九八八年に再録)の中で紙幣について一項を割き、紙幣の使用は元朝の統制的独占的経済政策の発露であるとする。

中国側ではこの種の研究として、匡裕從「試論元代的紙幣」(『文史哲』一九八〇年一三)、郭庠林「関于元代紙鈔的幾個問題」(『學術月刊』一九八三年一二)、李干「元代發行的紙幣及其歷史意義」(『内蒙古社会科学』一九八五年一四)、穆鴻利「簡論忽必烈的幣制改革与元代鈔法的歷史地位」(『中国錢幣』一九八六年一一)等が挙げられ、いずれも紙幣の発行は社会・経済の活性化を促したが、元代後半の紙幣濫発に伴う紙幣価値崩落・物価騰貴は社会矛盾を激化させ、遂には元朝を滅亡へと追い込んだとする。これらの研究には、元朝が紙幣を発行した理由や通貨政策の成立に関しても、簡単ではあるが触れるところがある。

上記の分類に含み得ない論考としては、以下のものが挙げられる。宮澤知之「唐より明にいたる貨幣経済の展開」(『東アジア専制国家と社会・経済』、青木書店、一九九三年)は元代の貨幣経済の特徴をまとめ、紙幣の持つ貨幣機能の増大、紙幣の二重計量方法(貫文表示・錠両計算)の意義、銀貨未発行の原因、紙幣と物流との関係、さらに紙幣の信用が徴税を通じた回収によって維持されていたこと等を概観する。紙幣の信用が徴税、なかんずく塩の専売税徴収を通じた回収によって維持されていたことは、愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」(岩波講座『世界歴史九』中世三、岩波書店、一九七〇年、後『愛宕松男東洋史学論集』四、三一書房、一九八八年)においても指摘が為されている。

また元朝の紙幣とイル・カン国の紙幣運用制度を比較し、後者の発行が失敗に終わった原因を考察した佐藤圭四郎「元朝の交鈔とイルハーン朝の鈔c a v e r 十三・四世紀における東・西アジアの紙幣制度一」(『龍谷大学論集』四二八、

一九八六年) や、西藏地方に元朝の紙幣が流入する経緯を検討した張虎嬰「元代紙幣在西藏地方流通考」(『中国錢幣』一九八四年一四)、元朝の紙幣を国際通貨と見る李逸友「元代草原絲綢之路上的紙幣——内蒙古額濟納旗黑城出土的元代絲及票券——」(『中国錢幣』一九九一年一三)もある。藤野彪「元朝の金融策について」(『愛媛大学紀要』第一部人文科学二一、一九五五年)は幹脱の活動や元朝の金融政策等を概観するが、その中に中統鈔の発行に触れる箇所がある。欧米ではM. Rossabi, Khubilai khan, University of California press, 1988.の中に、フビライ政権が中統鈔を発行した理由や、通貨政策の華北から南宋領への拡大等について、極く簡略な記述がある。

三 問題の所在及び分析の方法

以上に見てきた如く、元朝の通貨政策の成立過程を扱った専論は未だ存在せず、その本格的解明には非常な意義が認められる。そこで問題の所在を確認するため、これまで先行研究において、概略的ないし断片的であるにせよ、元朝通貨政策の成立に関してどのようなことが指摘されてきたのか、以下に整理しておきたい。

我国では有高巖「元代鈔法の得失と其結果」が、元朝が紙幣を発行した理由として、紙幣が遠隔地決済手段として便益であったこと、宋・金治下で民衆が既に紙幣の使用に慣れ親しんでいたこと、紙幣の印造は政府にとって多大な利益を生み出すものであったこと、銅資源が不足していたことを挙げる。愛宕松男氏は「元朝の対漢人政策」「幹脱錢とその背景——十三世紀モンゴル=元朝における銀の動向——」において、フビライが即位後、中統鈔を発行したのは、当時の華北に流通する雑多な貨幣を統一するためであり、紙幣を専一に行使したのは、北中国における銅地金の欠乏、鑄錢の困難さ、発行当初の中統鈔の価値の高さ、紙幣の運用に絡まる利潤等によるという。藤野彪「元朝の金融策について」は、中統鈔は幹脱の経済的基盤を打破するために発行されたと述べている。

国外においては、匡裕從「試論元代的紙幣」、郭庠林「関于元代紙鈔的幾個問題」、李干「元代発行的紙幣及其歷史意義」、穆鴻利「簡論忽必烈的幣制改革与元代鈔法的歷史地位」等の論考が、フビライが中統鈔を発行した理由として、発行によって財政を補填しようとしたこと、商品・貨幣経済の躍進に伴う通貨需要増大に対応しようとしたこと、それまで華北内部のみならず、金と南宋との間に

においても分裂していた通貨を統一しようとしたこと、紙幣との交換によって民間の財を搾取しようとしたこと、銅錢鑄造が不振であったこと、等の諸点を指摘している。またTullock,G. Paper Money-A Cycle in China. L.S.Yang, Money and Credit in China. H.F.Schurmann, Economic Structure of the Yuan Dynasty: Translation of Chapters 93 and 94 of the Yuan shih. M.Rossabi, Khubilai khan.等は、中統鈔が華北の通貨統一、民間の金・銀等の収奪、商業活動の活性化等を目的として発行されたとしている。

これらの指摘を通覧して浮上してくる第一の問題点として、有高氏に代表される如く、通貨政策の成立を明確に二つの段階に分けて検討していない点が挙げられる。元が初めに金を倒し、その後さらに南宋を滅亡させるという二つの段階を経て成立した王朝であるのと同様に、通貨政策もまた華北領有時代にその基本的な構造がつくられ、それが南宋併合後、南宋領へ敷衍されるという二つの段階を経過して成立している。従って通貨政策成立の検討は、基本的な構造がどのように形成され、そしてそれがいかに旧南宋領内へ押し広げられたのかという二つの段階に分けて行われなければならないのである。

もっとも基本構造の成立過程、特にフビライが中統鈔を発行した理由については、比較的多くの検討が為されており、既述の通り財政補填、通貨の統一、商品経済発展への対応、財の回収、銅錢鑄造の不振等が指摘されている。しかしながら、例えば単に通貨を統一するのであれば、紙幣以外の貨幣を用いても可能であった筈である。そもそもフビライ政権が発行する可能性のあった貨幣としては、当時紙幣の他に銀・銅錢があった。それにもかかわらず、フビライ政権は何故に紙幣を選択したのか、これまで詳らかにされていない。

次いで元朝が通貨政策を南宋へ拡大したのは、従来南北間で分裂していた通貨を統一するためであるとされてきた。しかるにそこで考えてみなければならないのは、元朝の江南支配の持つ脆弱性である。元朝の江南に対する態度には「なんだかハレ物にさわるような過度の慎重さがみられる」とされ、また元朝行政の実質的浸透は、長江流域にとどまったとする指摘も為されている⁽⁵⁾。事実、元朝が南北で行い得た共通の制度・政策とは、通貨政策を除けば行省・駅伝制度くらいであった。そうであるとすれば、そのように支配力が微弱であった南宋領に対して、元朝は何故に通貨政策を拡大していくことができたのか、という疑問が当然

生じてくるにもかかわらず、先行研究はそうした点に触れていないのが実状である。以上に述べてきた通り、元朝通貨政策の成立過程を研究するには、基本的な構造の成立と、その南宋領への拡大という二つの段階に分けて行うことが不可欠なのであり、また個々の段階に対しても、未だ検討を加えなければならない余地が多く残されているのである。

問題点の第二として、元朝通貨政策の成立には、金・モンゴル帝国・南宋時代の通貨事情が極めて大きな影響を与えていた。元朝が南宋領へ通貨政策を拡大することができたのは、実質的に南宋後半の通貨事情を利用したからであると見なされ、中統鈔の発行も金～モンゴル帝国時代の通貨事情に規定される部分が大きかったのである。しかしながら、先行研究のうちで金・モンゴル帝国や南宋を視野に含め、それらと元朝通貨政策の成立との関連を本格的に追求したものは、これまで存在しなかった。僅かに安部健夫「元代通貨政策の発展」が金末から論を起しているけれども、金末～モンゴル帝国時代の通貨事情が、中統鈔の発行といかにかかわるのかという点について、本格的な検討は為されぬまま終わってしまっている。また曾我部静雄『紙幣発達史』も歴代の紙幣を通覧するが、元朝が紙幣を発行したのは、宋・金代に紙幣が行使されていたのを踏襲したからと述べるだけで、宋・金代における紙幣の使用が、元朝の紙幣発行とどのような関連を持つのか、具体的な検討を加えていない。

第三の問題点として、元朝通貨政策の大きな特徴は、紙幣を専一に行使しようとした点に求められる。それにもかかわらず、元朝がそのような形式の通貨政策を採用した理由に関する分析が不十分と思われることである。先行研究では、元朝が紙幣を専用したのは、銅資源の欠乏、鑄銭の困難さ、発行当初の中統鈔の信用の高さ、紙幣の運用から生じる利益等によるとされている。しかしながら私見では、そうした諸点に対して未だ付け加える余地も残されているようであり、特に銅銭・紙幣の併用にかかわる長所・短所について、一層探求してみる必要がある。また南宋領内において、果たして紙幣専用がどの程度貫徹されたのかという点に関しても、検討が必要とされよう。

第四の問題点は、特に中国側の研究に多いのであるが、紙幣の発行を商品経済・貨幣経済の発展と安易に結び付けてしまっていることである。確かに中国における手形や紙幣の出現・発達の背後に、一定の商品・貨幣経済の発達があったこ

とは否定されるべきではない。しかるにそれが元朝に紙幣の発行を促し、況んやその後、紙幣を専用する通貨政策を策定させた直接的原因であったとは到底考え難い。因みに元代よりも商品・貨幣経済の発展していた清代では、その末期を除いて紙幣は殆ど用いられていないのである。商品・貨幣経済の発展を直ちに紙幣の発行と結び付けることはできない。

問題点の第五は、通貨政策の成立に言及した研究のみならず、元代の通貨に関する研究全般について言えることであるが、主要貨幣たる紙幣にのみ目を奪われ、銅銭・銀等の貨幣を軽視するような傾向が認められることである。ところが通貨政策の成立に限ってみても、銅銭の欠乏や銀を主要貨幣として用いることの不利不便が、大きな影響を及ぼしていたことが看取される。元代の通貨を研究する際に、紙幣と銅銭・銀との関係を重視することは不可欠である。

では、上記の諸課題を踏まえた上で、元朝通貨政策の成立過程を研究するには、どのような方法を取るべきなのであろうか。また検討を進める上で留意しなければならないのは、いかなる点であらうか。

第一に、通貨政策の成立過程を、元朝の華北領有時代における基本的な構造の成立過程と、南宋併合後の南宋領内への拡大過程との二つに分けて検討してみることである。第二として、元代の問題を検討するとはいえ、基本構造の成立に関しては金代の、南宋領への拡大に対しては南宋時代の通貨政策・通貨事情から本格的検討を開始することである。また元代の紙幣の淵源をたどれば、唐～北宋時代において、商品・貨幣経済の発展とともに出現・発達した手形・紙幣にたどりつく如くである。よって元代の紙幣を、特に貨幣機能や普及の状態等に留意しつつ、唐代に端を発する手形・紙幣発展の系譜の上に連ねてみることも必要であらう。第三として、歴史の研究では当然のことではあるが、検討にあたっては商品・貨幣経済の発展を一応念頭におきながらも、それ以外に政治的・財政的・軍事的要因が通貨政策の成立に与えた影響についても、十分に注意を払う。また元代には中国と西域との交流が活発化しているので、中国史の枠にとらわれることなく、イスラム・ヨーロッパ世界との関係をも視野に含める必要がある。第四に、紙幣にのみ着目することなく、銅銭・銀の状況や、それらと紙幣との関係にも留意することである。

四 構成と史料

凡そ以上の諸点を念頭に、具体的な検討は以下の順序で行う。本論文の構成及び使用する史料を示せば次の如くである。なお、史料に関して付言すれば、宋・金・元代の史料は政府側の編纂史料が殆どであり、明代以降と比較するとその数は少ない。しかしながら、宋・金代の史料は元代を、元代の史料は宋・金代を視野に入れて扱うことで、史料の不足をある程度は補足できようし、これまでとは異なった解釈が可能となるであろう。また宋代の文集や『宋会要輯稿』・『建炎以来繫年要録』等の中には、重要であると見なされるにもかかわらず、先行研究において未だ引用されたことのない史料も、少なからず存在するようである。そうした史料も丹念に収集して活用したい。

元朝の通貨政策は、唐～北宋時代における手形の出現・発達、さらに紙幣の出現をその成立の大前提にしていると思われる。そこで第一章では、唐代における商品・貨幣経済の発達、財政運営における銅銭の使用増大が、金融業者・政府諸機関に手形の発行を促したことを概観する。次いで北宋時代になると、商品・貨幣経済のさらなる発展に加え、強大化した北方民族に対する辺防政策及び辺境に対する通貨政策が手形の使用を一層発達させ、一時的ないし局地的ではあるものの紙幣が出現したことを概観する。

第二章～第四章においては、元朝通貨政策の基本構造の成立過程を取り上げる。このうち第二章では、金代において紙幣交鈔が発行されるに至った背景、交鈔が増発され銅銭に代わる主要貨幣として流通地域や使用者層を拡大していく様子等を検討する。金代は、宋・元代と比較するとことさらに史料の乏しい時代なので、本章では『金史』、それも食貨志をいかに読み込み、その零細な史料を活用駆使するかに成敗がかかっていると言えよう。また『金史』とともに『遺山先生文集』・『大金国志』・『建炎以来繫年要録』等の史料をも用いる。

第三章においては、モンゴル軍の金への侵攻と、それによって引き起こされた通貨の混乱状況を分析する。具体的に取り上げるのは、交鈔をはじめとする紙幣の濫発・価値暴落の様相、銅銭欠乏の激化、銀の貨幣的使用の昂進と主要貨幣化等の諸点である。使用する史料はやはり『金史』が中心であるが、この時期になると『秋澗先生大全文集』や『紫山大全集』等、元側の文集史料等にも関連記事がかなり見られるようになるので、それらもできるだけ活用する。

第四章では、第二章・第三章で検討した成果を踏まえつつ、金朝滅亡後、モンゴル帝国の支配下におかれた華北の通貨事情、フビライが中統鈔を発行した理由、フビライ政権・元朝が通貨政策の基本構造を形成していく経過等に検討を加える。その際、膨大な通貨需要を抱えていたフビライ政権は、何故に銀・銅銭ではなく紙幣を発行したのか、また紙幣・銅銭を併用する計画が存在したにもかかわらず、何故に紙幣を専用する通貨政策の策定に踏み切ったのか、という点に留意する。主たる使用史料は、『秋澗先生大全文集』・『紫山大全集』・『牧庵集』・『牆東類稿』等の文集や『元朝名臣事略』・『元史』等である。また『宋会要輯稿』や『建炎以来繫年要録』等、宋側の史料をも一部補助的に用いることとなろう。

第五章～第八章では、元朝が通貨政策を南宋領内へ拡大していく過程を検討する。このうち第五章～第七章では、南宋の貨幣を取り上げる。その際、支配が脆弱であったとされる南宋領内に対して、元朝が通貨政策を敷衍し得たのは、南宋時代に元朝の通貨政策を受容する基盤が既に存在していたからではないか、という観点から、地域を江南・江北・四川に三分して考察を進める。

第五章では江南を対象として、紙幣東南会子が発行されるに至った背景や、その増発の経過を検討する。具体的には、財政収支を銅銭・会子半々で行う銭会中半制の成立から崩壊までを跡付けることを通じ、会子の主要貨幣化、行使区域・利用者層拡大の過程、その反面における銅銭の減少等について検討する。東南会子が発行されたのは、紹興年間（一一三一～六二）末以降のことであり、この時期は『建炎以来繫年要録』の如き有力な編年体の史料が存在しない。しかしながら、膨大な文集史料の上奏文等に、会子に関する相当詳細な記事が多数含まれているので、それらをいかに収集・解読するかが本章のポイントとなる。主要な文集としては、『西山文集』・『後楽集』・『鶴山先生大全文集』・『杜清献公集』・『鶴林集』等が挙げられ、その他にも『宋史全文統資治通鑑』・『両朝綱目備要』・『皇宋中興兩朝聖政』・『宋季三朝政要』等の編年体史料や、『宋会要輯稿』・『慶元條法事類』・『建炎以来朝野雜記』・『景定建康志』等を用いる。

第六章では、南宋時代に軍事的消費地帯となった江北の通貨事情を検討の対象とする。南宋政府は江北から銅銭を回収して引き換えに鉄銭を支降し、また東南会子の他に湖北会子・淮南交子という紙幣を流通させていた。本章で検討を加えるのは、鉄銭の流通が悪化し、代わって紙幣が江北の主要貨幣となっていく経過

である。史料としては、江北に関しても、『建炎以来繫年要録』は時期的に殆ど用いることができないので、『勉齋集』・『水心先生文集』等の文集や、『文獻通考』・『宋会要輯稿』・『宋史』・『兩朝綱目備要』・『宋史全文統資治通鑑』・『皇宋中興兩朝聖政』・『慶元條法事類』・『建炎以来朝野雜記』等から史料を丹念に収集して利用する。

第七章で検討するのは四川である。四川においては、北宋時代から鉄錢・錢引（紙幣交子が改称）が行使されていた。本章では、軍事費支払いのために錢引が増発され、その一方で鉄錢の鑄造が不振であったことから、錢引が主要貨幣の地位を獲得したこと等を実証する。錢引は南宋の初めより行使されているので、利用する史料は『建炎以来繫年要録』が中心となる他、『宋会要輯稿』にも南宋時代の四川の貨幣や財政に関して、これまで紹介されたことのない史料が多数見られるので、それらも収集して活用したい。

第八章では、第五章～第七章の成果を踏まえ、元朝が南宋の通貨事情を利用しながら通貨政策を拡大していく経緯や、南宋領内における紙幣行使が不徹底であったこと等を検討する。史料は『元史』・『元典章』・『通制条格』・『歴代名臣奏議』等の他に、『秋澗先生大全文集』・『雪樓集』・『心史』等の文集や、『至順鎮江志』・『至正金陵新志』等の地方志類も用いる。また南宋末の紙幣の流通状況にも言及するので、その際には第五章～第七章で使用した史料、特に文集を再度用いることとなる。

結論では、はじめに本論の総括を行い、次いで元朝通貨政策成立の持つ意義について考察を加える。さらに残された課題に関しても若干言及しておきたい。

〔註〕

(1) 愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」（岩波講座『世界歴史九』中世三、岩波書店、一九七〇年、後『愛宕松男東洋史学論集』四、三一書房、一九八八年に再録）、『東洋史学論集』の一五九頁。

(2) 元朝史研究の持つこうした問題点に関しては、杉山正明氏も「日本におけるモンゴル（Mongol）時代史研究」（『中国史学』一、一九九一年）の中で言及しておられる（二二九～二三〇頁）。

(3) これについては、例えば足立啓二「専制国家と財政・貨幣」、「明清時代に

おける錢經濟の發展」(以上『中国專制国家と社会統合』、文理閣、一九九〇年)等を参照されたい。

(4) ここでは紙幣・銅錢・銀錠の実物や、紙幣の印造に使用された銅版等に関する出土報告書、銅錢・銀錠の重量・成分・形状等を分析した論考については紹介を避ける。

(5) 註(1) 愛宕論文、『東洋史学論集』の一六四～一六五頁、安部健夫「元時代の包銀制の考究」(『東方学報』京都、二四、一九五四年、後『元代史の研究』、創文社、一九七二年に再録)、著書の二〇四頁。

第一章 唐宋時代における手形の盛行と紙幣の出現

はじめに

中国の紙幣は、民間の金融業者もしくは政府が発行する手形に端を発するといえることができる。中国において、手形はかなり古くから存在したようであるが、明確な形で史料に現れるのは唐代以降の、商品・貨幣経済の飛躍的発展という状況下のことである。そこで本章では唐代にまで遡り、手形の出現状況及びその後の発達、さらに北宋における紙幣出現の過程について概観してみたい。

第一節 唐代における商品・貨幣経済の発達と手形の出現

一 金融業者の手形発行

魏晋南北朝の分裂と混乱によって久しく停滞していた農業・手工業生産は、隋・唐の統一とそれに伴う社会の安定によって飛躍的に発展した⁽¹⁾。農業について見れば、華北では麦・粟の二年三毛作の形態が完成する一方、江南では水田開発が進んで米の生産が増大し、江南の華北に対する経済的優越が確定した。また飲茶の習慣が広がり、それにつれて産茶地も四川から長江中・下流域へ、さらに福建・広州へと拡大した。広州では唐代に綿花の栽培も始まっている。手工業に目を転じると、唐代には絹織物の織り方・染め方が複雑化し、河北・山東、両浙・江東、四川が主要産地として鼎立した。製紙業は唐代に資源の開発、生産の集中、特産化が進んでいたといい、製陶業も唐三彩が出現する等、発展が見られる。かかる諸産業の発達は、大運河の本格的活用の開始に代表される交通・運輸の整備とあいまり、商業をも著しく発達させた。具体的には都市間を結ぶ商業が発達し、都市が農業・手工業品の集散地となることで富裕化し、長安をはじめとする大都市が出現した。都市の持つ商工業機能が増大するとともに、都市内部の商業も発達し、商業区域たる市が法制的に整備され、都市郊外にも草市と称される商業区が出現している。このような商業の発達は産業をも発達させることとなり、商品の生産・流通が活発になった。

商品流通の発達は、当然の如く貨幣に対する需要を増加させた。また安史の乱

後、租庸調制の崩壊に伴って、両税・専売税・商税等の銭納原則の税目が増え、財政運営全体において銅銭の占める割合も増大した。しかるに当時の主要貨幣であった銅銭は、日常の低額取り引きには便利であったが、重量が嵩む故に高額・広域決済や財政の運用、殊に税収の遠距離輸送等には甚だ不便な貨幣であった⁽²⁾。また銅銭の流通量は少なく、その供給は往々にして不足傾向にあった。さりとて金・銀を用いれば、価値が高く、軽便であるものの、高価であるが故に盗難の危険性があった。絹帛も高額貨幣として行使されていたが、金・銀と同様盗難の危険性があったことに加えて、汚損・変質しやすく、貨幣として本質的な欠陥を持っていた。かくして高額・広域決済や銭納税の税収の輸送には、手形を使用することが最良の策となり、高額・広域決済を行おうとする者は、財物を保管業者に預託して引き替えに手形の発行を受け、また政府諸機関も銅銭運搬の労を省くことを目的として、手形を発行するようになった。本節では唐代に行われた手形のうち、民間の保管業者の振り出す手形から見ていくこととしよう。

中国における保管業について見ると、魏晋南北朝時代に寺院の無尽蔵・常住庫が出現しており、保管の場を持たない民衆は、各自の財物保管をそこへ依頼するようになった。その後、唐代に入って商品・貨幣経済が発達してくると、財物の保管は益々盛んになり、保管の目的も複雑多岐と化した。なお、預託保管は当時寄附と称されていた。寄附の目的が多様化するにつれて、特に多くの人口を擁し、政治のみならず経済の中心地でもあった、長安・洛陽をはじめとする華北の大都市には、保管を扱う業者が出現した。これが寄附鋪、別名櫃坊である⁽³⁾。寄附鋪が櫃坊とも称されたのは、財物を保管するために「櫃」と呼ばれる蔵器を備えていたからである。櫃とは木もしくは金属、時には石によっても造られ、堅固な鎖鑰を施すのが普通であった。また櫃の原義は蔵器であり、金銀玉帛錢宝の蔵器を意味する櫃は唐宋の時代的慣用である。

寄附鋪の出現時期を特定することは現在不可能であるが、遅くも唐の開元・天宝年間（七一三～七五五）には相当大きな存在となっていたと見られている。寄附鋪は財を預かる際、手数料を徴収するとともに預かり証を発行しており、この預かり証が支払い用の手形として盛んに使用されるようになったのである。預かり証の手形的使用が盛んになると、今度は手形の発給を目的として寄附鋪に対する財物預託が行われるようになり、また支払い用約束手形から各種手形が派生す

ることとなった。

寄附鋪が扱っていた手形としては、第一に支払い用の約束手形が挙げられる。これは寄附鋪の発行する預かり証が、一覽後即時払いを約束した手形に発展したもので、大都市の近辺やその城内で高額取り引きに盛んに利用されていた。またその利用が増えてくると、寄附鋪は流通行使に便宜をはかるため、定額制の手形を振り出すようになった。

手形の第二は小切手で、これは寄附鋪に預託を行った者が、その預託金に対する支払い手段として小切手を切り、預託を受けた寄附鋪に支払わせていたものである。小切手の形式については所伝があり、支払い貨幣の種類（錢・金銀・絹等）、受取人氏名、支払い額、振出の月日等をこの順で記し、最後に振り出し人の氏名を署していた。

長安の寄附鋪は、送錢用の手形をも発行していた。送錢手形は主として東南地方（淮南・江南・両浙・荊湖・福建・広南）や華北から長安を訪れ、商品を売却する客商（多くは茶商）によって使用されていた。彼らは商品の代価として受け取った銅錢を、長安の寄附鋪に払い込んで手形の振り出しを受け、帰郷してから寄附鋪の支店または委託を受けた取り引き店に赴いて、払い戻しを受けたのである。支店で支払いを受ける手形は振り出し・支払い人が同一であるから他地払い約束手形、取り引き店で支払いを受ける手形は第三者に支払いを委託することから為替ということになる⁽⁴⁾。このような送錢手形は、便換・飛錢等と称されていた。送錢手形に関しては、政府機関が発行したものも含めて後に詳述する。

唐代の寄附鋪には、宋代に見られる如く財物の保管、手形の発行を専業とする者はおらず、一流の大寄附鋪でさえ他の金融業者等との兼業の形をとっていた。櫃坊を兼業していたのは、金・銀の地金や器飾の販売、加工製造等を行っていた金銀鋪、抵当を取って利貸しを営む質屋たる質庫戸、主に客商を相手に宿泊・飲食・倉庫業を営んでいた邸店、絹を扱う商人絹帛鋪・絹行の四業者である。これらの業者は、商品・抵当品保管のため櫃を有しており、そうしたことから寄附鋪の兼業に乗り出していったのである。なお、このうち絹帛鋪・絹行は、金銀鋪とともに両替も行っていった。

寄附鋪は保管料を取って財物を預かるが、預託を受けた財物は直ちに支還されるのではないから、その何割かを備蓄しておけばよかった。また同品質であれば、

預かり品と同じ物を支還する必要もなかったため、寄附鋪は支還用の準備金を金銀鋪・絹帛鋪等の事業に投資するようになった。寄附鋪は財物の保管や手形の取り扱いとともに、金銀鋪等との兼業という実態において、投資・両替・利貸し等の業務に密着していたのであり、中国における銀行の権輿と見なし得るものである。

二 政府諸機関の手形発行

便換または飛銭と呼ばれる送銭用の手形は、寄附鋪の他に政府諸機関によっても発行されていた⁽⁵⁾。便換は元和六年（八一）二月までは自由経営が認可されていたが、七年五月以降、政府諸機関のうち三司のみが経営を許可されることになった。本項では、自由経営時代における、便換の経営（振り出し）機関から見ていくこととしよう。因みに唐代の便換は全て京師長安振り出し、地方支払いであった。

便換の経営機関として第一に挙げられるのは、進奏院である。進奏院とは藩鎮が京師に設置していた機関で、藩政諸般を中央へ取り次ぐこと、中央の政情を自藩へ迅速に通報すること等を主たる職務としていた。藩鎮は管内において、不法な搾取や種々の営利行為によって多大な私財を着服しており、それらを中央に対する貢献や賄賂として利用したり、長安の私邸に隠匿したりするため、藩鎮現地—長安との銅銭輸送を絶えず行う必要があった。かくして進奏院は便換を振り出し、地方の藩鎮の手元に備蓄され、京師に送られるべき銅銭を以て支払いを行い、銅銭を現実に輸送する労を免れていたのである。

便換の振り出し機関の第二は禁軍、なかんずく宦官を首脳とする神策軍である。宦官は当時配下の將校を藩鎮に抜擢して多額の餞別を与え、或いは装備銭を強制的に貸与しており、藩鎮は赴任後、抜擢の謝礼や装備銭の返還を行わねばならなかった。また宦官は藩鎮の監軍（監督官）をもつとめていたので、藩鎮はこの監軍に贈賄を怠らず、監軍は時に藩鎮とともに、管内において営利行為にはしる場合もあった。こうして監軍が獲得した財貨は、神策軍首脳の宦官に献納されていたのである。さらに宦官は地方に莊園・邸店・碾磑等を所有して私利を得ており、それを京師に送っていた。このように、進奏院は各地から送られるべき多額の銭を所有していたことから、銅銭輸送の手間を省くために便換を発行し、藩鎮の贈

賄のうち地方に存留されているものや、宦官の私有する莊園等に備蓄された財を利用して支払いを行ったのである。

振り出し機関の第三は三司である。三司は戸部・塩鉄・度支によって構成されており、安史の乱後中央に設置された唐朝の最高財政機関である。周知の如く、唐代では安史の乱を境として租庸調の税体系が崩壊し、代わって両税、塩・茶・酒等の専売税、商税等の錢納税が設けられた。これらの税を徴収・保管するため、地方には三司所管の巡院が設置され、その下には監・院・場・務等の機関があり、また州・府にも徴税の一部が委託されていた。三司はかかる地方機関に保管されている所謂係省錢物のうち、地方において中央の経費支払いに充てられる以外の部分を、中央へ上供する必要があった。そこで便換を発行し、地方機関に蓄えた銅錢を支支払いに充てて、銅錢を実際に輸送する労苦から逃れていたのである。

政府諸機関の便換の由来について考えてみると、上記の諸機関は寄附鋪と同様に銅錢の保管を行っていた。それはこれら諸機関の長官がいずれも高官であり、権力によって守られているので、保管の安全性が極めて高かったからである。諸機関は預けられた錢に対して預かり証を発行していたが、預託者の中には預かり証を長安から地方への送錢手形として利用することを要求する者が出現し、また諸機関も地方から長安へ輸送する多額の錢を所有していた。そこで次に紹介する寄附鋪の経営方法を取り入れ、便換を発行するようになったのである。政府機関の発行する便換は、振り出し・支払い者を同一人（唐朝政府）とする送錢用他地払い約束手形であったと考えられる⁽⁶⁾。

政府諸機関の他に、既述の如く長安の金融業者寄附鋪も便換を振り出していた。長安の寄附鋪は、保管する錢物を地方における事業に投資しており、地方で獲得した利潤を中央へ引き上げなければならなかった。そこで銅錢を中央へ輸送するために便換を発行し、地方に置いた支店で支払いを行い、或いは取り引き店に支払いを委託したのである。既に言及した通り、支店で払い戻しを受ける手形は送錢用他地払い約束手形、取り引き店に支払いを委託する手形は為替であったと見なされる。

自由経営時代における便換の盛況年代は、徳宗年間（七七九～八〇四）の初めから元和六年までで、当時行使されていた各種便換の中では進奏院振り出しのものが最も優位を占めており、三司・禁軍がこれに次ぎ、寄附鋪の便換は政府諸機

関の便換に抑えられていた。藩鎮のうち、便換を用いて京師に銅錢を集中していたのは、長安を重視する求心的政治姿勢を持つ藩鎮で、具体的には汴州宣武節度使韓弘や揚州淮南節度使王鏐等の名が挙げられる。彼らの京師第邸の蓄錢は五十万貫を越えていた。

便換は、経営者と利用者が相まってはじめて行使され得るものである。前項でも触れたが、便換の主たる利用者は、政府機関・寄附鋪を問わず客商、なかんずく東南地方や四川から長安・洛陽等の華北の大都市へ茶を運搬する茶商であった。また茶商の他に、やはり東南から華北へ米・工芸品・海産物・香薬（東南アジアから輸入される香木・薬品・象牙・犀角等の総称）等を運搬する商人や、四川から華北へ絹を販売に来る商人も、便換を利用していた。彼らは携行してきた商品を華北で売却するが、華北は東南に比べると一体に物資に乏しく、回貨（帰販用の商品）の仕入れが困難であった。そうであるからといって、売り上げとして得た大量の銅錢をそのまま持ち帰ることは非常に不便であった。一方、政府諸機関や寄附鋪は、富裕な東南、次いで四川において、京師に送るべき最も多額の錢を有していた。かくして客商は売り上げを持ち帰るため、進奏院・神策軍・三司・寄附鋪等に対し、商品を売却して得た銅錢を払い込んで便換の振り出しを受け、郷貫に帰ると、藩鎮の管内や宦官の経営する莊園・邸店・碾硯、巡院等の三司下部機関、京師寄附鋪の支店・取り引き店等へ赴き、便換の支払いを受けていたのである。

さて、唐朝政府は元和六年二月に公私の便換を一切禁止するという挙に出た。便換の経営者は公私ともに多額の銅錢を蓄積しており、それが長安における銅錢流通量不足の大きな原因を形成していた。そこで政府は公私の便換を一切禁止し、併せて蓄錢禁止令を發布することで、蓄積されていた銅錢を流通界に吐き出させ、銅錢の不足を緩和しようとしたのである。ところが三司の便換までもが禁止されてしまったため、地方から京師への係省錢物の輸送が困難になり、中央財政における錢の収入が激減してしまった。かかる事態に苦慮した政府は、元和七年五月に至り、遂に便換のうち三司振り出しのものに限って使用を許可することとなったのである。

三司の便換は、南北間の経済交流の展開に伴う需要の伸びや、政府が支払いに用いる銅錢の確保に努めたことから、自由経営時代を越える隆盛の途をたどり、

最多年間行用額は百万貫に達していた。ところが便換の使用期間は意外に短く、早くも太和年間（八二七～八三五）には衰退が始まった。その原因となったのは唐朝の弱体化で、それは地方においては藩鎮の勢力伸長による税収の専断、便換の支払い不能という事態を招き、中央においては長安の政治的・経済的地位を低下させ、南北間の経済交流を取縮に追い込んだのである。便換の事実上の行使期間は、黄巢が長安を占領するまで、具体的には懿宗時代（八五九～八七三）末までであったといわれている。その後、唐末から五代を経て宋初に至るまで、政府諸機関が発行する便換は休止状態にあった。政府諸機関の便換の盛況年代は、自由経営・三司独占時代を含め、徳宗時代初年から懿宗時代末までのほぼ一世紀に過ぎなかったのである。

唐末～五代時代⁽⁷⁾に注目されるのは、江南に分立した諸国の富国強兵・経済振興策とそれに付随する商品・貨幣経済の発展につれて、寄附鋪等の金融業者が華北から江南へとその普及地域を拡大していったことである。一例を紹介すると、十国のうち楚では、国王馬殷のもとで富国強兵策が推進された。馬殷は領内の産業を育成して特産品の開発に力を注ぎ、それを輸出して不足物資の輸入に努めた。また領内の銅銭を回収し、府庫に集蓄温存して国外への流出を防止するかたわら、代用貨幣として鉄銭・鉛錫銭等の低品位貨幣を発行して領内に流通させた。ところが鉄銭や鉛錫銭は、銅銭よりもさらに重量が嵩んだので、国内の産業貿易が発達して通貨需要が増大するにしたがい、使用の不便さが痛感されるようになってきた。それ故、実際の交易支払いには手形・小切手の類が盛んに使用されていたというが、これらは商人等が鉄銭・鉛錫銭を保管業者に預け入れ、引き当てに振り出しを受けたものと考えられている。こうしたことから後進地であった楚にも、寄附鋪に類するような、保管も扱う金融業者の普及しつつあったことが窺えよう。

第二節 北宋時代における手形の発達と紙幣の出現

一 金融業者の手形の発達と紙幣の出現

唐末～五代の分裂・大混乱が北宋の建国によって統一され、社会に再び安定がもたらされると、太平の余沢を受け、諸産業は唐代に増して発展をとげた⁽⁸⁾。農業では、殊に江南で水田開発が進展して棚田・水争田等がつくられており、また

竜骨車が出現する等、農具にも進歩が見られる。加えて占城米が輸入されたり、早稲・中稲・晩稲の区別ができる等、稲の品種改良が進んだ。麦の生産が江南へ広がり、米・麦の二毛作が成立した他、米の二期作も行われるようになった。農作物が多様化し、地方特産物が出現してくるのも宋代農業の一つの特徴である。手工業では絹織物業が発達し、高級品が出現する一方、下級織物の生産も増大した。製糸業・織物業の分化が決定したのは宋代のことである。陶磁器業も発達し、青磁・白磁には優れた芸術品が見られるようになったばかりか、庶民用の陶磁器も大量に生産された。漆器・製紙業も宋代に発展をとげている。

産業の発達と同時に商業も前代に増して発達を見せ、交通運輸の整備とともに全国市場が形成された。都市は商業都市としての性格を強め、坊・市制の崩壊とともに、都市のいたるところに多種多様な商店が置かれるようになり、それらの中には終夜営業をするものも出現した。都市は一層富裕化・巨大化し、開封や臨安の人口は百万から百五十万にも肥大した。さらに鎮・店・市・関・津等の地方小都市が出現し、これらはいずれも商業都市化した。このように宋代になると、商品・貨幣経済は唐代に比してさらなる発展をとげ、政府の通貨政策及び辺防政策も絡んだことから、手形の使用は官民ともに益々盛んになり、遂には紙幣の出現を見るに至った。本節では、民間の金融業者が発行していた手形の発達状況や、そうした手形が紙幣へと進化していく過程から概観していくこととしたい。

金融業者の扱っていた手形に関しては、史料が乏しいのでその詳細を知悉し難いものの、宋代において手形を発行していたのは、やはり寄附鋪及びそれに類する金融業者であった⁽⁹⁾。既に見たように、唐代における寄附鋪の主たる所在地は、長安をはじめとする華北の大都市であった。ところが五代を経て宋代になると、寄附鋪は地方にもより一層普及し、「所在の市井に寄附鋪あり」と称されるまでになった。また唐代の寄附鋪は、財物の保管や手形の取り扱いに従事するのみならず、他の金融業者との兼業の形態をとっていた。しかるに宋代の寄附鋪には、手形の発行や取り引きを専門に扱う金融業者へと転進する者が出現し、民衆の彼らに対する財の預託も、単に保管の安全を求めるのではなく、専ら手形の発給を求めるための預託へと変化した。さらに宋代の寄附鋪が扱う手形には、交子・会子・交引等の特殊な名称が付されており、そうした手形の流通が発達し、寄附鋪が手形の扱いを業務内容の中心とするにつれて、寄附鋪は手形の名称を以て交子

鋪・交引鋪等と呼ばれるようになった。

そのような寄附鋪の中で最も著名なものは、四川の益州成都府に存在した交子鋪であろう。この交子鋪については、後にも触れる。四川以外の地域では、京師開封に寄附鋪が存在していた。そして政府が、種々の交引を取り扱う京師權貨務という機関を設置すると、寄附鋪は交引の取り引きに乗り出し、それを営業の中心に据えたことから、交引鋪と称されるようになった。また開封のみならず、付近の大都市にも同様の手形の取り扱い業者があったと推察されている。

江南に目を向けると、江寧（現南京）に手形業者の存在が確認され、それ以外に海上貿易・江上貿易の要衝であった真州や揚州、鎮江等にも同業者が居たと見られている。また臨安にも寄附鋪が存在しており、南宋時代に入って、手形を扱う行在權貨務都茶場が設置されるや、彼らは開封の寄附鋪と同様、交引の取り扱いに乗り出し、交引鋪と呼ばれるようになった。なお、宋代の寄附鋪が発行する手形には、送錢用他地払い約束手形と支払い用約束手形との二種類があったと考えられる。

各地の寄附鋪の発展段階は一様でなく、地域的な格差が見られた。最も発展をとげていたのは四川の交子鋪であり、交子鋪が発行する交子の流通も高度に発達した⁽¹⁰⁾。四川において交子・交子鋪が発達した背景として、当地が京師開封の周辺、東南地方に次いで商品・貨幣経済の発達した地域であったことが挙げられる。しかしながらその直接的原因となったのは、中央の四川に対する通貨政策であった。

北宋以前に四川を支配していた後蜀は、当初銅錢を行使していたが、広政十八年（九五五）に財政難から鉄錢を発行し、以後銅錢・鉄錢を併用した。北宋は乾徳三年（九六五）に後蜀を滅亡させると、四川の金・銀・財宝等とともに、銅錢を回収して中央へ輸送しはじめた。さらに政府は銅錢の回収を徹底するため、代用貨幣として鉄錢を鑄造する一方、四川への銅錢の帯入を禁止しており、その結果、鉄錢が四川の主要貨幣となっていった。ところが、貨幣経済が急速に発達をとげていた当時においては、鉄錢は最早貨幣として素材価値が下等に過ぎた感があり、銅錢よりもさらに重量が嵩んだ故、使用には非常なる不便が生じていた。かくして鉄錢の需要は減退し、その価値も下落したので、四川では物価騰貴や通貨不足が発生した。このような鉄錢の行使に絡まる不便を解消すべく、民間では

交子鋪の交子に対する需要が高まってきた。交子の流通はこうして発達を続け、交換要具として紙幣的に行使されるようになったのである。また太祖の時代に『蜀版大藏經』が開版される等、四川では印刷技術が進歩していたことも、交子発達の一因と見なされる⁽¹¹⁾。

交子鋪は四川に広く存在したが、そのうち最も勢力を有していたのは成都府の交子鋪であった。特に交子の流通が発達してくると、交子鋪の数は益々増大して乱立の風潮さえ招くに及び、交子発行の利権獲得をもくろむ不正業者も出現した。そこで成都の交子鋪は、不正業者の横行によって低下した信用を回復し、また自らの信用をより一層高めて発展を期するため、大中祥符年間（一〇〇八～一〇一六）の初めに富民十六戸を以て政府公認の組合を結成した。交子鋪の信用の基礎は、言うまでもなく発行した手形に対する支払い（兌換）を確実にすることにあつた。

この組合は時を定めて集会を催し、交子の営業に関する打ち合わせを行った他、発行した交子に対して連帯責任を負っていた。また政府に報償金を納める反面、種々の特権を認められており、交子の発行を独占していた。本来組合を結成した十六戸は大商人であったから、組合の結成及び特権の享受によって、その発行する交子の信用は愈々増大し、組合は遂に成都のみならず、四川全域における全交子の発行・統制権を独占するに至ったのである。組合は交子の流通が大いに発達するや、発行制度の改定を断行した。それは兌換請求に対する手数料の徴収、額面単位の制定、界（流通期限、一界＝三年）の設定等である。交子の制度は、組合時代に改良・完成されていたとすることができる。

しかるに、絶えず独立の危険性を内包していた四川における交子組合のこうした勢力増大は、やがて政府の危惧するところとなった。また対西夏戦争に伴う軍事費の増大に頭を悩ます政府にとって、交子の発行に絡まる利権は大きな魅力であった。その一方で、交子鋪は預託された財を他の事業に過剰投資したため、交子の支払い（兌換）に支障をきたすという事態が生じた。そこで政府は天聖元年（一〇二三）、交子鋪に対して交子の発行停止を命じ、発行されていた交子は全て回収してしまった。そして回収が完了した後、政府自らが交子の発行に着手した。これが官交子である。官交子の制度は、交子鋪の制度を殆どそのまま踏襲したものと見なされる。政府への移管後、交子は各種貨幣機能を獲得し、世界最初

の紙幣となったのである。

紙幣交子の印造・発行額は増加の途をたどったのに対し、鉄銭の鑄造額は時代を経るにつれて低下した。これは、政府が交子を鉄銭に代わる四川の主要貨幣として行使しようとしていたことを意味すると考えられる。また紙幣交子の額面単位は当初一〜十貫であったが、流通の便宜をはかり、その使用をより民間に浸透させようという意図から、一貫と五百文とに整理された。

民間で振り出された手形には、除、即ち掛け売買にかかわる手形もあった⁽¹²⁾。除には商人と消費者との間で行われるものと、商人同志もしくは商人と工業者との間に行われるものがあり、前者は今日でいう消費信用、後者は生産信用に相当するという。このような掛け売買の慣行は古くから存在したが、宋代に入ると商業の発達とともに、特に生産信用が盛んになった。宋代に盛行していた除は商人同士、具体的には客商と坐賈との間に行われるもので、客商が牙人を介して貨物を坐賈に売却し、一定の期間を経た後にその代価を支払わせるという方法がとられていた。客商が坐賈に商品を渡すのと引き換えに、坐賈は客商に対し、何時、何処でどれ程の額の財貨を支払うか記入された証書を与えた。この証書が「契約」と称され、寄附鋪の手形と同様に約束手形として行使されていたのである。

二 政府の手形の発達と紙幣の出現

北宋時代には、金融業者の手形のみならず、政府の発行する手形も唐代とは比較にならぬ程の発展を見せた。その原因としては、商品・貨幣経済の発展もさることながら、唐末以来強大化し、西北辺境から絶えず宋朝を脅かし続けた遼・西夏に対する辺防問題の絡んでいたことが挙げられよう。宋代になると政府の発行する手形は多種多様化したが、そのうちの幾つかは紙幣的に行使されるようになり、また北宋末には極く短期間であったが、政府は四川以外の地域においてもそうした手形を正式に紙幣として使用している。ここでは政府が発行する手形のうち、唐代の便換と同じく京師と東南とを結んでいた手形から見ていくことにしよう。

北宋時代に京師開封と東南とを連絡した手形は、唐代と同様に飛銭・便換とも称されたが、通常便銭と呼ばれることが多かった⁽¹³⁾。官営の便銭は、宋初の建隆〜乾徳年間（九六〇〜九六七）に、唐代と同じくやはり三司の直屬として出現

した。そして開宝三年（九七〇）に便錢務が設置されると、便錢の発行はそちらへ移管されている。なお乾徳二年（九六四）、やはり三司の管轄下に専売総局たる京師權貨務が設置されており、便錢務は權貨務の従属機関であったとすることができる。京師權貨務は全国から京師に送られてくる専売収益を集積しており、北宋財政の鍵を握る極めて重要な機関であった。便錢務で発行された便錢は、主に東南地方で徴収され、貯積されていた係省錢物を以て支払われていた。

便錢の利用者は、茶商を中心とする客商の一群であり、彼らは東南地方を根拠地としたことから、当時南商と呼ばれた。南商は茶の他に米や工芸品、東南アジアから輸入される香薬等を携行して華北に赴き、開封やその付近の大都市で商品を売却していた。しかるに華北は東南と比較すると、総じて物資が乏しかったため、商人は回貨の購入が難しく、売り上げとして得た銅錢を、不便を承知でそのまま持ち帰るしかなかった。かくして南商は、売り上げの銅錢を便錢務に払い込んで便錢の発行を求め、東南地方に帰郷すると、当地の政府機関に積み立てられていた銅錢によって支払いを受けていたのである。また政府の側からすれば、このような京師振り出し、東南支払いの便錢を用いることで、国土の中で最も富饒な東南地方に、主として茶・塩の専売を通じて徴収・備蓄してあった多額の銅錢を、労せずして京師へ送ることが可能となったのである。

宋代の便錢は、唐代の便換と比較すると非常な発展をとげており、年間行用額は天禧年間（一〇一七～二一）末には三百万貫にも達していた。ところがこの後、便錢の行用は頭打ちとなり、むしろ停滞・衰退を始める。その原因は主として西北の沿辺で発行される手形の増大と、それに伴う京師權貨務発行手形の増大等に求められるが、その点については後に詳述することとし、ひとまず沿辺発行の手形に視点を移そう⁽¹⁴⁾。

北宋政府は強大な軍事力を誇る遼・西夏の侵攻に備えるため、河北・河東・陝西の所謂沿辺三路に百万といわれる兵力をはりつけており、その維持が大きな課題となっていた。沿辺三路は多くが地力劣弱・地広人稀の辺境地帯であり、その税収や物産は大部隊を養贍するには過少であったため、軍事費は中央の負担とせざるを得ず、また軍需物資も内地からの供給に仰ぐ他なかった。かくして政府は、軍事費に関しては京師權貨務に集められた専売収益をこれに充てることとした。北宋において国防費を専売収益に求めることは、太祖以来の国是であった。

また軍需物資は、京師に本拠地を置きつつ主に沿辺諸路を活動の場とする、米行商なる穀物商に運搬納入させた。このような京師に本拠地をおく客商は、南商に対して北商と総称されていた。

ところが重量の嵩む銅錢を、京師から大量に沿辺へ運搬することには、非常な困難があった。また沿辺三路は物資が乏しいため、軍需物資を官に納入した商人は回貨の購入が困難であり、支払われた銅錢を、やはり不便を省みずにそのまま内地へ持ち帰らざるを得なかった。加えて沿辺三路のうち、河東・陝西は四川と同様に鉄錢行使区域とされており、銅錢の帯出・帯入は制限されていた。

そこで考案されたのが、便錢と同様の送錢手形の使用である。即ち沿辺において、軍需物資を納入した商人が銅錢でその代価を支払われると、彼らはそれをそのまま内地へ持ち帰らず、官に払い込み、見錢交引なる手形の発行を受ける。そして交引を携行して京師に戻った後、權貨務に赴き、同務に集蓄されている銅錢によって交引の支払いを受けたのである。他方、沿辺においては、政府は交引の発行と引き換えに払い込まれた錢を軍需物資、なかんずく軍糧の買い上げ（糶買）費用に充てれば、一定額の銅錢が沿辺において官民の間を還流するだけで、政府・商人ともに銅錢運送の労を免れ得たのである。

また沿辺では、便糶糧草交引という交引も発行された。便糶糧草交引は軍糧を納入した商人に対して発行され、やはり京師權貨務で銅錢によって支払われるよう定められていた。この交引は、商人が軍糧の代価として支払われた銅錢を再び官に払い込み、見錢交引の発行を受けるという二重の手続きを省くために発行されたと言することができる。この他に沿辺で発行される手形には、入中糧草交引なるものがあった。入中糧草交引とは糧草を納入した商人に発行され、京師權貨務において、銅錢ではなく金・銀・絹・香葉・茶引・塩鈔等で支払われる交引である。こうした交引類は、遼・宋関係が緊迫の度を高めた雍熙年間（九八四～九八七）頃より発行が開始された。

上述の如く、政府は沿辺で交引を発行したが、辺防費の膨張及び銅錢の不足によって、沿辺発行手形の発行額が京師權貨務の集錢能力を超過し、手形の支払いに渋滞をきたすという事態が生じた⁽¹⁵⁾。そこで政府は、權貨務の銅錢不足を緩和するため、權貨務における入中糧草交引以外の交引の支払いにも金・銀・香葉等を混入したり、翻換と称して、沿辺発行手形の一部を權貨務より発行される解

塩鈔・末塩鈔・茶引に切り換える等の財政措置を講じなければならなくなった。解塩鈔・末塩鈔は解池で生産される解塩及び淮南・兩浙で生産される末塩の、茶引は東南で栽培される茶の、各々引き換え券とすることができる。商人は權貨務で塩鈔・茶引を購入すると、定められた塩場や茶園戸のもとに赴き、手形と引き換えに塩・茶の支給を受け、指定された地域内で販売に従事したのである。これらの手形は全て第三者への転売が認められていた。

また權貨務の銅錢欠乏対策として、政府は慶曆八年（一〇四八）から解塩鈔の京師權貨務発行を停止する一方、陝西において錢を払い込んだ商人に対し、諸種の交引の代わりに解塩鈔を発行した。解塩鈔は權貨務を経ず、解池で塩と引き換えられるのであるから、これは言わば塩による軍事費の支払い措置と見ることができよう。かかる財政措置が、史上有名な范祥の鈔法改革である。もっとも解塩鈔の全てが沿辺から直接解池に運ばれるのではなく、大部分は北商によって一旦京師にもたらされ、そこで塩商に転売されたのであるから、解塩鈔は北商にとって送錢手形の役割を果たすようになっていたのである。

しかるに神宗時代（一〇六七～八五）、外征の決行とともに沿辺の軍事費が膨張すると、見錢交引が復活し、その総発行額は歳額一千万貫にも達した。加えて見錢公據という手形も発行された。さらに元符三年（一一〇〇）、解池が水害によって壊滅し、塩の生産が激減して解塩鈔との引き換えができず、塩鈔の信用が低落すると、崇寧二年（一一〇三）、新たに見錢関子が発行されている。こうした手形は全て送錢用他地払い約束手形であり、京師權貨務で支払われるよう指定されていた。それ故、交引の翻換及び支払いに用いる銅錢を京師に集中する（これを京師充実という）ため、以下に述べる通り、茶引・末塩鈔、特に北宋後半には後者の京師発行額が増大することとなった。

さて、京師權貨務からは茶引・解塩鈔・末塩鈔が発行されていたが、沿辺発行手形の翻換が始まると、それらの発行額も増大した。このうち解塩鈔については、既に触れたように、慶曆八年に權貨務発行が罷められ、全て陝西の沿辺発行とされた。残る茶引・末塩鈔で注目されるのは、行使区域が便錢と同じ東南地方であったことである。加えてこれらの手形はいずれも他者への転売が認められていたのであるから、京師やその近辺の大都市で商品を売却した南商のうち、茶商・塩商は商品を売却して得た錢で茶引・末塩鈔を購入して東南地方へ戻り、直接茶・

塩との引き換えを受ければ良かったのである。またそれ以外の南商も、とりあえず茶引・末塩鈔を購入して東南へ帰郷し、茶商・塩商に転売すれば、華北における商品売却の代価を獲得できたのである。

一方、便銭は発行を受ける際に、私刻銭という二パーセントの手数料を納入せねばならず、茶引・末塩鈔に比して不便な面があった。加えて東南地方に積まれた便銭支払い用の銅銭も不足し始め、支払いに滞りをきたすという事態が発生した。かくして茶引・末塩鈔が増発されはじめると、南商は便銭の利用を避け、京師—東南を連絡する送銭手形として、主に茶引・末塩鈔を用いるようになったのである。

茶引・末塩鈔のうち、最初に発行が増大したのは茶引であったが、やがてその発行額が産茶額を上回るようになり、信用の失墜を招いたので、嘉祐四年（一〇五九）に茶の専売は中止され、茶引の発行も罷められてしまった。茶引に代わって発行額が増大したのが末塩鈔で、前述した通り、神宗時代以降には京師充実・翻換のため増発され、京師における年間発行高は七百万貫に及んだ。

如上の送銭手形類は各種貨幣機能を獲得し、紙幣的に行使されるようになった⁽¹⁶⁾。政府は手形類を沿辺における糴買費用の他に俸給の支払い、馬匹の買い上げ等に直接用いており、かくて手形は支払い手段としての機能を獲得した。また手形類は他者への転売が許されていたことから、流通手段としても行使されるようになったばかりか、信用が安定している期間中は蓄蔵手段として用いられることさえあったといわれる。

手形が紙幣として使用されるようになった原因としては、南商・北商という大量の利用者が存在したこと、額面単位が制定されており、流通手段としての使用に便利であったこと、沿辺発行手形の場合、京師權貨務における支払いの際に加支優潤という割り増しがついたこと、京師には交引舗があり、手形の取り引きに便宜をはかっていたこと等の諸点が指摘される。さらに沿辺三路のうち、河東・陝西路が利用に不便な鉄銭行使区域であったことも、沿辺において手形の紙幣的使用を昂進させた原因に数えられよう。もっとも手形は、額面が概ね五貫～十貫と大きく、利用者は官僚・兵士等の政府関係者及び商人等に限定されていた。手形の中で見銭交引は銭引と略称され、崇寧四～五年にかけて極く短期間ではあるが、沿辺三路に加えて京東東・西、淮南及び京畿諸路においても、正式に紙幣と

して発行されるに至った⁽¹⁷⁾。

おわりに

唐代では、産業・商業の飛躍的発達につれて商品流通が活発化し、通貨需要も増大を見せた。ところが主要貨幣たる銅銭は重量が嵩んだため、高額・広域決済には不便であり、供給も不足傾向にあったことから、財の保管を行っていた金融業者寄附舗の手形発行を招くこととなった。また京師－地方間の銅銭輸送量の増大にしたがい、政府諸機関も輸送の労を免れるため、寄附舗の手形経営の方法を導入し、飛銭・便換等と称される手形を発行するようになった。しかしながら唐代においては、手形を扱う寄附舗は主として華北の大都市にしか存在しなかった。政府諸機関の発行する手形も、その盛況年代は自由経営時代・三司独占時代を含めてはぼ一世紀に過ぎず、行用額も宋代に比すれば遙かに少なかった。唐末～五代の分裂時代には、政府発行手形は一旦衰退したが、寄附舗に類する金融業者はその普及地域を華北から江南へと拡大しており、それらが振り出す手形の使用も盛んであった。

北宋時代になると、商品・貨幣経済のさらなる発展に、政府の通貨政策・辺防政策も加わり、官民ともに手形の使用は愈々発達して紙幣の出現を見るに至った。具体的には寄附舗の普及拡大は一層甚だしくなり、手形の扱いを専門に行う業者が出現した。また手形には交子・会子・交引等の名称が付され、寄附舗も交子舗・交引舗等と称されるようになった。四川では、当地が京師開封の周辺や東南地方に次ぐ先進地帯であったこと、使用に不便な鉄銭行使地帯であったことから、交子舗の発行する手形交子の流通が特に発達し、交子は紙幣へと進化したのみならず、鉄銭に代わる主要貨幣となっていった。

政府が発行する手形に目を転じると、京師と東南とを結んでいた手形便銭の年間行用額は三百万貫に達した。また百万に垂んとする沿辺三路の軍隊に補給を行うため、沿辺で交引・関子・公據や解塩鈔等の手形が発行された。辺防費の膨張は、沿辺における手形の発行額をも増大させ、見銭交引の発行額は歳額一千万貫に及んだ。さらに便銭に代わって京師と東南とを結ぶようになった末塩鈔も、その年間京師発行額は七百万貫に上っていたといわれる。このような手形は、沿辺三路のうち鉄銭行使地区であった陝西・河東路はもとより、その他の地域、例え

ば江南においても、各種貨幣機能を獲得して紙幣的に行使されるようになった。そして北宋末には、一時的であったというものの、見銭交引が沿辺以外でも正式に紙幣として発行された。

しかし、北宋政府はこのように各種手形を大量に発行するかたわら、年間に数百万貫単位で銅銭を鑄造していた。中国史上において、北宋時代は清代と並ぶ銅銭の大規模鑄造が行われた時代であったのである。総じて見れば、北宋時代の主要貨幣は重量や銭荒（銅銭の欠乏）等の問題を内包しつつも銅銭であり、紙幣の行使は局部的・一時的な段階にとどまっていた。また手形が紙幣的に行使されるようになったとはいえ、高額・広域決済における銅銭の補助貨幣的な性格が強く、額面も高額であり、利用者層は官僚・兵士等の政府関係者や商人に限定されていた。紙幣が銅銭に代わる主要貨幣へと転化し始めるのは、次の金・南宋時代のことである。

【註】

(1) 以下、唐代における産業・商業、商品・貨幣経済の発展については加藤繁『支那経済史概説』（弘文堂書房、一九四四年）、同『支那経済史考證』上・下、（東洋文庫、一九五二・五三年）、鞠清遠『唐宋工業史』（福沢宗吉訳、不昧堂、一九五五年）、斯波義信『宋代商業史研究』（風間書房、一九六八年）等による。

(2) 周知に属するが、開元通宝は一文即ち一枚の重さが一匁（三．七五グラム）であるから、一貫で三．七五キログラム、十貫では三十七．五キログラムにも達していたことになる。

(3) 以下、寄附鋪に関する記述は特に注記しない限り、加藤繁「櫃坊考」（『東洋学報』一二一四、一九三七年、後『支那経済史考證』上に再録）、日野開三郎「櫃・付窖——唐宋用語解」（『東洋史学』一八、一九五七年）、同「唐代の寄附鋪と櫃坊——唐都長安の金融業者——」（『東洋史学』二三、一九六一年）、同「唐代の金融業者「櫃坊」の形成」（『久留米大学商学部創立二十五周年記念論文集』、一九七六年、以上、後『日野開三郎東洋史学論集』五、三一書房、一九八二年に再録）等による。

(4) 寄附鋪の振り出す送銭手形の性格に関しては諸説あり、例えば仁井田陞氏は為替であるといわれ（『唐宋法律文書の研究』、大安、一九三七年、四五四～四

五六頁)、日野開三郎氏は当初他地払い約束手形とされ(「唐代便換考」、『史淵』二二・二三・二五、一九三九～四一年、後『日野開三郎東洋史学論集』五に再録、著書の八四～九一頁)、後に見解を改め為替と見ておられる(同上「唐代の金融業者「櫃坊」の形成」、著書の二〇九頁)。日野氏は何故に見解を変えられたのか、明記されていない。筆者は本文でも述べたように、発行者と支払い者が同一であるか別であるかによって、他地払い約束手形・為替の二種類があったと判断している。

(5) 以下、政府諸機関及び寄附舗の便換に関する記述は特に注記しない限り、同上日野「唐代便換考」、幸徹「唐・宋時代における南北経済交流と南下手形類について」一(『歴史学・地理学年報』一一、一九八七年)等による。

(6) 政府諸機関の便換を為替と見る研究もあるが(例えば註(4)仁井田著書、四五四～四五六頁、河原由郎「北宋期における手形の研究」、『福岡大学創立三十五周年記念論文集(経済学編)』、一九六九年、後『宋代社会経済史研究』、勁草書房、一九八〇年に再録、著書で四～七頁)、これは振り出し・支払いを同一人としていたことから、他地払い約束手形と解すべきであろう。

(7) 以下、五代十国時代における金融業者・手形の普及発展や当時の通貨事情については、宮崎市定『五代宋初の通貨問題』(星野書店、一九四三年、後『宮崎市定全集』九、岩波書店、一九九二年に再録)、日野開三郎「楚の馬殷の通貨政策と五代時代の金融業者」(『東洋学報』五四―二・三、一九七一・七二年、後『日野開三郎東洋史学論集』五に再録)を参照した。

(8) 以下、宋代における産業・商業の発達や商品・貨幣経済の発展は、註(1)掲載著書を参照した。

(9) 以下、宋代における寄附舗の発達に関しては、日野開三郎「交子の発達について」(『史学雑誌』四五―二・三、一九三四年)、同「南宋の紙幣「見銭公據」及び「見銭関子」の起源について」(『史学雑誌』四八―七・八・九、一九三七年)、同「南宋臨安府の私下会子について」(『社会経済史学』一一―九、一九四一年、以上、後『日野開三郎東洋史学論集』七、三一書房、一九八三年に再録)等による。

(10) 以下、交子・交子舗発達の様相、四川の通貨事情、交子官営化の経緯等に関しては、加藤繁「交子の起源について」(『史学』九―二、一九三〇年)、同

「官當と為りたる後の益州交子制度」（『史学雑誌』四五―一、一九三四年、以上、後『支那經濟史考證』下に再録）、註（7）宮崎著書、同上日野「交子の発達について」、同「北宋時代における銅鉄錢の鑄造額について」（『史学雑誌』四六―一、一九三五年、後『日野開三郎東洋史学論集』六、一九八三年に再録）、李埏「北宋楮幣史述論」（『思想戦線』一九八三年―二）、姚朔民「四川交子の産生」（『中国錢幣』一九八四年―四）、郭正忠「鉄錢与紙幣的起因――關於交子起源的研究」（『學術月刊』、一九八五年―四）、彭信威『中国貨幣史』（第三版、上海人民出版社、一九八八年）、賈大泉「論交子之産生」（『社会科学研究』一九八九年―二）、「宋代四川商品經濟的繁榮与交子の産生」（『劉子健先生頌寿記念宋史研究論集』、同朋舎、一九八九年）、劉森『宋金紙幣史』（中国金融出版社、一九九三年）等による。

（11）手形交子発行の直接的原因が鉄錢の使用に絡まる不便にあった点については、先行研究間に異論はない。ただし鉄錢に関しては、それが宋初より行使されていた小鉄錢とするもの（同上、郭論文等）、淳化二年（九九一）に発行された大鉄錢とするもの（加藤・李論文等）、景德二年（一〇〇五）に発行された大鉄錢とするもの（賈・劉論文等）、の三種類の見解がある。従って交子発行の時期にも、十世紀末から十一世紀初頭と諸見解の間にかかなりのひらきが認められる。

また手形時代の交子の性格についても、日野開三郎氏は支払い用約束手形と他地払い約束手形の二種類があったといい（註（9）「南宋の紙幣「見錢公據」及び「見錢関子」の起源について」、著書の五五～五九頁）、宮崎市定氏は為替手形から約束手形に変化したとされ（註（7）著書、全集の二六四～二六七頁）、仁井田陸氏は単なる約束手形と見る（註（4）著書、四六一～四六七頁）等、先行研究間に大きな相違が見られ、ここで簡単に解決できない。

（12）除については加藤繁「宋代の商習慣「除」について」（『東洋文化研究』一、一九四四年、後『支那經濟史考證』下に再録）による。

（13）以下、宋代の便錢については、日野開三郎「北宋時代の塩鈔について」（『日野開三郎東洋史学論集』六）、汪聖鐸「宋代官營便錢」（『中国社会經濟史研究』一九八二年―一）、幸徹「唐・宋時代における南北經濟交流と南下手形類について」二（『歴史学・地理学年報』一三、一九八九年）等による。

（14）沿辺発行手形については、日野開三郎氏の以下の論考を参照した。註（9）

「南宋の紙幣「見錢公據」及び「見錢関子」の起源について」、註(13)「北宋時代の塩鈔について」、及び「北宋時代における便羅に就いて」(『歴史学研究』四一三、一九三五年、後『日野開三郎東洋史学論集』十一、一九八八年に再録)、「北宋時代の手形「見錢交引」を論じて紙幣「錢引」の起源に及ぶ」(『社会経済史学』八一・二・三、一九三八年、後『日野開三郎東洋史学論集』七に再録)。

(15) 以下、沿辺発行手形の増大に対する政府の財政措置、權貨務発行手形の種類やその送錢手形化等については、註(13)日野「北宋時代の塩鈔について」、戴裔煊『宋代鈔塩制度研究』(第二版、中華書局、一九八一年)等による。

(16) 以下、手形が紙幣化していく経緯に関しては、日野開三郎氏の次の論文を参照した。註(9)「南宋の紙幣「見錢公據」及び「見錢関子」の起源について」、註(13)「北宋時代の塩鈔について」、註(14)「北宋時代の手形「見錢交引」を論じて紙幣「錢引」の起源に及ぶ」。

(17) 錢引の他、北宋政府は崇寧から大觀年間(一一〇二～一〇)に低額紙幣と見られる小鈔を発行した。これは蔡京が発行し、経済界を大混乱に巻き込んだ当十錢、及びそれとともに簇生した私鑄錢を回収するために発行されたものである。北宋末の錢引や小鈔等に関しては、註(14)日野「北宋時代の手形「見錢交引」を論じて紙幣「錢引」の起源に及ぶ」、中嶋敏「徽宗時代の紙幣」(『東洋史学論集——宋代史研究とその周辺——』、汲古書院、一九八八年)、李焯「北宋楮幣史述論」(続)(『思想戦線』一九八三年一三)、潘連貴「关于北宋小鈔的研究」(『中国錢幣』一九八四年一四)、衛月望「也談北宋小鈔」(『中国錢幣』一九八八年一一)等に言及がある。

第二章 金代における紙幣の発行と増発の経過

はじめに

中国東北地方に居住していたツングース系民族女真人は、生女真人と熟女真人とに大別されたが、このうち前者の中心となったのは完顔部であり、同部は他の生女真部を統合して強大化していった。生女真人の勢力が増大するにしたがい、当時東北地方を支配下においていた遼との間に、海東青や交易に関する問題をめぐって対立が深まっていった。完顔部の族長阿骨打は遼に対して挙兵するや国号を金と定め、元号を収国と建てた（一一一五、宋政和五年、遼天慶五年）。金は宋とともに天会二年（一一二五、宋宣和七年、遼保大五年）、遼を滅ぼすと、その後さらに矛先を宋に向け、天会五年（一一二七、宋靖康二年）に開封を占領し、徽宗・欽宗を東北へ連れ去った。これによって宋は一旦滅亡したが、連行を免れた徽宗の子趙構が宋を復興し、首都を臨安に定めた。金－宋間の国境は最終的に皇統二年（一一四二、宋紹興十二年）、淮水と大散関とを結ぶ線とされ、中国は南北に分裂することとなった。

金・南宋両国の間にはしばしば戦端がひらかれ、また平時においても大兵力を国境にはりつけておかなければならなかったことから軍事費は膨張し、南宋では軍事費は実に国家財政の六～七割、甚だしきに至っては九割に達することさえあったといわれる⁽¹⁾。こうした状況は恐らく金においても大差はなかったと考えられる。両国は税収の増大によって莫大な軍事費を支弁することが不可能となり、財政の補填を紙幣の発行に仰ぐようになった。かくして金・南宋においては、紙幣の使用は北宋とは比較にならぬ程発達・増大し、元朝通貨政策の成立に大きな影響を及ぼすこととなった。そこで第二章・第三章において金代の通貨政策・通貨事情を検討し、その成果を踏まえた上で、第四章において元朝の通貨政策のうち、基本構造の成立過程を明らかにしてみたい。

金代において、交鈔という名称を持つ紙幣が発行され、その末期には交鈔以外にも数種類の紙幣が濫発され、経済界を大混乱に陥れたことは周知の事実である。金代の通貨事情は、政治や社会状況と同様に、十三世紀初頭より開始されたモンゴルの侵攻と同時に大混乱に陥る。そこで本章では、一応モンゴルの侵攻が開始

されるまでの時期を取り上げ、モンゴルの侵攻開始以後に生じた通貨の混乱に関しては、次章で検討することとしたい。

モンゴルの侵攻開始以前の通貨において、検討の中心とすべきは交鈔であり、この時期を扱った先行研究も、一様に交鈔を検討の中心に据えている⁽²⁾。しかるにそれらを通観すると、以下の問題点が指摘される。第一に、私見によると交鈔は、発行当初においては送銭用他地払い約束手形であり、それが紙幣へと転化したと考えられる。ところが先行研究では、殆どが交鈔は発行当初より紙幣であったとしている。第二として、金朝政府が交鈔を紙幣とした理由を検討するには、当時の政治・経済状況を幅広く考慮に入れる必要があるにもかかわらず、そうした研究態度がとられていない。史料がとりわけ乏しい金代では、広範囲且つ総合的な視点から研究を行うことは、史料不足を補填するためにも不可欠である。第三に一体交鈔は何時、何を以て紙幣となったのか不明確である。第四として紙幣の兌換・不換の区別が曖昧である等、交鈔の運用制度にも未だ検討の余地がある。第五に交鈔のいかなる部分が元朝の通貨政策に影響を与えたのか、本格的な検討が行われていない。

本章ではこれらの諸課題を念頭に、金朝政府は何時、何故に交鈔を紙幣に転用したのか、交鈔の信用をどのように維持し、流通を拡大していったのか、交鈔のうち元朝の通貨政策に影響を与えたのはいかなる部分であったのか、等の諸点に対し、できるだけ総合的な見地から検討を加えてみたい。

第一節 交鈔紙幣化の背景

一 銅銭保有量増大策とその行き詰まり

金代の紙幣は、後述の如く第六代皇帝章宗の即位直後、金朝政府が、自らの発行する送銭用他地払い約束手形たる交鈔を、財政支出に転用することによって出現した。そしてその遠因となったのは、第四代皇帝海陵王の正隆六年（一一六一）より宋に対して敢行された南伐、さらにその後世宗の大定五年（一一六五）まで続いた宋との戦闘に因由する府庫の窮乏である。この期間における軍事費は莫大であって、一例として『金史』卷四四兵志「養兵之法」項に

世宗大定三年、南伐、軍士毎歳可支一千万貫、官府止有二百万貫、外可取於

官民戸。

とあるが如く、大定三年当時には、実に年間一千万貫にも達していた。これに反して府庫には二百万貫の蓄積しか存在せず、政府は少なくとも八百万貫の通貨不足を抱えていた⁽³⁾のである。従って戦乱終息後、世宗に課せられた使命とは、財政を再建し、空虚と化した府庫をいかに充実させるかという点に存したことになる。

そこで政府は府庫の蓄積を増大させるため、銅銭保有量増大策とでも称すべき一連の政策に着手した。銅銭は当時の金朝による主たる支払い手段、金朝に対する主たる支払い手段であり、民間では主たる流通・蓄蔵・価格表示手段として行使されていた。また北宋時代には河東・陝西で鉄銭が行使されていたが、金代になると鉄銭は廃止されており⁽⁴⁾、銅銭は金朝の主要貨幣であった。銅銭保有量増大策とは、政府の通貨需要増大に対し、徴税を通じて民間の銅銭を強力に集中・備蓄するとともに、銅銭鑄造事業をも併行して政府の銅銭保有量を増大させ、需給のバランスを保とうとするものと言うことができる⁽⁵⁾。かかる措置は、あくまでも銅銭の供給によって政府の通貨需要増大に対処しようとしており、その経緯や、さらに世宗時代（一一六一～八八）末に行き詰まりをきたした原因を分析することは、金代における紙幣発行の背景を探る上で極めて重要である。本節では銅銭保有量増大策のうち、銅銭の集蓄策から検討していくことにする。

（一） 銅銭の集蓄

銅銭の集蓄策について検討する際にまず指摘すべきは、海陵王より世宗時代初頭にかけての南伐と戦乱の最中に、膨張する軍事費を支払うため導入された新税が、戦乱終息後も長期にわたって徴収され続けたことである。これらの税は銭納原則であったと推測され、かかる措置は民間の銅銭を強力に吸い上げる一方、軍事費の低下に伴い、徴収した銅銭を多量に府庫に備蓄していくこととなった。一例を挙げると、『金史』卷七三宗尹伝に見える、大定二十三～二十四年頃の彼の上奏⁽⁶⁾に

海陵軍興、為一切之賦、有菜園・房税・養馬錢。大定初、軍事未息、調度不繼、故因仍不改。今天下無事、府庫充積、悉宜罷去。

とあって、南伐時に設けられた菜園・房税や養馬錢等が、世宗時代後半に至るま

で廃されなかった事実を知り得る。南伐時の通貨徴収の実態は詳しくは不明であり、民間の税錢五年分を予借したという断片的な記事を目にするのみである⁽⁷⁾が、その中には当然税率の引き上げや新税の導入等が含まれていた筈である。その当時導入された新税の一部が、その後も維持され続けたのである。

世宗時代の初頭においても、多大な軍事費の支払いに迫られていた政府は、増税を敢行した。軍須錢を例にとると、それは大定三年に徴収が開始された⁽⁸⁾。ところでこの軍須錢は、『金史』卷九〇高德基伝に

〔大定〕十一年、改戸部尚書。〔高〕德基上疏、乞免軍須・房税等錢、減農稅及塩・酒等課。未報。

とあるように、房税とともに大定十一年に至っても廃止されていない。宋との間には大定五年に講和が結ばれ、六年には「辺境事無く、中外晏然たり」と称されている⁽⁹⁾ので、その頃には軍事費の支出は大幅に減少していた筈である。十一年当時のこうした徴税は、軍事費の支払いに対応したものではなく、府庫の充足を目的として行われたものと見るべきである。この他にも正確な徴税開始時期は不明であるが、やはり大定年間（一一六一～八九）初頭に国用不足のため醋が専売化され、その徴収は大定後半に及んでおり⁽¹⁰⁾、また大定三年に賃房税なる税が制定され、章宗の時代までその徴収は続いている⁽¹¹⁾。

戦乱が終息すると、内政の安定化も加わって、政府はさらに抜本的な税制改革に着手し、新税の導入や徴税機関の整備等を行った。その対象となったのはやはり錢納原則の税で、政府は税制改革によって、府庫への貨幣収入を増大させることをもくろんでいたのである。改革の一つとして挙げられるのは物力錢の徴収である。即ち政府は大定四～五年にかけて、通検と称する大規模な民間の財産調査を敢行し、それに基づいて総合的財産税たる物力錢の徴収を開始した。物力錢の徴収額は、世宗時代には歳額三百万貫に上ったという⁽¹²⁾。

専売税・商税に目を移すと、特に注意を引かれるのは塩専売の運営機関が整備され、塩の専売制度が世宗時代に確立したと見られることである⁽¹³⁾。金代の塩法は所謂通商法が主体であり、西北辺境・陝西西部・河東北路の太原等を除き、領土全域に施行された。通商法の施行に際しては行塩区が設けられ、塩使司なる機関が各行塩区内の塩政全般を掌っていた。塩使司は世宗時代を通じて漸増しつつも置廃・統合分離を繰り返し、大定二十五年に山東・滄・宝坻・解・西京・北

京・遼東の七つに落ち着き、以後原則としてこれら七塩使司によって塩法が運営されるに至っている。世宗時代の塩の専売収益は不明であるが、因みに次の章宗時代においては、政府は通商法のみで歳額六百万貫から一千万貫に及ぶ貨幣収入を得ていたことが明らかになっている。

世宗時代における塩の専売税徴収が相当強力であったことは、塩価によって推測することが可能である。世宗時代の山東塩・滄塩は一斤あたり四十一文、宝坻塩は四十三文であった。これらは章宗の即位直後均しく三十文に値下げされたものの、その後戦争によって財政窮乏が表面化するに及び、明昌五年（一一九四）十二月に三十三文、承安三年（一一九八）十二月に四十二文、さらに泰和四年（一二〇四）六月には四十四文に値上げされている。章宗即位直後の朝議では塩価の高さと私塩の横行が大問題とされているが、それは内外が平穩を保っていたにもかかわらず、世宗時代の塩価がいかに高額であったかを伝えるものであると見なされる。そしてそれは同時に、世宗時代の銅錢徴収のすさまじさの一端を窺わせるものとも言えよう。

次いで商税に目を転じると、『金史』卷四九食貨志四「諸征商」項に

〔大定〕二十年正月、定商税法、金銀百分取一、諸物百分取三。

とある如く、大定二十年に至って商税の法が定められ、金・銀には百分の一、諸物貨には百分の三の商税が課せられるようになっている。

銅錢を府庫に集貯し、政府の銅錢保有量を増大させるためには、銅錢の吸い上げを強化するのみならず、財政支出における銅錢の無用な放出を防ぐ努力も不可欠である。世宗が後宮の規模を縮小し、或は宮廷風俗の奢侈への移行を戒める等によって冗費を厳しく抑制していたことは、その本紀等を通見すればよく知り得る所である⁽¹⁴⁾が、それは世宗の銅錢確保に対する意欲の現れであるとも受け取れる。その他の支出抑制措置としては、大定年間の初頭、中央で財物を保管していた内蔵庫において、所蔵の散財を防止すべく組織の改変が行われた⁽¹⁵⁾。また大定十一年には、当時の戸部尚書高德基が宰執・近臣の歓心を買うため、俸給のうち粟で支給される部分を銅錢で折支し、官錢四十万貫を濫費するという事件が発生した。そこで政府は德基をはじめ関係者を杖刑に処し、さらに地方官に降格するという厳しい態度を示し、濫出した官錢は全て追還させたという⁽¹⁶⁾。かかる一連の措置もまた、政府が銅錢の集蓄に専心していたことの一証左となるであ

ろう。

このような努力は一応の成果を挙げていた如くで、『金史』卷八九梁肅伝に見える、大定二十一年～二十二年頃のものと考えられる彼の上奏⁽¹⁷⁾には

計天下歳入二千万貫以上、一歳之用余一千万。

とあり、この歳計数字が中央政府のみのものか、地方も含めたものなのか定かではないけれども、当時政府には一千万貫の余剰があったという。大定年間の初頭、政府が少なくとも八百万貫の通貨不足を抱えていたことを想起すれば、この数字は銅銭の集蓄がいかに徹底的であったかを如実に物語っていると見えよう。

銅銭集蓄の徹底ぶりを伝える例証としては、この他に民間における銅銭流通量の不足が挙げられる。この問題は、大定十年頃から表面化しており、『金史』卷一九世紀補、同十年条には

有使者自山東還、帝問民間何所苦、使者曰、錢難最苦。官庫錢滿有露積者、而民間無錢、以此苦之。帝曰、貯之空室、雖多奚為。謂戸部尚書張仲愈曰、天子富蔵天下、何必独在府庫也。因奏曰、錢在府庫、何異銅鉞在野。乞流転、使公私俱利。世宗嘉納、詔有司議行之。

と見え、当時民間では銅銭集蓄策に伴う銅銭の不足に苦慮しており、世宗は府庫の銅銭を放出するよう命じていたことが知られる。因みに『金史』卷四八食貨志三「錢幣」項（以下「錢幣」項と略す）、大定十年条に

上論戸部臣曰、官錢積而不散、則民間錢重、貿易必艱、宜令市金銀及諸物、其諸路酤權之貨、亦令以物平折輸之。

とあり、世宗が戸部の官に対し、銅銭が府庫に大量に備蓄され、民間に放出されなければ交易に支障をきたすので、府庫の銅銭を以て金・銀・諸物を買上げたり、諸路の酒専売税は銅銭以外で折納させたりするよう論じていたことが知られる。これは銅銭流通量を増大させるための、具体的措置と見なされる。或いは同史卷七三宗尹伝に、大定二十三～二十四年頃の記事として

是時民間苦錢幣不通、上問宗尹、对曰、錢者有限之物、積於上者滯於下、所以不通。

とあり、銅銭の集蓄に起因する民間の通貨不足は、世宗時代後半に至るまで続いていたことが看取されるのである。

ところで、銅銭の流通量を増大させようとする努力は、大定十年以後も継続し

て行われていた。『金史』卷五〇食貨志五「和糴」項、大定十二年十二月条に
詔在都和糴以實倉廩、且使錢幣通流。

とあり、在都即ち中都（現北京）で和糴を行い、それによって府庫の銅錢を民間へ吐き出させていたことが知られる。次いで「錢幣」項、大定十三年条には

命非屯兵之州府、以錢市易金帛、運致京師、使錢幣流通、以濟民用。

と見え、兵の駐屯していない州府においては、府庫の錢を以て金帛を購入し、官錢を放出する一方、金帛は京師へ上供するよう命が下されていたという。さらに大定二十年を過ぎると、税目自体の廃止も行われるようになっていく。大定二十三年に醋税の徴収が中止されており⁽¹⁸⁾、『金史』卷七三宗尹伝には前引史料に続いて

上曰、卿留意百姓、朕復何慮。太尉守道老矣、捨卿而誰。於是、養馬等錢始罷。

とあり、海陵王の南伐時代から徴収が続けられていた養馬錢等の諸税が大定二十三～二十四年に廃止されたことが知られる。

しかし、府庫の銅錢放出や銅錢の納入制限が行われたといっても、それは財政に深刻な影響を及ぼさない程度に抑制されていた。『金史』卷八九梁肅伝には、やはり既に引用した上奏の続きに

院務・坊場及百姓合納錢者、通減数百万。院務・坊場可折納穀帛、折支官兵俸給、使錢布散民間、稍稍易得。上曰、懸欠院務、許折納、可也。

とあって、梁肅は院務・坊場において銅錢を穀帛で折納せしめ、銅錢の納入額を数百万貫減じるとともに、官兵の俸給は現物で支給すべきところを銅錢で折支し、銅錢を民間に散布すれば、民間では銅錢の入手が容易になると述べられている。なお、ここでいう院務とは塩を除く酒・醋等の専売税、或は商税等の下級徴税機関を指していると解される⁽¹⁹⁾。

ところが世宗は、このうち銅錢の折納に関しては懸欠の院務、即ち徴収のノルマを達成できない院務のみ許可するとし、銅錢の折支については認可していない。数百万貫もの減収は、財政に与える打撃が大き過ぎたからであろう。また政府の貨幣収入の根幹を為していたと見られる塩の専売税に関しても、世宗時代に減税措置は講じられておらず、それどころか大定二十年には新たに商税の徴収が開始されている。銅錢の府庫への集中は、強力に行われ続けていたと見なければなら

ない。

さて、以上の如く政府が銅銭の集蓄に邁進していたにもかかわらず、「錢幣」項、大定二十六年条の世宗の言に

中外皆言錢難、朕嘗計之、京師積錢五百万貫亦不為多。

とあり、二十八年条の世宗の言にも

今中都歲費三百万貫、支用不繼。

とあって、大定年間末期になると、中央政府において銅銭の備蓄量が減少し、諸経費支払いの際に通貨不足が生じていたことが知られる。かかる通貨不足発生の原因を直接物語る史料は未見であるが、以下のように考えられる。世宗時代は、それ以前が外部に対する国家の勢力伸張期であったのに対し、言わば内政の振興・充実期に相当しており、そうした国家の体制確立とともに、中央の支出も漸増していたと見なされるのである。例えば金朝の官制は、次の章宗時代に本格的に拡充されるが、拡充自体は世宗時代後半に開始されていた。進士合格者を例にとると、海陵王時代には毎回六十～七十名であったのが、大定二十五年には五百名を越える程に膨張していたという⁽²⁰⁾。或いは宋代において財政支出増大の大きな原因を形成していたという郊祀について見ると

天德以後、始有南北郊之制、大定・明昌其礼湔備。

とあり、大定年間以降にその儀礼の整備されていたことが知られる⁽²¹⁾。こうした制度・儀礼の整備拡充に附随する支出の増大が、大定末期に及び、中央において通貨不足を招来したことは想像に難くない。『遺山先生文集』卷一六「沁州刺史李君神道碑」に

明昌三年……京都承平日久、経費十倍大定間。

と見え、章宗時代初期の明昌三年において、京師における諸経費が世宗時代の十倍にも増大していたというが、かかる中央の支出増大は、既に世宗時代の末期に始まっていたと解釈すべきであろう。

こうした中央の通貨不足に対し、「錢幣」項、大定二十六年条の世宗の言に続けて

外路雖有終亦無用、諸路官錢非屯兵處、可盡運至京師。

と記されるように、兵の駐屯する地域を除く諸路の官錢の中央引き上げが主張されている。ここでいう「諸路の官錢」とは、宋代で言うところの応在乃至は係

(繫・属) 省錢、即ち税取のうち中央費に充てられ、本来中央へ送付される建前でありながら、さしあたって中央の財政にゆとりがある場合、地方に存留され、地方における中央費（地方官・兵士の俸給等）支払いにまわされていた銅錢であろう。因みに『孔子祖庭広記』巻七、明昌元年三月条に「夫子廟は係省錢を以て修蓋す」と見え、山東の孔子廟を係省錢で修復したとあるのは、金代にも係省錢なるものが存在したことを知る一助となる。係省錢は「錢幣」項、大定二十八年条の世宗の言に

今者外路見錢其数甚多、聞有六千余万貫、皆在僻處積貯、既不流散、公私無益、与無等爾。

とあるように、銅錢集蓄策の進行につれてその額も増加していた。そこで中央の財源を充足させるため、一部を除いて悉く中央へ送ることが計画されたのである。中央の財政事情悪化に伴う係省錢（応在）引き上げは、北宋末にもとられた措置であり、民衆を非常な苦境に陥れ、江浙地方において方臘の乱を誘発させる一因となったことは周知の事実である。

しかしながら、係省錢の引き上げが実施に移された形跡は皆無である。恐らくそれは不可能であったろう。その理由として、少なくとも以下の二点が挙げられる。まず第一は銅錢の運搬経費の問題である。「錢幣」項、大定二十八年条において、世宗が

若致之京師、不過少有輓之費、縦所費多、亦惟散在民爾。

と述べているように、地方の銅錢を中央へ運搬するには莫大な費用を要するので、その支払いを通じて中央の銅錢が民間に散布されてしまい、銅錢不足は一向に解消されなくなるのである。第二の問題点は銅錢流通量の減少である。係省錢を中央へ運送すれば、当然地方における中央の諸経費支払いには不足をきたし、その費用を捻出するため、さらなる増税を行って民間の銅錢を府庫に収納しなければならない。しかるにそうした措置が為されたならば、民衆の負担は増大するのみならず、何よりも地方の銅錢流通量不足に一層の拍車をかけることになるのである。「錢幣」項、大定二十六年条において、宰相徒單克寧が

民間錢固已艱得、若盡歸京師、民益艱得矣。不若起其半至都、余半變折輕齎、則中外皆便。

と述べ、民間では錢が得難いにもかかわらず、地方の官錢を京師に引き上げてし

まえば民衆は益々銅銭の入手が困難になる、と主張しているのは右の推測を裏付けるものと言えよう。以上に述べてきた如く、大定年間の末期に表面化した中央の通貨不足によって、銅銭の集蓄策はその行き詰まりを露呈したのである。

(二) 銅銭の铸造

世宗時代においては、銅銭の集蓄と併行して、銅銭の絶対量を増大させるため、銅銭の铸造も積極的に行われた。世宗時代以前の銅銭铸造について概観すると、金朝が設立した齐国において、天会年間（一一二三～三七）の末に阜昌元宝・阜昌重宝なる銅銭が铸造されたといひ⁽²²⁾、その後海陵王の正隆二～三年（一一五七～五八）にも京師・京兆に銭監が置かれ、正隆通宝が铸造されている⁽²³⁾。齐国及び海陵王時代の銅銭铸造額は不明であるが、出土銭の中に阜昌元宝・阜昌重宝や正隆通宝が見られるのは稀であることや、大定十年に南宋から金へ使者として派遣された范成大の『攬轡録』八月丁卯条に

……金本無銭、惟煬王亮（海陵王）嘗一铸正隆銭、絶不多、余悉用中国旧銭。とあることからすると、極く少額であったと考えられる。

世宗時代になると、政府は大定十二年・十六年に諸路の銅鋌の実態を調査しており、また十一年より仏像や仏具等を除く銅器の拘括・買い上げを実施したのも、铸銭の準備的措置と見なされる⁽²⁴⁾。こうして銅材を確保した上で、政府は本格的な銅銭の铸造に着手するのであり⁽²⁵⁾、大定十八年、河東の代州（現山西省代県）に銭監を設けた。そして大定二十年を過ぎると铸銭体制の整備・強化と言うべき一連の措置を次々と講じている。具体的には同年十一月、代州の銭監を阜通と命名し、監・副監・監丞を設置する等その官制を整備した。次いで二十二年には宰相たる参知政事に直接阜通監を提控させているが、これは明らかに铸銭体制の強化と見られる。さらに翌年には銭監の副監・監丞に関しては地方官の兼領をやめ、専任の官を設置し、铸銭に専念させようとしており、二十七年に至ると河北西路定州の曲陽（現河北省曲陽県）に利通という銭監を置き、銅銭のさらなる増铸を図っている。

しかしながら政府のこうした努力にもかかわらず、世宗時代の铸銭は実態において不振であった。銅銭の集蓄が行き詰まりを見せた一因はこの点にも存する。铸銭不振の主たる原因は、金国内における銅資源の欠乏である。金代の産銅地と

しては、中都路大興府（現北京）・真定・天山（現内モンゴル自治区四子三旗西北）が挙げられる⁽²⁶⁾。これらの具体的な産銅額は一切不明であるものの、北宋時代の産銅の実情からその様子のある程度推測することは可能である。

日野開三郎氏の研究によると⁽²⁷⁾、北宋時代の政府収銅額（北宋では採掘された銅はすべて政府に収買されていたため、収銅額即ち産銅額と考えてよい）として何種類かの統計が挙げられているが、そのうち路毎の収銅額の明らかなのは、①熙寧四・五年（一〇七一～七二）頃の収銅額、②熙寧八・九・十年の平均収銅額、③元豊元年（一〇七八）の収銅額、の三種類である。これらの統計所載の路名について見ると、いずれも江南諸路が圧倒的に多く、後に金の領土に入った路は僅かに陝西のみである。また陝西の収銅額は、①では九万一千余斤、②では一万六千余斤、③では一万五千余斤であって、総収銅額の四～一パーセントに過ぎず、決して銅資源に恵まれていたとは言い難い。北宋政府は熙寧・元豊年間、王安石の下で空前の銅銭大鑄造を敢行し、それに付随して銅の大増産に努めた。それにもかかわらず右の統計の中に、後に金朝の領土となる北部中国の路名が陝西を除き全く見られないというのは、北部中国に有力な産銅地が存在しなかったからであると考えられる。

このように産銅が不振であるにもかかわらず、鑄銭額を増大させようとするれば、必然的に鑄造される銅銭の質は低下せざるを得ない。当時鑄造されていた大定通宝がいかにも悪質であったかは、「錢幣」項、大定十八年条に

代州立監鑄錢、命震武軍節度使李天吉・知保德軍事高季孫往監之、而所鑄斑駁黑澀不可用。

と見え、同史卷一二八劉煥伝にも

代州錢監雜青銅鑄錢、錢色無、類鉄錢。

とあることによって明白である。

さて、法定貨幣の質が低劣である場合に問題となるのは、言うまでもなく私鑄銭の横行である。私鑄銭は夙に大定十年頃からその弊害が表面化しており、『金史』卷九二曹望之伝に見える彼の上奏に⁽²⁸⁾

論民間私錢苦惡、宜以官錢五百易私錢千、期以一月易之、過期以銷錢法坐之。とある如く、政府は官錢を放出して私鑄銭を回収しなければならないという有り様であった。当時私鑄銭が横行していたのは、銅銭集蓄策の結果、民間における

銅錢流通量の欠乏が激化しており、そうした通貨不足を解消するためであったと見て誤りない。そして大定通宝が鑄造されて民間に出回り始めると、錢質の低劣さ故、私鑄錢の横行は益々激化した。『金史』劉煥伝には前引史料に続けて

民間盜鑄、抵罪者衆、朝廷患之、下尚書省議。
と見えている。

私鑄錢の鑄造は、往々にして好錢の銷路につながるものであり、また私鑄錢を鑄造する時には、利を得るため法定貨幣よりも錢質を下げるのが一般的である。錢質の低劣な大定通宝に加え、それよりもさらに粗悪な私鑄錢が流通するようになれば、物価騰貴や良質な銅錢の退蔵等を引き起こすことになる。そこで政府は別途に良質な銅錢を鑄造し、それとの交換によって悪質な新鑄錢を回収しなければならなかった。劉煥伝にはさらに続けて

〔劉〕煥奏曰、錢宝純用黃銅精冶之、中濡以錫、若青銅可鑄、歷代無緣不用。自代州取二分與四六分、青黃雜糅、務省銅而功易就。由是民間盜鑄、陷罪者衆、非朝廷意也。必欲爲天下利、宜純用黃銅、得數少而利遠。其新錢已流行者、宜驗數輸納準換。從之。

とある。これによれば歴代の銅錢は黄銅を用いたにもかかわらず、代州の錢監では青銅をまじえており、それ故民間では私鑄錢が盛んに行われている。専ら黄銅を使用した銅錢を鑄造し、それによって青銅の混入した錢を回収せよと奏請が為され、実行に移されているのである。

銅錢鑄造に伴う弊害としては、この他に「錢幣」項、大定二十九年十二月条に詳述がある。長文であるので全文の引用は避けるが、当時の鑄錢に絡まる弊害として、銅鉞石運搬時における民衆からの願直の強制徴発、工匠の取賄や鑄錢のノルマ達成を目的とした銅錢・銅器の鑄つぶし等が挙げられている。しかしながら最も注目すべきは鑄錢に要する経費で、右の史料に続いて

今阜通・利用（通の誤り）兩監、歲鑄錢十四万余貫、而歲所費乃至八十余万貫、病民而多費、未見其利便也。

とあるように、阜通・利通の兩錢監において、歳額十四万貫の銅錢を鑄造する際、実に八十余万貫が必要とされたというのである。これ以外に世宗時代の鑄錢歳額を伝える史料は存在しないが、金よりも遙かに銅資源に恵まれていた筈の南宋においても鑄錢は歳額十万貫内外であったという⁽²⁹⁾から、恐らく歳額十四万貫と

いう数字は、金朝にとって最大限のものであったと見て間違いない。要するに世宗時代の鑄銭は、実態において政府・民間ともにそれによる利益を被るには程遠いと言わざるを得ない状況であった。こうした結果、同項同年同月条に

宰相以聞、遂罷代州・曲陽二監。

とあり、『金史』卷九章宗本紀、大定二十九年十二月丙戌条に

詔罷鑄錢。

と見える如く、政府は遂に銅銭の鑄造を停止してしまうのである。以上に見てきた通り、大定年間の末期に及び、通貨供給策としての銅銭の集蓄・鑄造はいずれもが行き詰まりを見せた。政府は通貨不足補填の手段を、銅銭保有量増大策以外のものに求めなければならなかったのである。

二 交鈔の財政支出への転用

そこで政府が講じた措置が、交鈔の財政支出への転用である。財政支出に転用される以前の交鈔については、「錢幣」項に

初、貞元間既行鈔引法……印一貫・二貫・三貫・五貫・十貫五等謂之大鈔、一百・二百・三百・五百・七百五等謂之小鈔、与錢並行、以七年為限、納旧易新、猶循宋張詠四川交子之法、而紓其期爾。蓋亦以銅少、權制之法也。……交鈔旧同見錢、商旅利於致遠、往往以錢買鈔、蓋公私俱便之事。

とある。ここから財政支出転用以前の交鈔に関する要点を抽出すれば、①交鈔は海陵王の貞元年間（一一五三～五五）に使用が開始された、②交鈔は額面単位が一貫から十貫までの大鈔及び百文から七百文までの小鈔に分れる、③北宋四川の交子に倣って、交鈔には七年の流通期限が定められており、限が尽きるまでに旧くなった紙幣は新しい紙幣と交換されなければならなかった、④主として商旅（客商）が遠隔地に向かう際に、重量の嵩む銅銭を携行しなくてすむということから交鈔を利用しており、彼らは錢を以て鈔を買う、換言すれば政府に銅銭を納入し、引き換えに交鈔の発給を受けていた、等の諸点となる。

また、大定十年に宋から金へ使者として赴いた范成大の『攬轡録』八月丁卯条に見える、交鈔額面の記載事項に

鈔文曰……河南路官私作見錢流轉、若赴庫支取、隨時給付、每貫輸工墨錢十五。

とあり、交鈔は兌換機関に工墨錢（手数料）とともに納入すれば、銅錢の払い戻し（即ち銅錢との兌換）を受けることができたというのである。これらによると、財政支出に転用される以前の交鈔は、北宋時代の見錢交引等と同様に政府を発行・支払い人とする送錢用他地払い約束手形であって、主に遠隔地貿易に従事する客商によって盛んに使用されていた、と見る事が可能となろう⁽³⁰⁾。

では通貨不足に直面した政府は、何故交鈔を支出に転用したのであろうか。その理由として第一に挙げられるのは、手形の運用には様々な利点があったこと、なかならず手形を運用する際には、兌換準備金額に数倍する額の手形を発行・流通させられたということである。こうした利点は、北宋の交子において既に認識されていた。天聖元年（一〇二三）、交子が官営に移された時、三年の流通期限（これを界と呼ぶ）が存在しており、その間の発行額が百二十五万緡であったのに対し、兌換準備金額は三十六万緡とされている⁽³¹⁾。交鈔においても、交子を模したとあることから見て、七年の流通期間における発行額と、その何分の一かの兌換準備金額が制定されていた筈である。従って政府が交鈔を自らの支払い手段として用いれば、政府の保有する銅錢の額よりも遙かに多額の交鈔を発行することが可能となり、支払い上の通貨不足は大いに緩和されるのである。

このような手形の運用に係わる利点に加えて、交鈔の支出への転用において留意しなければならないのは、手形時代から交鈔には額面単位が記入されていたことである。交鈔が単なる送錢手形であったならば、政府は民衆が払い込む銅錢と引き換えに交鈔を発行する際、鈔面に払い込み金額を書き込めば事足りた筈である。それにもかかわらず額面単位があらかじめ記入されていたということは、政府が交鈔を単なる送錢手形としてのみならず、交換要具、流通手段として通貨的にも使用させようとしていた意図の現れであると解される。こうした推測を裏づける史料として、先の『攬轡録』に

…又不欲留錢於河南、故仿中国楮幣、於汴京置局造官会、謂之交錢（鈔の誤り）、擬見錢行使、而陰取銅錢悉運而北、過河即用見錢不用鈔。

とある。即ち、金朝政府は河南より銅錢を回取して黄河以北へ運搬しており、河南では交鈔を銅錢になぞらえて行使させていたというのである。政府が河南に対してこのような措置をとったのは、銅錢を回取した後に生じた通貨の真空状態を、交鈔を貨幣として行使させることによって、緩和しようとしたからであると考え

られる⁽³²⁾。

また他の地域においても、銅銭の流通量が減少している状況下で、交鈔が北宋時代の交引や塩鈔・茶引と同様に流通手段として通貨的に使用され、広く流通していたであろうことは容易に想像される。そしてこの頃の交鈔は、『帰潜志』巻一〇に「初め甚だ貴重なること銭よりも過ぎたるは、其の持行に便なるを以てなり」と見え、「錢幣」項、興定四年（一二二〇）十二月条に「大定の世、民間錢多くして鈔少なく、故に貴くして行い易し」とあって、その価値はむしろ銅銭よりも高く、流通状態も良好であったのである。このように見てくると、通貨不足に見舞われた政府は、手形の運用に絡まる利点、交鈔の通貨的使用の浸透及び交鈔の信用の高さという点から、交鈔を自らの支払い手段として支出に転用し、通貨不足を補填するに至ったとすることができよう。

ところで政府は交鈔を支出に転用するに及び、一つの改革を断行した。「錢幣」項に見える、交鈔が支出に転用される時の様子を伝えた記事に

…時³³有欲罷之（交鈔）者、至是二監（阜通・利通監）既罷、有司言、交鈔旧同見錢、商旅利於致遠、往往以錢買鈔、蓋公私俱便之事、豈可罷去。止因有釐革年限、不能無疑、乞削七年釐革之法、令民得常用。若歲久字文摩滅、許於所在官庫納旧換新、或聽便支錢。遂罷七年之限、交鈔字昏方換。

と見えている。これによれば、政府は交鈔の信用を高めるため、七年の流通期限を廃止したことが知られる。この措置によって、交鈔の蓄藏手段としての機能はより一層強化されたのであり、交鈔は北宋時代の交子よりも紙幣としてさらに一段階発達をとげたことになるのである。付言すれば、フビライの即位と同時に発行された中統鈔にもやはり流通期限は付されていないが、それは金代の交鈔の影響によるものと考えられる。

流通期限が尽きるまでに、古い交鈔が全て新しい交鈔と交換されるということは、交鈔の流通量を一定の枠内に制限することになる。即ち流通期限は、事実上の発行期限でもあったわけである。しかるにそれが廃止されてしまえば、発行・回収のバランスは崩れ、政府は際限もなく交鈔を発行し得ることになる。また流通期限の設定に伴って維持されていた発行額は、兌換準備金額によって規定されていた筈である。ところが流通期限が廃止され、交鈔が無制限に発行されるということは、兌換準備金額を無視して発行されるのと同義である。交鈔は形式的に

は兌換紙幣として運用されつつも、実質的には不換紙幣としての性格を最初から有していたのである。なお上引史料には、流通期限の廃止後、古くなった交鈔は適宜銅錢と兌換され、或いは新鈔と交換されるよう定められたことが明記されている。

さて、『金史』卷四九食貨志四を見ると、「塩」項、大定二十九年十二月条に
上遂命宝坻・滄・山東塩每斤減為三十文。

とあり、明昌五年十二月条には

尚書省議山東・滄州旧法每一斤錢四十一文、宝坻每一斤四十三文、自大定二十九年赦恩并特旨、減為三十文、計減百八十五万四千余貫。

とある。これらによると、大定二十九年十二月、山東・滄・宝坻の塩価が等しく一斤あたり三十文に値下げされ、全体で塩の専売税の課額が百八十五万四千余貫減額されたという。また「諸征商」項、明昌元年正月条には

勅尚書省、定院務課商稅額、諸路使司・院務千六百一十六處、比旧減九十四万一千余貫。

とあり、商税の課額が九十四万一千貫減額されたといい、「酒」項、明昌元年正月条に「新課を更定し、即日取辦せしむ」とあるのも酒税課額の減額を伝えたものと推測される。政府の貨幣収入の主体を為していたと見られる専売税や商税において、このように大規模な減税が断行されたのは、言うまでもなく政府がそれまで税収の増大によって補填しようとしていた通貨不足を、交鈔の発行によって補填しようとし始めていたからであると考えられ、金朝の財政政策の大きな転換を示す事象として注目に値する。また鑄錢の停止及び減税の時期から逆に考えると、交鈔の支出への転用が開始されたのは、章宗の大定二十九年末から翌明昌元年のことと判断して大過あるまい。

最後に交鈔の貨幣機能について付け加えれば、交鈔は既に手形時代から流通手段として行使されており、支出に用いられるようになったことで金朝による支払い手段としての機能を獲得した。また流通期限の廃止とともに蓄蔵・価値保蔵手段としての機能も強化され、さらに明昌四年には交鈔は金朝に対する支払い手段として納税にも使用されている⁽³³⁾ので、その頃には各種貨幣機能を獲得し、手形から完全な紙幣に転化していたと見ることができよう。

第二節 章宗時代における交鈔の増発と主要貨幣化

一 対北方遊牧民戦と交鈔の増発

緊縮財政に努め、女真復古主義を提唱した世宗に次いで帝位に即いた章宗は、世宗と異なり、あくまで漢風文化の追求に専心した。その結果、章宗時代（一一八八～一二〇八）には泰和律の編纂に代表される文化事業が盛んに行われ、或いは提刑司の設置に見られるように制度・典礼は続々と改革・整備された⁽³⁴⁾。このような文化の隆興は一面で奢侈の風潮と結びつき⁽³⁵⁾、また制度の改革・整備は必然的に官僚数の増大をもたらした⁽³⁶⁾。さらに世宗時代より黄河が引き続き氾濫を繰り返したため、政府は治水工事に追われており、特に明昌五年（一一九四）八月の大決壊（所謂明昌の大河決）後はその処理に多大な財力を傾注しなければならなかった⁽³⁷⁾。或いは承安五年（一二〇〇）より土地を喪失したり、薄悪な給与地に苦しむ女真人を救済するため括地が行われたが、それは専務機関として行省が設置され、中都・河北・山東で実に三十万頃が拘括されるという大規模なものであった⁽³⁸⁾。

文化の振興策や官制の拡充、国家をあげての大事業が財政支出を増大させたことは言うまでもなく、『遺山先生文集』卷一六「沁州刺史李君神道碑」に

明昌三年……京都承平日久、経費十倍大定間。

と見え、既に章宗時代初期の明昌三年において、政府の京師における経費が世宗時代の十倍に急増していたという。かかる支出の膨張が、交鈔の発行量をも漸増させたことは容易に想像されるどころである。しかるに本格的な交鈔の増発・流通渋滞を招来するのは、章宗時代前半の明昌六年～承安三年において内モンゴル方面で行われた、金朝と北方遊牧民との交戦下においてのことであった。対遊牧民戦の経過に関しては、外山軍治氏が既に詳細に論じておられる⁽³⁹⁾ので、ここで特に取り上げることは避ける。

戦争ともなれば、政府は当然多大な軍事費の支払いに迫られるのであり、『金史』卷一〇章宗本紀を見ると、明昌六年三月に銀五十五万両、銅錢二十三万六千余貫、金盂二千八百両、金牌百両、銀盂八千両、絹五万匹、雜絲千端、衣四百四十六襲を以て軍士を犒賞したといい、同年十月に錢五千万（文、即ち五万貫）、承安元年十二月にも錢三十二万貫、銀二十万両、絹五万疋を用いて将士に賜与を

行ったとある。また同史卷九四裏伝によれば、承安元年末、さらに五千万（文、五万貫）が戦功者に支給されているのである。恐らくこれ以外にも、特に戦争の前半においては、交鈔以外に多量の銅銭や金・銀・絹等も軍事費支払いのために放出されていたに違いない。しかるにその後戦争が激化し、軍事費が膨張すると、軍事費支払いの交鈔に対する依存は高まり、交鈔の発行量も増大していくこととなった。当時の交鈔の発行・流通状態を伝える記事を「銭幣」項より摘挙すれば、表一の如くである。

表一 章宗時代前半における交鈔の発行・流通状態

年号	年	月	交鈔の発行・流通状態
明昌	3	5	尚書省に勅して曰く、民間に流転する交鈔は、当に其の数を限り、見銭よりも多からしむることなかるべきなり。
		8	陝西に降す所の交鈔見銭よりも多く、民をして流転するに難からしむ。
承安	2	10	時に交鈔の出づる所の数多く、民間の貫例を成す者流転し難し。
		3	正時に交鈔稍や滞る。
		9	民間の鈔滞る。
承安	4	3	銀・鈔阻滞す。
		6	民間の鈔、固より已に流行す。

この表に明らかな如く、交鈔は財政支出転用からほぼ三年を経過した明昌三年頃から発行量が増加し始めていたと見られる。発行を制限する詔の発布はその一証である。しかるに政府の努力も虚しく、翌年には交鈔の流通渋滞、つまり交鈔の発行量が銅銭との兌換によって回収できる範囲を遙かに超えてしまったため、だぶついた交鈔の価値が低落して授受に支障をきたすという事態が生じてきた。その後対遊牧民族戦が開始されると、交鈔の増発・流通渋滞も本格化し、承安三年末に戦争が終結した後も交鈔の流通渋滞は継続しており、一応交鈔が流通して

いると表現されるのは、戦争の終結よりおよそ三年を経た泰和元年（一二〇一）に入ってからのものであった。

このように見てくると、特に戦争前半においては、政府は軍事費の支払いと交鈔の兌換準備調達という二つの目的のため、多額の銅銭を必要としていたことになる。ところで、こうした銅銭の需要増大に対する措置を検討する上で興味深いのは、政府が明昌五年三月以降限銭法を施行し、民間の蓄銭を制限し始めていたことである。限銭法施行の詔は「錢幣」項に

五年三月、宰臣奏、民間錢所以艱得、以官豪家多積故也。在唐元和間、嘗限富家錢過五千者死、王公重貶没入、以五之一賞告者。上令參酌定制、令官民之家以品從物力限見錢、多不過二萬貫、猛安謀克則以牛具為差、不得過萬貫、凡有所余、盡令易者物收貯之。有能告數外留錢者、奴婢免為良、傭者出離、以十之一為賞、余皆没入。

とある。これによれば銅銭流通量を増大させるため、政府は唐の元和年間に発布された蓄銭制限令を参照し、蓄銭の額を漢人は二万貫、猛安謀克戸の女真人は一万貫に制限し、限外の蓄銭は盡く諸物と交換させ、流通界へ吐き出させようとしていたことが知られる。

では政府は何故にかかる限銭法を実施したのであろうか。まず施行の直接的原因となったのは、言うまでもなく銅銭流通量の減少である。これは前述の如く世宗時代より大きな問題と化しており、さらにその後章宗の時代に入り、交鈔が増発されてその価値が低落し始めると、所謂グレシャムの法則がはたらいて銅銭は流通界から益々その姿を消していったと考えられる。なお、交鈔の増発と銅銭の減少との関係については、第三章において詳しく検討を加える。かかる銅銭流通量の不足という状況下で問題となるのは、増税を行って流通界から銅銭の徴収をはかったとしても、多額の銅銭を集め得ないという点である。また戦争時に莫大な経費を要する鑄銭を断行することもできず、そうであれば銅銭の供給源は最早民間の蓄銭に求めるより他にない。かくして政府は増税の言わば準備段階として限銭法を施行し、蓄銭を放出させて流通量をあらかじめ増大させておいてから、増税によって銅銭を吸い上げることをもくろんだのである。

事実、対遊牧民戦による国用不足の補填を目的としていたと考えられる増税の開始時期を見ると、商税に関しては遼東・北京で坊場が復活され、他の地域には

徴税機関が添設され、明昌五年九月以降増徴が開始されており⁽⁴⁰⁾、塩専売税に関しては同年十二月に山東・滄・宝坻の三塩の価格が引き上げられる⁽⁴¹⁾等、いずれも明昌五年五月の限銭法施行以後のことである。また醋税は徴取開始の月日までは不明であるが、それが限銭法開始と同じ明昌五年であることは確実である⁽⁴²⁾。限銭法とこうした増税との間には、脈絡があると考えざるを得ない。

しかしながら限銭法による蓄銭の吸い上げは、所期の効果をあげていなかった。それは「錢幣」項、承安三年正月条に

時既行限銭法、人多不遵、上日、已定條約、不為不重、其令御史台及提刑司察之。

と見え、限銭法が一向に遵守されていないとあることから明白である。蓄銭制限令の施行は、銅銭の欠乏が愈々激しくなるかの如き印象を民衆に与え、その結果銅銭はより巧妙に隠匿されるようになったのであろう。このように銅銭の徴取が思わしくないにもかかわらず、銅銭の支出を続けていけば、やがて政府が保有する銅銭は払底してしまう。そこでその対策として、「錢幣」項、承安二年十二月条の尚書省の議に

謂時所給官兵俸及辺戍軍須、皆以銀・鈔相兼。

と見え、官僚や兵士の俸給や辺戍の軍須は銀・鈔で支給するとあるように、この頃から政府は軍事費の支払いにおける銅銭の使用を制限し、交鈔・銀の使用を増大し始めていたのである。

続いて承安三年末になると、政府は交鈔と銅銭との兌換を部分的に停止し、兌換による銅銭の放出を防ぐとともに、流通の渋滞していた交鈔を回収するための抜本的措置を講じ始めた。即ち当時軍事費支払いのため大量に発行されていた大鈔に関しては、銅銭との兌換を停止し、一時的に銀・小鈔との兌換・交換による回収に切り替えた⁽⁴³⁾。この措置によって交鈔は一部不換紙幣となったのである。また兌換・交換によって回収しきれない交鈔は、専売税・商税の徴取を通じての回収を強化した。塩の専売税徴取を通じた交鈔回収の具体例としては、通商法下で塩商に対して出売される手形、塩引の購入に交鈔が使用されていたことが挙げられる。「錢幣」項を見ると

承安二年十月、宰臣奏……若以鈔買塩引、每貫權作一貫五十文、庶得多售。

上日……買塩引者、每貫可權作一貫一百文。

とあって、既に承安二年十月、政府が塩引を交鈔で購入させていたことが知られる。因みに塩引を購入させる際に、額面単位一貫の交鈔を一貫一百文につり上げているのは、北宋時代の取引における加支優潤に類するような、政府によるプレミアムの附加であろう。塩引による回収はその後も続行されており、「錢幣」項、承安四年三月条に

權貨〔務〕所需塩引、收納宝貨与鈔相半、銀每兩止折鈔兩貫。

とあり、權貨務の出売する塩引は交鈔と宝貨、即ち承安宝貨半々で購入させている。ここでいう承安宝貨とは、金朝が承安二年より発行した銀貨である。これについては第三章で詳しく取り上げる。

さらに同年同月条には

令院務諸科名錢、除京師・河南・陝西銀・鈔從便、余路並許取銀・鈔各半、仍於鈔四分之一許納其本路。

とも見えており、院務の〔徴収する〕諸科名錢は、京師・河南・陝西では銀・交鈔を便に従り〔納めしめ〕、余路は各々半ばで納入し、なお鈔の四分の一は各路に〔地方経費として〕納入せよ、という。この史料によって、当時政府が院務の徴税を通じ、全国規模で交鈔を回収していた事実が明らかになるわけである。院務とは、既に見たように塩を除く他の酒・醋の専売税或は商税等の下級徴収機関であったから、右の記事は承安四年三月に至り、政府が塩以外の専売税や商税の徴収を通じ、交鈔を回収し始めていたことを示すものであるとも言えよう。かかる措置が、交鈔の回収強化・信用維持を目的にとられことは明白である。

このような交鈔の回収強化策は一応成功をおさめ、表一に見えている如く、遅くも戦争終結後、三年を経た泰和元年には交鈔の流通は良好な状態に復していた。当時の宰臣の言として

〔泰和元年六月〕軍興以來、全頼交鈔佐用、以出多遂滯、頃令院務取鈔七分、亦漸流通。

とあり⁽⁴⁴⁾、院務の徴収する諸税のうち、税額の七割を交鈔で納入させることによって交鈔は漸く流通を見たという。交鈔の信用を保持する上で、銅錢との兌換ではなく徴税、特に専売税・商税の徴収を用いた回収の占める割合が大きくなっているのは、交鈔が不換紙幣としての性格を強めつつあったことを伝える実例として注目に値する。

二 対宋戦下の交鈔増発と主要貨幣化

以上の経緯によって、増発した交鈔の回収に一応成功したものの、政府は対遊牧民戦終了後も相変わらず銅銭の不足に悩まされていた。「大定の間、錢至って足れり。今、民間の錢少なく、而して又官にも在らざるは何ぞや」という章宗の言⁽⁴⁵⁾は、そうした状況の一端を伝えるものと解される。かくして泰和四年、政府は不振である限銭法を中止し、多大な経費をも省ずに新銭泰和重宝の鑄造を敢行した⁽⁴⁶⁾。また塩の専売税に目を転じると、同年六月に塩価をつり上げ、さらに翌泰和五年六月には収益をより増大させるため、河北・河南・山東一帯で塩法を通商法から官売法の一つである計口売塩法に改革している⁽⁴⁷⁾。こうした措置からも、銅銭の不足に苦しむ政府の姿を垣間見ることができよう。

このように銅銭の不足を抱えていたにもかかわらず、泰和四年末から八年九月にかけて、今度は宋との間に戦端が開かれ、金朝政府は再び巨額の軍事費支払いに迫られることとなった。保有する銅銭量の乏しい政府としては、軍事費の支払いを再度交鈔に仰がなければならなかったことは言うまでもない。なお、対宋戦の経過についても外山氏の研究があるので、詳細はそちらに譲る⁽⁴⁸⁾。

対宋戦下における軍事費の支出は、泰和六年四月以降の戦闘本格化につれて膨張していたと考えられ、交鈔の発行もその頃から増加の途をたどった如くである。即ち「錢幣」項、泰和六年四月条に「陝西の交鈔行われず」とあり、当時陝西で交鈔が流通に支障をきたしていたといい、六月には『金史』卷一〇七高汝礪伝に「〔泰和〕六年六月……時に鈔法流転する能わず」と見え、やはり交鈔の流通が停滞する、即ち交鈔の流通量が増大し、銅銭との兌換による回収では交鈔の適正通貨量を維持できず、交鈔の価値が下落して流通が円滑でなくなる、という状態に陥っていたことを伝えている。政府としては交鈔の信用を維持し、流通を促進させるため、再び何らかの対応を迫られることとなったのである。

そこで増発した交鈔の信用を維持すべく、対遊牧民戦下と同じく徴税によって交鈔を回収した場合に問題となるのは、回収に利用されるのが主として専売税・商税という点である。金朝においては、宋・元朝と同様に専売税・商税、なかんずく塩の専売税が政府の貨幣収入において最も重要な地位を占めていたと考えてよい⁽⁴⁹⁾。そうした状況において、専売税・商税を交鈔で徴取すれば、交鈔の回収・信用維持については効果があがるものの、政府への銅銭の納入量は大きく減

少することとなり、乏しい政府の銅錢保有額は益々乏しくなってしまう。因みに『金史』卷四六食貨志一冒頭の序文に

……在私利於得小鈔、而小鈔入多、国亦無補。

とある。この一文の正確な繫年は比定できないが、章宗時代であるのは明らかなことで、交鈔によって納税させることが財政に与える損害を、政府がはっきりと認識していたことを知り得る。たとえ不換紙幣を運用するにせよ、政府がある程度の銅錢を間接的価値の裏づけとして保有することは不可欠であり、何より政府の保有銅錢の多寡は、政権の存立基盤の安定に係わる。このように見てくると、発行した交鈔の回収・信用維持と、銅錢の府庫への集積という二つの条件をいかに充足するかが、当時の政府の課題であったのである。

以上を踏まえると、対宋戦下の通貨政策は次のように図式化されよう。まず銅錢の徴取に関しては、政府は限錢法を再開した。「錢幣」項、泰和七年七月条の詔勅に

品官及民家存留見錢、比旧減其数、若旧有見錢多者、許送官易鈔、十貫以上不得出京。

とある。この中に「品官及び民間の存留する見錢は、旧に比べて其の数を減じ」と見えることから明かな如く、政府は民間の蓄錢制限額を章宗時代前半より引き上げ、限錢法をより強化したことを知り得るが、それにも増して重要なのは、規定を越えて蓄蔵されている銅錢は官に送って鈔に交換せよ、という部分である。即ちこの時の限錢法は、対遊牧民戦下の限錢法が蓄錢の流通界への放出を目的としていたのと異なり、交鈔との交換によって、徴税とは別枠で蓄錢を直接政府へ回収することを目的とした措置なのである。換言すれば、交鈔を以て蓄錢を買い上げようとしたものである、とも云うことができよう。当時の限錢法の目的が銅錢の政府への直接的回収にあったことは、『金史』卷一〇一承暉伝に

是時（泰和末年）、行限錢法。承暉上疏、略曰、貨聚於上、怨結於下。未報とあり、限錢法によって銅錢は政府に集まっているものの、蓄錢を奪われた民衆の怨恨が結集している【ので、限錢法を中止すべきである】という上奏が為されていることから明白である。

かくして政府は銅錢を回収するとその支出を制限し、温存に努めた。「錢幣」項、泰和七年正月条に

七月正月、勅在官母得支出大鈔。在民者令赴庫、以多寡制數易小鈔及見錢。とあって、大鈔と銅錢との兌換を制限し、銅錢の代わりに大鈔と小鈔とを交換させており、また同年末にはより具体的に

時復議更鈔法、上從高汝礪言、命在官大鈔更不許出、聽民以五貫・十貫例者赴庫易小鈔、欲得錢者五貫内与一緡、十貫内与兩緡、惟遼東從便。

とあるように、五貫・十貫の大鈔と銅錢との兌換は、鈔の額面単位の五分の一までに制限し、余は小鈔と交換させている。このような措置がとられたのは

今諸處置庫多在公廩内、小民出入頗難、雖有商賈易之、然患鈔本不豐。

とあるが如く⁽⁵⁰⁾、鈔本、即ち兌換準備の銅錢が不足しており、交鈔との兌換を続ければやがて底をついてしまうからに他ならない。交鈔は対遊牧民戦下に続いて、再び不換紙幣へと移行していたのである。

官僚・兵士に対する俸給支払いの面においても、銅錢の支出は制限された。

『金史』卷一二章宗本紀、泰和六年十一月己丑条に

尚書省奏、減朝官及承應人月俸折支錢。

とあり、当時既に中央政府で、官吏の月俸における銅錢の支払い額を減じることが議されている。次いで「錢幣」項によると、その後泰和七年七月には戸部尚書高汝礪の言に

……榷塩許用銀・絹、余市易及俸、並用交鈔、其奇數以小鈔足之、應支銀絹而不足者亦以鈔給之。

と見える通り、遂に俸給を全て交鈔で支払い、端数もまた小鈔を用い、銀・絹で支払うべくして足らざるところも鈔で支払うように奏請が為されている。そしてこの上言は「錢幣」項、泰和八年十二月条に見える宰臣の上奏に

旧制、内外官兵俸給皆給鈔、其必用錢以足數者、可以十分為率、軍兵給三分、官員承應人給二分、多不過十貫。

とあって、旧制では内外の官僚・兵士の俸給は皆鈔を支給し、銅錢を用いる場合でも軍兵は三分、官員・承應人は二分とし、十貫を過ぎないように定められていたというから、実行に移されていたものと見なされる。ここで銅錢が用いられた目的は、あくまで交鈔の発行を制限しようとする点に存したと考えられる。

このようにして民間へ放出された交鈔の信用を保持し、流通させるために政府が講じた対策の一つが、交鈔に対する強制通用力の付与である。強制通用力の付

与は対遊牧民下においても行われた⁽⁵¹⁾が、対宋戦下のそれはより具体的・徹底的であった。「錢幣」項、泰和七年七月条の詔勅に

民間之交易・典質、一貫以上並用交鈔、毋得用錢。須立契者、三分之一用諸物。六盤山西・遼河東以五分之一用鈔、東鄙屯田戸以六分之一用鈔。…… 県官能奉行流通者升除、否者降罰。…… 商旅齎見錢不得過十貫。

とあり、これによると政府は一貫以上の交易・典質等の支払いには交鈔を使用させ、銅錢の使用を制限しているのみならず、辺境地帯である六盤山以西即ち甘肅、遼河以東即ち東北地方に対しても交鈔の使用を強制している。さらに屯田戸とあるのは猛安謀克戸の女真人であるが、彼らに対しても交鈔の使用が強制されていたことが知られる。また県官の陞降を交鈔流通の督促状態を基準に行う、客商の銅錢携行額を十貫までに制限する、といった措置も講じられていたというのである。政府が地域的・階層的に交鈔の流通を拡大しようと苦心していた姿を看取することができる。さらに同項、泰和八年八月条には

從遼東〔按〕察司楊雲翼言、以咸平・東京兩路商旅所集、遂從都南例、一貫以上皆用交鈔、不得用錢。

とあり、東北地方の中でも咸平（現吉林省四平市）及び東京（遼陽）には商人が輻湊し、商業活動が盛んであるので、当時の先進地帯であったと見られる都南、即ち河北・河南・山東等と同様に、一貫以上の交易支払いには交鈔を使用させるよう定められている。

なお、交鈔は中都・南京（開封）においては交鈔庫で、地方においては官庫もしくは省庫と称される機関において新旧鈔が交換され、或いは銅錢と兌換されていたが、泰和六年当時、官庫・省庫は全国の主要都市にはほぼ漏れなく設置されており⁽⁵²⁾、こうしたことから章宗時代の後半には交鈔が全国通貨となっていたことが確認されよう。

交鈔の信用維持・流通促進策の第二は交鈔の回収である。その手段として当然のことながら徴税、特に専売税・商税の徴収を通じての回収が強化された。「錢幣」項、泰和七年正月条の詔に

院務商税及諸名錢、三分須納大鈔一分、惟遼東從便。

とあり、当時政府は院務の徴収する商税及び諸名錢の税額のうち、三分の一を大鈔で納入させていた。そしてその後同年末には

河南・陝西・山東及它行鈔諸路、院務諸税及諸科名錢、並以三分為率、一分納十貫例者、二分五貫例者、余並取見錢。

とあり、河南・陝西・山東及び他の交鈔を行う諸路では、院務の〔徴収する〕諸税・諸科名錢のうち三分を率とし、一分を額面十貫の大鈔、二分を五貫の大鈔により、端数は銅錢で納めさせよとあり、交鈔による全納と云っても過言ではない形式がとられているのに気づく。なお「院務の諸税」と記されているから、商税以外に院務の徴収する税も交鈔の回収に充てられていたのである。

また『金史』卷四九食貨志四「塩」項、泰和六年四月条に

從涿州刺史夾谷蒲乃言、以萊州民所納塩錢、聽輸絲・綿・銀・鈔。

とあるように、山東の萊州では、官売法下で農民から徴収される塩錢を交鈔で納入することが許可されており、泰和八年十月には当時中都路転運使であった孫鐸の上奏として、『金史』卷九九本伝に

民間鈔多、宜収歛。院務課程及諸窠名錢、須要全収交鈔。秋夏税本色外、盡令折鈔、不拘貫例。農民知之、逐漸重鈔。……上覽奏、即詔有司曰、可速行之。

とあり、両税のうち折納部分を、貫例即ち額面単位とは関係なく、全て交鈔によって納入させることが主張され、実行に移されたことがわかる。

交鈔を俸給として支給される官僚・兵士等政府関係者の他に、民間で主に交鈔を利用していたのは政府に軍糧等を納入する商人であり、交鈔の回収が商税・専売税の徴収を中心として行われていたのもそのことが一因であった。ところが交鈔の発行量が増大するにしたがい、政府は塩錢や両税等の徴収までも利用して交鈔の回収を強化すると同時に、「農民之を知らば、逐漸として鈔を重んず」とあるように、農民層にまで交鈔の流通範囲を拡大することで、その信用を増大しようとしていたのである。

以上、対宋戦下の通貨政策に関して断片的な史料を用いて検討を加えてきた。最後に当時の交鈔の発行・回収の関係を年表化すると表二の如くである。この表を一見して明らかなのは、交鈔の発行と回収との間の、増発→流通量増大→発行制限・徴税による回収の強化→流通量減少→増発、というサイクルの存在であろう。即ち交鈔の発行・流通量が銅錢との兌換による回収ではなく、徴税を通じての回収によって制御されているのであり、このことによっても交鈔が当時不換紙

表二 対宋戦下における交鈔の発行・回収状態

年 月	交 鈔 の 発 行 ・ 回 収 状 態	
泰 和		
6 4	陝西の交鈔行われず。	} 増 發
6	時に鈔法流転する能わず。	
7 正	在官の大鈔は支出するを得ざらしめ……院務の徴収する商 税・諸名の錢は、三分のうち一分を大鈔で納めしむ。	} 發行制限・ 回収
5	戸部尚書高汝礪の議を以て鈔法條約を立て、大鈔・小鈔を 添造せしめ、鈔庫は急切なるを以て副使一員を増す。	} 増 發
7	戸部尚書高汝礪言わく……民間の旧有する宋の会子もまた 見錢とともに用いしめ……市易及び俸給の支払いは並びに 鈔を用い、端数は小鈔を以て足らしめ、まさに銀・絹を支 払うべくして足らざるものもまた鈔を支給す。	
10 ～ 12	時にまた鈔法をあらたむるを議し、在官の大鈔は出るを許 さず……河南・陝西・山東及びその他の鈔を行う諸路は、 院務の諸税及び諸科名錢は並びに三分を以て率と為し、一 分は十貫例の交鈔を、二分は五貫例の交鈔を納め、余は見 錢を納めしむ。	} 發行制限・ 回収
8 10	民間の鈔多く、正に宜しく収斂すべし。院務の税・諸名錢 は盡く鈔を収むべし。秋・夏税の本色の外はまた鈔を納む ること貫例にかかわらず。	
12	宰臣奏すらく、内外の官兵の俸給は十分を以て率と為し、 軍兵は三分を、官員・承応人は二分を錢で支給し、十貫を 越えるを得ず。	

(註) 出典は六年六月条のみ『金史』卷一〇七高汝礪伝、他は全て『金史』卷四八卷食貨志三「錢幣」項。

幣として運用されていた事実を確認することができよう。交鈔はかかるサイクルの中で、強制通用力の付与及び徴税を通じた回収規模の拡張によって、流通の範囲を地域的に拡大して全国通貨となり、階層的にも拡大して官僚・兵士・商人から農民層へ浸透していったのである。交鈔の流通拡大が、貨幣・商品経済の発達によって為されたのではない点は注目に値する。

また政府は財政収支はもとより、民間の交易支払いにおいても銅銭の使用を制限し、主に交鈔を使用させるようになっていく。かかる措置は、交鈔の持つ貨幣機能のうち、蓄蔵手段に加えて、金朝による支払い手段、金朝に対する支払い手段、流通手段としての機能を一層強化させ、かくて交鈔は銅銭に代わる主要貨幣の地位を獲得したのである。このように見てくると、章宗時代には、紙幣の使用は北宋と比較して非常な発達をとげていたと行うことができよう。

おわりに

世宗時代の初頭、軍事費の増大に因由する巨額の通貨不足を擁した金朝政府は、銅銭保有量の増大によって不足を解消しようとした。銅銭保有量増大策とは、徴税の強化によって、民間の銅銭を府庫へ強力的に吸い上げていくと同時に、鑄銭をも敢行し、府庫の銅銭保有量を増大して、需給のバランスを保とうとしたものである。かかる措置は政府の財政事情を一旦は好転させたが、内政の整備・振興とそれに伴う支出の増大は、大定末期に再び政府を通貨不足に陥れた。そこで章宗時代の初頭、政府は自らが発行する送銭用他地払い約束手形交鈔を支払いに転用し、通貨不足の緩和をもくろんだのである。政府が通貨不足の補填策として交鈔を支出に転用したのは、手形の運用に絡まる利点、特に兌換準備金額に数倍する額の手形を発行できることを認識していたからである。また交鈔が既に通貨的に使用されており、加えてその信用が高かったことも、支出転用の理由に数えられよう。なお交鈔は、章宗時代の初頭には、各種貨幣機能を獲得して紙幣と化した。

支出転用後、交鈔の発行量は漸増していたが、章宗時代においてその本格的な増発が行われたのは、二度の対外戦争に伴う財政逼迫状況下のことであった。対遊牧民戦初頭においては、政府は軍事費を支払うのみならず、兌換によって交鈔を回収するため、限銭法を施行して民間の蓄銭を放出させた。そしてそれを徴税によって政府に吸い上げ、銅銭保有量の増大を図った。しかしながら限銭法は所

期の効果をあげず、軍事費の支払いにおける交鈔への依存は強まり、増発した交鈔は、結局徴税を利用することでようやく回収に成功した。

対遊牧民戦後も銅錢の不足を抱えていた政府は、宋との間に戦端がひらかれると、再び多大な軍事費の支払いを交鈔の増発に仰がなければならなくなった。ところで、増発した交鈔を徴税を通じて回収すれば、その分銅錢の政府への納入は減少してしまう。そこで対宋戦下にあつては、政府は限錢法を以て、徴税とは別途に銅錢を回収し、その支出を制限して官への温存を図るとともに、徴税を通じて交鈔を回収することで、その発行・流通量を制御した。対宋戦下においては、交鈔は不換紙幣として運用されていたのであり、強制通用力の付与及び回収規模の拡大によって、交鈔の流通範囲は地域的・階層的に拡大されていったのである。また財政収支や交易支払いにおける銅錢の使用は制限され、交鈔が専ら使用されるようになっていた。章宗時代の後半において、交鈔は銅錢に代わる主要貨幣と化していたのである。

章宗時代における交鈔の全国通貨化、農民層への流通の拡大、銅錢に代わる主要貨幣化等は、流通期限の廃止とともに北宋の紙幣よりも発達した点であり、この時点で元朝通貨政策の構成要素は既に出揃っていたと言い得る。フビライによる中統鈔発行は、こうした金代における紙幣の発達がその要因となっていたのである。もっともかかる通貨事情は、モンゴルの侵攻が引き起こした通貨の大混乱と、モンゴル帝国の華北支配の故に、そのまま元朝へ継承されなかった。そこでこれより後、元朝の通貨政策がどのように成立していくのかを検討するため、金末におけるモンゴルの侵攻と通貨の混乱に関して、次章で取り上げることにしたい。

〔註〕

(1) 例えば『山堂群書考索別集』卷二一兵門「用財養兵之費」、『建炎以来繫年要録』卷一八七、紹興三十年十二月戊申条等を参照。

(2) 代表的なものとして、彭信威『中国貨幣史』（第三版、上海人民出版社、一九八八年）、喬幼梅「金代貨幣制度的演變及其对社会經濟的影響」（『中国史研究』一九八三年一一）、宋雲亭「金代幣制考略」（『博物館研究』一九八四年一二）、穆鴻利「关于金代交鈔的產生和演變的初步探討」（『中国錢幣』一九八五

年一)、王禹浪「浅談金代的窖藏銅錢及其貨幣制度」(『中国錢幣』一九八五年一四)、王禹鋒・王禹浪「金代貨幣制度初探」(『學習与探索』一九八八年一三)、梁淑琴「試論金代的貨幣經濟」(『社会科学輯刊』一九八八年一)、潘無惧「由承安宝貨銀幣看金代貨幣制度的沿革」(『中国錢幣』一九九一年一三)、劉森『宋金紙幣史』(中国金融出版社、一九九三年)等が挙げられる。

(3) 金朝が、河南・陝西を統治させる目的で設置した劉預の齊国を天会十五年(一一三七、宋紹興七年)に廃止する時、汴京には北宋が一代を通じて備蓄したと見られる銅錢が実に九千八百万緡余りあったという(この数字は『建炎以来繫年要録』卷一一七、紹興七年十一月丁未条、『大金国志』卷三一「齊国劉預録」等に見える)。しかしながらこの銅錢の額及びその齊国廃止後の行方について、幾つかの疑問が生じる。まず一口に九千八百万緡というが、仮に銅錢一枚一匁(三・七五グラム)として計算すると、その総重量は実に三十六万トンを超えていたことになり、容積もまた膨大であった筈である。果たして開封にかくも莫大な額の銅錢を備蓄し得るスペースが存在したのであろうか。

次いで金朝は齊国廃止の翌年、齊の領土であった河南・陝西を南宋に返還しているが、それに先立ち『建炎以来繫年要録』卷一二二、紹興八年九月条に

是秋、金人……悉起京畿・陝右係官金銀錢穀、転易北去。蓋将有割地之意。

とあるように、旧齊領にあった金銀錢穀を黄河以北へ運送した。しかし三十六万トンもの銅錢の運搬は、多大な経費と時間・労力を必要とする大変な難事業であった筈である。そのような難事業が現実に行われ得たであろうか。かかる点からしても九千八百万緡にも及ぶ銅錢の实在は疑わしい。

また仮にそれだけの銅錢が黄河以北へ運搬されたとしても、当時金朝の首都は東北地方の上京会寧府(現黒龍江省ハルビン東南)にあったから、銅錢が全て上京まで運搬されたとは考えられず、運搬されたとしてもそれは極く一部であったろう。そうであれば、上京まで運搬されなかった大部分の銅錢は、何処でどのように処分されたのであろうか。

以上の如く廃齊時、汴京に備蓄されていたという銅錢に関しては疑問や不明な点が頗る多い。いずれにせよ確実なことは、たとえ金朝がそうした多額の銅錢を入手していたにせよ、世宗時代の初頭には深刻な通貨不足に見舞われていたということである。

(4) 『大金国志』卷一三「海陵煬王上」に

〔天德二年、一一五〇〕又宋時河東素使夾錫鉄錢、地分自為大金得之、不用鉄錢、盡拘之入官。官中每鉄錢兩貫伍百作一秤、每秤以銅錢五百五十貨于民間。北地貴鉄、百姓多由火山軍・武州・八館之天德・雲内、貨錢于北方、今河東鉄錢殆盡。自廢〔劉〕預後、至于陝西、鉄錢亦流而過北矣。北方得之、多作軍器、甚而有以堅甲利兵与之回易者。爪牙既成、始不易制矣。

とあり、卷二二「東海郡侯上」に

及金人得河東、廢夾錫錢、執劉預、又廢鉄錢、由是秦・晋鉄錢皆歸韃靼得之。とあるように、河東の鉄錢は金朝がこの地を獲得すると廃止しており、また陝西の鉄錢についても金朝が齊国を撤廃した時、同時に廃止したとある。この後、金朝は齊の領土であった河南・陝西を一旦南宋へ返還するが、南宋は陝西に対して『建炎以来繫年要録』卷一三一、紹興九年八月己巳条に

詔陝西諸路、自祖宗以来、行使鉄錢、昨緣廢齊毀棄不用、遂致公私交易不便、可依旧。仍与見今錢引相兼行使。

とあるように鉄錢の使用を復活させている。しかるに皇統二年（一一四二、宋紹興一二年）以後、河南・陝西が再び金の領土となると鉄錢は廃止された如くで、例えば『建炎以来繫年要録』卷一九三、紹興三十一年十月戊辰条に「陝西諸路は並びに敵中の銅錢を行使するの地分に係わる」とある。もっとも『金史』卷四八食貨志三「錢幣」項によれば大定元年に「陝西路に命じて旧宋の鉄錢を参用せしむ」とあって鉄錢の使用が再開されたが、四年には廃止され、以後鉄錢が行使されることはなかった。

(5) 銅錢保有量増大策としてはこの他に銅禁及び錢禁令の強化徹底が挙げられるが、ここでは省略する。銅禁とは銅器・銅材の出界・私売買禁止、銅器の私有制限の禁止措置、錢禁とは銅錢の鑄つぶし・国外持ち出しの禁止措置である。『中州集』卷一蔡珪伝、『金史』卷四八食貨志「錢幣」項、正隆二年十二月条、大定八年条、十一年二月条、明昌二年十月条・五年三月条、泰和四年条等を参照されたい。

(6) 宗尹伝ではこの上奏を大定二十四年より以前のこととしており、またこの上奏の前に彼が平章政事となったことを伝えている。『金史』卷八世宗本紀によると、彼が平章政事となったのは大定二十三年十一月のことであるから、上奏は大

定二十三年末から二十四年の間に為されたとと思われる。

(7) 『建炎以来繫年要録』巻一九二、紹興三十一年九月条末尾に「是月」として「又民間の税錢五年を借り、民益ます怨憤す」と見える。

(8) 『金史』巻四四兵志「養兵之法」項。

(9) 『金史』巻八八紇石烈良弼伝、大定六年十一月条に見える世宗の言。

(10) 『金史』巻四九食貨志四「醋税」項に次のようにある。

自大定初、以国用不足、設官權之、以助経用。至二十三年、以府庫充切、遂罷之。

(11) 『金史』巻四九食貨志四「諸征商」項に次のようにある。

〔大定〕三年……又以尚書工部令史劉行義言、定城郭出賃房税之制。……〔明昌元年正月〕免賃房税。

(12) 世宗時代の物力錢の徴収額は、『金史』巻四六食貨志一「通檢推排」項の以下の記事から窺える。

〔大定二十七年〕上曰、朕以元推天下物力錢三百五万余貫、除三〔百〕万貫外、令減五万余貫。

物力錢に関する専論としては、小川裕人「金代の物力錢に就いて」上・下（『東洋史研究』五-六、六-三、一九四〇・四一年）がある。

(13) 以下の記述は『金史』巻四九食貨志四「塩」項による。

(14) 世宗時代に後宮の規模が海陵王時代よりも縮小されたことは、『金史』巻六三后妃伝上に

海陵淫嬖、後宮浸多。……大定後宮簡少、明昌以後大備。

とあることから裏付けられる。また世宗が宮廷風俗の質素化に尽力したことについては、例えば同史巻七世宗本紀、大定十三年三月乙卯条に次のようにある。即ち東宮の局人等の増設が奏請された時、世宗は

東宮諸司局人自有常数、張設已具、尚何增益。太子生於富貴、易入於侈、惟當導以淳儉。朕自即位以来、服御器物、往往仍旧、卿以此意識之。

とあるようにそれに反対し、太子は奢侈にはしりやすいから淳儉を以てこれを導くべきであると述べている。

或いは巻八同本紀、大定二十七年三月乙卯条が載せる世宗の言に

国初風俗淳儉、居家惟衣布衣、非大会賓客、未嘗輒烹豚。朕嘗念當時節儉之風、

不欲妄費、凡宮中之官与賜之食者、皆有常数。

とあり、世宗は宮中で宴を催す際等においても儉約に努めていたことが知られる。このような記事は世宗本紀に数多く見られる。

(15) 内蔵庫の改革については『金史』卷八三張汝弼伝に

自皇統以来、内蔵諸物費用無度、吏寅縁為姦、多亡失。〔張〕汝弼与宮籍直長高公穆・入殿小底王添兒閱実之、以類為籍、作四庫以貯之。於是、内蔵庫使王可道等皆杖一百、汝弼等各進階。

とあり、所蔵の財の参亡を防ぐため、内部に四庫なるものが設けられたという。

(16) 『金史』卷九〇高德基伝。

(17) 梁肅伝によればこの上奏は彼が参知政事の時のものである。一方、『金史』卷八世宗本紀によると、彼の参知政事在任期間は^{大定二十一年閏三月}～二十三年正月までであるから、上奏もその間に行われたと見られる。

(18) 『金史』卷四九食貨志四「醋税」項、大定二十三年条。

(19) 院務に関する最も根本的な説明が為されているのは、『金史』卷五十七百官志三「中都都麴使司」項の記事である。そこには中都都麴使司と項目があり、その後「酒使司、院務、税・醋使司、榷場兼酒使司附す」と割注が附され、中都都麴使司には酒使司・院務・税使司・醋使司・榷場兼酒使司が属したことを知る。さらに続けて

使、従六品。副使、正七品。掌監知人戸醞造麴蘖、辦課以佐国用、余酒使監醞辦課同此。都監二員、正八品、掌簽署文簿・檢視醞造。

という一文の割注に

司吏四人、公使十人。凡京都及眞定皆爲都麴酒使司、設官吏同此。它處置酒使司、課及十万貫以上者設使・副・小都監各一員……不及二万貫者爲院務、設都監・同監各一員、不及千貫之院務止設都監一員。其它税・醋使司及榷場与酒税相兼者、視課多寡設官吏、皆同此。

とある。これらによると民戸の酒麴製造の監督及び酒税徴収のため京都即ち中都・眞定に都麴（酒）使司を、他所には酒使司を置き、酒使司のうち課額の小さいものを院務としたという。つまり院務とは酒税の下級徴収機関であったのである。ところが割注後半によれば、税・醋使司及び榷場兼酒使司も、課の多寡を見て官吏を設けること酒使司と同様であったという。そうであればこれら諸機関のうち、

課額の小さいものもやはり院務とされた、と考え得る。榷場兼酒使司がいかなる機関か今のところ明らかでないが、税使司とは商税の、醋使司とは醋税の徴取機関であるから、院務とは少なくとも酒税のみならず、醋税・商税の下級徴税機関でもあったことになるのである。

もっとも院務という名称を持つ機関が実在したのではなく、院務とは酒・醋専売税、商税の下級徴取機関の総称であり、実際には『金史』卷四六食貨志「通檢推排」項に

〔泰和五年六月〕……且令諸處稅務、具稅訖房地、每半月具數申報所屬、違者坐以怠慢輕事之罪。

とあり、同史卷七五虞亨嗣伝に

〔亨嗣〕調同監平涼府醋務……累調監豊州・任丘・汲県・東平酒務。

とあり、同史卷六世宗本紀、大定二年二月癸卯条に

以上初即位、遣遼陽主簿石抹移送・東京趨院都監移刺葛補、招契丹叛乱人。

とあり、『金文最』卷四五「武威郡侯段鐸墓表」に

〔大定年間〕中都都趨務、累政不举、無補国用。

とあるような税務・醋務・酒務・趨務・趨院等から成っていたと考えられる。付言すれば、こうした下級徴税機関の実態には、金代はもとより史料の豊富な宋代においても不明な部分が少なくないようである。宋代における専売税・商税の下級徴税機関を検討した論考としては、幸徹「北宋時代の官當場務における監当官について」（『東方学』二七、一九六四年）、「北宋時代の盛時に於ける監当官の配置状況について」（『東洋史研究』二三—二、一九六四年）等が挙げられる。

(20) 三上次男「金の科挙制度とその政治的側面」（『青山史学』一、一九七〇年、後『金史研究』三、中央公論美術出版、一九七三年に再録）、著書の三〇八～三〇九頁。

(21) 『金史』卷二八礼志一「南北郊」項。

(22) 齊国の鑄銭に関しては、「錢幣」項の冒頭に次のようにある。

金初用遼・宋旧銭、天会末、雖劉預阜昌元宝・阜昌重宝亦用之。

(23) 海陵王時代の鑄銭については、『金史』卷五海陵本紀、正隆二年十月乙卯条、「錢幣」項、正隆三年二月条に見える。

(24) 「錢幣」項、大定十一年二月条。

(25) 以下、世宗時代の鑄錢に関する記述は「錢幣」項による。

(26) 中都大興府・真定府において銅が産出されたことに関しては『金史』卷二四地理志上・卷二十五地理志中、天山の産銅については「錢幣」項、明昌三年条による。

(27) 日野開三郎「北宋時代における銅鉄錢の鑄造額について」（『史学雑誌』四六一一、一九三五年、後『日野開三郎東洋史学論集』六、三一書房、一九八三年に再録）。

(28) 曹望之伝によればこの上奏の直後、彼は北辺に六部事を行っているが、これは大定十一年に敢行された紇石烈志寧の北征（『金史』卷八七紇石烈志寧伝を参照）に付随したものと考えられる。そうであれば上奏が為されたのは北征の直前、即ち大定十年頃のことと推測される。

(29) 曾我部静雄「南宋行使の銅錢について」（『社会経済史学』一三一三、一九四三年）、六六～六七頁。

(30) 金朝は、北辺ではモンゴル系遊牧民、西辺では西夏、南辺にあっては宋というように、沿辺において強敵と境を接していた点では北宋と同様であった。平時においても、金朝政府は北辺に西北・東北・西南の三招討司を、西南辺に陝西・河南・山東の三統軍司を設け、各機関の下に常駐軍を配し、北方遊牧民・西夏及び宋と対峙していたのである。常駐軍の具体的な数は不明であるが、『金史』卷四四兵志「兵制」項には、「辺境置兵之州」として東北地方から内モンゴル・陝西・河南・山東の三十八州にわたる兵の駐屯を例示している。辺防軍の常駐地帯は、河南・陝西に関して

大定四年、行通檢法。是時河南・陝西、徐・海以南、屢經兵革、人稀地廣、蒿萊滿野、則物力少稅賦輕。此古寬鄉也。

とあり（『閑閑老人滏水文集』卷一一「梁公墓銘」）、北辺についても大定十七年当時、左丞相紇石烈良弼が西北・西南招討司等に属する辺防軍の番戍をめぐって「辺地は耕種に堪えず、久しく戍する能はず、所以に番代するのみ」（『金史』卷七一宗叙伝）と述べていることから窺えるように、地力劣弱、地広人稀の荒閑地であり、軍需は必然的に内地からの供給に俟つより致し方なかった。政府としては、軍糧購入に不可欠な銅錢を遠く沿辺へ運送するため、何らかの方策を講じなければならなかったわけである。

その際に着目すべきは、金代においても北宋と同じく京師に權貨務が設けられていた点である。權貨務については『金史』卷五六百官志二に

權貨務。（割注：在京諸稅係中運司見錢、皆權於本務收。）使、從六品。副使、從七品。掌發賣給隨路香茶塩鈔引。

とあり、金の權貨務も北宋と同じく手形の発売によって専売収益を集積する機関であったことが看取される。そうであるとすれば、専売収入として京師權貨務に集貯した銅錢を、手形を用いて辺防費に充当しようという制度が存在したことは、北宋の例から推して十分に予測される。交鈔は北宋時代の見錢交引等と同様に、主として沿辺と京師とを結び、京師の銅錢を沿辺へ輸送する役割を果たしていたのではあるまいか。

（31）加藤繁「官營と為りたる後の益州交子制度」（『史学雑誌』四五—一、一九三四年、後『支那經濟史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録）、著書の一五～一六頁。

（32）例えば南宋では、銅錢の金への流出防止及び江南における銅錢保有量増大を目的として、淮南から銅錢が回収されて江南へ支降され、淮南では銅錢の代わりに紙幣と鉄錢が発行されている。金において河南から銅錢が回収され、交鈔が使用されていたのも、これと同様の目的から行われた措置であったと推察されるのである。淮南の通貨事情に関しては第六章において検討を加える他、先行研究としては草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題——鉄錢交子の廃復をめぐって——」（『東洋学報』四四—四、一九六二年）がある。

（33）交鈔が金朝に対する支払い手段として納税に使用されていたことは、「錢幣」項、明昌四年八月条に

提刑司言、所降陝西交鈔、多於見錢、使民艱於流轉。宰臣以聞、遂令本路權稅及諸名色錢、折交鈔。

とあることによって知られる。

（34）章宗時代に制度改革が頻繁に行われていたことは、例えば『金史』卷九五張万公伝の以下の記事が証左となる。

…又多變更制度、民以為弗便而又改之、紛紛無定。

（35）章宗時代に奢侈の風潮が社会に蔓延していたことについては、『金史』卷八三張汝霖伝に

初、章宗新即位、有司言改造殿庭諸陳設物、日用織工一千二百人、二年畢事。帝以多費、意輟造。汝霖曰、此非上服用、未為過侈。将来外国朝会、殿宇壯觀、亦国体也。其後奢用浸広、蓋汝霖有以導之云。

とあり、章宗の即位直後に豪壯な宮殿が建設され、しかも「其の後奢用浸く広し」という状況であったといい、或いは『金史』卷一二七杜時昇伝に承安～泰和年間（一一九六～一二〇八）のこととして以下のようにある。

是時、風俗侈靡、紀綱大壞、世宗之業遂衰。

(36) 官僚数の増大に関しては、『金史』卷五五百官志一の序文に

…至泰和七年（一二〇七）、在仕官四万七千余、四季部擬授者千七百、監官到部者九千二百九十余、則三倍世宗之時矣。

とあり、泰和七年には世宗時代の三倍に達していたという。

(37) 黄河の氾濫や治水工事に関しては、外山軍治「章宗時代における黄河の氾濫」（『金朝史研究』、同朋舎、一九六四年）、『金史』卷二七河渠志「黄河」項による。

(38) 章宗時代の括地の様子は、『金史』卷一章宗本紀、承安五年九月戊午条、同史卷九三宗浩伝等に見えている。

(39) 「章宗時代における北方経略と宋との交戦」（『金朝史研究』）。

(40) 『金史』卷四九食貨志四「諸征商」項に以下のようにある。

明昌五年、陳言者乞復旧置坊場、上不許、惟許增置院務、詔尚書省參酌定制、遂擬遼東・北京依旧許人分辦、中都等十一路差官按視、量添設院務于二十三處、自今歲九月一日立界、制可。

(41) 『金史』卷四九食貨志四「塩」項に、山東・滄・宝坻の塩価に関して

〔明昌五年十二月〕後以国用不充、遂〔尚書省〕奏定每一斤復加三文為三十三文。

とあり、それまでの三十文から三十三文に値上げされていたという。

(42) 『金史』卷四九食貨志四「醋税」項に次のようにある。

章宗明昌五年、以有司所入不充所出、言事者請權醋息、遂令設官權之、其課額、俟当官定之。

(43) 「錢幣」項、承安三年九月条によれば、小鈔の銅錢との兌換に関してはこれを許可し、大鈔については額面一・二貫のものは全て小鈔と、三貫のものは銀

一兩・小鈔一貫と、五・十貫のものは四分を小鈔、六分を銀と各々兌換・交換させたという。もっとも同項によれば、銅錢と交鈔との兌換は承安四年に全面的に復活されている。

(44) 「錢幣」項、泰和三年条。

(45) 「錢幣」項、泰和元年六月条。

(46) 「錢幣」項、泰和四年条。

(47) 『金史』卷四九食貨志四「塩」項によれば、泰和四年六月に山東・宝坻・滄・遼東・西京・解・北京の塩価が等しく一斤毎に四十一文から四十四文に値上げされたといい、五年六月には山東東・西路、河北東・西路、大名府路、南京路の一部で計口売塩法が施行されたとある。

(48) 註(39) 外山論文参照。

(49) 一例として『金史』卷四九食貨志四「塩」項、泰和六年三月条に「国家の経費は惟だ塩課に頼るのみ」とあるのは、金朝の財政において塩の専売収益が最も重要な地位を占めていたことを窺わせる。塩専売税は貨幣納原則であるから、政府の貨幣収入においても塩専売税の占める割合が最も多かつた筈である。

(50) 「錢幣」項、泰和七年十一月条。

(51) 「錢幣」項、承安元年条によると、正月に西京・北京・遼東等の路では一貫以上の交易支払いには交鈔・銀等を用いることとされ、銅錢の使用は禁止されており、さらにこの後九月になると、一貫以下の支払いにおいても銅錢の使用は禁止されている。

(52) 「錢幣」項、泰和六年十一月条には当時の官庫の設置場所が挙げられている。それを整理すると表三の通りである。この記事によれば、中都・南京にも官庫が存在したように受け取れるが、それらは交鈔庫と解すべきである。また表三には陝西の官庫が記されていないが、章宗時代、陝西に交鈔が流通していたことは、「錢幣」項、泰和六年四月条等から明らかである。この後、貞祐三年(一二一五)に発行された交鈔の銅版(『文物』一九七七年一七所収)には、陝西の京兆・平涼府に省庫が設置されていたことが記されている。中都・南京の兌換機関が交鈔庫と称され、地方のそれが官庫以外に省庫とも呼ばれたことは、一九九〇年に河北省平泉県で出土したという交鈔の銅版(『中国錢幣』一九九三年一一所収)に

平州奉戸符承省筭奏准印造通行交鈔、内中都・南京交鈔庫、平州・保州省庫倒換錢・鈔。

とあることから裏付けられる。

表三 官庫設置場所一覧表

路名	設置場所	路名	設置場所
中都路	中都・保州	河東南路	平陽府
南京路	南京・帰徳府・河南府	河東北路	太原府・汾州
山東東路	益都・済南府	遼東路	上京・咸平
山東西路	東平府・大名府	北京路	臨黄府
河北東路	河間府・冀州	西京路	西京・撫州
河北西路	真定府・彰徳府		

なお交鈔と銅錢の兌換のみならず、新旧交鈔の交換を行っていたのもこれらの機関であった。一例として、「錢幣」項が載せる、交鈔が支出に転用された直後の記事に、「若し歳久しくして字文摩滅すれば、所在の官庫において旧を納め新に換うるを許す」とある。

第三章 金末のモンゴル軍侵攻と通貨の混乱

はじめに

モンゴル軍の侵攻開始後における、金朝の通貨政策・通貨事情に関する論考としては、現在、加藤繁「金国に於ける銀」⁽¹⁾及び安部健夫「元代通貨政策の発展」⁽²⁾を挙げるができる。我々はこれらの研究を通じて、①金朝政府が戦争による財政難を切り抜けるべく、交鈔をはじめとする何種類もの紙幣を濫造・濫発し、やがて通貨膨張・紙幣価値暴落という事態を招き、②紙幣流通促進のために行った銅銭の使用禁止は、銅銭の絶対量減少をもたらし、③さらに紙幣価値暴落、銅銭の使用禁止・減少は政府・民間ともに銀の貨幣的使用を昂進させたという、一連の概略的見通しを得ることが可能である。

しかしながら管見の限り、両氏の研究からは次のような問題点が生じてくるように思われる。第一に、加藤氏の研究は銀を対象としたもので、引用史料が『金史』食貨志「錢幣」項所載のものに限定され、当時の政治ないしは社会・経済状態にも触れていない等、概説的な要素が強い。安部氏の研究は、氏の死後に講義ノートを活字化したもので、精粗の差があり、金末の通貨事情・通貨政策を必ずしも十分に伝えているとは言い難い部分を含んでいる。第二として、論文名からも明らかなように、安部氏はあくまでも視点をモンゴル側においており、金朝政府の政治的意図が、通貨事情・通貨政策に与えた影響についての言及は少ない。また河北の社会・経済状態に関しては詳細に分析するが、河南には殆ど触れていない。しかし、河南の社会・経済状態が河北のそれを規定している一面が看取され、河南の分析は頗る重要と思われる。第三は、紙幣運用策の全貌とそれに伴う問題点が未解決なことである。従来の研究では、紙幣濫造・濫発が通貨膨張、紙幣価値の暴落を招くという点のみが強調されてきた。ところが現実には、紙幣の回収もまた少なからぬ問題を引き起こしていたのである。最後に、銅銭の減少や銀の貨幣的使用昂進についても、補足する余地が残されているようである。

本章では以上の問題点を踏まえ、金朝政府の諸政策及び河南の社会・経済状態が通貨事情・通貨政策にどのような形で反映しているのかを念頭に置きつつ、回収をも含めた紙幣運用管理策の全体を取り上げ、その混乱・崩壊の過程を跡づけ

ることとする。また、紙幣の運用が銅銭・銀に与えた影響についても併せて考察を加え、モンゴル帝国支配時代の華北における漢人世侯・投下領主の紙幣発行、フビライ即位後の中統鈔発行の事情を究明するための準備的作業としたい。

第一節 紙幣運用策とその混乱

一 黄河以北・陝西における紙幣濫発と通貨膨張

モンゴル軍の侵攻後、金朝の紙幣運用は大混乱に陥り、全く收拾のつかない状態と化していった。紙幣運用の混乱には、その発生時期にも混乱の内容にも大きな地域的差異が存在していた。よって地域を黄河以北・陝西と河南とに二分し、紙幣運用管理策とその混乱の様相に関し、以下に観察していきたい。

金朝第七代皇帝衛紹王の大安三年（一二一一）、西京路北辺（現河北・山西省北部）より金に対し侵入を開始したモンゴル軍⁽³⁾は、その後至寧元年（一二一三、九月より貞祐元年）にかけて河北・山西北部長城地帯で金軍と激戦を繰り広げた。戦局は当初一進一退であったが、次第にモンゴル軍が優勢となり、貞祐元年秋より兵を河北平原に展開し始めた。かくしてモンゴル軍は黄河以北を蹂躪した後、同二年春に金朝政府と和議を結び、一旦北帰した。衛紹王を継いだ宣宗は、モンゴル軍侵攻のすさまじさにたまりかね、五月～七月に中都（現北京）から南京開封府へ遷都を敢行してしまう。その後もモンゴルは黄河以北に対する侵攻を継続し、貞祐三年五月には遂に中都を陥落させる。一方、モンゴル軍の攻撃に同調し、西夏も大安三年以降陝西侵略を開始する。以上の経過の中で押さえておくべきは、最初に戦乱に巻き込まれたのは黄河以北・陝西であったということである。因みに河南に戦火が本格的に波及するのは興定元年（一二一七）以降、宋との間に戦端が開かれて後である。また黄河以北・陝西が言わば軍事的消費地帯となっていたこと、の二点である。

このようなモンゴル・西夏の侵攻に対抗するため、政府は黄河以北・陝西に行尚書省・行元帥府・経略司等の機関を次々と新設し、それらによって防衛網を形成するという手段を講じた⁽⁴⁾。上記の機関には当然兵力が附随しているため、戦争激化に伴って機関が増設されるにつれて、兵力維持の方法が大きな問題と化してくるわけである。

さて、紙幣はモンゴルの侵攻以前より軍事費の支払いに多用されていたが、対モンゴル・西夏戦に起因する軍事費の膨張にしたがい、紙幣に対する需要も急増した。金朝では、紙幣は本来中央の戸部の下に設置された印造鈔引庫で印造され、地方へ支降されていた⁽⁵⁾。ところが戦線の拡大と軍事費の増大は、黄河以北・陝西において紙幣を印造せざるを得ない状況へと政府を追い込んでいった。『金史』卷四八食貨志三「錢幣」項（以下「錢幣」項と略す）に

〔貞祐三年〕五月、樞西安軍節度使烏林達与言、関・陝軍多、供億不足、所仰交鈔則取於京師、徒成煩費、乞降板就造便。

とあり、陝西方面の大軍維持に用いる紙幣を、中央でのみ印造していたのでは経費が嵩むため、紙幣の印造に用いる銅版を給降し、当該方面で紙幣を印造することが請われている。右の上言の採否は不明であるが、これによって地方における紙幣印造の必要性を具体的に知り得よう。

そこで黄河以北・陝西における紙幣印造の状況を見てみると、貞祐二年から三年にかけて、政府は随処交鈔庫抄紙坊なる機関を設置している⁽⁶⁾。交鈔庫とは、本来中部・南京に置かれた交鈔と銅錢との兌換機関及び新旧鈔の交換機関であるが、この場合抄紙坊、即ち製紙工場が附随しているので、紙幣印造をも掌っていたと考えられる⁽⁷⁾。随処交鈔庫抄紙坊の設置場所を整理すると表一のようになり、これによって、当時東北地方を含む黄河以北・陝西一帯の広い範囲にわたり、紙幣印造の行われていたことが判明しよう。

表一 随処交鈔庫抄紙坊設置場所一覧表

路名	設置場所	路名	設置場所
上京路	上京	河北東路	河間府・清州
北京路	北京・広寧府・瑞州	河北西路	真定府
咸平路	咸平府	中都路	平・通・順・薊州
西京路	西京・蔚州	河東北路	太原府
山東東路	益都府	河東南路	平陽府
山東西路	東平府	京兆府路	京兆府
大名府路	大名府	鳳翔路	平涼府

また内モンゴル自治区定城県西北で発見され、貞祐二年の日付を持つ、交鈔の印造に使われた銅版⁽⁸⁾には

北京路按察轉運司奉戸符承奏准印造通行交鈔（北京路按察轉運司が戸符を奉じ奏准を承けて印造したる通行交鈔）。

と記され、且つその後に「印造鈔庫」という機関名が見えることから、モンゴルの侵攻が開始されると、交鈔は轉運司下の印造鈔庫でも印造されていたのである。当時交鈔が印造鈔庫においても印造されていたことは、河北省平泉県で出土した、貞祐二年二月以降に発行されたと考えられる交鈔の銅版⁽⁹⁾に

平州奉戸符承省筭奏准印造通行交鈔（平州が戸符を奉じ省筭を承け奏准せられて印造したる通行交鈔）。

とあり、その後やはり「印造鈔庫」と見えていることから裏付けられる。因みに平州とは現在の河北省盧竜である。

印造鈔庫の名は、『四朝鈔幣図録』所収の山東東路交鈔の拓本にも記されている。この山東東路交鈔の行使期間は、大定二十三年～承安二年（一一八三～九七）と貞祐二年以降との二つが想定され⁽¹⁰⁾、前者が正しいとすると、対モンゴル戦以前に紙幣の地方印造が行われていたことになる。しかし、紙幣の過剰発行を予防するという意味からすれば、容易に印造権が地方に譲渡されていたとは考え難い。轉運司に対して印造権が譲渡され、紙幣が印造・発行されたのは、黄河以北・陝西で軍事費が急激に膨張し始めたモンゴルの侵攻開始以後のことであり、この交鈔が印造されたのも貞祐二年以降と理解される。

轉運司は言うまでもなく軍糧輸送・調達を掌る機関であるから、それが印造権を所有すれば、軍糧を調達するため、盛んに紙幣を印造・発行した筈である。さらに、主として軍糧調達の便宜を図るためと思われるが、軍事機関が臨時に轉運司を兼領するというケースが屢々見られるようになる。『金史』卷一〇七張行信伝に

〔貞祐二年〕四月、〔張行信〕遷山東東路按察使、兼轉運使、仍權本路宣撫副使。

とあって宣撫副使が轉運使を兼ねており、同史卷一二八張設伝に

貞祐二年……〔張設〕遷河東南路轉運使・權行六部尚書・安撫使。

と見え、安撫・轉運使が兼職となっているのはその顕著な例である。このように

転運使と一体化し、紙幣印造権を獲得した軍事機関が、目前の軍需を充足するため、より活発に紙幣の印造・発行を行ったことは疑う余地がない。

以上に述べたような黄河以北・陝西における紙幣濫造・濫発の結果、「錢幣」項、貞祐三年十二月条に

宝券初行時、民甚重之。但以河北・陝西諸路所支既多、人遂輕之。

とあって、両地域では紙幣（貞祐宝券⁽¹¹⁾）流通量が膨張し、価値下落していたことが明確に知られる。このうち特にモンゴル軍の猛攻を受けた黄河以北は、『雪樓集』卷一六「濟南公世德碑」に

蓋自我師（モンゴル軍）克燕、金人徙汴、山之東・河之北、盜之區・兵之衝也。

とあり、『元文類』卷五一「易州太守郭君墓誌銘」に

金貞祐、主南渡而元軍北還。是時河朔為墟、蕩然無統。

とあるが如く廢墟と化し、民衆は『牧庵集』卷二一「懷遠大將軍招撫使王公神道碑」に河北のこととして

兵興、民既困徵求之繁、餽饈人畜、雜死道路、至不賴以生。

と見え、『金史』卷一〇八胥鼎伝所載の彼の上奏に

〔貞祐四年〕河東兵革之余、疲民稍復、然丁牛既少、莫能耕稼、重以亢旱蝗螟、而餽餉所須、徵科頗急、貧無依者俱已乏食、富戶宿藏亦為盜發、蓋絕無而僅有焉、其憔悴亦已甚矣。

と記されるように悲嘆の底にあえいでいた。そして当時の戸部尚書高汝勵が貞祐四年正月に

……且河南・河北事体不同、河北累經劫掠、戸口亡匿、田疇荒廢、差調難依元額。

と上言している如く（『金史』卷一〇七本伝）、農民の減少、田土の荒廢に伴う生産の低下は、黄河以北における財政収入を大きく減少させることとなった。

収入の激減によって、支出面における紙幣への依存は益々強まり、物資の甚だしい欠乏も加わって、黄河以北の通貨膨張・紙幣価値下落は一段と悪化した。その様相は河東においてとりわけ激しかったと見られ、「錢幣」項、貞祐三年四月条に

〔河東宣撫使胥鼎上言曰〕……鈔每貫僅直一錢、曾不及工墨之費。

とあるように、一貫の額面単位を持つ紙幣が千分の一の一銭にまで価値暴落していたというのである。

かくして『金史』卷一二二從坦伝に見える、貞祐三年後半～四年に為された彼の上奏⁽¹²⁾に

諸路印造宝券、久而益多、必将積滯。止於南京印造給降、庶可久行。

とあるように、紙幣印造権の中央回収が議されるに至っている。加えて地方で印造される紙幣は、中央で印造される紙幣と様式的に異なる部分が多く⁽¹³⁾、紙幣の濫造・濫発とともに、経済界を大混乱に巻き込む一因を形成したに相違ない。

なお、濫発されて価値が暴落した黄河以北・陝西の紙幣と、未だ戦乱に巻き込まれず、発行・流通量の比較的少なかった河南の紙幣との間には、価値の格差が生じていたと考えられるが、これについては後述する。また、黄河以北・陝西の荒廃化、軍事的消費地帯化は、食糧供給地としての河南に対する経済的依存を、より一層強めることとなった。『金史』卷四六食貨志一「戸口」項に

及衛紹王之時、軍旅不息、宣宗立而南遷、死徙之余所在為虛戾。戸口日耗、軍費日急、賦歛繁重、皆仰給於河南、民不堪命、率棄廬田、相繼亡去。

とあるのはそうした事情の一端を示すものと言える。しかし、戦災を免れていたとはいえ、河南の社会・経済状態も徐々に悪化しつつあり、それがやがて黄河以北・陝西の食糧のみならず、通貨事情にも深刻な影響を与えることになる。

二 河南の社会・経済状態悪化と紙幣行使路分の設定

河南の社会・経済状態に着目する時、注意を促されるのは、食糧、特に穀類の不足とそれに伴う穀価騰貴現象の発生である。騰貴は『金史』卷一〇七高汝礪伝に

貞祐二年六月、宣宗南遷、次邯鄲……次湯陰、上聞汴京穀価騰踴、慮扈從人至則愈貴、問宰臣何以処之。

とあるように、宣宗の開封への遷都と機を同じくして始まったと見られ、それは続いて高汝礪が「蓋し諸路の人河南に輻輳し、糴すること既に多く、安んぞ貴からざるを得んや」と述べている如く、河南への人口の流入、特に非生産者人口の集中によって引き起こされたものであった。

非生産者人口増大の原因として最初に挙げるべきは、貞祐三年五月～十月に行

われた、河北の猛安謀克戸女真人のうち、非戦闘員百万人の河南移住である⁽¹⁴⁾。政府としては、支配民族である女真人を失業させるわけにはいかない。そこで当初河南で括地を断行し、女真人に土地を給与して、自給自足生活を強制しようとした。河南における括地は、漢人に対する土地給与を目的としたものも含めると、三年八月から開始されている。しかしながら括地の試みは、早くも十一月には頓挫してしまった。括地を行えば漢人が多大な損害を被ること、括地によって得られる可耕地が寡少であること、また女真人の間に奢侈・懶惰の空気が蔓延しており、土地を支給されても自耕し得ないのみならず、却って可耕地を荒廃させてしまったこと等がその要因である。

策に窮した政府は、已むなく女真人に対し、半ば給糧し、半ば実直を給し、願う者にのみ田地を給することとした。要するに女真人はこれ以降、原則的に政府からの給与に依存することとなったわけである。女真人への給糧が、河南の生産力に対して過大な負担となったのは言をまたぬところで、監察御史であった陳規は、貞祐四年七月の上奏の中で

五曰……比者徙河北軍戸百万余口于河南、雖革去冗濫而所存猶四十二万有奇、歲支粟三百八十余万斛、致竭一路終歲之歛、不能贍此不耕不戰之人。

と言っている（『金史』卷一〇九陳規伝）。彼によれば百万人の女真人はその後淘汰され、四十二万余りに減じられたようであるが、なお年間三百八十余万斛の粟が必要とされたのであり、それは河南一路の終歳の歛を尽くしても不足する額であったという。

女真人の移住と、それに絡まる状況のみでこのような有様であったにもかかわらず、他にも非生産者人口増大の要因は山積した。その一つは、黄河以北・陝西から多数の難民が河南へ逃亡し、或は政府の手によって移住させられたことである。難民の多くは何ら生活手段を有さず、着のみ着のままで河南に流入して来るのであり、貞祐三年に尚書右丞賈益謙が彼らの扱いに関して

僑戸（難民戸）応役、甚非計也。蓋河北人戸本避兵而来、兵稍息即帰矣。今旅寓倉皇之際、無以為生、若又与地著者並応供億、必騷動不能安居矣。豈主上矜恤流亡之意乎。

と主張して嘉納されているように（『金史』卷一〇六賈益謙伝）、戦乱が終息すれば再び黄河以北・陝西へ戻ると見なされており、徴発の対象には含まれていな

かった。こうした難民は

……在処僑居、各無本業、易至動搖。窃慮有司妄分彼此、或加迫遣、以致不安。今兵日益盛、將及畿甸、儻復誘此失職之衆使為鄉導、或驅之攻城、豈不益資其力。

とあるが如く（『金史』一〇八胥鼎伝、貞祐四年条）、放置しておけば盗賊と化したり、外敵の嚮導となる等して河南の治安を乱す危険をはらんでいる。そこで政府は、『金史』卷一四宣宗本紀、貞祐三年四月壬子条において

諭有司、勿拒河北避兵之民、所至加存卹。

と命じている如く、時として難民に対し、安撫・賑恤を加えなければならなかったのである。

また政府の南渡に随行して、多数の官僚とその家族が河南へ移住した筈であり、彼らへの給与も、河南にとって多大な負担となっていた。前掲した陳規の上奏の第三に

國家自兵興以來、州縣殘毀、存者復為土寇所擾、獨河南稍完、然大駕所在、其費不貲。舉天下所奉之一路、顧不難哉

とあるのは、その一証と見なすことができる。これ以外にも政府は南渡直後、河南の防衛を強化するため、河北に駐屯する金軍三十万を河南へ移屯させており⁽¹⁵⁾、このような重兵の維持も河南の食糧不足を悪化させていたことは、疑う余地がない。

以上に述べた非生産者人口の増加と食糧の欠乏は、政府をして食糧、特に穀類の徴発を強化させた。因みに租税の徴取額は通常の二倍（貞祐三年）から三倍（興定元年）にはね上がったとされ⁽¹⁶⁾、臨時の括糧も頻々で行われた。その結果農民は、『金史』卷四七食貨志二「租賦」項、貞祐三年十月条に

御史田迥秀言、方今軍國所需、一切責之河南。有司不惜民力、徵調太急、促其期限、通其極楚。民既罄其所有而不足、遂使奔走傍求於它境、力竭財殫、相踵散亡、禁之不能止也。

と記されるように、苛酷な徴発に耐えかねて逃亡し始め、河南においてもその数は減少の一途をたどった。農民の減少は興定年間（一二一七～二二）に入ると益々甚だしくなり、『金史』卷一〇四温迪罕達伝に

是時（興定二年）、東方荐饑、〔温迪罕〕達上疏曰、亳州戸旧六萬、今存者

無十一、何以為州。且今調発数倍于旧、乞量为減免。

とあり、或いは同史卷一〇二蒙古綱伝に

〔興定五年、蒙古〕綱奏、宿州連年饑饉、加之重斂、百姓離散。

とあるような様相を呈するに至った。こうした農民の流亡に加えて、旱・蝗害、黄河の氾濫、生産手段の欠乏等もあり⁽¹⁷⁾、河南の農業生産も低下していき、穀類は不足して需要が供給を大きく上回り、その価格は愈々騰貴した筈である。

さて、ここで指摘しておかねばならないのは、政府はモンゴル軍の攻撃が激烈であり、且つ本拠地河南の保全を優先するため、黄河以北・陝西を直接統治しようという意志を喪失しはじめ、特に前者の地方機関に種々の権限を譲渡し、一定の自治を認める反面、兵力・軍糧補給等の救援的措置を打ち切っていたことである。一例として兵力について取り上げると、『金史』卷一〇八侯摯伝、貞祐三年四月条に、当時河北で防衛の任にあった侯摯に関する朝議として

今車駕駐南京、河南兵不可易動、且兵不在多、以將為本。侯摯有過人之才、儻仮以便宜之權、使募兵轉糧、事無不克、可升為尚書、以總制永錫・慶寿兩軍。

と見える。即ち河南は大駕の所在で、その駐屯軍は河南を防衛するため、他所へ派遣することはできない。よって侯摯に便宜の権を与え、兵力を自弁させるべきである、というのである。政府はかかる方針を実行に移しており、『金史』卷一〇六朮虎高琪伝、貞祐四年十月条において、高嶷なる人物が金軍敗績の一因は

向者河朔敗績、朝廷不時出応、此失機會一也。

であると指摘し、また当時の宰相高琪について、同伝がこの後の部分に

……置河北不復為意、凡精兵皆置河南、苟且歲月、不肯輒出一卒、以応方面之急。

と記している通り、原則的に河南駐留軍を援軍として黄河以北へ派遣しなかったのである。

このような、河南本位主義とでも言うべき政策が部内において支配的となりつつあった時、河南の社会・経済状態、特に食糧事情が悪化していくのを憂慮した政府は、歯止めをかけるため、遂に闡耀の施行、紙幣行使路分の設定という抜本的な措置を講じるに至った。これらは黄河以北・陝西が食糧の不足、通貨膨張・紙幣価値暴落に陥っているにもかかわらず、それを犠牲にして河南の穀類保有量

を維持し、穀価を安定させようとするものであった。

関糶は「邀糶」或は「遮糶」とも表記され、『金史』卷一〇九陳規伝、貞祐四年正月条の上言に

伏見、沿河悉禁物斛北渡、遂使河北艱食、人心不安。

と見え、同史卷一四宣宗本紀、貞祐三年八月乙卯条に

増沿河関糶之法、十取其八、以抑販粟之弊、仍嚴禁私渡。

とあるように、販粟のため河南から渡河する商人に対し、官が黄河南岸において穀類を買い上げ、河南より黄河以北への穀類持ち出しを禁止もしくは極端に制限してしまうという措置である。関糶の開始時期を正確に断定するのは不可能であるものの、『遺山先生文集』卷一八「通奉大夫禮部尚書趙公神道碑」に

甲戌（貞祐二年）以来、河禁嚴密、遂有彼疆此界之限。

とあって、貞祐二年以降河禁が施行され、河南・北の往来が原則的に禁止されたというから、恐らく同年政府が南渡した直後のことであろう。

関糶は時として弛められる場合もあった⁽¹⁸⁾が、食糧不足に苦しみ、河南に依存する黄河以北の民衆にとってどれ程苛酷な措置であったかは、『金史』卷四九食貨志四「塩」項、貞祐三年十二月条において、河東南路樞宣撫副使であった烏古論慶寿が次のように述べていることから知られよう。

絳・解民多業販塩、由大陽関以易陝・虢之粟、及還渡河、而官邀糶其八、其旅費之外所存幾何。而河南行部復自運以易粟于陝、以尽奪民利。比歲河東旱蝗、加以邀糶、物価踴貴、人民流亡、誠可閔也。乞罷邀糶、以紓其患。

即ち河東の絳・解州（現山西省新絳・解県）の民衆は塩を河南へ運搬し、陝・虢州（現河南省三門峽市・靈宝）の粟と交換しているが、粟を携行して河南から河東へ渡河するに及び、官が八割を糶するので、旅費を除く外、残るところは幾らもない。河東では旱蝗に関糶も加わり、物価は騰貴し、民衆は流亡に追い込まれており、憐れむべき状況である。どうか糶を中止して欲しい、というのである。

紙幣行使路分設定の事情については「錢幣」項、貞祐三年十二月条に詳しく、それによると、当時政府が開封の附近で穀物を糶したところ、穀価の騰貴が問題となった。よって宣宗は穀価抑制の方策に関して集議させ、開封府の提案に従うこととした後、まず騰貴の原因について

宝券初行時、民甚重之。但以河北・陝西諸路所支既多、人遂輕之。商賈爭取

入京、以市金銀、銀價昂、穀亦隨之。

と述べている。即ち商人が黄河以北・陝西で濫発され、価値の低落した紙幣（貞祐宝券）を河南に持ち込み、一斉に金・銀と交換しようとしたため、銀の価格が高騰し、また大量の紙幣が流入したことにより、穀価の騰貴に拍車がかけられているというのである。

既に指摘した如く、軍事的消費地帯であった黄河以北・陝西と、未だ本格的に戦火に見舞われていなかった河南とでは、流通する紙幣の価値に格差が存在したと考えられる。恐らく商人は、紙幣価値の低い黄河以北・陝西において紙幣を安く買い叩き、価値の高い河南に持ち込んで金・銀と交換し、価値の格差分を利益として獲得しようとしたに相違ない⁽¹⁹⁾。そこでその対策として宣宗は

若令宝券路各殊制、則不可復入河南、則河南金銀賤而穀自輕。

と言い、黄河以北・陝西で発行された紙幣の河南流入を阻止し、穀価を抑制しようとしたのである。

ところで山西省で発見された、貞祐四年の印造年月日を持つ貞祐宝券の銅版⁽²⁰⁾には

奏准印造平陽・太原府兩路通行宝券（奏准せられ印造したる平陽・太原府兩路通行宝券）。

と見え、この紙幣の使用が平陽・太原府路、即ち河東南・北路においてのみ許可されていたという。また『秋澗先生大全文集』卷九三「玉堂嘉話」一に、金末の官僚楊雲翼が正大年間（一二二四～三一）に行った上奏として

……国家利鈔之不行、不若錢之通也。故院務所輸之課、皆使入之、其術固善。

能限之以路分、拘之以分数、則所入之鈔傷太少耳。

とあり、この中に「能く之を限るに路分を以てす」と見えていることから、政府は単に黄河以北・陝西から河南への紙幣搬入を禁止したのみならず、紙幣の行使に一定の路分を設け、路分外での行使を禁止していたのである。宣宗の言に「若し宝券をして路ごとに各おの制を殊ならしむれば、則ち復た河南に入るべからず」とあるのは、紙幣の運用管理全般を諸路の独断に委ねると同時に、路外での紙幣の行使を禁止し、以て河南への帯入を防遏するという意味に解される。

さなきだに紙幣が濫造・濫発されている黄河以北・陝西において、このように行使路分が設定され、紙幣が他所へ流出し得なくなってしまうと、通貨膨張は益

々甚だしいものとなり、また紙幣の信用も低落し、その価値が一層暴落するのは言うまでもない。しかも、諸路に対する紙幣運用権の全面的委譲は、印造機関の恣意的な紙幣印造を、政府が事実上是認したに他ならないのである。『金史』巻一〇八胥鼎伝、貞祐四年条⁽²¹⁾には

〔河東行省胥鼎〕又言……又河北宝券以不許行于河南、由是愈滯、将誤軍儲而啓釁端。

とあり、路分設定が河北の紙幣流通渋滞を煽っていたことが明確に指摘されている。こうして紙幣価値が暴落し、屑紙と化す中で、黄河以北が、次いで陝西がモンゴル支配下に入っていったのである。

三 紙幣回収強化と河南農民の流亡

紙幣行使路分を設定し、黄河以北・陝西からの紙幣流入を遮断していたにもかかわらず、興定元年以降、宋との間に戦端が開かれると、河南においても軍需調達のため、紙幣の発行・流通量が増大し、通貨膨張が始まっていた。「錢幣」項、興定元年十一月条には、明らかに河南のこととして「通宝稍や滯る」とあり、紙幣（貞祐通宝⁽²²⁾）価値下落・流通渋滞の発生を伝えている。殊に注意を喚起されるのは、『四朝鈔幣図録』所載の興定宝泉という紙幣⁽²³⁾の拓本に「南京路」と行使路分が大書されており、河南で発行された紙幣もまた路外での行使が禁じられていたと見られ、発行量の増大につれて路分設定が河南の通貨膨張をも悪化させていったと言わざるを得ない点である。これ以降、戦火が本格的に波及し、やがて金朝の滅亡が間近となるにつれ、河南の紙幣も屑紙となっていたことは最早説明するまでもあるまい。

さて、紙幣濫発とそれに伴う通貨膨張・紙幣価値暴落のみならず、河南では紙幣の回収もまた少なからぬ混乱を引き起こしていた。政府は紙幣濫発・価値暴落・流通渋滞という事態を傍観していたわけではなく、部内では紙幣の信用・価値維持、流通促進の方策をめぐり、議論百出の様相を呈していた。多くの方策のうち、最も実現性が高いと見做され、それ故活発な議論が戦わされていたのは、徴税を通じた紙幣の回収を強化することによって、紙幣の流通量を減少させ、信用・価値の維持を図ろうというものであった。

代表的な意見を挙げてみると、「錢幣」項、貞祐四年正月条が載せる監察御史

田迥秀の言に

国家調度皆資宝券、行才数月、又復壅滯、非約束不嚴、奉行不謹也。未錢幣欲流通、必輕重相權、散歛有術而後可。今之患在出太多、入太少爾。若隨時裁損所支、而增其所取、庶乎或可也。

とあり、同年八月条に見える濮王守純等の上奏にも

… … 今朝廷知支而不知取、所以錢日貴而券日輕。然則券之輕非民輕之、国家致之然也。不若量其所支復歛于民、出入循環、則彼知為必要之物、而知愛重。と見えている。彼等の説く所はいずれも貨幣数量説に立脚するもので、現在の紙幣価値暴落・流通渋滞の原因は、発行量が多く、回収量が少なく、流通が膨張している点に求められる。従って発行を漸次抑制すると同時に、回収を増大して双方のバランスを保てば、流通量は縮小し、民衆の紙幣に対する需要も高まり、価値は回復する、という立論である。これらは一見、極めて妥当な説であるように思われる。

しかしながら、当時のような紙幣濫発・価値暴落の状況に陥ってしまった後では、最早発行制限・回収強化は事実上不可能であった。それについては政府部内にも認識者がおり、陝西行省令史であった惠吉は貞祐四年八月、次のように述べている⁽²⁴⁾。

券者所以救弊一時、非可通流与見錢比、必欲通之、不過多歛少支爾。然歛多則傷民、支少則用不足、二者皆不可。

惠吉の言を敷衍すれば、以下の如くなる。貞祐四年八月当時、モンゴル・西夏との戦闘が激化し、宋との関係も緊張する等、軍事費は増加の一途をたどっているのに反し、財政収入は減少しつつあり、支出の紙幣への依存は愈々強まらざるを得ない状態となっている。また私見によれば、紙幣価値の下落に伴う物価上昇は、紙幣の発行量を言わば押し上げてしまっていたため、人為的な発行の削減は実質的に不可能であったとも考えられる。

一方、紙幣は民間では主として商人が使用していたと思われ、政府が回収を強化するには商税・専売税を増徴しなければならない。しかし、商税・専売税徴収を通じて回収可能な紙幣の量には限界があるため、政府は回収の範囲をより拡大し、農民層から強力に紙幣を徴収する必要に駆られる。第二章で見たように、章宗時代の後半より、政府は両税等を紙幣で納入させることで、農民層にまで紙幣

の流通を拡大しようとしていた。しかしながら、そうした措置によって農民層が紙幣を流通手段として日常的に使用するようになっていたとは到底考えられず、彼らが紙幣を手にしたのは納税時に限られていたに相違ない。そうであるとすれば、農民層からの紙幣回収を強化していけば、確かに紙幣の流通範囲は拡大されるけれども、納税時には農民をして通常使用することのない紙幣を強制的且つ大量に入手させる結果となり、彼らの生活体系を破壊し、苦境に追い込んでしまう。それ故政府としては、戸部尚書高汝礪の紙幣運用に関する

〔興定元年十一月〕……夫事有難易、勢有緩急。今急用而難得者芻糧也、出於民力、其来有限、可緩圖。而易為者鈔法也、行于国家、其變無窮。向者大鈔滯更為小鈔、小鈔弊改為宝券、宝券不行易為通宝、從權制變皆由于上、尚何以煩民為哉。

という見解（『金史』卷一〇七高汝礪伝）から窺えるように、紙幣の増発を続行し、当面の需要を満たすとともに、価値が暴落して使用不能に陥ったならば、交鈔から宝券、宝券からさらに通宝というように新紙幣の発行を繰り返すより他に、何ら具体的な価値維持策を持ち得なかったのである。

ところが財政の急迫や物資の欠乏は、政府をして紙幣の印造が発行に追いつかず、また紙幣の印刷材料・費用すら不足させる、という状況へと追い込んだ。

「錢幣」項、貞祐四年四月条に見える河東行省胥鼎の上言に

交鈔貴乎通流、今路所造不充所出。

とあり、諸路の紙幣印造が発行額を充足できないことが知られ、また同年八月条には平章政事高琪の上奏として

軍興以来、用度不貲、惟頼宝券……隨造隨盡、工物日増、不有以救之、弊將滋甚。

と見えている。これによると、紙幣は印造されると即座に発行消費されてしまうため、印造額が増大し、必要とされる資材は膨大な量に上っているにもかかわらず、それを調達する手段とてもない、というのである。

さて、先の胥鼎の言には、紙幣回収について続けて「術を以て之を取めずんば、欠誤無からず。宜しく民力を量りて徴歛し、以て軍用を裨うべし」とあるが、着目すべきは回収の目的が軍事費支払いの補填とされている点である。要するに彼によれば、回収した紙幣の再利用によって、印造の不足分を補填しようというの

である。政府が回収した紙幣の再利用を何時頃からどの程度行っていたのかは定かでないものの、「錢幣」項、章宗の承安四年（一一九九）三月条に次のようである。

令院務諸科名錢、除京師・河南・陝西銀・鈔從便、余路並許銀・鈔各半、仍於鈔四分之一許其本路。隨路所取交鈔、除本路者不復支發、余通行者並循環用之。

この一文の意味するところは、院務、即ち専売税・商税の下級徴収機関⁽²⁵⁾が徴収する諸税を、京師・河南・陝西では銀・交鈔を便によって、余路では銀・鈔半々で納入させ、なお徴収した鈔のうち四分の一は本路に残して再発行せず、それ以外は「発行・回収を繰り返して」循環して用いよ、ということであると解される。章宗時代から既に紙幣の再利用は実行に移されていたのである。金の紙幣は、南宋の東南会子（不換券時代のもの）の如く、一定の流通期限を付され、その期限内に何度も発行・流通を繰り返す仕組み⁽²⁶⁾になっておらず、流通期限を設定されていなかった。政府は回収した旧紙幣のうち、古く使用に耐えなくなったものは適宜廃棄して新紙幣と交換し、新旧混合して支出に用いていたと推測される。ところが、ここに至って新紙幣の印造・発行を制限し、出来る限り旧紙幣によって通貨需要を満たし、以て印造の不足を補うと同時に印造経費を削減するよう、運用策を転換しつつあったのである。

このようにして旧紙幣に対する需要が高まれば、政府は必然的に旧紙幣の回収を強化する、換言すれば増税を行わざるを得ない。専売税・商税について言えば、貞祐三年四月には「……院務の税は増収すること数倍なりと雖も、而るに納むる所は皆な十貫例大鈔なり」と記されており⁽²⁷⁾、院務の「徴収する」税、即ち専売税・商税は増徴すること数倍であり、それらは額面十貫の交鈔で納入されていたという。また『金史』卷四六食貨志一冒頭の序文には、金朝の滅亡を論じて次のようである。

……及其亡也、括粟・闡糶、一切倍克之政靡不為之。加賦數倍、予借數年、或欲得鈔則予賣下年差科。

即ち政府が紙幣を得んとするあまり、差科の予売、換言すれば紙幣を納めた者に対しては翌年の差科を免除していたことが知られる。

或は「錢幣」項、興定元年五月条に

以鈔法屢變、隨出而隨壞、製紙之桑皮故紙皆取于民、至是又甚艱得。遂令計
價、但徵寶券・通寶、名曰桑皮故紙錢、謂可以免民輸輓之勞、而省工物之費
也。

とある。政府は度重なる紙幣制度の改変、殊に紙幣名の変更にしたが、新紙幣
を次々と印造せねばならず、印造量が増大し、紙幣の材料である桑皮故紙の民間
からの徴収が困難となった。そこで桑皮故紙の代用として貞祐宝券・通寶を徴収
し、「桑皮故紙錢（鈔）」と名づけ、桑皮故紙の徴収を免じるとともに、印刷費
用を節約したというのである。徴収された桑皮故紙錢が支出に再利用されたのは
言うまでもない。

紙幣の再利用が盛んになれば、古く穢れた紙幣を多用することになり、それだ
けで紙幣価値の下落を助長したことは明白である。また紙幣回収量を増大したと
ころで、発行の抑制が伴わないため、回収された紙幣は府庫を言わば素通りする
形で支出に転用されてしまい、紙幣流通量は事実上縮小しなかった筈である。さ
らに回収の強化は、必然的に農民層からの紙幣徴収の増大に連なっていく。

農民に対する紙幣徴収は、徴収の対象であった河南において特に甚だしく、戸
部尚書高汝礪は興定元年十一月、これに対する長文の上奏を行っている（「錢幣」
項及び『金史』卷一〇七高汝礪伝に見える）。彼によれば河南の徴収は苛酷で、
租税徴収額は既に過去の三倍となっている。加えて政府はこの年五月、徴収する
紙幣の額が支出を補足するには寡少であるとの判断に基づき、実に桑皮故紙鈔七
千万貫を科し、また最近紙幣の流通が渋滞したため、桑皮故紙鈔の徴収額を倍増
した。河南の人口は農民が三分の二を占め、今年の租税の徴収も不足し〔徴収額
の増大が見込まれているというのに〕、かくも無謀な桑皮故紙鈔の徴収を続行す
れば、彼らは「民若し当に納むべき租を糶せずんば、則ち食する所の粟を売り、
此に舍りて將に何をか得ん」という窮地に立たされてしまう。そしてやがては

民既悉力以奉軍而不足、又計口、計税、計物、計生殖之業而加徵、若是其剥、
彼不能給、則有亡而已矣。民逃田穢、兵食不給、是軍儲・鈔法兩廢矣。

とある通り（以上「錢幣」項）、農民は流亡に追い込まれ、紙幣の運用のみなら
ず軍糧の供給までも破綻をきたす、と警告するのである。高汝礪は金末を代表す
る財務官僚で、その意見は大いに傾聴すべきものであったにもかかわらず、上言
は結果的に採用されなかった。紙幣の回収に附随する混乱は、この後汝礪の予測

した方向へと悪化したに相違なく、金朝の存立基盤を崩壊させる一因を形成したのである。

第二節 銅銭の減少と銀使用の昂進

一 銅銭の使用禁止と絶対量減少

紙幣運用の混乱、わけても紙幣濫発・価値暴落は、銅銭・銀の流通にも少なからぬ変化をもたらした。そしてそうした変化のうちに、モンゴル帝国時代の漢人世侯・投下領主による紙幣発行、さらにはフビライ即位後の中統鈔発行の契機が見出されるようである。そこで、以下に銅銭の状況から検討を加えていくこととする。

紙幣運用が銅銭の流通に与えた影響については、安部氏が既に概略的な叙述を試みておられる⁽²⁸⁾が、ここでは氏の見解に導かれつつも、史料を補足しながら私見を述べてみたい。第二章でも述べた如く、既に世宗時代から主要貨幣銅銭の不足に悩まされていた金朝政府は、その補填のため、章宗時代初頭より紙幣交鈔を発行した。しかるに文化の振興や二度の対外戦争等に伴う財政膨張のため、その発行は往々にして過剰なものとなり、紙幣価値が下落して流通が渋滞するという事態が生じていた。このような紙幣の過剰発行・価値下落とともに、銅銭は流通界から姿を消し始め、流通量のみならず、絶対量も減少していった。紙幣の行使によって、銅銭の流通量のみならず絶対量までも大幅に減少してしまったことは、南宋と比較して金代の通貨事情の一つの特徴と言い得る。

紙幣の増発・価値下落につれて銅銭が減少したのは、一つには所謂グレシャムの法則が作用したからである。もっとも、グレシャムの法則では通常悪貨が良貨を駆逐すると説かれるが、二種類の貨幣が流通している状態で、一方が価値下落したからといって、他方が直ちに流通界から消失するというのではなく、特に良貨の側に何らかの因子のあることが良貨消失の必要条件となる。そこで注目すべきは、銅銭には貨幣として使用するよりも遙かに大きな利益を獲得できる用途があったことで、そのことが紙幣減価に伴い、銅銭の流通界からの退出を促したのである。一例として、宋代では銅禁（銅器の私有制限、銅材の出界・私売買の禁止）が施行されている時に銅銭を鑄つぶし、銅器を作製して売却すれば、実に五

倍から十五倍の利益を得ることができたという⁽²⁹⁾。なお、鑄つぶしは銷鑄・銷鎔・銷毀等とも称されている。特に金代と同様に紙幣が流通界に充満し、価値下落した南宋時代には、こうした銅銭の鑄つぶしが益々盛んになり、主要都市では鑄つぶされた銅銭を原料とした銅工芸が勃興する程であった⁽³⁰⁾。金代においても、銅禁が施行されていた⁽³¹⁾ことから、銅銭を鑄つぶし、銅器として売買すれば、多大な利益を獲得できたことは間違いなく、紙幣の膨張・減価が始まると、銅銭の銷鑄もまた激化していったことは十分に推定できよう。

この他に銅銭を流通界から退出に追い込み、流通量を減少させたのみならず、絶対量をも減少させた要因として、金朝政府が章宗時代以降に施行した通貨政策を看過することはできない。第二章で見たように政府は交鈔を発行すると、その流通を促進するため、財政収支における交鈔の使用を増大するかたわら、交易の支払いにおける銅銭の使用を制限している。かかる措置は交鈔の信用を増大させたものの、相反して銅銭の保持していた金朝による支払い手段、金朝に対する支払い手段、流通手段としての機能を著しく減退させ、民衆の銅銭に対する信用を大きく低下させることとなってしまった。また政府は、章宗時代より限銭法を施行して民間の蓄銭を制限しており、殊に泰和七年以降の限銭法では蓄銭制限額を引き下げると同時に、限外の蓄銭を政府に直接供出させている。こうした政府の措置によって、銅銭は供出を免れるため深く巧妙に隠匿されてしまったり、或いは銅器に銷鑄して売却されたり、国外へ持ち出されたりして、流通量のみならず絶対量そのものも減少していったのである。「錢幣」項、泰和三年（一二〇三）条に見える、章宗の

大定間、錢至足。今民間錢少、而又不在官、何耶。

という下問は、上述のような、紙幣の価値下落や政府の通貨政策に起因する銅銭の減少を背景としたものに相違ない。

因みに南宋の東南会子運用策においても、会子の信用を増大させるため、相反して銅銭の信用を低下させており、そうした措置が銅銭の死蔵・銷鑄等の盛行を招いていたことが窺える。東南会子の運用には、財政収支を銅銭・会子半々で行う銭会中半制がとられていたが、会子の流通が膨張するにつれて、会子の回収量を増大すべく、収入部分における会子の比率の引き上げが行われるようになった⁽³²⁾。その際、会子の比率引き上げに反対する意見として、『歴代名臣奏議』卷

二七三「理財」に見える、袁燮なる官僚の上奏⁽³³⁾に

……銅楮相半之制、其来旧矣。乃創為新例、輸楮於官者、必令貼納、是利其贏也。是弛相半之法、而置錢於無用之地也。奸民乘之、逞其私欲、毀之匿之者、不勝其衆、是孰為之倡哉。

とある。この史料を見ると、袁燮は、会子の比率を引き上げ、官への会子納入額を増大させると、民間で死蔵されたり、鑄つぶされたりする銅錢の量が一層増大してしまうと主張し、引き上げに反対しているのである。

ところが、モンゴルとの戦争が始まり、紙幣が濫発され、価値が暴落して屑紙同然と化すと、民間では通貨不足が発生し、貨幣としての銅錢に対する需要が高まりを見せてきた。「錢幣」項、貞祐三年四月条所載、河東宣撫使胥鼎の上奏に
今之物重、其弊在於鈔窳、有出而無入也。……今十貫例〔交鈔〕者民間甚多、以無所歸、故市易多用見錢。

とあり、十貫の額面を持つ交鈔が流通界に充満し、価値が低落して使用に耐えない故、交易の支払いには銅錢が多用されているという。恐らくそれまで死蔵されていたような銅錢も、需要の高まりに伴って再び流通界に姿を見せ、盛んに使用されていたに相違ない。しかしながら、あくまで紙幣流通の促進に固執する政府は、交易の支払いにおける銅錢の使用を全面的に禁止するという強硬手段に出た。即ち前掲胥鼎の上奏中に、紙幣流通策として

臣愚謂、宜權禁見錢。且令計司以軍須為名、量民力徵歛、則泉貨流通、而物價平矣。

と見え、この上奏の後に「是れ自り錢貨用られず」とあり、また『金史』卷一〇八胥鼎伝にもこの上奏が採用されたことが明記されている。

前節で検討した通り、当時財政収支は紙幣一色で行われており、また限錢法も継続して行われていた⁽³⁴⁾。それらに加えて交易における銅錢の使用禁止措置がとられたことから、銅錢の貨幣機能は全面的に失われてしまったと云って過言ではなく、必然的に銅錢の死蔵・銷毀・国外流出が急増したであろうことは容易に想像される。金末と同じく銅錢の使用を原則的に禁止していた元代の史料として、『雪樓集』卷一〇奏議存藁「民間利病・銅錢」に

……今國家雖以寶鈔為幣、未嘗不以銅錢貫百為數。然則鈔乃錢之子、錢乃鈔之母也。子母相權乃可經久、實廢其母、而虛用其子、所以鈔愈多、而物愈貴

也。民間為見公家不用銅錢、所在凡有窖藏錢寶之家、往往衷私立價販売、与下海商船、及爐冶之家、銷鑄什器、遂使歷代寶貨、翻為民間所私兼。

とあって、政府が銅錢を使用しないのを目のあたりにした蓄錢者が、銅錢を貿易船に売却し、或は銷鑄して什器に改造する等のことが問題化していたという。

また『金華黃先生文集』卷二〇「国学色目人策問」の一節には

方今鈔法独行、而錢遂積於無用之地也。

とあり、現今紙幣のみが行われているので、銅錢は無用の地に蓄積され、放置されたままになっていると見えている。これらは銅錢使用禁止下における銅錢絶対量減少の様相を具体的に伝える記事であり、大いに参照すべきである。銅錢使用禁止令発布後の金朝においても、かかる状況に大差はなかったと見て大過あるまい。

このようなグレシャムの法則や政府の通貨政策に加えて、モンゴル侵攻後の戦乱は、銅錢絶対量の減少により一層拍車をかけることとなった。中国では銅錢等の財貨を保管する際に、それらを瓶に入れて地中に埋蔵する習慣があった⁽³⁵⁾。そうであるとすれば、銅錢が地中に埋蔵された状態で、その持ち主が戦火に巻き込まれて死亡し、或いは戦火を逃れて他所へ避難したような場合、往々にして埋蔵された銅錢はそのまま放置され、二度と流通界には姿を現さないといった事態が生じることになる。限錢法を免れるため、地中深く蔵されていた銅錢の中には、こうして消失してしまったものも必ずや多かったに違いない。また戦争の激化につきものの兵器や武具の消耗も、銅錢の銷鑄を益々増大させた。「錢幣」項、貞祐三年五月条に、樞西安軍節度使烏林達与の上言として

懷州旧鑄錢鉅萬、今既無用、願貫為甲、以給戰士。

とあり、『金史』卷一一一強伸伝に、天興元年（一二三二）八月の中京（河南府、洛陽）攻防戦の様子を伝えて

兵器已盡、以錢為鏃、得大兵一箭截而為四、以筒鞭發之。

と見えている。これらによると、戦乱のさ中に無用となった銅錢が頻りと鑄つぶされ、甲冑や武器に改造されていたことが窺える。府庫に備蓄されていた如き銅錢は、戦局の悪化にしたがい、こうして消耗してしまうケースも多かったのである。

銅錢の国外流出を増大させた原因としては、金朝政府による黄河以北の銅錢の

回収、河南への支降・集積が挙げられる。「錢幣」項及び『金史』卷五〇食貨志五「和糴」項、貞祐四年五月条によると、宣宗は黄河以北州府の官錢が民間に散失しているのを問題視し、尚書省に措置を命じた。その理由に関して史料には何ら記載はないが、散在する銅錢がそのままモンゴル側の手に入ることを金朝政府が懸念したからであると見て誤りあるまい。そこで省臣は

已命山東・河北權酤及濱・滄塩司、以分数帶納矣。今河北艱食、販粟北渡者衆、宜權立法以遮糴之。擬於諸渡口南岸選通練財貨官、先以金銀絲絹等博易商販之糧、轉之北岸、以廻易糴本、兼収見錢。不惟杜姦弊、亦使錢入京師。と上奏し、裁可されている（「和糴」項）。これによれば河北・山東における酒・塩の専売税納入に一部銅錢を使用させるとともに、河南より黄河以北へ販粟のため渡河する商人に対しては、黄河南岸にて、金・銀・絲・絹等を以て彼らの携行する食糧を買い上げる一方、糴本即ち金・銀・絲・絹を北岸へ転じ、それらと銅錢とを交換させる。以上二つの方策によって黄河以北の銅錢を回収し、河南へ集貯しようというのである。かかる措置は黄河以北の銅錢を一層減少させたのみならず、銅錢を河南に集中するため、略奪・密貿易等による銅錢の宋への流出⁽³⁶⁾を容易にさせてしまった。

事実、河南から宋への銅錢流出を具体的に伝える記事を紹介することは可能で、例えば『婦潜志』卷一〇を見ると、著者劉祁が正大年間（一二二四～三一）に河南の淮陽（現河南省淮陽）において見聞した話として

……嘗聞宋人喜収旧錢、商賈往往以舟載、下江淮貿易、于是錢多入宋矣。嗟夫、錢為至宝、自古流行、今日棄置与瓦礫等。

とあり、宋人が貨幣機能を喪失し、瓦礫同然と化した銅錢を盛んに持ち出していたことが知られる⁽³⁷⁾。また『宋史』卷四七六李全伝に、金・モンゴル戦開始後の記事と見られるが、沈鐸なる人物の動向について

有沈鐸者、鎮江武鋒卒也。亡命盜販山陽、誘致米商、斗米輒售数十倍、知楚州応純之償以玉貨、北人至者輒舍之。又説純之以婦銅錢為名、弛渡淮之禁、来者莫可遏。

とあるのも、背後に河南から淮南への銅錢密輸者の存在を窺わせる。金軍が敗績して金朝の滅亡が近づき、辺境の防備が弛緩するにつれ、河南に集められた銅錢を、戦乱に乗じて運び出す者の数は、増加の一途をたどったであろう。或は同史

卷四〇三趙方伝によると、宋・金戦中、宋軍の河南進撃に及び、京湖制置使趙方が配下の許国・孟宗政・扈再興に対して

〔趙〕方料金人数不得志于棗陽、必将同時並攻諸城、当先発以制之。命〔許〕国・〔孟〕宗政出師向唐〔州〕、〔扈〕再興向鄧〔州〕、戒之曰、毋深入、毋攻城、第潰其保甲、燬其城砦、空其貨糧而已。

と訓戒している通り、敵陣深く侵入して城塞を攻略するのではなく、財貨や食糧等の略奪がその主たる目的とされる場合もあったことを知り得る。かかる場合、銅銭がその略奪の対象に含まれていたことは言うまでもあるまい。

凡そ以上の経緯によって、金領内の銅銭は流通量のみならず絶対量もまた減少していき、金朝の支配が衰退し、使用禁止令が事実上解除となった後には、銅銭は主要貨幣として行使されるにはあまりに過少となっていた。元代において、胡祇遹の『紫山大全集』卷二二「宝鈔法」の中に

……即今前代旧銭銷費無幾、縦有、当立法一新、亦不可用。

とあり、前代即ち金代の銅銭で残存するものは幾ばくもないと述べられており⁽³⁸⁾、或いは同書卷一五「大元故懷遠大將軍彰德路達嚕噶齊揚珠台公神道碑」に、丁巳（一二五七）頃の河北彰德（現河南省安陽）の様子として

……市井無一錢之擾、疆寇数輩、大奴婢小奴婢者、劫民財、殺捕盜官而去。人畏其凶彊、莫敢詰捕。

とあるのは、いずれもこれまで述べてきた見解を裏付ける証左と見做し得るものである⁽³⁹⁾。

二 銀の貨幣的使用昂進と主要貨幣化

金末の華北における通貨事情で特徴的なのは、紙幣価値の暴落及び銅銭の減少という一方で、銀・絹の貨幣的使用が昂進し、なかんずく銀が主要貨幣の位置を占めるようになっていたことである。かかる銀・絹の使用昂進に関しても、加藤・安部両氏の大局的見通し⁽⁴⁰⁾を参照しつつ、史料を補足しながら以下に私見を述べてみたい。

銀・絹の貨幣的使用が盛んになっていた事実を伝える史料の中で最も代表的なものは、『牆東類稿』卷四「流民貪吏塩鈔法四弊」に、金～モンゴル帝国交替期の様子として以下のようにあるものであろう。

朝廷初平中夏、是時未有鈔法、貿易不過絲・銀、科差以是為準。

この史料を見ると、当時の交易支払いには専ら絲・銀が用いられていたというのである。また『統夷堅志』卷二「閻大憑婦語」は、金末の正大年間（一二二四～三一）に鄆州穰県（現河南省穰県）の農民閻大が洛陽へ牛の購入に赴いた話を載せるが、その中に閻大の語として

……某（閻大）牛価幾何、用絹若干、某牛価幾何、用銀若干。

と見え、牛が銀・絹で購入されていたとある。こうした史料も、当時銀・絹が貨幣として行使されていたことを裏付けるものと言えよう。

銀・絹のうち、とりわけ銀の貨幣的使用は盛んであり、『大金国志』卷二四「宣宗皇帝上」、貞祐二年条に見える、モンゴル軍の包囲下に置かれていた中都の恐慌状態を伝えた一節に

京城白金三斤不能易米三升、死者不可勝計。

とあり、『帰潜志』卷一二「辯亡」の項には金朝滅亡直前の大梁（開封）の様子を伝えて

壬辰歲（天興元年）、余在大梁。時城久被圍、公私乏食、米一升至銀二兩余、殍死者相望、人視金・銀如泥土、使用不計。士庶之家出其平日珠玉・玩好・妝具・環珮・錦繡衣衾、日陳于天津橋市中、惟博鬻升合米豆以救朝夕。

とある。この史料によると、金末、開封の如き大都会では、貴重な穀類を売買する際に、銀をはじめとする大量の財宝類が惜しげもなく使用されており、「人、金・銀を視ること泥土の如く、使用計られず」と称される状況であったという。

さらに『中庵集』卷一八「済南李氏先塋碑銘」には金・モンゴル帝国交替期の状況を述べて

時楮幣未行、凡貿易皆白金。

とあり、『元史』卷一五〇張榮伝によると、既にモンゴルの支配下におかれていた丙戌～己丑（一二二六～二九、金正大三～六年）頃の山東では

時貿易用銀、民争発墓劫取、〔山東行省、張〕榮下令禁絶。

とあり、交易に用いる銀を入手するため、民衆は墳墓さえあばくという有り様であった。こうした銀の貨幣的使用の昂進を「錢幣」項は

義宗正大間、民間但以銀市易。

とさえ記している。これらの史料から明かなように、金末～モンゴル帝国統治時

代初期の華北において、銀は銅錢や紙幣に代わり、主たる流通手段の地位を獲得していたのである。

また銀に関して注意を喚起されるのは、天災・戦乱等によって高騰した穀類等の価格が、時代を経るにしたがって、銅錢による表示から銀による表示へと変化していることである。『金史』卷二三、五行志、至寧元年（一二一三）七月条には河東・陝西について

河東・陝西諸処旱……時斗米有至錢万二千〔文〕者。

とあり、この時点では米価は錢建てである。ところが三年後の貞祐四年正月になると、同史卷一〇八侯摯伝に河北の様子として

是時河北大飢、〔河北行省、侯〕摯上言曰、今河朔饑甚、人至相食。觀・滄等州斗米銀十余兩、殍殣相屬。

と見え、米価が銀で表記されているのである。一方、河南における事例としては、『金史』卷一一九粘葛奴申伝、天興元年五月条によると陳州（現河南省淮陽）で「米一斛、直白金四兩」であったといい、同史一一五完顔奴申伝に

〔天興元年十二月〕時汴京内外不通、米升銀二兩。

とあり、『汝南遺事』卷三を見ると

〔天興二年十一月辛丑、蔡州〕時穀価日騰、斗米白金十兩。

とあるのを挙げるができる。この他にも『金史』卷四九食貨志四「茶」項、元光二年（一二二三）三月条の省臣の言に

今河南・陝西凡五十余郡、郡日食茶率二十袋、袋直銀二兩。

とあって、河南・陝西では穀価のみならず茶価も銀で表記されている事例が見られ、さらに「錢幣」項、元光二年五月条には

民但以銀論価。

とさえ表現されている。銀は流通手段のみならず、価値尺度機能をも獲得していたのである。

銀の価値尺度化は、当時発行された紙幣の額面単位からも窺い知ることができる。金代の紙幣の額面単位は、交鈔に代表されるように銅錢の価格計算単位たる貫・文で表示されていたが、『汝南遺事』卷三、天興二年（一二三三）十月条、「更造天興宝会」の項を見ると

戊寅、更造天興宝会。同見銀流転、一錢・二錢・三錢・五錢凡四等。

とあり、金朝が滅亡直前に発行した紙幣天興宝会の額面単位には「錢」という銀の重量単位が用いられているのである。加えて章宗時代より紙幣の価値が不安定であったことや、限錢法が施行されたことによって、紙幣・銅錢が蓄蔵・価値保蔵手段として行使できなかつたことから、銀はその蓄蔵・価値保蔵手段としての機能をも昂進させていたことは疑いなく、民間において銀は銅錢・紙幣に代わる主要貨幣と化していたのである。

このような民間における銀の貨幣的使用の発達にしたがい、政府の銀使用も増大の途をたどった。政府にとって、銀は従来主として賜与の手段であった⁽⁴¹⁾。賜与以外の使途としては、支出面においては『金史』卷五八百官志四「百官俸給」項に

大定二十年、詔猛安謀克俸給、令運司折支銀・絹。省臣議、若估粟折支、各路運司儲積多寡不均、宜令依旧支請牛頭稅粟。如遇凶年盡貸与民、其俸則於錢多路府支放、錢少則支銀銀（衍入？）・絹亦未晚也。從之。

と見え、猛安謀克の俸給支払いにおいて銅錢が足りなければ銀・絹を用いるとある如く、銅錢で支払われるべき支出項目において銅錢が不足した場合、その補填に充てられる程度であった。

収入面においても、錢納原則税の折納に使用されるにとどまっておらず、一例を挙げれば「錢幣」項、大定十年条に

上諭戸部臣曰、官錢積不散、則民間錢重、貿易必艱、宜令市金・銀及諸物。其諸路酤權之貨、亦令以物平折輸之。

とあり、民間で銅錢が不足しているので税を物平で折輸させ、政府への銅錢納入額を削減しようとしたと見えている。ここでいう「物平を以て折輸させた」とは、同項、同年十月条に世宗の言として「前に院務をして輕齋の物を折納するを得るを許し、以て民に便ならしむ」とあるうちの「輕齋の物を折納する」と同義であると見られ、物平と輕齋も同義語ということになる。輕齋とは金・銀等の軽くて持ち運びに便利な貨物を指す言葉である⁽⁴²⁾から、金・銀等が錢納税の折納に使用されていたことになるのである。

もっとも、政府は章宗時代前半の明昌六年～承安三年（一一九五～九八）に行われた対北方遊牧民戦下において、一度銀の使用を増大させている。その経過を追ってみると、「錢幣」項、承安二年十二月条に

尚書省議、謂時所給官兵俸及辺戍軍須、皆銀・鈔相兼。

と見え、官僚・兵士の俸給及び辺戍の軍須はみな銀及び交鈔で支払ったとある。さらに注目すべきことに、上引史料には続いて

旧例銀每錠五十兩、其直百貫、民間或有截鑿之者、其価亦隨低昂、遂改鑄銀名承安宝貨、一兩至十兩分五等、每兩折錢二貫、公私同見錢用、仍定銷鑄及接受稽留罪賞格。

とある。要するに当時の銀は秤量貨幣であるから、使用が頻繁になってくると一々これを細分するのは煩わしい。そこで政府は一兩から十兩までの重量を定めた銀貨、承安宝貨を発行したのである⁽⁴³⁾。また翌年には交鈔と銅錢との兌換を停止し、小鈔及び銀との兌換に切り換えた⁽⁴⁴⁾。収入面においては「錢幣」項、承安四年三月条に

令院務諸科名錢、除京師・河南・陝西銀・鈔從便、余路並許取銀・鈔各半、仍於鈔四分之一許納其本路。……權貨〔務〕所鬻塩引、收納宝貨・鈔相半、銀每兩二貫。

とあるように、政府は院務の徴収する諸科名錢、即ち錢納原則の専売税・商税を銀・交鈔で納入させていたといい、權貨務の発売する専売手形塩引の購入にも、交鈔・承安宝貨を半分ずつ使用させていたことがわかる。

しかしながらこうした銀の使用増大は、「錢幣」項、承安五年十二月条に

宰臣奏、比以軍儲調發、支出交鈔数多、遂鑄宝貨、与錢兼用、以代鈔本、蓋權時之制、非經久之法。

とある如く、決して恒久的なものではなく、交鈔の過剰発行抑制と銅錢の不足補填とを目的とした「權時の制」に過ぎなかった。具体的には、政府は承安四年に交鈔と銀との兌換を停止し、銅錢との兌換を再開しており、承安宝貨も私鑄の横行を招いたとして承安五年十二月に廃止している⁽⁴⁵⁾。

このように一時的・臨時的であった政府の銀使用は、モンゴルの侵攻後になると、民間における銀使用昂進の影響を受け、飛躍的な進展を見せることとなった。その状況を以下に紹介していくならば、政府は贓罪の額を査定する時に、価値下落の甚しい紙幣を額面のまま用いると、罪が不当に重くなって公正を期し難いため、銀を基準にしたといい、贖罪においても銀を納入させている。贓罪の査定に銀を用いていたことは、「錢幣」項、興定三年十月条に省臣の上奏として

向以物重錢輕、犯贓者計錢論罪則太重、於是銀為則、每兩為錢二貫。
とある。ここに見える「錢」とは、加藤繁氏の言う通り⁽⁴⁶⁾交鈔を指している
と解すべきであろう。また贖罪に銀を納めさせたことは、同項、興定四年三月条に
次のように見える⁽⁴⁷⁾。

參知政事李復亨言、近制、犯通寶之贓者、並以物價折銀定罪、每兩銀為錢二
貫、而法當贖銅者、止納通寶・見錢、亦乞令依上輸銀、既足以懲惡、又有補
於官。詔省臣議、遂命犯公錯過悞者、止徵通寶・見錢、贓汚故犯者輸銀。

財政収支に目を転じると、支出の面において、主たる支払い手段は紙幣であっ
た。しかるに収入面において、税を銀納原則で行おうという議論がこの時期に出
現していることは注目し得る。『金史』卷一五宣宗本紀、興定三年四月庚寅条
に見られる榷油に関する議に

同提舉榷貨司王三錫請榷油、歲可入銀数万兩、高琪主之、衆以為不便、遂止。
とあり、実施には至らなかったものの、油を専売化することによって歳額銀数万
兩の収益をあげることが見込まれているのである。モンゴル帝国～元朝初期にか
けて、華北における徵税が概ね銀納原則であったことは周知の事実であるが、そ
の萌芽は金末の段階において既に認められると言えよう。

このような銀使用発達の原因については、先行研究においても一応触れられて
いるが⁽⁴⁸⁾、ここでは以下のように考えておきたい。即ちモンゴル侵攻後の紙幣
価値暴落、銅錢の使用禁止、絶対量の減少によって生じた通貨不足を補填するた
め、民間では一種の現物貨幣行使の状況が出現した。史料的に明らかにはならな
いが、金・銀・絹の他に塩や穀物等も貨幣、殊に流通手段として行使されていた
に相違ない。そのような貨幣のうちで、最も頻繁に使用されたのが金・銀・絹で
あった。因みに唐～北宋時代においても、現物貨幣の中で最も使用が盛んであっ
たのは金・銀・絹である。もっとも絹は汚損・変質しやすく、貨幣として本質的
な欠陥を持っていた。また、金は銀・絹と比較すると遙かに絶対量が少なかった。
かくして民間では現物貨幣の中で銀の貨幣的使用が最も盛んになり、それは金朝
政府の貨幣使用にも影響を与えた。そうしてモンゴル帝国の華北統治が始まり、
銀納原則税が施行されると、モンゴル人と結託した西域商人の高利貸し（所謂幹
脱）も活動を活発化し、銀の貨幣的使用は一層助長されたのである。モンゴル帝
国が実施した銀納原則税や幹脱の活動については、第四章で詳しく取り上げる。

ところで紙幣が価値暴落して使用不能となった後に、通貨不足を補填するため他の貨幣の使用が盛んになるという現象は、金末のみならず元末にも見られるものである。『皇明経世文編』巻四が載せる王禕の「泉貨議」には、至正の鈔法改革（至正十年、一三五〇）以後の江浙一帯の状況を伝えて

……以及近時、又皆絶不用二鈔（中統鈔・至元鈔）、而惟錢之是用、而又京師鼓鑄尋廢、所鑄錢流布不甚広。於是民間所用者、悉異代旧錢矣。……且今公私貿易、若干銅錢重不可致遠、率皆挟用二金（金・銀）。

とある。この記事に従えば当時中統鈔・至元鈔は最早全く信用を喪失しており、一般的な流通手段としては銅錢が、広域決済手段としては金・銀が使用されていたのである。金末においては、元末の江南と比較すると銅錢の絶対量不足が甚だしかったため、その分金・銀、なかんずく銀の貨幣的使用が昂進するとともに、そのことが殊更にクローズアップされてしまい、時人をして「民、但だ銀を以て価を論ず」、「民間但だ銀を以て市易す」等とまで表現させたと考えられる。とりわけ、既に見たように大都市で価格騰貴し、高額商品と化した穀類の取り引きに金・銀が惜しげもなく使用され、時人の注目を浴びていたことは、かかる表現が為される大きな原因となった筈である。

銀の貨幣的使用昂進・主要貨幣化に関してなおも付言しておかなければならないのは、銀は銅・鉄と比較すると価値が高く、また秤量貨幣であったことから、高額・広域決済には適していたものの、日常的な低額取り引きには本質的に不向きな貨幣であったということである。それ故、銅錢の絶対量が減少していた当時にあっては、低額取り引きにおいて一般的な流通手段となる通貨の不足が生じていた。もっとも、銀は銅錢の不足を補填するため、低額取り引きにまでその使用の範囲を拡大していたと推察されるが、そうであったとしてもその高額・秤量貨幣としての性格から判断して、銀が低額取り引きにおける通貨不足を十全に解消していたとは到底考え難い。金末において、銀使用の昂進、銅錢絶対量の減少に起因する低額通貨の不足が発生していたことは、前引『汝南遺事』巻三「更造天興宝会」項の記事によって裏付けられる。同項には前引史料に続けて

……時物価騰蹕、錢幣不行、市肆交易唯用見銀、而畸零尤難、故立楮幣救之。とある。即ち当時交易の支払いには専ら銀が使用されていたが、畸零即ち低額端数の支払いに銀を用いるのは困難であるため、金朝政府は低額取り引き用の貨幣

として天興宝会なる紙幣を発行したというのである。天興宝会の額面は既に見たように銀の重量単位「錢」で表示され、一・二・三・五錢であったから、銀一両＝銅錢二貫⁽⁴⁹⁾として銅錢の単位に換算すれば、二百・四百・六百・千文ということになる。

おわりに

大安三年以降、黄河以北・陝西をモンゴル・西夏に侵攻された金朝は、防衛のため、同地域に行省等の軍事的な権限を持った機関を次々と増設していった。これらの機関を維持するため、政府は紙幣の印造権を地方に対して譲渡してしまい、その結果、黄河以北・陝西では紙幣が濫造・濫発されるようになった。特に黄河以北では、農民の減少に伴う生産の低下が税収・物資の著しい欠乏を招き、通貨膨張・紙幣価値暴落は一段とその激しさを増した。

一方、貞祐二年の中都から開封への遷都以後、新たな金朝の本拠地となった河南では、難民の流入、重兵の駐屯等に起因する非生産者人口の急増が食糧問題を発生させ、穀類の不足と価格騰貴とに見舞われた。また黄河以北・陝西に流通する紙幣と、河南に流通する紙幣との間には価値の格差があったため、商人の中には紙幣価値のより低い黄河以北・陝西で紙幣を買ったとき、比較的紙幣価値の高い河南に持ち込んで銀と交換し、不等価交換によって多大な利益を獲得するものがあった。こうした紙幣の河南への流入は、穀価の騰貴に一層拍車をかけることになった。そこで政府は関糶を実施し、河南からの穀類帯出を禁止すると同時に、紙幣に行使路分を設定し、黄河以北・陝西から河南への紙幣流入を阻止し、河南における食糧を保全するとともに、穀価騰貴を抑制しようとした。しかしながらこうした措置は、黄河以北・陝西における通貨膨張・紙幣価値の暴落を決定的に悪化させたのみならず、河南をも通貨膨張・紙幣価値暴落に巻き込むこととなってしまった。

さらに河南においては、政府は紙幣の印造材料及び印造経費の不足に対処すべく、紙幣の回収を強化し、古くなった紙幣を大量に再発行した。かかる措置は農民層から大量に紙幣を徴収することとなり、紙幣を入手するため生活体系を破壊された農民は流亡に追い込まれ、金朝の存立基盤を崩壊させた。また古くて破損の多い紙幣を再利用したことは、紙幣価値を一層暴落させてしまった。

政府は紙幣価値の暴落に対し、紙幣の流通を促進させるため、交易支払いにおける銅銭の使用を全面的に禁止するという拳に出た。銅銭はモンゴルの侵攻以前から、紙幣の発行増大・価値下落及び政府が紙幣の信用を保持させるためにとった通貨政策によって、流通量のみならず絶対量もまた減少していた。銅銭使用の全面的禁止は、かかる銅銭絶対量の減少を愈々促すことになり、金朝の支配が衰退し、使用禁止令が事実上解除となる頃には、銅銭は主要貨幣として行使されるにはあまりに過少となっていた。

こうした紙幣価値暴落・銅銭絶対量減少によって生じた通貨不足を補填する形で、銀・絹、特に銀の貨幣的使用が昂進し、銀は銅銭・紙幣に代わる主要貨幣の地位を獲得した。しかしながら銀は本質的に高額貨幣であり、また秤量貨幣でもあったことから、日常低額取り引きには不向きであった。それ故、日常低額取り引きの際に通貨不足が生じてしまい、金朝はその不足を補うべく、滅亡直前に低額の紙幣を発行していた。金末における銅銭絶対量の減少、銀の貨幣的使用の昂進、それらに伴う低額通貨の不足等が、漢人世侯・投下領主による紙幣発行、さらにはフビライによる中統鈔発行の要因となったのである。その点については、次章において詳しく検討を加えることとしよう。

〔註〕

(1) 『唐宋時代に於ける金銀の研究』分冊第二（東洋文庫、一九二六年）、第十章。

(2) 『元代史の研究』、創文社、一九七二年。なおこの論文の一部は、要約された形で同氏「元時代の包銀制の考究」（『東方学報』京都、二四、一九五四年、後『元代史の研究』、創文社、一九七二年に再録）の中に取められている。

(3) モンゴル軍の金国侵攻の経過については、牧野修二「チンギス汗の金国侵攻」一～四（『愛媛大学法文学部論集』文学科編、一九～二一、二三、一九八六～八八、九〇年）及び『金史』・『元史』の本紀、『聖武親征録』等による。

(4) 行省をはじめとする諸機関については、拙稿「金末行省の性格と実態」（『社会文化史学』二七、一九九一年）を参照されたい。

(5) 印造鈔引庫に関しては、『金史』卷五六百官志二に記される戸部直屬機関の中に

印造鈔引庫。（大安二年兼抄紙坊。）使、從八品。副、正九品。判、正九品。
掌監視印造勘覆諸路交鈔・塩引、兼提控抄造鈔引紙。（承安四年、罷四鈔庫、
併罷庫判四員。至寧元年設二員。貞祐二年作從九品。）

とあり、印造鈔引庫がその名の通り塩引や交鈔を印造し、また刷り上がった後にはそれらを勘覆（チェック）していたことが窺える。

（6）以下、随處交鈔庫抄紙坊に関する記述は、『金史』卷五六百官志二「同隨處交鈔庫抄紙坊」項による。

（7）交鈔庫に関しては、第二章、註（52）を参照されたい。なお抄紙坊に関しては、『金史』卷五六百官志二に

抄紙坊。（大安二年以印造鈔引庫兼。貞祐二年復置、仍設小都監二員。）使、
從八品。（貞祐二年同隨朝。）副使、正九品。判、從九品。

とある。

（8）この交鈔の銅版は T'oung Pao, serie II, vol. XXXIII, 1937. に J. Mullie, Une planche assignats de 1214. として報告が為されているものである。『東洋史研究』三一、一九三七年には、田村実造氏による同報告書の簡単な紹介記事が載せられている。

（9）交鈔の銅版は張秀夫「平泉出土金代五十貫交鈔銅版」（『中国錢幣』一九九三年一一）において紹介されている。なお「錢幣」項によると、金朝は額面単位一～十貫、百～七百文の交鈔に加えて、貞祐二年二月、新たに二十～百貫、二百～千貫の額面を持つ交鈔を発行している。この交鈔の額面は五十貫であるから、発行されたのは貞祐二年二月以降ということになる。

（10）民衆が交鈔を銅錢と兌換し、或いは旧鈔と新鈔を交換する時には、官に工墨錢と呼ばれる手数料を納入した。この山東東路交鈔の拓本に見える工墨錢の額は八文であるが、「錢幣」項によると、大定二十三年～承安二年までの工墨錢徴収額が八文であり、註（8）・（9）で紹介した、貞祐二年以降に行使されたと考えられる交鈔銅版に見える工墨錢徴収額がやはり八文となっている。従って山東東路交鈔の行使期間は、工墨錢の徴収額から判断して、大定二十三年～承安二年までと、貞祐二年以降の二つが想定されるのである。

（11）「錢幣」項によれば貞祐三年七月、交鈔が貞祐宝券に改称されたという。

（12）上奏中に見える貞祐宝券は貞祐三年七月以降に行使されている。また『金

史』従坦伝によると、彼は宣差都提控としてこの上奏を行っているが、四年には新たに河南府行樞密院に任じられている。一方、『金史』巻一四宣宗本紀、貞祐四年十一月丙午条は河南行樞密院従坦の名を載せており、上奏は宝券が行使された貞祐三年後半の七月から、四年十一月丙午の間に為された筈である。

(13) 一例として、貞祐三年交鈔の銅版と、本文でも紹介した、内モンゴルの定城で発見された貞祐二年交鈔の銅版の、各々下段に見える記載事項を比較してみると、運用機関・所属官職等にかかなりの相違があることに気づくであろう(図一・二参照)。なお、貞祐三年交鈔の銅版は『文物』一九七七年一七に紹介されており、それによれば、この銅版は一九六五年に西安付近で発見されたものという。

尚印貞偽攢鈔通
書造祐造司庫行
戸鈔三交京交
部引年鈔專兆鈔
句庫斬副府内
當副月賞河陝
官使錢中西
日參府東
押佰副路路
造貫使州許
庫庫省於
使子庫中
庫倒都
押右使換南
庫錢京
子鈔交
押

図一 貞祐三年交鈔

尚印貞偽攢京奏北
書造祐造司上准京
戸鈔二交押京印路
部官年鈔咸造按
委斬庫平通察
差月賞子府行軫
官押錢押省交運
日參庫鈔司
佰覆倒内奉
印貫點換中戸
造勘錢都符
鈔訖鈔南
庫都京
子目鈔
押押庫
北
押

図二 貞祐二年交鈔

例えば図一の貞祐三年交鈔には印造鈔引庫とある。これは既に見たように中央の戸部下に設置されていた紙幣や手形の印造機関である。また尚書戸部句(勾)当官の名及び押字が見えているが、尚書戸部句当官とは戸部の架閣庫に属し、交鈔・手形・帳簿の検閲等を担当していた官である(『金史』巻五五百官志一「戸部架閣庫」項)。即ち貞祐三年交鈔とは、少なくとも形式上は中央の印造鈔引庫

で印造され、戸部に属する勾当官の検閲を受けた紙幣ということになる。一方、
図二の貞祐二年交鈔では「通行交鈔」の前に「北京路按察転運司が戸符を奉じ奏
准を承け印造したる」という一文があり、印造鈔庫・尚書戸部委差官という運用
機関・官職名が記されている。即ちこの交鈔は北京路按察転運司が戸部の裁可を
得、所轄の印造鈔庫で印造させ、戸部の派遣した官が査察を加えた紙幣というこ
とになる。因みに按察転運司とは泰和八年（一二〇八）に按察司と転運司とが合
体して成立した機関である（同史卷五七百官志三「按察使」項）。

また交鈔の上端には貫例（額面単位）が横書きされているが、貞祐二年交鈔は
右から左へと記されるのに反して、貞祐三年交鈔では左から右へと記されている。
このように中央で印造される紙幣と地方で印造される紙幣との間には、様式や記
載事項に相当の差異があったのである。付言すれば、印造鈔庫なる機関名は文献
史料に見えておらず、紙幣の銅版を調査して初めてその存在が明らかになるもの
である。

（14）女真人の河南移住及び河南における括地の様子は、『金史』卷四七食貨志
二「田制」項、同史卷一〇七高汝勵伝、三上次男『金代女真の研究』（日満文化
協会、一九三七年、後『金史研究』一、中央公論美術出版、一九七二年に再録）
等に詳しい。

（15）『金史』卷四四兵志「兵制」項に次のようにある。

初南渡時、盡以河朔戰兵三十万分隸河南行樞密及帥府、往往蔽匿強壯、驅羸弱
使戰、不能取勝。

（16）『金史』卷四七食貨志二「田制」項、貞祐三年八月条、同史卷一〇七高汝
勵伝、興定元年十一月条。

（17）河南における旱・蝗害は『金史』卷二三、五行志を、黄河の氾濫は同史卷
二七河渠志「黄河」項、外山軍治「章宗時代における黄河の氾濫」（『金朝史研
究』、同朋社、一九六四年）を参照。生産手段の欠乏に関しては、例えば『金史』
卷一〇〇李復亨伝、興定三年七月条に見える彼の上奏に

民間銷毀農具、以供軍器、臣窃以為未便。汝州魯山・宝豊、鄆州南〔陽〕、皆
産鉄、募工置冶、可以獲利、且不厲民。

とあるのがその様子を伝えている。

（18）一例として『金史』卷一四宣宗本紀、貞祐四年四月丙申条に次のようにあ

る。

河北行省侯摯言、北商販粟渡河、官遮糴其什八、商遂不行、民饑益甚。請罷其令。從之。

(19) 紙幣価値の地域的格差とそれにかかわる弊害は、南宋の東南会子にも見られる。会子の価値は都市部で高く、僻遠の州軍で低かったため、そうした価値の格差に乗じた官吏の不正行為が問題化していた。『宋会要輯稿』食貨四五一九「綱運令格」、乾道六年十二月二日条によると、当時地方州軍から中央への上供銭解発は銅銭・会子各々半ばで行われる建て前であった（所謂銭会中半制）が、上供を掌る押綱官は、屢々郷村部において、上供銭中の銅銭を用いて安価な会子を買ひ漁り、上供を全て会子で行った。かくして押綱官は上供の運賃を節約するとともに、会子価値の高い臨安にて会子を銅銭と交換し、価値の格差分を着服していたというのである。

(20) この貞祐宝券の銅版は、楊富斗「山西新絳出土貞祐宝券」（『考古与文物』一九八一年一二）において紹介が為されている。なお、銅版は山西省新絳県の西北で出土したという。

(21) 胥鼎伝を見るとこの上奏が貞祐四年の何月に行われたものか判然としないが、「錢幣」項では四月条に繁けられている。

(22) 「錢幣」項によれば、貞祐通宝は興定元年より行使されている。

(23) 興定宝泉は元光元年（一二二二）二月以降行使された（「錢幣」項）。

(24) 「錢幣」項、貞祐四年八月条。

(25) 院務の詳細については、第二章、註（19）を参照されたい。

(26) 会子の運用制度に関しては第五章で検討を加える。また先行研究としては、草野靖「南宋行在会子の発展」上・下（『東洋学報』四九一一・二、一九六六年）がある。

(27) 「錢幣」項、貞祐三年四月条。

(28) 註（2）安部論文、三八四～三八六頁。

(29) 北宋の事例として『宋史』卷一八〇食貨志下二「錢幣」項が載せる、元豊時代（一〇七八～八五）の張方平の上奏に

銷鎔十錢得精銅一兩、造作器用、獲利五倍。

と見えており、南宋の事例としては『群書考索後集』卷六〇財用門「銅錢類」に

以下のようにある。

高宗紹興中、臣僚言、民以錢十文、將（得または獲？）銅一両、鑄為器皿、可得百五十文。

(30) 南宋時代における銅工芸の勃興は、斯波義信『宋代商業史研究』（風間書房、一九六八年）、三〇三～三〇五頁を参照。

(31) 金代に銅禁が施行されていたことを示す証左に関しては、第二章、註（5）を参照されたい。

(32) 会子の比率引き上げについては、第五章を参照されたい。

(33) 『宋史』卷四〇〇本伝によると、袁燮のこの上奏は彼が知江州であった嘉定年間（一二〇八～二四）の初めに行われたという。

(34) モンゴルの侵攻後にも限錢法が継続されていたことは、「錢幣」項、貞祐三年四月条に

自是、錢貨不用、富家内困藏糶之限、外弊交鈔屢變、皆至窘敗、謂之坐化。とあるのによって知られる。

(35) 銅錢を保管する際に、地中深く埋蔵する方法がとられたことは、例えば加藤繁「櫃坊考」（『東洋学報』一二一四、一九三六年、後『支那經濟史考證』上、東洋文庫、一九五二年に再録）を参照。

(36) 金－南宋間の銅錢の動きをめぐり、周知の如く加藤繁氏と曾我部静雄氏との間で見解に相違があるが、モンゴル侵攻後は金から宋へ流出していたとする点では一致している。加藤「宋と金国との貿易に就いて」（『史学雑誌』四八一、一九三七年）・「宋金貿易に於ける茶錢及び絹について」（『東亜經濟論叢』一一、一九四一年、以上後『支那經濟史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録）、曾我部「宋金貿易史上における銅錢の問題」（『文化』四一六、一九三七年）・「再び宋金貿易史上の銅錢問題を論ず」（『文化』八一、一九四一年、以上後『日宋金貨幣交流史』、宝文館、一九四九年に再録）を参照。因みに国外では喬幼梅「宋金貿易中争奪銅幣的鬭争」（『歴史研究』一九八二年一四）も、金朝政府の開封遷都後は銅錢は金から南宋へ流出したとしている。

(37) 南宋の江南においては、財政収支を銅錢・会子半々で行う錢会中半制が施行されており、国内において銅錢に対する一定の需要があった。また南宋の民衆の中には禁令を犯し、日本・高麗・東南アジア諸国へ銅錢を密売して莫大な利益

を得る者がおり、銅銭は輸出品としても需要が高かったのである。これらの点に関しては第五章を参照されたい。

(38) 「宝鈔法」は、元朝の南宋征服前の至元九年に記された部分と、征服後の至元二十四～二十九年に書かれた部分とから成っている。この一文は前者の中に見えているので、ここでいう「前代」とは金代を指していることになる。「宝鈔法」の構成に関しては第四章、註(57)を参照されたい。

(39) 前田直典氏も「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」(『北亜細亜学報』三、一九四四年、後『元朝史の研究』、東大出版会、一九七三年に再録)において、十三～十四世紀を中心とする時代のものと考えられるウイグル文書百数十通に交易媒介物として銅銭の記載がないことを指摘され、これは当時「震旦北方・西方の経済界では銅銭は殆ど貨幣機能を有たなくなっていたことを示すものである」と述べられている(著書の八五頁)。

(40) 註(1)加藤論文、註(2)安部論文。

(41) 銀が賜与に用いられていたこと具体例としては、『金史』卷八二移刺温伝に

〔天会年間、一一二三～三七、対宋戦の論功行賞として移刺温に〕賜銀千両・重綏百端・絹二百匹。

とあり、同史卷六三后妃上に

〔正隆六年、一一六一〕海陵許〔高〕福娘征南回以為妃、賜銀二千両。

とあり、同史卷八八完顔守道伝に

〔明昌四年、一一九三、守道の死去に伴い〕賻銀千両・重綏五十端・絹五百匹。等とあるのを挙げる事ができる。

(42) 例えば南宋においては、輕齋なる語が金・銀・会子を指す時に用いられているケースがある。加藤繁「南宋時代に於ける銀の流通並に銀と会子との関係について」(『東洋学報』二九一三・四、一九四四年、後『支那経済史考證』下に再録)、著書の一〇九頁を参照。

(43) 「宝貨」というと我々は鑄貨、コインを想像してしまうが、承安宝貨は実際には小型の銀錠であった。例えば湘生・景順「我国首次発現金承安宝貨銀錠」(『黒龍江文物』一九八二年一)を参照。

(44) 「錢幣」項、承安三年九月条に次のようにある。

一貫・二貫例並支小鈔、三貫例則支銀一兩・小鈔一貫、若五貫・十貫例則四分支小鈔・六分支銀、欲得宝貨者聽、有阻滯及輒減価者罪之。

(45) 「錢幣」項、承安四年、五年十二月条。

(46) 註(1) 加藤論文、六二二頁。

(47) この史料の繫年は中華書局本『金史』の校勘記による。

(48) 註(1) 加藤論文、註(2) 安部論文。

(49) 例えば「錢幣」項、承安二年十二月条に、官定比価として「〔承安宝貨〕一兩毎に錢二貫に折す」とある。

第四章 フビライの即位と中統鈔の発行

はじめに

中統元年（一二六〇）十月、フビライ政権（至元八年、一二七一、国号を元と定める）によって発行された中統元宝交鈔（以下、中統鈔と略す）は、その後一旦廃止されつつも、元朝末期に至るまで行使され続けた、元朝の基軸通貨とも言うべき紙幣である。元朝は華北領有時代に施行していた通貨政策を、南宋併合後、そのままの形で南宋領内に敷衍した。即ち元朝は華北領有時代において、既に通貨政策の基本構造を形成していたのであり、中統鈔発行の背景や理由はもとより、華北領有時代の通貨政策、換言すれば中統鈔の運用政策の具体的内容等を解明する作業には、特に元朝通貨政策全体の成立過程を探る上で、頗る重要な意義が存すると言わねばならない。

元朝の通貨問題に関する論考は、枚挙に遑がない程発表されており、中統鈔を対象としたものも少なくない。それらを通観すると、中統鈔の運用機関や印造・発行制度、価値維持制度等に対しては、残存する関連史料が比較的豊富なこともあって、詳細な研究が行われてきた⁽¹⁾。他方、中統鈔発行の理由や背景についても幾つかの点が指摘されている⁽²⁾。最も多く言われている中統鈔発行の理由とは、漢人世侯や投下領主等の地方割拠勢力の紙幣発行によって生じた通貨分裂の統一であり、この他にフビライ政権の支払い手段の造成や、フビライ政権が紙幣発行と引き換えに金・銀等を回収して国庫を充実しようとしたこと、西域貿易の隆盛化等に見られる如く商品経済が発達し、軽便な貨幣に対する需要が高まったこと等が挙げられている。また銀を用いた高利貸しを行う西域商人の経済的基盤の打破、経済活動活性化、銅銭鑄造の不振を中統鈔発行の理由とする研究も見られる。しかしながら、これらの指摘はいずれも元朝の通貨・金融政策や制度等に関する通史的・概説的論考の中で、断片的・概略的に為されているに過ぎず、何故フビライ政権が中統鈔を発行したのか、いかなる理由で中統鈔一本建ての通貨政策を施行するに及んだのか、といった疑問に十分に答えているとは言い難い⁽³⁾。

中統鈔の発行は多くの問題を内包しており、その分析は多角的に行われなければならない。これまでも述べてきた通り、中統鈔が発行されるに至った大きな原因は、金代後半～モンゴル帝国時代の通貨事情に求められるのであり、検討は少

なくとも金末を視野に含めた上で行われなければならない。そのみならず、銀・紙幣・銅銭の貨幣機能の相違や、フビライのカアン⁽⁴⁾即位の持つ意義、元朝成立前後の政治情勢等も考察の対象に含める必要があるように思われる。本章では、かかる諸点を念頭に置きつつ、中統鈔発行の背景・理由を考究する。また発行の背景・理由と併せて中統鈔の運用政策に対しても考察を行い、元朝が通貨政策の基本構造を成立させていく過程を描出してみたい。

第一節 中統鈔発行の背景

一 モンゴル帝国の華北における貨幣発行の実状

金朝に代わり、新たに華北の支配者となったモンゴル帝国は、太宗時代より華北において、宋・金時代には銅銭または紙幣納原則であった専売税を銀納原則で運営した。金朝を滅ぼす以前の庚寅の年（一二三〇）、モンゴル帝国政府は既に黄河以北に十路徴取課税所を置いて、本格的な徴税を開始しており、酒醋・塩税・河泊・金・銀・鉄冶六色を銀で納めさせている。そしてこの時、課額を五十万両（五十両＝一錠であるから一万錠）と定め、さらに甲午（一二三四）、金朝を完全に滅ぼし、華北を平定すると、歳額百十万両（＝二万二千錠）に増大させている。次いで課額は己亥の年（一二三九）、財務長官であったアヴドゥル＝ラーマン（奥都剌合蛮）によって、二百二十万両（＝四万四千錠）にまでつり上げられたことが確認される⁽⁵⁾。またモンゴル帝国政府は、太宗即位前後から地方税として包銀を施行し、一戸あたり銀四～五両を徴取した。包銀は憲宗時代、辛亥の年（一二五一）より国税化されており、国税となった包銀は、当初年に銀六両を徴取したが、直ちに四両に減額され、後に二両は絲等による折納が許可されるようになっている⁽⁶⁾。

さて、華北で徴取された銀は、国税としてモンゴル帝国中央政府へ上供されるものと、地方税として存留され、主として駅関係費用を中心とする地方経費に充てられるものとに二分されたという。そしてその割合についてみると、徴取された銀のうち、地方費に回されていたのは包銀によって徴取されたもののみで、それも太宗初年の頃は徴取額の半分であったのが、憲宗時代に包銀が国税化されると実質的に五分の一程度にまで低下しており、余は原則的に全て中央へ上供さ

れたといわれる⁽⁷⁾。そこで考えてみなければならないのは、国税として徴取された銀の用途である。この課題を解決するに足る史料を今のところ目にはできないが、包銀の用途は、モンゴル人宗室諸王その他への歳賜やモンゴル支配者たちの装飾品、什器の素材、西域奢侈品の購入代価に使用された余りは、殆どすべてが幹脱に貸与委託されたとも推測されている⁽⁸⁾。この見解は地方費には言及していないので、包銀のうち、国税に回される部分の用途を指していると解される。恐らく包銀以外に国税として徴収・上供された銀の用途も、これと大差なかったと考えてよいのではあるまいか。

西アジアでは古くから金・銀が価値の標準として用いられており、イスラム支配下のアッバース朝（七五〇～一二五八）の時代に通貨制度が成立した。アッバース朝の通貨事情を概観すると、旧ササーン朝支配下に置かれた東部地域においてはディルハム銀貨による銀本位制が、旧ローマ帝国支配下の西部地域にあってはディナール金貨をもってする金本位制が優勢であった。このうち東部地域で銀鉱山の開発が進み、莫大な銀が生産されたので、八世紀後半から九世紀中頃まではイスラム圏の銀の価値は下落傾向にあった。ところがその東部において、十世紀後半から深刻な銀の不足が発生したという。その原因としてはいくつかの点が挙げられている如くであるが、最大のものは熱量資源の欠乏により生産が停滞して輸入超過となり、銀が国外に流出したことであるとされている。その結果、東部地域ではディナール金貨が流通するとともに、銀貨の鑄造が停止されたり、卑金属の補助貨幣が銀貨にとって代わる等の事態が生じた。一例としてアッバース朝から独立し、イラン東部からアフガニスタン一帯を統治したサーマン朝（八七四～九九九）はギドゥリーフィーなる銀貨を発行したが、これは銀貨とはいえ、分量の半分が銅等の卑金属から成っており、合金貨幣とでも称すべきものであった。また同朝では、銅・真鍮でつくられたギドゥリーフィーやサマルカンディーヤ（別名ムハマンドイーヤ）等の銅貨も流通していた⁽⁹⁾。イスラムー中国の東西交易に従事する西域商人にしてみれば、中国の銀を安価で手に入れ、西方の銀不足に喘ぐイスラム圏へ運搬して売却すれば、不等価交換によって莫大な利益を獲得することが可能であったのである。

一方、モンゴル帝国宮廷においては、宮廷生活や下賜品に使用するため、宝石・真珠・馬・絹織物等の西アジア産奢侈品に対する膨大な需要があり、それを満

たすべく、歴代カン（カアン）は西域商人を利用し、モンゴリアとイスラム商業圏とを結び付け、宮廷への商品流通を確立しようとしていた。西域商人はモンゴル中央政府側のこのような需要につけ込み、西アジア産商品の代価支払いを銀で行うようにモンゴル支配者に強くはたらきかけたのである。宮廷にやって来る商人の中には、金・銀を授かるために嘘の口実を言う者や、商品に法外な価格をつける者さえあったという。かかる西域商人の要望に対し、彼らを積極的に保護優遇しようとするモンゴル帝国中央政府はこれに気前よく応じ、カン（カアン）はしばしば家臣に反対されつつも多額の金・銀を商品の代価として惜しみなく与えていたし、幹脱と称される、利貸しを営む商人には、資本として銀を貸与したのである⁽¹⁰⁾。そのような金・銀の由来は史料的に明らかにならないが、モンゴル帝国政府が華北から盛んに銀を徴取して中央へ吸い上げていることや、アヴドゥル＝ラーマンやヤラワチ（牙魯瓦赤）といった西域商人がしばしば財務官僚に任命され、銀の増徴を画策していること⁽¹¹⁾等を考慮に入れると、今のところ華北の金・銀以外に求めようがない。なお幹脱については、カン（カアン）以下モンゴル支配者から貸与された銀を、華北の民衆に対して最高年利十割複利で貸し付け、その利息の一割前後を資本主に毎年利息として支払うと、残りは全て西へ持ち去った⁽¹²⁾。彼らが華北においていかに暴利をむさぼったかという点は、後にも触れる。

このように見てくると、華北の銀は無論華北に対する支払いにも用いられてはいるけれども、それよりもむしろディルハム・ディナール等の銀・金貨を本位貨幣として有するイスラム商業圏への支払いを目的として専ら徴取されていた、と言うべきであろう。事実、銀が消滅していた東部イスラム地域では、一二六〇年頃から大量の銀が突如として出現し、一代のうちに銀が通貨として復権する。そして、一体に中国産の銀はアンチモニーを含有するので白い外見を有しているが、この十三世紀に出現する銀は、中国銀の特徴である強い白色を呈するといひ⁽¹³⁾、中国銀が改鑄されたものであることを窺わせるのである。モンゴル帝国政府が華北での地方費支払いに銀を用いたのは、本来イスラム圏への支払いを目的に徴取した銀の一部を割いて行ったところの、言わば埋め合わせ的措置であったと見られる。

ところで銀納原則税が施行された理由として、モンゴル人支配者や西域人財務

官僚の銀をモンゴリア・西アジアへ吸い上げようとする欲望とともに、華北の一般的通貨が銀であったことに規定される部分も少なからずあったことを付言しておかなければならない。当時の通貨事情に適應して、貨幣を税として徴収しようとするれば、それが銀納原則となるのは当然であった。具体例として金末、モンゴル人や西域商人は関与していなかった金朝政府部内において

同提挙權貨司王三錫請權油、歲可入銀数万兩、高琪主之、衆以為不便、遂止。とある（『金史』卷一五宣宗本紀、興定三年、一二一九、四月庚寅条）ように、実行には移されなかったが、油の専売化によって銀数万兩を徴収しようとする議論が既にたたかわされているのである。また包銀において銀を徴収したのも、単に華北の通貨事情に従っただけであることを窺わせる史料が残存する。『牆東類稿』卷四「流民貪吏塩鈔法四弊」に

朝廷初平中夏、是時未有鈔法、貿易不過絲・銀、科差（包銀・税糧）以是為準。

と見えるのがそれである。この史料によれば、元朝が中国を平定した時、交易には銀・絲を用いるに過ぎず、科差の徴収はそうした通貨事情にしたがった、というのである。モンゴル帝国政府が華北に対して施行した、それまでの歴代中国王朝の常識からすると一見奇異且つ型破りな銀納原則税は、銀の貨幣的使用昂進という当時の華北における通貨事情の上に、モンゴル人・西域商人の銀獲得に対する欲望が重なりあって成立したものである⁽¹⁴⁾。

さて、モンゴル帝国の統治時代、帝国政府は華北において、二度にわたって紙幣を発行している。第一回目は太宗時代、丙申の年（一二三六）、千元なる者の上奏に基づき、耶律楚材のアドバイスを加味して交鈔という紙幣を発行しており、第二回目はブジル（布智兒）・ヤラワチに命じ、憲宗壬子の年（一二五二）に宝鈔を発行した⁽¹⁵⁾。もっともこれらの紙幣に関する史料は極端に乏しく、その詳細には不明な部分が多い。まず楚材の交鈔に関してみると、その印造額は一万錠を越えないように定められていたという。後に発行される中統鈔は一錠＝五十貫であるから、その規定を援用すれば一万錠は五十万貫となる。北宋時代、原則として四川のみを対象として行使された交子ですら、天聖元年（一〇二三）に官営となった直後の発行額は百二十五万貫であった⁽¹⁶⁾から、仮に印造された交鈔の全てが発行されたにせよ、戦乱による戸口数の減少を差し引いてもその額は多い

とは言えず⁽¹⁷⁾、華北全般を対象としていたと見ることは困難である。なお楚材の交鈔は、華北の通貨不足を補う流通手段としての機能を強く持つものであったと考えられる。『寓庵集』卷六「元朝故洵州三河県（現北京市三河県）令兼鎮撫軍民李公神道碑」の、李公（諱不明）の人となり伝えられた部分に

……至如建白執政使天下通行楮幣之法、則足見有便民之志。

とある。これによると、李公の執政（耶律楚材）に対する、天下に楮幣を通行させよとの建言に、便民の志あるを見るという。また『元史』卷一四六耶律楚材伝、丁酉（一二三七）条に、「是より先」として、華北の民衆にとって多大な負担となっていた鞏脱の負債を官に肩代わりさせたことが記された後に

至一衡量、給符印、立鈔法、定均輸、布通傳、明駅券、庶政略備、民稍蘇息焉。

とある。即ち、度量衡を統一し、符印を給し、紙幣制度をつくり、均輸の法を定め、駅通の人馬を配し、駅券を明らかにするに及んで政事がととのい、民衆は蘇生したというのである。ここに紙幣を通行させることが便民であるとされ、実際に発行された交鈔が民衆を蘇生安息させたというのは、華北の民衆が通貨、特に金末以来の銅銭絶対量の減少に因由する日常的な流通手段の欠乏に苦しんでおり、交鈔の発行によってその苦痛が解消されたからであると解される。発行に対する奏請が燕京付近の洵州から為されていることを考慮に入れると、交鈔は中央政府の出向機関が置かれ、政府が直轄していた燕京周辺の通貨不足を補う流通手段として発行されたのであろう。

続いて憲宗時代の宝鈔を取り上げると、発行の事実が伝えられている程度で、発行の目的や額、紙幣の機能等は全くわからない。ただし宝鈔が発行された後も、後述するように地方割拠勢力の印造する紙幣はあいかわらず行使され続けていたのであるから、宝鈔が大量に発行され、全国的規模で行使されたものであったとは少なくとも考えられない。

上述のように、モンゴル帝国は華北において銀・紙幣という二種類の貨幣を発行した。それらに関する史料は至って少なく、不明な箇所が多いが、銀はもともとイスラム圏への支払い手段であったものの一部を華北の支払いに充てていたに過ぎず、紙幣も発行は一時的で、少額が地域を限定して行使されたに止まったと見られる。モンゴル帝国政府はその華北支配の期間を通じ、華北のみを対象とし

て本格的に貨幣を発行することはなかった、と言えよう。

二 割拠勢力による紙幣の発行

モンゴル帝国統治時代の華北において、通貨の主役となっていたのは、華北の実質的な統治者であった漢人世侯・投下領主等の地方割拠勢力⁽¹³⁾の紙幣であった。これらの割拠勢力が、その所領において各々紙幣を印造・発行していたことは、従来の研究でもしばしば指摘されてきた。しかし、それらの紙幣がどのような目的のもとに発行され、どのような機能を持つ紙幣であったのか、未だ十分な検討が為されていない。本節ではこうした点に着目しつつ、割拠勢力の紙幣に関して論述を試みたい。

割拠勢力のうち、とりわけ漢人世侯は、戦乱によって荒廃した所領の復興・保境安民に努力した。一例として、所謂河北四大世侯の一人で、保州（現河北省保定）を治所としていた張柔に関し、『元朝名臣事略』卷六「万戸張忠武王」には、丁亥（一二二七）のこととして以下のようにある。

保当南北之衝、乱後荒空十余年。公乃薊荆榛、立市井、通商販、招流亡、不数年、官府第舍、焕然一新。

即ち張柔は荆榛をかり、市を立て、商人を通わせ、流亡した人々を招いたので、数年もたたぬうちに官府の第舍は一新した、というのである。長文のため引用は省略するが、さらにこの史料には続いて、張柔が治水灌漑にも努めたので、保州は「樓觀が交互に望まれ、陂池に映える様はあたかも絵画のようであった」と記されるまでに復興し、遂に燕南の一大都会となったとある。漢人世侯にかかわる史料を通見すると、上記の如き「荆棘をひらき盧舎を立て、市井を通じ、散亡を招集して勸課農耕させた」といった表現が頻出していることに注意を喚起される。

このように保境安民に邁進する彼らにとって、所領内部での貨幣、特に銅銭の払底による流通手段の欠乏とそれに伴う商業活動の停滞は、深刻な問題となっていた筈である。そこで漢人世侯は所領内部で紙幣を発行し、それによって商業活動を半ば強制的に円滑・活性化しようとしたのである。なお、このような割拠勢力による紙幣発行の背景として、金代において、上からの強制という形ではあったにせよ、既に紙幣が農民層にまで浸透し始めていたことを忘却してはなるまい。漢人世侯による紙幣発行の具体例としては、山東の博州（現山東省聊城）を治め

ていた世侯の何実に関して、『元史』卷一五〇本伝に

丁亥（一二二七）……博值兵火之後、物貨不通、〔何〕実以絲數印置会子、
權行一方、民獲質遷之利。

とあって、何実が絲を兌換準備とする会子を印造し、一带に流通させたので、領民はようやく商業活動が可能となり、その利を得たという。

紙幣を発行したのは漢人世侯だけではなかった。辛亥の年（一二五一）、憲宗は即位するや、フビライを華北の総督に任命した。フビライは南宋攻撃における前進基地を確立すべく、壬子（一二五二）より、金朝滅亡後荒廢の極に達していた河南に経略司を立て、史天沢・趙璧・楊惟中等を使に任命し、その復興に着手した⁽¹⁹⁾。『元朝名臣事略』卷七「丞相史忠武王」は、河南復興の様子を次のように伝えている。

公（史天沢）於是選賢才、居幕府、以清其源。置提領、布郡県、以察奸弊。
均賦税、以蘇疲困。更鈔法、以通有無。設行倉、以給軍餉、人始免攘奪矣。
立辺城、以遏寇衝、民皆以保全矣。

これを見ると、河南においても保境安民の一環として紙幣が発行され、しかもその紙幣によって有無を通じさせたとある。これらの紙幣の詳細を知ることはできないが、零細な取り引きに便利な低額券を含む流通手段としての機能が大きいものであったと推測される。

なお、漢人世侯の場合、私兵によって構成される軍団を所有していたことから、軍団の維持が大きな課題となっており、保境安民は同時に富国強兵策としての意味をも持っていた。『元文類』卷五八「中書右丞相史公神道碑」に、張柔と同様に四大世侯の一人であった史天沢の、乙酉（一二二五）頃の根拠地真定（現河北省正定）における行動として以下のようにあるのはその一証である。

公乃繕城隍、立樓櫓、為不可犯之計、招集流散、存郵困窮、披荆棘、拾瓦礫、
官府民居、日益完葺。歲荒食艱、捐甘攻苦、与衆共之。由是数年之間、民生
完実、而兵力富強、勝於他郡。

世侯は単に流民の招集、荒地の開墾、官府の再建、法制の整備等にとどまらず、所領内部の生産の増大、特産物の開発に力を入れ、輸出を振興するとともに、それらを引き当てにして不足物資を輸入し、富国強兵に尽力したのである。具体的な例を挙げると、山東の漢人世侯李全は山東の特産品である塩・銅や馬匹等を輸

出する一方⁽²⁰⁾、『宋史』卷四七六本伝に

膠西当登・寧海之衝、百貨輻湊、〔李〕全使其兄〔李〕福守之計、為窟宅計。時互市始通、北人尤重南貨、価増十倍。全誘商人至山陽、以舟浮其貨而中分之、自淮轉海、達于膠西。福又具車輦之、而稅其半、然後從聽往諸郡貿易。

とある如く、南北交易の要衝膠西（現山東省膠県）をおさえると南宋側から商人を招き、その商品に課税した後、領内において売買することを許したという。あるいは張柔が治めた保州には

……有桑麻魚塩之利・棗粟五穀之饒・金鐵織紵之産、河朔諸道車轍馬足、皆出其間。四方之珍充羨、而貨泉川流、遂爲一大都會。

と見えるように桑麻魚鹽の利、棗粟五穀の饒、金鐵織紵の産があり、〔それらの物産を車馬に載せて盛んに輸出するので〕河朔諸道の車の轍と馬足はみな保州より出るほどで、また保州には四方の珍貨がみちあふれた、といわれる（『陵川文集』卷三五「左副元帥祁陽賈侯神道碑銘」）。ここでいう珍貨とは、所領より輸出された豊富な物産の見返りとして、保州に持ち込まれたものであることは疑いない。かかる富国強兵策の結果、領内の商品流通量は増加し、所領を単位とした商品流通圏が発生し、領内での紙幣に対する需要も必ずや増大していたであろう。

紙幣は領主側の支払い手段としても発行された。癸丑（一二五三）以降、京兆はフビライの分地となった。『元史』卷四世祖本紀、癸丑条によると、フビライは姚枢をつかわして京兆に宣撫司を立てさせ、孛蘭・楊惟中を使に任命し、さらに交鈔提挙司を立てて交鈔を印造し、分地内の経用をたすけたという。この交鈔は、『元朝名臣事略』卷一一「参政商文定公」に

〔癸丑〕詔以京兆分世祖、教楊惟中宣撫閩中、公（商定）為郎中。焚斬之余、八州十三県、戸不滿万、皆驚憂無聊頼。公佐〔楊〕惟中、進賢良、黜貪暴、明尊卑、出淹滯。定規定、主簿責、印楮幣、領祿稍。務農薄税、通其有無。

とあって、官吏の俸給等の分地内における経費支払いに充てられていたことが知られる。なお有無を通じていたとあるから、交鈔は流通手段としての機能をも併せ持っていたのである。また壬子の年よりフビライは憲宗の命を受け、四川・雲南方面を攻略しており、京兆は軍需物資の集積地となっていた⁽²¹⁾ことから、交鈔は軍需物資の購入や軍士に対する賜与等にも用いられた。一例を紹介するならば、『牧庵集』卷二六「開府儀同三司大尉太保太子太師中書右丞相史公先德碑」

に

〔算智爾威〕関弓馳馬、拳勇絶人、入侍世祖潜藩。歳癸丑、従平雲南諸国。

以驍果聞、及婦行賞、賜馬五匹・鈔二千五百両、価与銀埒。

とある。フビライの潜藩に入侍していた西夏人の算智爾威なる武将が、雲南遠征の後に論功行賞として賜与された鈔とは、京兆で発行されていた交鈔であろう。

上述のようにモンゴル帝国時代の華北は、『秋澗先生大全文集』卷五四「大元故真定路兵馬都総管史公神道碑」に「各所領は紙幣を発行して交易売買し、〔紙幣は〕みな所領を出ることはなかった」と述べられている通り、地方割拠勢力が発行する紙幣が各所領内において行使され、個々の所領が独自の通貨体系を持つという通貨的分裂状態に置かれていたのであり、こうした紙幣の所領外部への帯出は禁止されていた。また「史公神道碑」には上引史料に続けて、辛亥（一二五一）頃⁽²²⁾の莊聖太后の投下領真定の事情を伝えて次のようにある。なお真定はもともと漢人世侯史氏一族の所領であったが、丙申の年（一二三六）に実施された分撥以降、その大部分が莊聖太后の投下領とされていたのである⁽²³⁾。

…致虚耗元胎、商旅不通、公騰奏皇太后、立銀・鈔相權法、度低昂而為重輕、變滯滞而為通便。

この一文の意味するところは次のようであると解される。即ち〔当時所領から紙幣を持ち出すことができず、外部から到来する商人が売上を持ち帰る時には、物貨を売却して得た紙幣を領外で使用可能な貨幣に一々兌換しなければならなかった。ところが真定では〕兌換準備〔の銀〕を減少させてしまい、遠隔地交易に従事する商人が〔領内で売買をしても売上を持ち帰ることができなくなり、真定に〕通わなくなった〔のみならず、鈔も事実上の不換紙幣となり、価値下落して流通が滯滞するという事態が生じた〕。公（史楫）は太后に上奏し、〔兌換準備の〕銀〔の額〕と鈔〔の発行・流通量〕とがお互いにバランスを保つような制度をつくり、低昂を度って重軽と為し、〔鈔の流通の〕滯滞を變じて通便と為した。

このように割拠勢力の発行する紙幣には兌換制度が設けられていたのであり、華北の一般的通貨であった銀・絹（絲）が兌換準備とされていた（絲が準備とされていた例としては前引『元史』何実伝を参照）。また銀は所領外部との決済・取り引きにも用いられたのである。恐らく絲も銀と同様に使用されていたと考えて大過あるまい。兌換制度は紙幣価値維持だけでなく、領外との交易・決済にも

欠くことのできないものであった。

第二節 中統鈔発行と通貨政策の基本構造の成立

一 発行の理由

太祖～定宗時代、モンゴル帝国政府は華北よりもモンゴリア・西域を重視していた。ところが憲宗の頃から中国の持つ経済的価値や、漢人の優秀さに対する評価が高まり、政府部内にはモンゴリア重視派と中国重視派との対立が生じ始めた。己未（一二五九）、憲宗が南宋攻撃の最中に病死すると、両派の確執はフビライ（中国派）・アリクブカ（モンゴリア派）の抗争として表面化した。両者は庚申の年（一二六〇）の三月～四月に各々独自にカアンに即位し、抗争は本格化の様相を呈した。フビライは即位後、元号を中統と建て、開平（現内モンゴル自治区多倫西北）に中書省を開設し、次いで中統五年、燕京に遷都した。フビライの即位で重要なのは、それまでモンゴル帝国という世界帝国の中に組み込まれていた華北が、即位によって帝国から分離・独立したということである。フビライは即位後、本拠地となった華北における地方割拠勢力の一掃、支配の一元化・集権化を開始する。

フビライ政権は中統元年七月、交鈔を発行し、続いて十月、中統元宝交鈔、略して中統鈔を発行した。交鈔・中統鈔がいかなる紙幣であったのかは、『元史』卷九三食貨志一「鈔法」項、『元文類』卷四〇経世大典序録「鈔法」、『秋澗先生大全文集』卷八〇「中堂事記」（以下「中堂事記」と略す）上、中統二年正月癸酉条所載の中統鈔発行に関する省論、及び二月条に見える中統鈔の運用に係わる省議の概要中にまとまった叙述がある。それらを整理すると次のようになる。まず交鈔に関しては不明な点が多く、絲を準備とし、銀五十兩＝鈔一千兩の比価が設定されていた、といったことしか判明しない。中統鈔は十・二十・三十・四十・五十・百・二百・三百・五百文、一・二貫の額面単位を付され、中統鈔一貫＝交鈔二貫、中統鈔二貫＝銀一兩の比価が設定されており、金⁽²⁴⁾・銀を兌換準備としていた。この他にフビライ政権は、綾でつくられ、一・二・三・五・十兩の額面を持つ中統銀貨をも発行する予定であったが、実行には移さなかった。また中統鈔に流通期限は設定されていなかった⁽²⁵⁾。

では、フビライ政権は一体どのような理由で交鈔・中統鈔を発行したのであろうか。初めに着目しなければならないのは、華北の間接支配から直接支配への移行が、フビライ政権の財政を急激に膨張させていたことである。フビライの目指したのは官僚制・州県制に基づく集権国家であったため、中央では中書省・御史台・樞密院、地方においては宣撫司・転運司等の政府諸機関の設立や、官僚に支払う俸給制度の整備等によってその支出は増大しており、また漢人世侯からの兵権回収に伴って軍事費の政権負担分も増大していた。特にフビライは即位当初、北辺でアリクブカ、西南辺で宋と対峙していたのである。それ故、政権は設立早々、『元文類』巻五八「中書左丞張公神道碑」に

世祖新即大位、国家經費為數不貲、且素無積儲、何所供億。

とあるように財政難にあえいでおり、急遽支払い手段を調達する必要に迫られていた。

またフビライは即位後、支配の一元化・集権化を達成すべく、漢人世侯や投下領主の既得権益に対する圧迫に着手しており、中統元年五月、有名な十道宣撫司を設置して漢人世侯の動向を監視させた。宣撫司には、後に職官の黜陟・検閲等にも関与させている⁽²⁶⁾。投下領主に対しては、五戸絲を一旦国庫へ回収してから支給することを申明し、徴税権を剥奪した⁽²⁷⁾。五戸絲は、本来投下領の投下戸が政府に税として納めたものを、地方官を通じて投下領主に支給する建て前であったが、実質的には領主自らが取立を行っていたのである。このように地方割拠勢力への締め付けを強化していく中で、彼らによる紙幣印造・発行を放置しておくということは、その財政権の一部行使を事実上黙認することに他ならない。財政の集権化をはかるには、割拠勢力の紙幣を政府発行の通貨によって置換・統一していくことが不可欠となってくるわけである。以上の如く、フビライ政権は設立当初、財政補填・通貨統一のために膨大な通貨需要を抱えており、華北を対象に大量の独自通貨を準備し、それを全国規模で恒常的に発行していかなければならなかったのである。

さて、フビライ政権が発行する可能性のあった貨幣としては、銀・銅銭・紙幣の三種類が想定される。その中からフビライ政権は一体何故に紙幣を選択し、しかも紙幣のみを専一に用いる通貨政策を策定したのであろうか。この課題を検討するに際し、ここではさしあたってフビライ政権が銀を用いなかった理由から考

察してみたい。モンゴル帝国政府が、地方割拠勢力の紙幣を除けば華北の主要な貨幣であった銀を、専ら対イスラム圏貿易支払いを目的として盛んに徴収してモンゴリアへ上供し、またその一部を華北における地方経費支払いにも充てていたことは既に述べた通りである。それにもかかわらずフビライが即位後、銀を俸給・軍事費支払いや通貨統一に用いなかったのはいかなる理由によるのであろうか。

その第一は、華北における銀の不足及び賜与への回充である。モンゴル帝国時代、華北から年間に徴取される銀の課額を考えると、塩税・酒醋税等の専売税は最大で二百二十万両、包銀は国税化後四両として四百八十万両となるから⁽²⁸⁾、数字の上では少なくとも合計七百万両、銀一両＝銅錢二貫で換算すれば千四百万貫にも及んでいたことになる。しかし徴税や斡脱の手によって、銀が一方向的に西域へ流出し続けた結果、憲宗時代には、華北は銀の絶対的枯渇状態にさらされていたとさえ言われている⁽²⁹⁾。包銀が国税化後、六両から即座に四両、さらに二両に減額されているのは、その一証とも見なされる。またモンゴル帝国政府は、諸王・公主・駙馬・功臣に対する経済的支持、及び金・銀に強烈な嗜好を持つ彼らの懐柔のために、定例歳賜として金・銀・絹・段・錦等を与えていたが、フビライは即位後も諸王に対する歳賜を継続しており、少なからざる額の銀を歳賜へ回充せねばならなかった。『元史』卷四世祖本紀、中統元年条末尾を見ると、同年以降、定例歳賜として銀六万錠（＝三百万両）余りを支払うことが決定されている。この他に臨時の賜与も多く行われているから、賜与に費やされる銀は一層多額に上ったはずである。フビライ政権としては、銀が不足しており、その上賜与にも多額の銀を割かなければならないといった状態で、膨張する一方であった俸給・軍事費支払いや割拠勢力の紙幣置換を銀を中心として行うことは、そもそも数量的に不可能であったろう。

理由の第二として挙げられるのは、農民層への銀の浸透度の低さである。宋・金時代の農民が、どのような貨幣をどのように行使していたのか未だ定説はないが、彼らは銅錢もしくはそれに代替する貨幣としての紙幣を納税に使用する程度で、銀に接する機会は殆どなかったものの如くである⁽³⁰⁾。とすれば、農民から税として銀を徴収すると、銀の存在量の多寡に係わらず、それだけで彼らの生活体系を破壊して苦境に陥れ、同時に斡脱につけ入る隙を与えることになる。『秋澗先生大全文集』卷四八「開府儀同三司中書左丞相忠武史公家伝」に

自乙未版籍後、政煩賦重、急於星火、以民蕭條、倅不易辯。有司貸賈胡子錢代輸、積累倍稱、謂之羊羔利。歲月稍集、驗籍來徵、民至売田業、鬻妻子、有不能給者。

とある。この史料は太宗の乙未（一二三五）～戊戌（一二三八）頃の様子を伝えたものであるが、銀納原則税の徴収がはじまったばかりの太宗時代でさえ、銀を代納した斡脱に対する負債が年々ふくれあがっていくので、民衆の中には田地を売り払い、妻子を鬻いでも負債を返還できないものがあったという。況んやフビライ政権設立当初の、銀が不足の一途をたどっていたと考えられる状況下で、銀を政権への支払い手段として徴収し続けられれば、フビライ政権を直接的に支える農民の負担はより増大し、斡脱も横暴を極め、農民は破産・流亡に追い込まれ、政権が存立基盤を失うことは必至であった。

理由の第三は、銀は一般的な流通手段として行使するには不適當な貨幣であったことである。フビライ即位頃の華北では、銀・絹を除けば地方割拠勢力の紙幣が唯一の流通手段であったと言える。それ故、割拠勢力の紙幣に代わる統一貨幣にも、当然流通手段としての機能を持たせる必要があった。しかしながら銀は価値が過大で、また一々重さと品位とを計量・鑑定して価値を決定し、切り刻んで行使する秤量貨幣でもあり、一般的流通手段として日常取り引きに使用するには甚だ煩雑で不便な貨幣であった。従ってフビライ政権は、銀を支払い手段に用いることはできても、割拠勢力の紙幣を置換統一するには、別途に低品位の計数貨幣を発行しなければならなかったのである。

第四として、中国歴代専制王朝において、銅錢は政府の経済管理・統制手段であった⁽³¹⁾。そのような使命を与えられていたからこそ、錢の素材には銅という卑金属が選ばれたのであり、銅錢の額面価値は政府によって素材価値とはかけはなれて決定・操作され、王朝が租税として額面通りに受け取ることでその価値が維持されていた。王朝への支払い手段となることを前提として、銅錢は一般的流通手段・価格表示手段・蓄蔵手段等の貨幣機能を発揮したのである。銅錢はこの点において、紙幣と同様の名目貨幣と云って過言でない。また鑄造された銅錢の多くは国庫に備蓄され、安易に市場に放出されることはなかった。しかるに、大部分が民間に存在し、それ自体が言わば威力を持った貴金属であるが故に、素材価値に基づく信用のみによって流通してしまい、しかもその価値が純粹に市場に

おける需給関係によって決定されてしまう民間主導型の銀では、銅銭の代役は果たし得なかった。このような性質を有する銀を貨幣の主軸に置くことは、集権的支配の確立を意図するフビライにとって不利であったと言わざるを得ない。

以上四点にわたって考察した通り、フビライ政権が銀を用いることには多くの不都合が存在していた。膨大な通貨需要を擁するフビライ政権が発行できる貨幣とは、自らの支払い手段以外に流通手段・価格表示手段等の機能を発揮することができ、しかも発行者自らが価値を決定・操作し、名目的な貨幣として運用できる銅銭か、もしくは銀・絲を準備とする低額券を含んだ紙幣のいずれかであったことになる。フビライ配下の財務官僚としては、とかく過剰発行に陥りやすく、価値変動の激しい紙幣よりは、素材価値のみによってもある程度は流通してくれる堅実な銅銭を主要貨幣とすることが、最上の方策であったろう。しかし金末の段階において、銅銭は華北に殆ど残存しておらず、また新たに鑄銭を行うにせよ、北部中国は一体に銅資源に乏しく、主要貨幣として単一的に行使するに足だけの銅銭を鑄造することは不可能であった。銅銭の鑄造に頼るのみでは一王朝の通貨需要を満たし得ないことは、金の世宗時代に既に証明済みである。また有事の時でもあり、銅銭鑄造を行う時間的・経済的余裕はフビライ政権にはなかったに違いない。

一方、金代において紙幣の使用は北宋よりも一段と発達し、第二章で指摘した如く、紙幣は章宗時代の後半には、銅銭に代わる主要貨幣として全国規模で行使されており、また農民層にも流通の範囲を広げていた。モンゴル軍の侵入が始まると、濫発によって紙幣に対する信用は一旦暴落したが、その後割拠勢力が紙幣を発行するに及び、銀は紙幣の兌換準備や所領外部との決済の他、モンゴル帝国への納税に用いられるのみとなり、紙幣が所領内部における主要貨幣、特に主たる流通手段となっていた。そして銅銭が欠如していたことや、保境安民・富国強兵策の推進によって領内での商品流通が発達していたことから、もちろん兌換準備の裏付けがあることを前提としていたが、領内での紙幣への需要は多く、その価値は高かったと推測される。次節で詳しく紹介するところの、中統鈔が発行され、割拠勢力の紙幣の使用禁止措置がとられた時、領民が恐慌状態に陥ったという事例は、モンゴル帝国時代、領民間にいかん紙幣の使用が定着・浸透していたかを示す一つの指標となろう。

フビライ政権は華北における銅銭・銅材の不足、鑄銭経費の多大さ、金代における紙幣使用の発達、割拠勢力が発行する紙幣に対する需要の高さ等を考慮し、交鈔、続いて貫・文という銅銭の単位を付し、零細な取り引きに便利な零鈔（額面十～五十文）を含む中統鈔を主要貨幣として発行したのである。また紙幣には、銅銭を運用する際には得られないようなメリットがあったことも、フビライ政権をして紙幣発行に踏み切らせた理由と見られる。「中堂事記」上、中統二年二月条所載の省議には、紙幣運用の利点として、紙幣の印造によって税負担を軽減できる、流通過程において紙幣が消滅する、印造経費が節減される、銀を官の手元に備蓄しておける、私鑄銭の横行がない、物価が安定する等の諸点が挙げられている⁽³²⁾。この他に、軽く携帯に便利であること、兌換準備金に数倍する額の紙幣を発行・流通し得ること⁽³³⁾等も、紙幣運用の持つ利点に数えることができよう。因みに紙幣発行に直接携わったのは、潜邸時代からのフビライのブレインであった王文統・劉肅・商挺・劉秉忠等の漢人官僚であるが、このうち劉肅は金朝の遺臣で、戸部主事までつとめた人物である⁽³⁴⁾から、紙幣運用のメカニズムやそれに絡まる利点を熟知していたことは疑いない。なお、フビライが即位当初、紙幣のみを発行したのは有事下における緊急措置で、いずれは鑄銭を行い、銅銭・紙幣を併用する通貨政策へと移行しようという計画を持っていたことは、やはり「中堂事記」上、中統二年二月条所載の省議に見える

……其錢貫顯印鈔面、将来以錢・鈔互為表裏、此張本也。

という記述から判明する。この一文は、銅銭の〔単位である〕貫が中統鈔の額面にはっきりと印刷されているのは、将来錢・鈔をお互いに表裏〔一体〕と為して〔行使しようとする〕の伏線（張本）である、という意味に解される。

かくしてフビライ政権は交鈔・中統鈔を発行すると、これを政権の諸経費支払いに用いた。『元史』卷九六食貨志四「俸秩」項によれば、中統元年以降、官僚の俸給が定められていくが、俸給は月俸の形で支給され、中統鈔及び米粟・職田によって構成されている。また同史卷九六食貨志四「市糶」項、中統二年条には「始めて鈔千二百錠を以て上都（開平）・北京（大寧、現遼寧省寧城西）・西京（大同、現山西省大同）等処において三万石を糶す」と見え、糶本錢に中統鈔が充てられている。交鈔・中統鈔が割拠勢力の紙幣発行による通貨分裂を統一する全国的通貨であったことは、『元文類』卷四〇經世大典序録「鈔法」に

世祖皇帝中統元年七月、創造通行交鈔、以絲為本、以革諸路行用鈔法之弊也。

……是年十月、又印造諸路通行中統元宝〔交鈔〕。

とあることによって明白である。中統鈔がフビライ政権の支払い手段造成、通貨の統一ばかりでなく、経済的統制の手段としても発行されていたことは、至大二年（一三〇九）十月の日付を持つ、『牧庵集』巻一詔制「行銅錢詔」所載の次の記事が証明してくれよう。

錢幣之法、其來遠矣。三代以降、沿革不常。世祖皇帝建元之初、頒行交鈔、以權民用。

ここでいう「權」の語義とは「動かす、操る」であると考えられ⁽³⁵⁾、従って「民用を權す」とは「民の財用を操作する」という意味に解される。

二 紙幣整理と通貨政策の基本構造の成立

フビライ政権は中統鈔の発行と同時に、割拠勢力の発行する紙幣の使用を全面的に禁止し、中統鈔の使用を強制しようとした。それは『元朝名臣事略』巻一〇「尚書劉文献公」に、モンゴル帝国時代より紙幣が発行されていた真定における中統鈔発行当時の領民のパニック状態を伝えて

上即位、勵精為治、置十道宣撫司、以總天下之政。公（＝劉肅）治真定。真定行用銀鈔……中統新鈔將行、銀鈔之價頓虧、公私囂然、不知措手。

とあり、『元史』巻一六〇劉肅伝が同様の内容をより簡潔に

中統元年、擢真定宣撫使。時中統新鈔行、罷銀鈔⁽³⁶⁾不用。

と記しているのによって知ることができる。しかしながら上引「尚書劉文献公」に続けて

公言救之之術有三。旧鈔不行、下損民財、上廢天子仁孝之名。依旧行用、一也。新旧兼用、二也。必欲全行新鈔、直須如數収換、庶幾小民不致虛損、三也。省議嘉之、從其第三策。

とあるが如く、それまで領内で流通していた紙幣の使用を禁止してしまったのでは、領民が所持していた紙幣は無価値となり、民財を損なうことになる。そこで真定宣撫使であった劉肅は、今まで流通していた紙幣を①現行のまま用いる、②中統鈔と併用する、③回収し中統鈔と交換する、の三案を上言したところ、中央ではこのうち第三案を採用し、真定で発行されていた紙幣の使用を禁止すると同

時に、紙幣を回収し、その額の通りに中統鈔と交換することとなったのである。

中統二年正月以降、フビライ政権は割拠勢力の紙幣回収、中統鈔との交換を真定においてのみならず、全国規模で実施した。このことは、「中堂事記」上、中統二年正月癸酉条所載の省諭に

一、各路元行旧鈔并白帖子⁽³⁷⁾、止勒元発官司庫官人等、依数取倒、毋致虧損百姓、須管日近取倒、盡絶再不行使。

とあることで明らかとなる。

しかし、割拠勢力の紙幣回収、中統鈔との交換は、決してスムーズに進行したのではなかった。漢人世侯の中には、紙幣回収・交換を含む一連の締め付け措置に服従しない者がおり、李璫・嚴忠濟等の山東の漢人世侯は密かに南宋と通じ、事あるごとにフビライに反発していた⁽³⁸⁾。殊に益都（現山東省益都）の世侯李璫は、ただ一人領内での中統鈔の使用を拒否し、宋の濰州（現江蘇省濰水）の会子を用いていたという⁽³⁹⁾。このような漢人世侯とフビライとの反目は、中統三年二月、史上有名な李璫の乱として遂に爆発するのである。ところが乱は同年七月には鎮定されてしまい、以後フビライの漢人世侯に対する弾圧は一層強化されることになる。まず十二月、転運司が設置され、漢人世侯の財政権は悉く中央へ回収される。また漢人世侯の軍民官兼領、一族同塗が禁止され、軍官を選んだ者は中統四年五月の奥魯総管府設立とともに一介の軍司令官に、民官を選んだ者は至元元年（一二六四）十二月の遷転法施行と同時にフビライ政権の官僚へと各々成り下がり、漢人世侯の誇っていた権勢は事実上壊滅に陥ったのである⁽⁴⁰⁾。ところで、『元史』卷五世祖本紀、中統三年七月戊午条を見ると

勅、私市金銀・応支錢物、止以鈔為準。

とあり、フビライは李璫の乱鎮定と前後して、民間における金・銀の私売買及び政権が支出すべき錢物は中統鈔のみを基準とせよ、との詔を下している。フビライがこのような詔を下した意図について史料は何も語らないが、中統鈔の使用を拒絶していた李璫が討伐され、紙幣整理がほぼ完了し、通貨の統一が一応達成されたので、以後中統鈔を流通手段、フビライ政権による支払い手段として正式に用いていくことを、この詔を通じて宣言したものと思われる。

フビライは至元元年八月から二年末にかけて、大規模な地方行政改革を断行し、州県制度を確立した⁽⁴¹⁾。この改革によって、漢人世侯・投下領主はフビライ政

権の一元的支配下に完全に組み込まれることになるのである。中央政府の官僚だけでなく、地方行政制度の確立に伴って新設されていく多くの地方官に対し、フビライ政権が俸給を支払わなければならなかったことは言をまたない。『元史』卷九六食貨志四「俸秩」項によれば、州県官の俸給は中統二年十月に既に定められている⁽⁴²⁾が、実際に支給されたのは州県制度確立以降のことであろう。同項には続いて、提刑按察司や転運司等の給与も至元六～七年に定められていったことが記されている。これに加えて従来専ら金・銀や絹帛等で行っていた論功行賞や賑恤・賜与等にも、フビライ政権は中統三年後半から中統鈔を積極的に用いるに至った⁽⁴³⁾。また至元八年には南宋攻撃の前進基地河南行省に歳用鈔二万八千六百錠（＝百四十三万貫）を支給した⁽⁴⁴⁾という如く、軍事費にも巨額の中統鈔を支払うようになっている。因みに至元八年の中統鈔印造歳額は四万七千錠であるから（『元史』食貨志「鈔法」項）、同年に印造された紙幣の半分以上が河南行省に給付されたことになる。このように中統年間の後半から中統鈔の支給範囲は拡大し、発行額もそれに付随して増大していったのである。

一方、フビライ政権は、発行当初から中統鈔を包銀や専売税等の納入に使用することを許可していたが、中統二年には納税を中統鈔原則で行うことを――それが完全に実現するのは南宋併合後であるが――明言している。また官は昏爛した鈔と雖も受け取ることが定められており、紙幣徴収の強化が打ち出されているのである⁽⁴⁵⁾。こうして中統鈔は流通の範囲を拡大され、農民層も紙幣を手にするようになったのである。

中統鈔発行当初の運用機関は、中央においては中統元年以降、紙幣専務機関として諸路交鈔提挙司が設置され、紙幣の運用を統括しており、この下に交鈔庫・印造局・元宝交鈔庫・抄紙房等の諸機関が付属し、それぞれ紙幣と金や銀との兌換、新旧紙幣の交換、印造・取蔵、製紙等を掌っていた。地方に目を向けると、中統元年末から二年初めに随路に鈔庫が設置され、紙幣の兌換・交換を行っていた。兌換・交換の際には二分ないし三分の手数料が徴収された。中統年間後半になると、フビライ政権は運用機関に改変を加えており、中統四年五月燕京に、次いで五年正月には諸路にも平準庫を設置し、中統鈔と金・銀との兌換は交鈔庫・鈔庫とは別に平準庫において行わせる⁽⁴⁶⁾とともに、平準庫設置と時を同じくして民間における金・銀の私売買を禁止した⁽⁴⁷⁾。この禁令の出された目的が、金

・銀回収の強化徹底にあったことは言うまでもない。また中統五年（八月に至元と改元）、物価表示も中統鈔で行うように詔が出されている⁽⁴⁸⁾。以上に見てきたように、中統年間後半から至元年間初頭にかけて中統鈔の運用制度は整備され、かくて元朝通貨政策の基本構造が成立したのである。

発行当初の中統鈔は、『呉文正集』巻四三「大元故御史中丞贈資善大夫上護軍彭城郡劉忠憲公行状」に

中統建元、王以道執政、盡罷諸路交鈔、印造中統元宝〔交鈔〕……行之（中統鈔）十七八年、鈔法無少低昂。

とあり、中統鈔の印造が開始されてから十七、八年の間、紙幣制度には少しも低昂がなかったとあるようにその信用は厚く、価値は安定していた。その理由を整理すると、凡そフビライ政権・元朝政府が①金・銀の鈔庫・平準庫への備蓄に努めると同時にそれらと紙幣との自由な兌換を許したこと、②物価統制を徹底し、物価高騰に相反する鈔価下落を防いだこと、③納税に鈔の使用を許可したこと、④発行額を低く抑えていたこと等の諸点となり、要するに紙幣運用を厳重な管理・統制下においていたからに他ならない⁽⁴⁹⁾。

中統鈔は上記の運用の枠組みの中で、諸貨幣機能を獲得して正式に紙幣となったのみならず、主要貨幣としての地位を確立した。その反面、銀の貨幣的使用は一旦大幅に減退することとなった。まず中統鈔の元朝・フビライ政権による支払い手段、元朝・フビライ政権に対する支払い手段としての機能獲得及び銀の同機能喪失については、既述の如く俸給・軍事費等支払いや徴税の貨幣部分に、銀の代わりに原則として中統鈔が用いられようになったこと、及び金・銀等で行われていた賜与等にも中統鈔が充てられるようになっていったことを挙げれば事足りよう。続いて「中統元年に紙幣制度が初めて設立されるや、公私貴賤は中統鈔を愛しむこと重宝の如く、これを行使すること流水の如くであった」とあり（『紫山大全集』巻二二「宝鈔法」）、発行当初の中統鈔は流通手段として高い信用を獲得していたことが窺える。これに対して、銀は本来日常的な流通手段には不向きな貨幣で、割拠勢力領内では既に紙幣が主たる流通手段であった。中統鈔発行後は、銀の使用が禁止されたこともあり、銀はかかる機能をも中統鈔へ委譲したと見られる。さらに中統鈔発行が発行される以前は、政府の馬匹購入価格等が銀で表示されている例が存在するが、発行後は政府・民間ともに価格表示にも中統

鈔を使用するようになっている⁽⁵⁰⁾。

中統鈔が発行された当初、蓄蔵手段として使用されていたことを端的に証する史料は今のところ未見である。前述した通り、中統鈔は無期限に行使することができたのであるから、流通期限が付され、限が尽きれば無価値となる南宋の東南会子等に比較すればより蓄蔵手段に適していたことになる。従って価値が安定さえしていれば、中統鈔が価値の保蔵にも用いられたであろうことは容易に想像されるところである。断片的事例となるが、『秋澗先生大全文集』卷八八「烏台筆補」所載、「彈右巡院准攔王得心事状」には至元七～九年頃の燕京の住人と思われる平準庫の劉大使なる人物の財として、「錢鈔三錠、金子六兩」と見えている。「錢鈔」を字義通り銅錢・中統鈔と解釈して良いのか判然としないが、鈔とあるからには当然中統鈔が含まれていたことは確かな筈で、そうであればこの記事は中統鈔が金とともに蓄蔵手段に用いられていたことの一証となる。

また一般に中統鈔の価値下落は、至元十二～十三年頃から始まったと言われる⁽⁵¹⁾が、至元二十二年四月、監察御史陳天祥が盧世榮の不正を告発した上疏の中に、世榮が隠匿していた財のうちわけとして鈔二万九千百十九錠、金二十五錠、銀百六十八錠とあり⁽⁵²⁾、当時においても中統鈔が金・銀と並んで蓄財に使用される場合があったことを知り得る。価値下落が始まる以前には、政府が特に命を下さなくとも、中統鈔は蓄蔵・価値保蔵手段としても盛んに用いられていた、として誤りあるまい。

中統鈔の主要貨幣化、銀の貨幣的使用後退という流れの中で、ぜひとも指摘しておかなければならないのは、中統鈔の額面が貫・文という銅錢の貨幣単位で表記されていたにもかかわらず、中統鈔発行直後から紙幣の価格計算単位としては、錠・兩・錢・分といった金・銀の重量単位が用いられていたことである⁽⁵³⁾。これは元以前の歴代中国王朝において、貫・文が銅錢・紙幣の価格計算単位であったことと全く異なっており、元代に銀が価値尺度機能を獲得したことを示す事象として注目に値する。かかる銀の価値尺度化は、その淵源をたどれば少なくとも金末における銀使用の昂進にまで遡ると考えられ⁽⁵⁴⁾、当時銀が発揮した諸貨幣機能のうち、価値尺度機能だけがその後も消失せずに残存し続けたことを意味するものである。

では、何故に中統鈔が発行された後も、価格計算単位には銀の重量単位が用い

られたのであろうか。今のところその理由を明確に説明してくれる史料を目にすることはできないが、ここでは以下のように考えておきたい。即ちモンゴル人が金朝を滅ぼした当時、前章で述べた如く、旧金領土では銀が価値尺度機能を獲得し、銀の重量単位である両・錢等が価格計算単位として使用されていた。かかる単位はまず東西交易に従事していたウイグル人に採用され、彼らは両・錢の他に錠、分等の銀の重量単位と全く等しいウイグル語の貨幣単位を作成していた。そこでモンゴル人もこうした単位を採用し、それはさらにペルシア人にも影響を与えた。かくしてモンゴル帝国時代には、中国の銀の重量単位に端を発する等価値の国際単位ともいうべきものが存在しており、それが帝国内部の経済交流を便利順調ならしめていたという⁽⁵⁵⁾。このように見ると、額面が銅錢の単位で表示される中統鈔が発行された後にも、銀が価値尺度機能を失わず、価格計算単位に銀の重量単位が使用され続けたのは、西域との経済交流を重視し、これに便宜をはかろうとするフビライ政権・元朝の意向によるものと解されるのである。

付言すれば、至元年間（一二六四～九四）後半以降、紙幣の価値が不安定となるにしたがって、再び銀の貨幣的使用は昂進し、価値尺度以外の貨幣機能をも発揮し、明以後の銀使用躍進の基礎をかたちづくっていくことになる。

三 銅錢・中統鈔併用計画の中止

フビライ政権が中統鈔発行当初、銅錢を鑄造・発行し、鈔と併用させようという計画を有していたことは既に触れた。それにもかかわらず、併用計画は実現には至らなかった。華北領有時代のフビライ政権・元朝が錢・鈔を併用しなかった理由としては、これまで中統鈔発行当初の価値の高さ、北中国における銅の不足、鑄錢の困難さ、鈔の運用により発行者が得る様々な利益等が簡単に指摘されてきたただけであった⁽⁵⁶⁾。ところが『紫山大全集』卷二二「宝鈔法」には、胡祇遼が至元九年に行った錢・鈔の併用に反対する長文の上奏が掲載されている。そしてその中で特に目を惹かれるのは、先行研究では言及されなかった、銅錢・中統鈔の併用及び銅錢の鑄造・行使がもたらす弊害に関して、胡祇遼が詳細且つ興味深い批判を行い、中統鈔の専用を主張している点である⁽⁵⁷⁾。そこで、従来十分に取り上げられることのなかった胡祇遼のこの上奏文の大筋を紹介しつつ、それを手がかりに錢・鈔併用計画が実施されなかった所以を検討してみたい。

彼の論点は以下の七つに集約される。第一として、中統鈔が行われて十余年であるが、紙幣制度はいよいよ充実し、利を通じること流水のようであるのは、兌換準備を以て〔鈔が〕行使されるとともに、鈔のみが行われ、他の貨幣のまじることがないからである。第二は、前代の銅錢は銷鑄されて殆ど無く、法を立てて新たに鑄造するといっても〔そのままでは〕不可能である。銅器も多く残っていないため、官を設け吏を置いて、銅鉞を開発してからでないとは鑄錢を行うことはできず、少なからざる経費を要してしまう。

第三として、遠隔地交易手段・流通手段としてみた場合、銅錢は鈔の便利さには及ばない。第四に〔錢・鈔を併用すると〕物資に〔錢・鈔による〕二つの価格が生じて不便である。また金末、銅錢が退蔵され、紙幣が退蔵されず〔流通界に行われたため、紙幣の価値を維持すべく〕紙幣制度はたびたび変更され、とうとう崩壊してしまった。思うに銅錢・紙幣を併用すると錢の価値は高く、紙幣のそれは低くなり、〔政府の与える〕信用によって〔紙幣の価値を〕維持することが不可能になるからなのであるという。

第五として、現在包銀や専売等の税を以て、官が鈔を回収しているので、鈔の流伝通行にはほぼ凝滞がない。しかるに今新たに錢を鑄造して民間に散布すると、鈔の例に依って必ず錢を回収しなければならなくなり、その分鈔の回収額が減り、〔鈔の流通も〕自ら滞ることになる。第六は、錢一万錠（＝五十万貫）を支給すると仮定して、錢一貫あたり重さ七斤であるから、五十貫で重さは三百五十斤となり、五百貫で車一輛が必要となり、〔一万錠では〕大車一千輛が必要となる。〔このように重量が高んでいたのでは〕どうして運賃を無駄に費やすのみならず、緊急の支出に迫られた際に、〔迅速な錢の運搬ができず、時期を逸する〕誤りをおかさないでいられようか。

最後に〔錢・鈔を併用すれば〕錢・鈔〔の流通〕は停止し、不均衡になる。物の有無は均しからず、必ず均衡を失う弊害が生じる。もし〔私錢を〕鑄せんと欲する〔ような者がおれば〕、銅錢の制度が施行されても民衆は信用せず、〔また私錢を欲する者は〕何ヶ所にも分かれて鑄造するようになり、悪事をはたらかぬ者は少ない（錢・鈔中停、尚有偏枯。有無不均、必生偏弊。若欲就彼鑄、錢法初行、民未取信、数處分鑄、鮮不為姦）。もし鑄錢の経費が甚大で、もし別に〔私錢を鑄造して〕錢価を立てるようなことになれば、紙幣制度はただちに形骸

化して崩壊するであろう、と警告する。

そもそも鑄銭の経費や銅銭の過大な重量、私鑄銭横行等の問題は絶えず歴代王朝を悩ませてきたものであるし、銅銭・紙幣の併用に絡まる弊害も夙に宋・金代において認識されていた。南宋を例にとれば、南宋政府が財政上の通貨不足から領土のほぼ全域に数種類の紙幣を発行・行使するようになるのは紹興年間（一一三一～六二）末以降であるが、それ以前の紹興六年二月、一旦交子なる紙幣を発行し、江淮に流通させようとした。もっともこの紙幣の発行には当初から反対意見が多く、現実には殆ど発行されぬまま五月には廃止されてしまった。『建炎以来繫年要録』卷一〇一、紹興六年五月乙酉条には百官の交子に対する批判が一括して掲載されているが、それを見ると銭・交子を併用する際の弊害として、胡祗遹が指摘しているのと同様の、市井の交易において交子による物価と銭による物価の二つが生じて不便であること、銅銭が退蔵されて流通界から消えてしまうことの二点が懸念されている。

このような弊害が明瞭に認識されていたにもかかわらず、その後南宋政府のみならず、金朝もまた紙幣を発行する時に銅銭を廃さず、敢えて紙幣と併用させたのは、何と云っても銅銭・紙幣の両者を均衡を保って併用させれば、紙幣が過剰発行に陥り、流通界に紙幣が充満して価値下落するという弊害を抑え得ると見ていたからであると思われる。一例を挙げれば、金朝政府が交鈔を紙幣に転用した直後に

民間流転交鈔、当限其数、毋令多於見銭也。

とあり、民間で流通する交鈔は銅銭よりも多くなならないようにせよ、との詔が降っている（『金史』卷四八食貨志三「錢幣」項、明昌三年、一一九二、五月条）のは、当時政府が交鈔を銅銭と併用することによって、交鈔の発行・流通量を制限しようとしていたことを裏付けるものである。

ところで金や南宋政府がこうした併用策を採用した背景には、伝統的な「子母相権」策の影響が存した如くである。子母相権なる語は、古くは『国語』周語下、景王の大錢鑄造の部分に見えており、要するに二種類の貨幣のうち一方を母、他方を子とし、母を基準に比価を設け、兩者をして均衡を保って並び行わせることで、一方の貨幣のみが行われて通貨不足・貨幣価値騰貴やその逆に通貨膨張・貨幣価値下落を引き起こすことを防ごうとする、言わば両本位制度的な方策である。

因みに宋代では銅銭が母、紙幣は子とされる⁽⁵⁸⁾。『宋会要輯稿』刑法二一一四三「禁約」、嘉定十二年（一二一九）八月九日条に、紹興三十二年から発行され、南宋紙幣の中心的位置を占めた東南会子の減価に対する臣僚の言として

〔嘉定十二年〕八月九日、臣僚言……然振起其折閱之漸、而杜絶其致弊之因、其策在錢而不在楮。蓋錢者所以權乎楮也。今日之議、鼓鑄不登、滲漏不賞、銚銷日蠹、私家藏匿疊、是四弊固宜。銅錢日少、而無以濟楮弊（幣の誤）之流行。乞申明禁令、凡坑冶鼓鑄、責之所司、必欲歲數增衍、至於蕃買之滲漏、工匠之銚銷、豪民賊吏之藏積、嚴行禁止……銅錢可以漸裕、子母可以相權、楮弊（幣の誤）之価、不至於隨起而隨朴矣。

とある。

この史料の意味するところは以下のものであると解される。〔紙幣減価の弊害を絶つための〕方策は銅銭に在るのであって、紙幣に在るのではない。おもうに銭は紙幣のバランスをとる所以である。現在の銭は、鑄造の成果はあがらず、国外への流出ははかりしれず、鑄つぶしによって日々むしばまれ、私家の藏匿するものは積もる一方である。これらの弊害によって銅銭は日に日に減少し、減価した紙幣の流通を救済することがなくなるのである。請うらくは禁令を繰り返し、銅の採掘・精錬は役所を督責して必ず歳額が増えるようにし、東南アジア・イスラム商人等による流出、工匠の鑄つぶし、豪民賊吏の退藏については厳しく禁止するようにすれば、銅銭は徐々にゆたかになり、子〔たる紙幣〕と母〔たる銅銭〕はお互いに均衡を保つことができ（子母可以相權）、減価した紙幣の価値が騰貴すればするほど〔紙幣は単なる〕木の皮〔でつくられた紙片〕ではなくなる、と。銅銭・紙幣を併用することで紙幣価値を維持しようという政策が、子母相權の考え方に基づいていたことが、これによって明らかになる。

フビライ政権が銅銭を鑄造し、中統鈔と併用しようとしたのも、子母相權の方法によって鈔の発行・流通膨張を抑制し、鈔価を保持しようとしたからであると考えられる。ところが急激に増大した通貨需要を満たすべく、窮余の一策としてさしあたりそれのみで発行された中統鈔は、運用に対する管理統制が徹底していたこともあり、銅銭と併用されなかったにもかかわらず、胡祗適の上奏にも見られるように価値が高く、流通状態は頗る良好であった。銅銭・紙幣の併用には弊害や困難がつきまとうし、また銅銭を新たに鑄造・発行して行使することに

も問題がある。それならば敢えて銅錢を用いず、中統鈔のみを専一に行使する通貨政策を推し通すべきである、というのが胡祇遹の主張であり、華北領有時代のフビライ政権・元朝政府が錢・鈔併用計画を実行に移さなかった理由であった。特に、李璫の乱以降、中統鈔の発行に関与した漢人財務官僚は排斥され、代わってアフマッド（阿合馬）をはじめとする色目人財務官僚が登用される⁽⁵⁹⁾が、彼らは伝統的な通貨政策を固持する必要性など微塵も感じていなかった筈である。中国史上一見特異とも受け取れる紙幣一本建て通貨政策は、最初から周到に計画・実施されたものではなかったのである。

もっとも、至元年間後半以降、紙幣価値が下落してくると、銅錢を用い、紙幣と均衡を保って行使させることで、紙幣価値を回復すべしとの意見が多く提出されるようになる⁽⁶⁰⁾。元朝政府も至大年間（一三〇八～一一）になると銅錢を発行し、紙幣と併用させているが、紙幣減価に歯止めをかけることはできなかった。

おわりに

金朝の滅亡後、華北はモンゴル帝国の支配下に入り、中国は西アジア・ヨーロッパを中心とする金・銀通貨体制に一旦組み込まれることとなった。モンゴル帝国政府は、金朝滅亡時の華北の主要な貨幣が銀であったこともあり、金・銀を通貨として行使していた西方のイスラム商業圏への支払いの必要上、銀を多量に徴収し、徴収した銀の一部を華北における政府経費の支払いにも充てていた。また帝国政府は華北において紙幣を発行したが、それは一時的で、且つ流通の地域が限定されており、発行の額も少なかったと見られる。帝国の支配時代に華北の通貨の主役となったのは、地方割拠勢力の発行する紙幣であった。

フビライが即位し、華北がモンゴル帝国から分離・独立すると、財政補填・通貨統一のため膨大な通貨需要を抱えたフビライ政権は、本拠地華北を対象として大量の通貨を調達し、これを全国規模で恒常的に発行・流通させなければならなくなった。フビライ政権にとって、銀はあくまで対イスラム圏貿易支払い用の貨幣であり、これを華北に対する通貨として用いることは不可能であった。フビライ政権にしてみれば、歴代王朝に倣い、銅錢を主要貨幣の地位におく通貨政策を施行するに若くはなかったのであるが、華北における銅錢の絶対量は極めて少なく、また有事下ということもあり、新規に鑄錢を行うこともできなかった。そこ

で金代における紙幣使用の発達、割拠勢力が発行する紙幣に対する需要の高さ等をも勘案して発行したのが、絲・銀を準備とする交鈔・中統鈔であった。このように見てくると、金代において紙幣の使用が発達していたこと、末期に銅錢の絶対量が減少していたこと、銀・絹（絲）の貨幣的使用が昂進していたこと等、金代の通貨事情が中統鈔の発行に大きな影響を及ぼしたことが知られよう。

フビライ政権は宋・金朝に倣い、子母相権説に従って、いずれは銅錢を鑄造し、中統鈔と併用しようという計画を有していたと考えられる。しかるに通貨造成のため、さしあたってそのみで発行された中統鈔は、運用に対する管理統制が徹底していたこともあり、高い信用を保持しており、流通状態は頗る良好であった。一方、紙幣と銅錢を併用することには、銅資源の不足や銅錢の鑄造に付随する多大な経費の他に、銅錢の退蔵や二重の物価の発生等、多くの弊害や困難がつきまとうことも事実であった。そこでフビライ政権・元朝は、敢えて銅錢を使用せず、中統鈔を単一に行使する通貨政策をそのまま推し進めることとしたのであり、かくして元朝通貨政策の基本構造が成立したのである。なお付言すれば、中統鈔は機能面での類似⁽⁶¹⁾はもとより、元朝の版図内、なかんずく中国を対象として⁽⁶²⁾単一的に発行・行使される主要貨幣であること、発行者が価値を決定操作する名目貨幣であること、経済統制の手段であること等の諸点から、金朝と一旦命運をともにした、中国歴代王朝における主要貨幣銅錢の代替貨幣であったと言うことができよう。

元朝は南宋を占領すると、華北領有時代に確立した通貨政策を、旧南宋領内へ拡大した。そこで元朝が何故、どのように通貨政策を南宋領へ拡大していったのかという点に関しては、次章以降において検討を加えることとしたい。

【註】

(1) 中統鈔の運用制度を比較的詳しく考察している論考には、前田直典「元代における鈔の発行制度とその流通状態」（『北亜細亜学報』三、一九四四年、後『元朝史の研究』、東大出版会、一九七三年に再録）、岩村忍「元時代における紙幣インフレーション——経済史的研究——」（『東方学報』京都、三四、一九六四年、後『モンゴル社会経済史の研究』、京都大学人文科学研究所、一九六八年に再録）、全漢昇「元代的紙幣」（『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』一

五、一九四八年)等がある。

(2) 中統鈔発行の理由・背景に言及している主な研究として、以下のものを挙げておく。愛宕松男「元朝の対漢人政策」(『東亜研究所報』二三、一九四三年、後『愛宕松男東洋史学論集』四、三一書房、一九八八年に再録)、安部健夫「元時代の包銀制の考究」(『東方学報』京都、二四、一九五四年、後『元代史の研究』、創文社に再録)、藤野彪「元朝の金融策について」(『愛媛大学紀要』第一部人文科学二-二、一九五五年)、註(1)岩村論文、匡裕従「試論元代的紙鈔」(『文史哲』一九八〇年-三)、郭庠林「关于元代紙鈔的几个問題」(『学術月刊』一九八三年-六)、李干「元代発行の紙幣及其歴史意義」(『内蒙古社会科学』一九八五年-四)、穆鴻利「簡論忽必烈的幣制改革与元代鈔法的歴史地位」(『中国錢幣』一九八六年-一)、L.S.Yang, Money and Credit in China. Harvard university press, 1952. H.F.Schurmann, Economic Structure of the Yuan Dynasty: Translation of Chapters 93 and 94 of the Yuan shih. Harvard university press, 1956. M.Rossabi, Khubilai khan. University of California press, 1988.

(3) 一例として中統鈔が割拠勢力の紙幣統一を目的として発行されたというが、単に通貨を統一するだけならば紙幣以外の貨幣を用いても目的は達成できた筈である。また唐・宋や元代より余程商品経済が発達していたと考えられる清代では、政府は非常時を除いて紙幣の発行を極力避けていたばかりか、宋代に次ぐ銅銭の大鑄造を行っている。そして兵士の俸給支払い等を通じて大量の銅銭を放出した結果、銭経済が空前の発展を遂げたといわれている。商品経済の発展を中統鈔の発行と直ちに結び付けることはできないし、まして紙幣一本建て通貨政策施行の理由と見なすことは不可能である。

(4) モンゴル人の皇帝は「カン」と名乗る場合と「カアン」と名乗る場合の二通りがあった。因みに「カン」と称したのは太祖(チンギス・カン)の他では定宗(グユク)等であり、「カアン」と称したのは太宗(オゴデイ)、憲宗(モンケ)、世祖(フビライ)等であった。詳しくは杉山正明『大モンゴルの世界』(角川選書、一九九二年)、二二二～二二三頁を参照されたい。

(5) 課額は『元文類』卷五七「中書令耶律公神道碑」、『元史』卷二太宗本紀、己亥の年十二月条及び同史卷九四食貨志二「塩法」項による。

(6) 註(2) 安部論文、著書の一〇三～一〇七頁、一二一～一三一頁。

(7) 愛宕松男「元朝税制考――税糧と科差について――」(『東洋史研究』二三―四、一九六五年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録)、著書の一七三～一七五、二八六～二八八頁。

(8) 愛宕松男「斡脱錢とその背景――十三世紀モンゴル＝元朝における銀の動向――」(『東洋史研究』三二―一・二、一九七三年、後『愛宕松男東洋史学論集』五、三一書房、一九八九年)、著書の一五五頁。

(9) 佐藤圭四郎「イスラーム錬金術に関する覚書」(『西南アジア研究』一一、一九六三年、)、一三～一五頁、「西アジアにおける金銀の流通量とユダヤ商人」(『田村博士頌寿東洋史論叢』、同朋舎、一九六八年)、三二七～三三四頁。

R.Blake, The Circulation of Silver in the Moslem East down to the Mongol Epoch. Harvard journal of Asiatic Studies. 1937, Vol.2. No.3and4. pp.291-292.

(10) 以上の叙述は宇野伸浩「オゴデイ・ハンとムスリム商人――オールドにおける交易と西アジア産の商品――」(『東洋学報』七〇―三・四、一九八九年)による。なお、東西交易に従事した商人の表記方法は一定していないようで、例えば愛宕氏はウイグル・サラセン商人とされ、宇野氏はムスリム商人と言われ、村上正二「元朝に於ける泉府司と斡脱」(『東方学報』東京、一三―一、一九四二年、後『モンゴル帝国史研究』、風間書房、一九九三年に再録)はソグチアナ出身者をはじめとする回教商人と記している。本章では単に「西域商人」と表記するにとどめる。

(11) 例えば『元文類』卷五七「中書令耶律公神道碑」等を参照。

(12) モンゴル帝国時代の斡脱の利率は註(8)愛宕論文、著書の一四四～一四五頁。なお斡脱とはトルコ語のortaq(ortoq)の音訳で、その語義については商人の同業者組合・結社、その構成員、出資者であるモンゴル人の共同事業者等の諸説がある。詳しくは註(10)宇野論文、九九～一〇〇頁を参照。

(13) R.Blake, op. cit., p.291,p.328.

(14) 安部健夫氏もこの点を指摘されるが(註(2)論文、著書の一―二～一―三頁)、裏付けとなる史料は示されず、推測の域を出ておられないようである。

(15) 交鈔に関する記事は『元史』卷二太宗本紀丙申の年条、卷一四六耶律楚材

伝、宝鈔は同史卷一二三布智兒伝、護雅夫訳『ルブルクのウィリアム修道士の旅行記』（『中央アジア・蒙古旅行記』に収録、光風社、一九八九年）、二四三～二四四頁等に散見する。

（16）加藤繁「官營と為りたる後の益州交子制度」（『史学雑誌』四五―一、一九三四年、後『支那経済史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録）、著書の一五～一六頁。

（17）岩村忍氏は『青崖集』卷四「奏議」、至元九年十月六日条に見える人夫の日当が鈔二錢五分であることから、年間賃金を九百十二・五錢即ち約一貫と計算し、さらに交鈔発行時の華北の総人口を約六百万と仮定し（百十万户×五～六口）、年間の国民総所得を六百万貫と考える。そしてこの総所得に対し、交鈔の発行高五十万貫は通貨供給量として極めて妥当なものであったとされる（註（1）論文、著書の四七四～四七六頁、なお発行額は総所得の十二分の一となる）。しかし岩村氏は貨幣単位について誤解しておられる。元朝の紙幣の額面は貫・文なる銅錢の貨幣単位で表記されたが、価格計算単位としては錠・両・錢・分等の金・銀の重量単位が用いられた。鈔一錢＝百文、一分＝十文であるから（前田直典「元代の貨幣単位」、『社会経済史学』一四―四、一九四四年、後『元朝史の研究』に再録）、鈔二錢五分は二百五十文、年間賃金は九万一千二百五十文、即ち約百貫となる。従って華北の年間総所得は六億貫となり、五十万貫という発行額は総所得の僅か千二百分の一に過ぎず、岩村氏の考えよりも遙かに少額であったことになる。

（18）漢人世侯・投下領主に対しては、現在必ずしも明確な定義が与えられていない如くである。通常漢人世侯とは、金末の争乱の中から発生した郷村自衛集団の首領で、モンゴル側に投降し、一定の貢賦と軍事的協力を義務づけられる一方、所領を安堵されて領主化したものを指す。またモンゴル帝国政府は丙申（一二三六）より民戸を一族諸王・功臣に分配した。諸王・功臣は当初所領（投下）に対し、領民戸（投下戸）が五戸毎に納める絲一斤（五戸絲）を地方官の手を経て受領する他は、自らの任命する代官を派遣するだけという限定された権限しか与えられなかったが、後には所領を直接支配し、且つ収奪するようになった。かかる諸王・功臣を投下領主という。

（19）『元史』卷四世祖本紀、壬子の年条。

(20) 愛宕松男「李瓊の叛乱と其の政治的意義——蒙古朝治下における漢地の封建制とその州県制への展開——」（『東洋史研究』六一四、一九四一年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録）、著書の一七六～一七七頁。

(21) 一例として『元朝名臣事略』巻一一「参政商文定公」、丙辰の年条を参照。

(22) 『元史』巻一四七史楫伝はこの記事を辛亥条に繋げるので、ここでは一応それに従っておく。

(23) 野沢佳美「モンゴル太宗定宗期における史天沢の動向」（『立正大学東洋史論集』一、一九八八年）、五三頁。

(24) 中統鈔が銀のみならず金をも兌換準備としていたことは、『元史』巻一二五布魯海牙伝に「中統鈔法行われ、金・銀を以て本と為す」とあることによって知られる。

(25) このことは『元史』巻二〇六王文統伝に「是の年（中統元年）の冬、初めて中統交鈔を行う……年月を限らず、諸路通行す」とあり、また出土した実物の中統鈔の記載からも確認できる。

(26) 宣撫司の設置は牧野修二「十道宣撫司——フビライ政権集権化の布石としての——」（『東洋史学』二八、一九六五年）、職掌に関しては註（20）愛宕論文、著書の一九三～一九四頁、「中堂事記」中、中統二年四月二十四日条を参照。

(27) 「中堂事記」上、中統元年十月条を参照。

(28) 専売税の課額は『元史』巻二太宗本紀、己亥の年条、包銀のそれは愛宕氏の試算による（註（7）論文、著書の二九三頁）。

(29) 註（8）愛宕論文、著書の一五五～一五六頁。

(30) 加藤繁氏は「南宋時代に於ける銀の流通並に銀と会子との関係について」（『東洋学報』二九—三・四、一九四四年、後『支那経済史考證』下に再録）の中で、北宋末の福建において銀を見たこともない農民が存在した事実を指摘され、農村に銀の存在すること少なく、流通もせず、それは北宋だけでなく、南宋時代諸路一般の情形と見て大過ない、と言われる（著書の一四三～一四四頁）。こうした状況は金～元初の華北でも大差なかったであろう。

(31) 銅銭に対するかかる見解は、湯浅赳男『文明の「血液」』（新評論、一九八八年）一七五頁、足立啓二「専制国家と財政・貨幣」一二八～一四一頁、宮澤知之「北宋の財政と貨幣経済」三〇六～三〇七頁（ともに『中国専制国家と社会

統合』、文理閣、一九九〇年に収録)を参照。また朱元璋が相当量の銀のストックを有していたにもかかわらず、紙幣大明宝鈔を発行し、しかも宝鈔を銀との兌換を行わずに運用した背景には、当時銀経済が発達していた江南を経済的に統制しようという意図がはたらいていたからであるとの見解も発表されている。詳しくは壇上寛「初期明王朝の通貨政策」(『東洋史研究』三九-三、一九八〇年)を参照されたい。

(32) 「中堂事記」上、中統二年二月条には

時週歳包銀六万余錠、鈔数人(衍入?)及五十余万、堂議嘗云、若印至百万、所獲差息、可盡免天下包差。……一歳民間毀糜不賞、皆為官息也。

とある。この一文の意味するところは、もし紙幣を百万錠印造して財政を補填すれば、包銀の徴収を盡く免除することができる、また年間に民間で損なわれる紙幣の額ははかりしれず、それらは兌換に至らないので、その分は発行者側の利益になるということと解される。因みに宋代では流通の過程で消失する紙幣を、水火不倒銭と称している。さらに同月条には紙幣運用の利点として

又当時鈔法、有甚便数事。艱得、一也。經費省、二也。銀本常足不動、三也。

偽造者少、四也。視鈔重於金銀、五也。日実不虛、六也。百貨価平、七也。

とある。この記述には意味不明な部分もあるが、少なくとも紙幣の印造は硬貨の鑄造よりも経費を節約できる(二)、銀を兌換準備の形で官のもとに備蓄しておける(三)、と述べている点は確認できよう。四の偽造する者が少ないというのは、銅・鉄銭を行使する場合に問題となる私鑄銭の横行が絶たれることを意味していると考えられる。また七の百貨の価平らぐというのは、紙幣の発行量が抑制されていれば物価も安定するという意味に解され、一の得難い、五の鈔を視ること金銀より重しというのも、発行量が抑制されていれば紙幣は少ないので得難く、従って貨幣価値も金・銀より高まるということであろう。

(33) 一例として北宋時代の交子は天聖元年に官営に移された時、発行額は百二十万貫であったのに対し、準備金額は三十六万貫と定められていた。註(16)加藤論文、著書の一五～一六頁を参照。

(34) 劉肅の経歴は、『元史』卷一六〇本伝を参照。

(35) 「榷」には「動かす・操る」という意味がある。かかる「榷」の語義・用法は、日野開三郎『五代史』(明德出版、一九七一年)八九頁に詳しい。

(36) 原文は「鈔銀」につくるが、中華書局版『元史』の校勘記によって「銀鈔」に改める。

(37) 白帖子とは、発行される以前の未だ検印や料号の押捺・記入されていない紙幣を指すか。註(1)岩村論文、著書の四八七～四八八頁を参照。

(38) 註(20)愛宕論文、著書の一九四～一九五頁。

(39) 『元文類』卷五〇「濟南路大都督張公行狀・逆跡十事」に次のようにある。

又中統鈔法諸路通行、唯〔李〕璽用澶州会子、所領中統鈔顧於臣(張宏)境貿易諸物、商人買塩而不見售鈔。

(40) 註(20)愛宕論文、著書の一九六～一九七頁。

(41) 『元史』卷五世祖本紀、至元元年八月乙巳条・十二月庚午条を参照。

(42) ただし『元史』卷五世祖本紀、中統三年二月辛卯条には「始めて中外の官俸を定む」とあって、この時始めて中央・地方官の俸給が定められたとあり、食貨志の記事とは食い違いが見られるが、今は疑問として残しておく。

(43) 例えば『元史』卷五世祖本紀、中統三年閏九月甲申条、中統四年五月庚子条・六月癸酉条、至元元年七月壬辰条、卷六、至元二年六月己卯条・十一月辛丑条・十二月甲申条等を参照。

(44) 『元史』卷七世祖本紀、至元八年九月甲子条。

(45) 「中堂事記」上、中統二年正月癸酉条に

省府欽依印造到中統元宝交鈔……応據酒・税・醋・塩・鉄等課程、并不以是何諸科名差發内、並行収受。

とあり、二月条に次のようにある。

所納酒・醋・税・塩引等課程、大小一切差發、一以元宝為則、其出納者、雖昏爛併令収受。

(46) 以上、紙幣運用機関に関しては註(1)前田論文、著書の四五～五〇頁、五七～五九頁による。

(47) 『元史』卷二〇五盧世榮伝、至元二十二年条に次のようにある。

……乃下詔云、金銀係民間通行之物、自立平準庫、禁百姓私相買賣、今後聽民間從便交易。

(48) 『元典章』卷二六戸部一二「科役・物価」項、「月申諸物価直」に、以下のように見えている。

中統五年八月欽奉詔書一欸、雨沢分数・諸物価、以鈔為則、毎月一次申部。

(49) 中統鈔の価値が発行当初安定していた理由は註(1)岩村・全論文、註(2)李論文の中で論及されており、ここではほぼそれに従っている。ただし、④に関しては補足する余地がある。『元史』食貨志「鈔法」項には中統鈔の印造歳額が列挙されており、従来の研究は中統鈔の発行額が抑制されていたことの根拠として、至元十年まで印造歳額が十万錠を大きく超過せず、平均七万五千錠程度(一錠=五十貫)にとどまっていたことを挙げている。因みに印造額は十年以後対宋戦が本格化したこと等によってにわかに膨張し、百万錠の大台を突破している。

表一 中統鈔印造歳額

年号	年	印造歳額(錠)
中統	元	73,352
	2	39,139
	3	80,000
	4	74,000
至元	元	89,208
	2	116,208
	3	77,252
	4	109,488
	5	29,880
	6	22,896
	7	96,768
	8	47,000
	9	86,256
	10	110,192
	11	247,440
	12	398,194
	13	1419,665
		(以下略)

(出典 『元史』卷九三食貨志一「鈔法」項)

フビライ政権・元朝が中統鈔の発行を低く抑え得たのは、確かに発行当初印造額自体が少なかったこともその一因であるが、それよりも中統鈔発行当初、新たに印刷した鈔を爛鈔との交換に用いる他は濫りに支出に回さず、支出には努めて

徴税を通じて回収した旧鈔を充てていたからで、そうであったからこそ鈔の発行・流通量は少なく、その価値は高く、印造額も低いままで済んでいたのである。『秋澗先生大全文集』巻九〇「便民三十五事」所載、「論鈔法」に次のようにあるのはその裏付けとなる史料である。

其鈔法初立時、將印到料鈔、止是發下随路庫司、換易爛鈔、以新行用外、據一切差發・課程内支用、故印（『四部叢刊初編』所収本は「即」につくるが、ここは『元人文集珍本叢刊』所収本に従い「印」とすべきであろう）造有数、儉而不溢、得權其輕重、令内外相制以通流錢法為本、致鈔常艱得、物必待鈔而行、如此鈔寧得不重。

(50) この点に関しては前田直典氏が「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」（『歴史学研究』一二六、一九四七年、後『元朝史の研究』に再録）において豊富な事例を挙げておられるので、そちらを参照されたい。

(51) 同上前田論文、著書の一三四頁。

(52) 『元文類』卷一四「論盧世榮姦邪状」。

(53) モンゴル帝国内の国際単位の形成については、註（17）前田論文を参照。

(54) 彭信威氏によれば、銀の価値尺度化は、遊牧生活時代に既に貨幣としての銀を持っていたモンゴル人が華北を統治するようになってから銀を交易や貸借・物価表示・賜与等に用いたことの影響であるとされる（『中国貨幣史』第三版、上海人民出版社、一九八八年、五五四～五五五頁）。しかし、そもそもモンゴル人が華北に入ってから銀を行使できたのは、金末に銀が主要貨幣化していたという基盤があつたのことと考えられる。とすれば元代における銀の価値尺度化は、やはり金末の銀使用昂進を直接的端緒とすると言わねばなるまい。

(55) 註（17）前田論文を参照。

(56) 註（2）愛宕論文、著書の八八～九五頁、註（8）論文、著書の一八九～一九〇頁。

(57) 「宝鈔法」は、『四庫全書珍本』四集本・『三怡堂叢書』所収本ともに㊶紙幣の価値下落とその対策に関する上奏、㊷中統鈔専用を主張する上奏、の二つの部分から構成されている。㊶の記された時期は確定が難しいが、至元二十九年に胡祇遹は官を辞しており（『元史』卷一七〇本伝）、二十四年に発行された至元鈔を明確に指す部分があるので、至元二十四～二十九年のものであることは間

違いない。㊦には「元宝貫鈔之を行ふこと十有余年」とあり、また「目今毎歳鈔八万余錠を印す」と見えている。『元史』食貨志「鈔法」項によると、至元九年の鈔印造額は八万六千余錠となっているので、この部分は同年に書かれたことになる。至元九年は中統鈔が発行された中統元年から数えて十二年目にあたる。

「宝鈔法」で煩わしいのは、どうしたことか㊦が㊤の丁度中程に挟み込まれており、両者が一見同一の文章であるかのような体裁がとられていることである。㊦は『珍本』本では五葉裏三行～七葉裏七行、『三怡堂叢書』本では四葉裏二行～六葉表五行に挿入され、いずれも「蒙判送講究……」で始まり「……鑄錢科例在前」で終わっている。なお、㊤・㊦ともに両版本の間には若干の字句の異同があり、『珍本』本の方がやや詳しいので、本稿ではそちらを引用した。

(58) 『歴代名臣奏議』卷二七三「理財」が収める、南宋は寧宗時代(一一九四～一二二四)の官僚陳耆の上奏に「臣聞く、錢は猶お母の如きなり。楮は猶お子の如きなり。母子所以に相權するなり」とある。

(59) 註(20) 愛宕論文、著書の一七八頁。

(60) かかる意見は前引『呉文正集』「劉忠憲公行狀」の他にも、『雪樓集』卷一〇奏議存藁「民間利病・銅錢」、『西巖集』卷一三「楮幣議」、『圭齋文集』卷一〇「元翰林侍講學士中奉大夫知制誥同修國史同知經筵事豫章揭公墓誌銘」等に見られる。具体例を紹介すると、「揭公墓誌銘」に至正年間(一三四一～六七)初めのこととして

他日集議東内、公(揭傒斯)倡言、鈔法大弊、合用新旧銅錢、權以救之。政府不樂、論議辯駁、示以顔色、公辯不少變、丞相心深敬之。

とある。

(61) 財政補填を目的として発行され、政府の支払い手段としての側面の大きな南宋の東南會子や金の交鈔は、中統鈔とは機能的に異なる紙幣であった。

(62) 中国の銅錢を地域的・局地的貨幣、対内的貨幣、内部貨幣とする見方は、註(31) 湯淺著書九九～一〇一頁、足立論文一二八～一三四頁を参照。なお、岩村忍氏は註(1) 論文において、フビライが紙幣制度に踏み切った一因として、対中央・西アジア貿易の決済手段として紙幣が便利であったことを指摘され、その根拠として東トルキスタンに交鈔庫・交鈔提舉司が設置され、多くの元朝の紙幣が同地方で出土されていることを挙げられる。次いでイル・カン国でも元の紙幣

が使用されたことにも言及され、元朝の紙幣は為替またはモンゴル帝国内の国際通貨――あたかも英連邦内のポンド貨の如く――として西方のモンゴル諸国で流通していたに違いない、とされる（著書の四七九～四八二、四八六頁）。

ここで看過してならないのは、中央アジアとはいうものの、元代、東トルキスタンも元朝の版図内にあったことである。また周知の如く、憲宗の死後モンゴル帝国は求心力を失い、それまでの一枚岩的世界帝国ではなくなるのである。さらに現代では国際貨幣には紙幣も用いられているが、国際貨幣とは本来権力による価値設定から離れて、素材価値のみで十分に評価されるものでなくてはならない筈である。とすれば中統鈔が対外貿易支払いや外国の通貨に使用されたとしても、そのような意味において国際貨幣と言い得るか否か頗る疑問である。他にも元代の紙幣を国際貨幣と見る研究は存在するが（例えば李逸友「元代草原絲綢之路上の紙幣」、『中国錢幣』一九九一年一三）、フビライ政権はあくまでも中統鈔を元朝の権力の及ぶ版図内、とりわけ中国を対象とする対内的な貨幣として発行したと考えるべきであろう。

なお岩村氏は、一・二貫の中統鈔は頗る高額で、遠隔地貿易に手形・為替的に使用され、日常売買には使用されなかったと言われる（四八四～四八六頁）。しかしこの見解は註（17）で指摘した人夫の賃金の誤算に起因するもの（年間賃金を一貫と考えている）で、実際は人夫の日当は二百五十文であるから、一・二貫の中統鈔はその僅か四～八日分に相当するだけで、民衆が日常生活で接することのないほど高額であったのではない。従って中統鈔が手形・為替的性質を帯びていたというのは、単に軽便さ故のことであって、決して額面の巨大さ故のことではなかったのである。参考までに、北宋時代より政府が送銭用約束手形として発行していた見銭公據の額面は五・十貫であった（日野開三郎「南宋の紙幣「見銭公據」及び「見銭関子」の起源について」、『史学雑誌』四八一七・八・九、一九三七年、後『日野開三郎東洋史学論集』七、三一書房、一九八三年に再録）。

第五章 南宋江南における銭会中半制の崩壊と東南会子の主要貨幣化

はじめに

これまで元朝通貨政策の基本構造の成立過程について論じてきたが、本章以降においては、元朝が南宋を征服後、通貨政策を旧南宋領内へ拡大していく過程に対して検討を行うこととする。

南宋政府は四川において、北宋時代より継続して銭引なる名称の紙幣を発行・行使しており、高宗時代（一一二七～六二）末からは四川以外の地域にも東南会子・湖北会子・淮南交子等の紙幣を発行した。その後紙幣の使用は増加の一途をたどり、南宋末期には濫発に伴う紙幣価値低落・物価騰貴が発生していた。一方、元朝の江南支配の脆弱性ということが指摘されており、安部健夫氏によれば元朝の江南に対する態度には「なんだかハレ物にさわるような過度の慎重さがみられる」とされ、愛宕松男氏は元朝行政の実質的浸透は長江流域にとどまったといわれる⁽¹⁾。現実に元朝が南北を通じて行い得た同一の制度・政策とは、通貨政策を除けば行省及び駅伝制度くらいであった。このように見てくると、元朝が南宋領内に対して華北と同様の通貨政策を施行し得たのは、南宋の通貨政策を根本から改革したのではなく、少なくとも南宋末期において、紙幣を専一に行使する通貨政策を受容し得るような通貨事情が既に出現しており、元朝はそれを基盤として利用し、その上に便乗する形で、自らの通貨政策を南宋領へ敷衍していったからではないかとの仮説が導き出されてくる。そこで、元朝の通貨政策を受容する基盤が南宋時代に果たして存在したのか否か、存在したとすればそれはどのようなものであったのか、等の課題を解決することを通じて、南宋の貨幣史を研究してゆきたい。

南宋の通貨政策は孝宗時代（一一六二～八九）以後極めて複雑となり、国初より四川において鉄銭・銭引を行使していたのに加えて、東南会子を発行すると、江北を東南会子・淮南交子・湖北会子及び鉄銭行使区域、江南を東南会子・銅銭行使区域と定めている。従って南宋の通貨を研究するには、領土を江南・江北・四川の三地域に分けて行うことが必要になる。本章ではこのうち江南を取り上げ、江北・四川に対しては次章以降で検討を加える。

江南⁽²⁾で行使された貨幣のうち、東南会子に関する主な先行研究としては、加藤繁・曾我部静雄・草野靖・汪聖鐸・劉森等の諸氏が、会子発行の経緯、会子の印造・発行制度、南宋中期以降会子の発行額が増大して天文学的な数字に達してゆく経過を検討された。草野氏及び汪氏は、同時に会子運用制度のうち界制の実態を子細に検討され、汪氏及び劉氏は増発に伴う会子価値下落の状況をも復元されている⁽³⁾。また江南においては、財政収支を銅銭・会子半々で行うという銭会中半制が実施されたが、その成立過程、沿革、銅銭の流通に与えた影響等について草野・汪・劉氏の論考があり、汪氏には会子の価値維持策を検討された論考もある⁽⁴⁾。

銅銭に目を向けると、多くの論考が発表されているので、ここで全てを紹介することはできないが、南宋時代になると産銅額が大幅に減少し、銅銭の鑄造が不振であったこと、北宋時代から続いて銅銭は官民双方において不足しており、東南会子が発行されると、会子が銅銭に取って代わるようになったこと等の諸点が一応明らかになっていると言えよう⁽⁵⁾。

これらの研究を通観すると、いずれも元朝への展開を考慮して行われたものではない。また会子運用の枠組みに関しては、かなりの部分が明らかになっているものの、銭会中半制を取り上げるならば、その弛緩・崩壊に至る過程や、銅銭に及ぼした影響等に関して、なおも補足する余地が残されている。さらに銅銭が減少し、主要な通貨が銅銭から会子へ交替するというが、事実のみが簡単に指摘されている程度で、その原因や経過、具体的様相等にも未だ検討を必要とする点が多く見られるようである。本章ではこのような諸課題を踏まえ、会子運用策のうち銭会中半制を取り上げ、その成立から弛緩・崩壊までを跡づけ、且つ会子の使用が銅銭に与えた影響を検討することを通じて、江南における元朝通貨政策の基盤の有無やその実態等について考察してみたい。

第一節 銭会中半制の成立

南宋政府は、紹興三十一年（一一六一）九月～隆興二年（一一六四）末に行われた対金戦争の準備に伴って財政支出が増大し、中央において銅銭の欠乏に陥った。戸部の歳計を見ると、紹興三十年四月初めには、左藏西庫の保有する銅銭・銀は明日の支出を満たすのみという状態に陥り、月末までの費用は榷貨務から七

・八月分を前借りするという有り様であった。五・六月分の前借りは既に済んでいたからである。他方、銅銭の鑄造は不振を極め、例えば紹興三十一年の年間鑄造額は五十万貫を目標としていたにもかかわらず、実際の鑄造額は僅かに十万貫であった。なお、銅銭は宋朝による主たる支払い手段、宋朝に対する主たる支払い手段であり、民間においても主たる流通・価格表示・蓄蔵手段として行使されており、南宋の主要貨幣であった。

かかる銅銭の不足に直面した政府は、紹興三十年十二月、臨安の金融業者交引舗が発行する支払い用約束手形であり、臨安の内外で盛んに行使されていた便銭会子を財政支出に使用し、通貨不足を解消することとした。これが東南会子の始まりである。政府が支出に会子を用いたのは、準備金額に数倍する額の手形を発行できるという、手形の運用にかかわる利点を認識していたからである。政府は三十一年二月に会子の印造を、三月からは発行を開始し、七月以降には行使区域を行在から両浙東・西路、淮南路、湖北路、京西路、江南東・西路へと拡大している。会子は銅銭と兌換されるとともに、塩引・茶引・礬引等の専売手形の購入や、両税・折帛銭等の納入に使用されることで、その信用が保持されていた⁽⁶⁾。

会子の貨幣機能に関して考察するならば、会子は手形時代から既に交換要具、流通手段として盛んに行使されていた。また財政収支に使用されることで宋朝による支払い手段、宋朝に対する支払い手段としての機能を獲得した。後述するように、会子には界と称される流通期限が付されていたため、蓄蔵手段としての使用には制約を受けていたが、一応支出に転用された当初から、紙幣としての機能を具有していたと見て良いであろう。

対金戦争が終結し、乾道年間（一一六五～七三）になると、政府は乾道二年に会子の印造・発行を停止するとともに、徴税・上供も銅銭・銀で行い、会子の使用そのものを一旦停止した。ところが印造・発行を停止してはみたものの、会子に代わる通貨補填の手段を見つけることができず、遂に乾道三年七月より会子の発行を再開し、一千万貫の新会子を印造した。そして四年三月には諸経費支払いに会子の恒久的使用を決定している。なお、新会子は銅銭と兌換されず、不換券として運用された⁽⁷⁾。政府は新会子の行使区域を四川を除く南宋領内全域と定めており⁽⁸⁾、さらに新会子発行後、江北から銅銭を回収して江南に支降し、江北を鉄銭・紙幣（東南会子・淮南交子・湖北会子）行使区域、江南を銅銭・東南会子

行使区域と定め、江南・北の通貨を截然と区別するようになっている⁽⁹⁾。

さて、政府は会子発行直後から、官吏・兵士の俸給支払いや徴税・上供において、一定の比率を設け、銅銭・銀・会子を抱き合わせにして使用していた⁽¹⁰⁾。そして乾道二年六月、權貨務都茶場の出売する種々の専売手形のうち、銅銭で購入される部分を、次いで九年正月には諸々の税賦の中で銅銭によって納入される部分、及び州県から上供される銅銭を、さらに官吏の俸給において銅銭で支給される部分を銅銭・会子半々、即ち銭会中半で行うように定めている。では、何故にかかる制度が定められたのであろうか。その理由に関しては、先行研究において言及が為されている⁽¹¹⁾が、それらを参照しつつ、今少し史料を補足しながら検討を加えてみよう。

まず専売手形を購入させる際に銭会中半を制定したのは、銅銭の納入を確保するためであった。『宋会要』食貨二七―二一～二二「塩法」、乾道二年六月十一日条に見える戸部の言に、行在權貨務都茶場の出売する専売手形及び乳香の納入に関して次のように見えている。

一、行在權貨務都茶場算請、依自来指揮、茶・塩・礬、見係六分錢（輕の誤）齋、謂金・銀・関子。四分見錢、目今多用会子。乳香、八分輕齋、謂金・銀・関子。二分見錢、目今多用会子。至左蔵闕少見銀（錢の誤）品搭支遣。今欲將前項合納四分・二分見錢、分数各以搭分為率、許用五分見錢・五分会子算請。……從之。

これによると、行在權貨務都茶場では、従来茶引・塩引・礬引等の手形は六分輕齋（金・銀・関子）、四分銅銭を以て、乳香は八分輕齋、二分銅銭を以て購入させていたが、近年銅銭の部分を会子で納入する者が増えて来たので、以後それについては銅銭・会子半々で納入させよとある。政府がかように銅銭の確保に注意を払っているのは、史料中に「左蔵の見銀（錢）の品搭支遣するを闕少するに至る」とある如く、銅銭の収入が減少すると保有する銅銭が欠乏し、その結果財政支出の会子に対する依存度が高まり、会子の増発、ひいては価値下落を招くおそれがあったからである⁽¹²⁾。

続いて『慶元條法事類』卷三〇財用門「銭会中半」、乾道九年正月一十九日条には

勅措置下項。一、諸路州県応民張（衍入？）輸納税賦、諸色官錢、並用錢会

中半送納。……一、州県起発上供等錢、除合起輕齋外、亦許用錢会中半解發。

……一、監司守臣并州県鎮塞將応干官吏俸給、並以錢会中半支遣。

とあり、政府は税賦のうち銅錢で輸納される部分、上供される銅錢のうち輕齋（金・銀等）に代えられる以外の部分、さらに州県鎮塞のあらゆる官吏の俸給において銅錢で支払われる部分は、全て銅錢・会子半々で行うよう定めている⁽¹³⁾。この時に中半制が導入された理由は何であったろうか。

会子は発行された当初より、会子一貫＝銅錢七百七十文の比価が設定されていた⁽¹⁴⁾。しかしながら、会子の素材価値は銅錢と比較すると非常に小さいので、素材価値のみでは流通せず、その信用を維持するには、政府が兌換もしくは徴税によって会子を受け取ることが不可欠となる。従って兌換または徴税を通じての会子の受け取りが減少すると、それだけで会子の信用は低下し、別段会子の流通量が流通する商品の総額を超過していなくとも、価値が下落してしまうのである。具体例を挙げると、政府が乾道二年より会子の使用を一度停止した時のこととして、『皇宋中興兩朝聖政』卷四六に

〔乾道三年正月〕是月、度支郎唐瑑言、……今來諸路綱運、依近降指揮、並要十分見錢、故州県不許可民戶輸納会子、致流轉不行。

とあり、上供を全て銅錢で行うようになったため、州県で会子の輸納が許可されなくなり、会子の信用が低下して流通しなくなったと見えている。

また東南会子以外にも、四川で発行されていた小会子なる紙幣に関して、『備要』卷一〇に

〔開禧三年、一二〇七、是歲〕四川初行小会子……丁卯歲、陳咸以用不足、始創小会子、楊輔為制帥、深不樂之、故西州皆不用。吳玠代鎮蜀、与陳咸厚下令官民、悉許流轉。然州県務場賦輸、悉不肯受、由是不能行。

とあり、官司が会子の受け取りを拒否したので、小会子が流通しなかったと記されている。とりわけ新会子は不換券であり、銅錢の直接的裏付けを喪失していたのであるから、徴税における会子の受け取り額が増減すれば、会子に対する信用の動揺、会子価値の下落は一層生じやすくなっていた筈である。

新会子発行後の状況に目を向けると、政府は乾道七年正月より錢会中半制が施行される九年正月までの間、会子の発行を抑制するため、官吏・軍兵の俸給支払いにおける銅錢・銀の発行額を増大した。その結果、銅錢・銀に対する需要が高

まり、上供における銅錢・会子の比率をそれまでの中半から七対三、さらに九対一へとにわかに変更した⁽¹⁵⁾。徴税における比率に関しては不明であるが、上供の影響を受けて当然会子の比率は低下していたものと思われ、この時に会価下落が発生しているのである。具体例としては、乾道八年二月三日の日付を持つ『周易国文忠集』巻一三六奏議三「垂拱殿对筭子一首乞優恤二浙」に、「臣窃かに見るに、陛下幣券の太だ軽きを以て日夜之を憂う」とあり、『群書考索後集』巻五二財門「楮」項には「〔会子の〕折閱（価値下落）を乾道の九年に聞く」と見えている。こうした価値下落は会子の比率が急激に低下し、その信用が揺らいだため生じたものに他ならない。

政府はこのような会子価値下落の原因を踏まえ、錢会中半制を施行することで、租税の徴収及び上供における銅錢・会子の比率を固定し、特に徴税における会子の受け取り額が増減して会子の信用に動揺を与え、会価を下落させることを防止しようとしたのである。そのことを裏付けているのは、『客亭類稿』巻九「重楮幣説」に見えている、内容から判断して中半制の創始にあたって行われたと思われる以下の上奏である。

夫欲使民之視銅如楮、視楮如銅、此其原不在乎下、而在乎上。今為之法曰、吾之楮与銅、初無輕重也。將以相權而行也。自今日以往、凡遠近之輸於公者、錢楮各半、否者不納也。如是、則非特近者重之、而遠者亦重之、遠者重、則近者有所泄、楮之価其必無減折之患、而銅之重亦變而為輕。

即ち、租税の納入を必ず銅錢・会子半々で行わせれば、会子の信用は増して民衆は会子を重視するようになり、会価減落を食い止めることができると主張されているのである。

徴税や上供における中半制の導入が、会価の維持を目的としていたことは、『稼軒集抄存』「淳熙乙未（二年、一一七五）登对筭子」が載せる、次の記事によっても裏付けられよう。

往時民間輸納、則令見錢多而会子少、官司支散、則見錢少而会子多、以故民間会子一貫、換六百一二十足、軍民嗷嗷、道路怨嗟、此無他、輕之故也。近年以来、民間輸納、用会子見錢中半、比之向來、則会子自貴、蓋換錢七百有奇矣。此無他、稍重之故也。

これによれば、かつて納税においては銅錢が多く会子が少なく、一方支出におい

では銅銭が少なく会子が多かったため、民間では会子の価値下落が生じていた。しかるに近年以来、納税に銭会中半制を採用したので会価は騰貴している。これは他でもない、中半制によって会子の信用が高まり、会子が重視されるようになったからである、というのである。

一方、支出面においては、政府は銅銭・会子の比率を固定することで、会子が増発されたり、逆に銅銭が増発されて府庫の銅銭保有量が欠乏し、銅銭の徴収が増大して会子の受け取りが減少することを抑止しようと意図していた筈である。会子の信用維持、価値下落の防止こそが、銭会中半制採用の究極的な目標であったのである。なお支出面においては、官吏の他に軍兵（就糧禁軍・廂軍）の俸給にも銭会中半制は適用されていた⁽¹⁶⁾。また、例えば政府が戦争等の緊急時に、已むなく中半制によって回収できる以上の会子を発行した場合にも、徴税・上供において会子の比率を上げるということは極力行わず、後述するように回収を強化するため別途に様々な措置を講じており、中半制をつとめて維持しようとしていた形跡が認められる。

銭会中半制に関して次に検討しなければならないのは、銅銭・会子の比率を固定するに当たり、銅銭・会子半々という形が取られた理由である。まず考え得るのは、中半の比率が、収入面においては銅銭・会子双方の収納を確保し、支出面においては銅銭・会子双方の過剰発行を防止するという、二つの目的を達成するための言わば妥協点であったことである。しかしながら、中半の比率採用の理由に関しては、さらに検討を加える余地が残されているようである。その際に注目されるのが、前引『客亭類稿』「重楮幣説」の中の

夫欲使民之視銅如楮、視楮如銅、此其原不在乎下、而在乎上。今為之法曰、
吾之楮与銅、初無輕重也。將以相權而行也。

という部分である。これによると政府は銅銭と会子とを併用するに際し、民衆をして銅銭を会子の如く、会子を銅銭の如く認識せしめ、双方を軽重なくバランスを保ちつつ行使させることにとりわけ留意していたことが知られる。政府が財政収支に用いる銅銭・会子の割合を半々と定めたのは、それによって自ら銅銭・会子を均衡を保って行使するということを示し、民間において素材価値の高い銅銭ばかりが偏重されて退蔵されたり、他方で会子が軽んじられ、銅銭よりも低く評価されることを防ごうとしたからであるとも考えられるのである。

銅錢・会子をバランスを保ちつつ行使させることが強調される背後には、伝統的な「子母相権」策の影響があった。子母相権という語は夙に『国語』周語下、景王の大錢鑄造の箇所に見えており⁽¹⁷⁾、二種類の貨幣のうち一方を母、他方を子と見なし、母を基準に比価を設定し、両者をバランスを保って併用することで、一方の貨幣のみが行使されて通貨不足・貨幣価値騰貴に陥ったり、逆に通貨膨張や貨幣価値下落・物価騰貴等を引き起こすことを防ごうとする方策であると言い得る。そもそも南宋政府が銅錢と会子とを併用したのも、『誠齋集』卷七〇「乞罷江南州軍鉄錢会子奏議」に「蓋し見錢の会子とともにするは、古の母子相権の遺意なり」とあることから明かなように、子母相権の思想に基づいてのことであった⁽¹⁸⁾。なお、宋代では『歴代名臣奏議』卷二七三「理財」所収、寧宗時代（一一九四～一二二四）の陳耆の上奏に

臣聞、錢猶母也。楮猶子也。母子所以相權也。不可重子而輕母也。夫有錢而後有楮。

とある通り、紙幣は子、銅錢が母とされていた。

南宋の通貨政策が子母相権策の影響を受けていたことを、より具体的に示す事例としては、『宋史』卷四三〇李燾伝に

〔李燾〕曰、錢荒楮涌、子母不足以相權、不能行楮者、由錢不能權之也。

とある。ここには楮幣が〔価値下落して〕行使されないのは、銅錢が不足しているので、楮幣ばかりが充滿している不均衡な状態を、本来の双方が均衡を保って行使される状態に戻せないからであると見えている。そこでその対策として、『宋会要』刑法二一一四三「禁約」に

〔嘉定十二年〕八月九日、臣僚言……乞申明禁令、凡坑冶鼓鑄、責之所司、必欲歲數增衍、至於蕃買之滲漏、工匠之銓銷、豪民臧吏之藏積、嚴行禁止……銅錢可以漸裕、子母可以相權、楮弊（幣の誤）之価、不至於隨起而隨朴矣。とあり、銅の増産、銅錢の増鑄に努めるかたわら、銅錢の流出・鑄つぶし・退蔵を厳しく禁止して銅錢の量を増大させれば、子（会子）と母（銅錢）とは平衡を保つことができ、会子の流通が膨張して価値下落するという弊害は除かれ、会価も上昇するとしている。

これとは逆に、『宋会要』食貨五六七「金部」には

〔乾道六年〕二月五日、臣僚言、比年以来、冶鑄不登、泉貨稀少、權以楮幣。

とあり、銅銭の鑄造が不振で、通貨不足が生じた時には、紙幣を用い、銭とバランスを保って行使することによって、不足を緩和するとも見えている。このように見ると、銭会中半制は二種類の貨幣を均衡を保ちつつ並び行うという子母相権の方法を、財政収支において徹底させたものと解釈することもできよう。

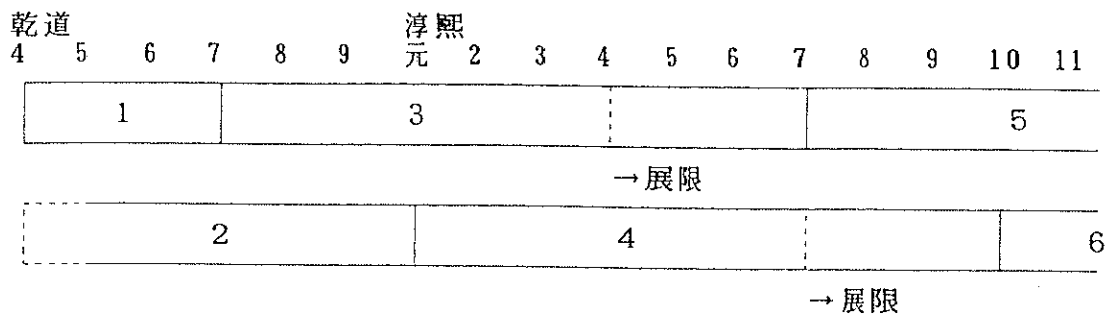
銭会中半制の成立によって、会子は銅銭の補助貨幣から銅銭と同等の主要貨幣へと正式に昇格したのであり、南宋の通貨政策は銅銭・会子からなる両本位制度的な性格を一層強めたと言えよう。また銭会中半制の採用によって、前引『稼軒集抄存』「淳熙乙未登対劄子」においても言及されているように、会子の価値は淳熙年間（一一七四～八九）に入ると持ち直し、会子の運用も安定した。

第二節 会子の増発・価値下落と銅銭の減少

一 会子の増発と価値下落の状況

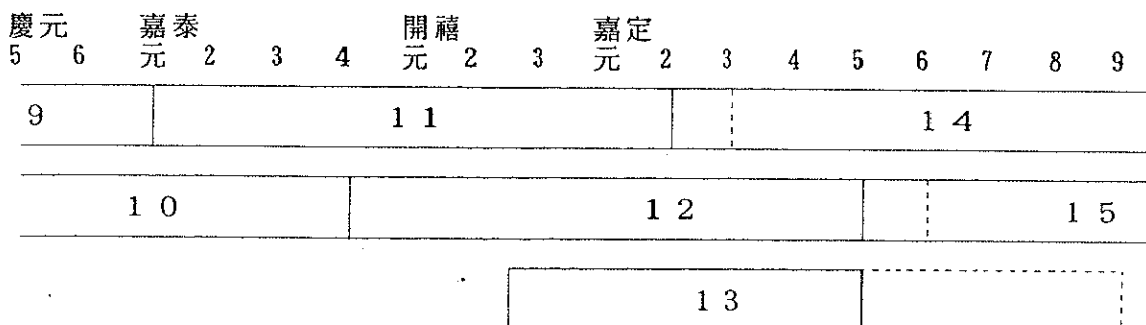
会子の発行額は、光宗の紹熙年間（一一九〇～九四）以降になると増加の一途をたどり、会子運用の枠組みは崩れ始めた。増発された会子は価値下落し、江南の通貨事情に多大な影響を及ぼすことになる。そこで本節では、会子増発の経過から検討を加えていくこととしたい。会子の増発に関して述べる時に取り上げなければならないのは界制である⁽¹⁹⁾。

乾道四年五月以降、政府は会子の流通を三年＝一界、その間の発行額を一千万貫と定め、界が尽きる毎に新旧会子を交換することとした。界制を設定したのは、会子の発行を制限するとともに、古くなった紙幣を定期的に回収し、紙幣の老朽化に因由する価値下落を防止しようとしたからである。因みに元代では、紙幣の耐用年数は一説に五年といわれている⁽²⁰⁾。会子は一度の発行→回収で破棄されるのではなく、一界＝三年の間は何度も発行・回収が繰り返された。次いで政府は五年正月より界制を兩界併用に改め、第二界会子を発行し、一界と重ねて行使した。即ち、事実上二千万貫の会子が流通することになったのである。また政府は同時に第二界会子の流通期限を三年間延長しており、その結果、会子は三年毎に第一界は第三界と、第二界は第四界と交換されるという形で運用された。なお、第三界以降には、展限と称して、流通期限をさらに三年延長するケースも出現した。



図一 界制開始当初の運用状況

この後、界額（一界毎の発行額）は徐々に増大してゆき、界制そのものが混乱に陥るといふ事態が生じている。開禧二年～嘉定元年（一二〇六～〇八）にかけて、南宋と金との間で戦争が行われた（開禧用兵）が、その際の急激な軍需の増大に伴い、政府は当時行使していた第十一・第十二界会子を増印するとともに、第十一界の回収用に準備していた第十三界会子を開禧二年より支出に回し、和糴の支払いや論功行賞に用いたのである。こうして開禧用兵時には第十一～第十三界の三界が併用され、その発行合計額は一億四千万貫に達した。



図二 開禧用兵に伴う三界併用状況

また、嘉定十年よりモンゴルの侵攻を受けた金は、南方への領土拡大をもくろんで南伐を開始した。その一方で嘉定十四～十五年以降、金の弱体化を目の当たりにした南宋政府は、失地回復を狙って逆に淮北への派兵を開始しており、南宋は金、さらにモンゴルと恒常的な戦闘状態にあり続けた。政府は軍事費を支払うため、第十四・第十五界会子を収換することなく端平元年（一二三四）まで行使し続け、両界の発行額は二億三千万貫に及んだという。これに加えて紹定四年（一二三一）に発生した臨安の大火復興費用として、第十四界回収用に用意していた第十六界会子を発行してしまい、紹定六年には第十四～第十六界会子の発行

額は三億二千万貫に上った。端平元年以後、会子の運用は再び兩界（第十七・第十八界）併用に戻ったものの、淳祐七年（一二四七）に界が廃止されてしまった。このことは、会子の流通期限のみならず、発行制限も事実上撤廃されたことを意味する。なお界制の廃止とともに、あくまでも理論の上ではあるが、会子は恒久的な蓄蔵手段として行使できるようになったのである。界制の廃止は、紙幣の持つ貨幣機能の強化という点において、大きな意義を持つと言えよう。会子の発行額は、淳祐六年に兩界合計で六億五千万貫に上っていたといい、その後も増大を続けた。

かかる会子の増発は、当然会子の価値を下落させることとなった。会価下落の状況については既に専論がある⁽²¹⁾ので、詳細はそれに譲るが、会価は紹熙～慶元年間（一一九〇～一二〇〇）から下落し始め、嘉定年間になると一旦持ち直したものの、それ以後南宋末期まで再び下落を続けた。景定五年（一二六四）十月には会子に代わって新紙幣金銀見銭関子が発行され、第十八界会子との間に一對三の等差を設けて行使されたが、その価値は下落する一方であった。会子（関子）の価値下落に絡んで指摘しておかなければならないのは、金朝末期のように民間において額面一貫の紙幣が僅か数文にまで下落し、屑紙となって使用不能に陥る⁽²²⁾という事態は会子（関子）においては発生せず、紙幣が価値下落しつつも流通手段として一定の機能を発揮し続けていたことである。

二 銅銭減少の経緯

銅銭は既に北宋時代より、商品流通の発達に因由する通貨需要の増大や官民の退蔵、铸つぶし、国外への流出等によって絶えず絶対的・相対的な不足状態にあり、そのような状態が銭荒と称されたことは周知の事実である。そして南宋時代に会子が減価し始めると、銅銭は益々流通界から引き上げられて退蔵されたり、銅器に铸つぶされたり、或いは国外に流出する等して、流通界には会子ばかりが行われるようになった。これは所謂グレシャムの法則が作用した結果に他ならない。しかしながら、グレシャムの法則では悪貨が良貨を駆逐すると説かれるが、二種類の貨幣が行われている時に、単に一方が価値下落したからといって、直ちに他方が流通界から消えるというものではない。特に良貨の側に何らかの因子があるからこそ、良貨の引き上げという現象が発生するのである。また銭会中半制

も、銅銭の退出に拍車をかける重要な要素となっていたと考えられる。そこで銅銭の持つ因子とは何であるのか、中半制は銅銭にどのような影響を与えたのか等を考慮しつつ、銅銭が減少していく経緯を、なるべく具体的に検討していくこととしたい。

会価の下落に伴って増大したのは、銅銭の退蔵である。単に素材価値の点から見ても、耐用年数が限定され、水火等によって容易に損なわれてしまう紙幣よりは、銅銭の方が蓄蔵・価値保蔵手段として好適な貨幣であることは言うまでもない。加えて前節で見たように、会価は紹熙・慶元年間以降下落を続けており、民間では会子を蓄蔵してもやがて屑紙となることが懸念されるようになった。また会子で忘れてならないのは、流通期限が設けられており、限が尽きるまでに新旧会子を交換しなければ、旧会子はやはり単なる紙屑と化してしまうことである。殊に界制の運用が混乱して会子の取換が不規則になると、民衆は何時会子の限が尽きて使用不能になるのか全く予測のつかない状態となり、会子を蓄蔵手段として用いることを益々厭うようになった。

このような事情を如実に物語っているのが、『宋史全文』卷三〇、嘉定四年十二月癸未条の割注に見える

講義曰……自權臣用兵、楮之造印日多、而楮之折閱日甚。上之人急於秤提之故、当旧楮之界未滿、而新楮之出已頒、豪商巨賈、囊篋旧藏、一旦廢棄、盡為無用之物。国失大信、人啓疑心、何怪其畏避而不敢收蓄哉。

という記事である。ここに「旧楮の界未だ満たざるに当たり、而して新楮の出で已に頒たる」とあるのは、開禧用兵の後、嘉定四年から五年の交に、第十二・十三界会子が限満よりもはやく第十四・第十五界会子によって回収されてしまったことを指す。因みに本来第十二界は嘉定六年、第十三界は同九年に取換される予定であった（図二参照）⁽²³⁾。このように取換時期がにわかには繰り上げられた結果、民間で取蔵されていた第十二・第十三界は忽ちのうちに無用の物と化してしまい、民衆は会子に対して疑心を抱くようになり、新会子を収蓄しようとしなくなったというのである。

かくして会子は蓄蔵・価値保蔵手段には不適當な貨幣となり、『後集』卷十五「知福州日上廟堂論楮幣利害劄子」に、開禧用兵に伴って会子が増発された時の様子として

獨是豪宗富室之藏楮者、驟見折閱、下至中產、更相附和、不肯藏蓄、得官會者、惟恐用之不早、遂至散溢于外。

とあるように、民衆は会子を入手しても価値下落を恐れて即座に手放す一方、手元には『客亭類稿』卷九「重楮幣説」に

楮日輕、錢日重、楮日汎濫、錢日匱乏、富家大室、競以藏翊為得計。……今之銅所以日乏者、正以富家巨賈利其所藏、而不肯輕用耳。其意若曰、楮虛也、其弊又不可言也。錢實也、藏之而無弊也。

とある通り、素材価値が大きく安定した銅錢を残して、蓄藏・価値保藏に用いるようになってしまったのである。

また、そもそも中国では、貨幣は皇帝の名の下に発行されると言って良い。そうであるとすれば、皇帝という絶対権力者が発行する貨幣の受け取りを拒否することは原則として許されず、民間における貨幣授受の際には、あくまでも使用者・支払い者が優先権を持つことになる。それ故、民衆が言わば悪貨と良貨の双方を入手した場合、良貨を手元に残し、悪貨はできるだけ速やかに行使してしまう、換言すれば他者に押しつけてしまうという事態が発生し易い。銅錢が盛んに流通界から引き上げられ、専ら減価した会子が行われるようになった背景には、かかる事情もあったと考えられる⁽²⁴⁾。このように民衆が会子を手入しても、直ちに他の貨幣や物資と交換するようになると、会子の流通速度は当然の如く早まり、通貨過剰の度合いも甚だしくなって、会子の減価は一層激化した筈である。

この他に流通手段として見た場合、会子は銅錢よりも軽く、使用に便利な貨幣であったことから、『宋史』卷一八〇食貨志下二「錢幣」項、淳祐八年（一二四八）条に監察御史陳求魯の言として「楮は運転に便なり。故に錢は蟄藏に廢す」とあるように、貨幣に流通手段＝会子、価値保藏手段＝銅錢という機能分化が生じてしまっていた。こうしたことも、銅錢の退藏に拍車をかける一因となつたと見られる。

銅錢には、貨幣として使用するよりも遙かに利益の上がる用途があり、そのことも銅錢を流通界から消失させる一因となつた。民衆にとって、貨幣として銅錢を使用するよりも多くの利益が得られる一つの方法とは、銅錢を鑄つぶし、銅器にして売却することであつた。なお、鑄つぶしは銷鑄・銷鎔・銷毀等とも呼ばれていた。北宋の時代より、政府は銅禁・錢禁を施行して、銅錢の減少を防止しよ

うとした。銅禁は銅器・銅材の出界及び私売買の禁止、銅器の極端な私有制限等から、銭禁は銅銭の銷鑄及び国外帯出の禁止等から、各々構成されている⁽²⁵⁾。南宋時代においても、銅禁・銭禁は継続して施行されており、禁令のうち特に銷鑄と関係が深く、銷鑄を煽る一因になったと考えられる銅器の私有制限について見ると、例えば『要録』卷九六、紹興五年十二月辛亥条に

権戸部侍郎王俛言…明詔有司、申嚴銅禁、屏絶私匠、自今以始、悉論如律、除公私不可闕之物、立定名色、許人存留、及以後官鑄出売外、其余一兩以上、嚴立罪賞、並令納官、量給銅價、令分撥赴錢監額外鼓鑄。…詔戸工部勘当、其後頗施行之。

とある。これによると、銅器・銅材のうちで不可欠なもの（恐らく銅鏡・仏具等）及び官鑄のものは私有を許すほか、余は一兩以上は官が買い上げ、錢監へ送って額外鑄造の原料にすると定められている。また紹興二十八年、慶元三年には鑄錢材料の獲得を目的として、特に大規模な銅器の拘括が行われている⁽²⁶⁾。

一方、北宋時代には、士大夫・庶民層の生活文化が向上し、奢侈的消費が増大するにつれて、宮廷における古銅器愛玩が庶民の間に広まっていったといわれる⁽²⁷⁾。このように銅禁が施行され、銅器の私有が制限される反面、銅器に対する需要が高まりを見せている時に、敢えて銅銭を鑄つぶし、銅器を製造して販売すれば、実に五～十五倍の利益を獲得することが可能であったのである⁽²⁸⁾。銅銭には如上の、貨幣として用いる以上に利益のあがる用途があったことから、会子が流通界に充満して減価が始まると、民衆は交易の支払いには専ら会子を用いるとともに、銅銭を流通界から引き上げ、単に蓄蔵しておくにとどまらず、盛んに銷鑄するようになったのである。それは南宋後半に及んで、銅銭の銷鑄及び銅器の私鑄禁止令、私鑄銅器の回取令等が度々出されている⁽²⁹⁾ことから窺えるが、具体的な裏付けになると見られるのが、南宋における銅工芸の勃興である。

南宋時代になると、政府の禁圧にもかかわらず、江南の殆ど全ての主要都市に銅工芸が勃興し、銅鑪・花器・燭台・馬具・銅鐸等の工芸品が大量に製造されていたという⁽³⁰⁾。そしてそのような工芸品の原料には、『宋会要』刑法二一一四四「禁約」、嘉定十五年十月十一日条に臣僚の言として「頃年泉州の尉官、嘗て銅錠十余斤を捕う。光爛なること金の如く、皆な精銅もて造る所なり。若し銭を銷するにあらざれば、何を以てか此れを得ん」とあり、『宋史』卷一八〇食貨志

下二「錢幣」項にはより詳細に

〔淳祐〕八年、監察御史陳求魯言……京城之銷金、徧・信之鑄器、醴・泉之樂具、皆出於錢。臨川・隆興・桂林之銅工、尤多於諸郡。姑以長沙一郡言之、烏山銅爐之所六十有四、麻潭鷓羊山銅戶數百余家、錢之不壞於器物者無幾。

と見えている通り、銅錢が多用されていたのである。特にこの史料によれば、湖南の長沙の如きに至っては、銅錢のうちで工芸品に銷鑄されないものは幾ばくもないという有り様であった。このように見てくると、南宋時代に銅工芸を勃興させた要因として、銅器に対する需要の増大もさることながら、会子の減価に伴う銅錢銷鑄の盛行も、その一つに数えて支障ないと考えられるのである。

銷鑄のみならず、銅錢を外国に言わば商品貨幣として売却することも、銅錢を国内で貨幣として用いるよりも大きな利益を獲得する一つの手段であった。周知のように、北宋時代になると、江南における銅鉞脈の開発が進み、特に王安石の時代には積極的な増産政策がとられた。また乾式に加えて湿式収銅法が開発された如く、精鍊技術が進歩し、時として素材価値が額面を上回るような良質の銅錢が大量に鑄造された。その結果、中国周辺諸国は銅錢、殊に良質な北宋錢を頻りに求めるようになり、政府が錢禁令を發布して持ち出しを禁じていたにもかかわらず、銅錢は密貿易によって国外へ盛んに流出した。

南宋時代においても、例えば『要録』卷一五〇、紹興十三年条の末尾に「是年」として「淮海銅錢出界の禁を申厳す」とある通り、政府は引き続き出界禁止令を行った。しかしながら銅錢は陸上貿易を通じて金へ、海上貿易を通じて日本・高麗・東南アジア諸国へ流出した。特に南宋時代の後半に問題とされているのは、日本・高麗・東南アジア諸国への流出である。これらの国々は交易に巨大な船舶を利用するので、一回の持ち出し額が大きく、また銅錢を原価よりも高価に買い取っていた。日本船の場合、淳祐二年（一二四二、日本任治三年）に西園寺公経の派遣船は十万貫の銅錢を持ち帰ったとい（31）、また淳祐九年には倭船が出境するところを宋の水軍が追跡し、銅錢二万貫を捕獲した例がある（32）。因みに前引の出界禁止令の続きには

而閩・広諸郡、多不举行、於是泉州商人、夜以小舟載銅錢十余万緡入洋、舟重風急、遂沈於海、官司知而不問。

とあり、泉州の商人が船で銅錢十万緡を持ち出そうとしたことが記されているか

ら、当時船舶を用いての数万～数十万貫程度の銅銭帯出は、別段珍しいことではなかったのである。

また日本船の場合、銅銭を入手するため、自らの輸出品を実に十分の一の価格で売り叩いたという。『敵愾叢略』巻一が載せる、理宗時代（一二二四～六四）に記された「禁銅銭申省状」⁽³³⁾は、日本船による銅銭持ち出しの様子を詳細に記述する大変貴重な史料であるが、その中に

倭所酷好者、銅銭而止。海上民戸所貪嗜者、倭船多有珍奇、凡値一百貫文者、止可十貫文得之、凡値千貫文者、止可百貫文得之。似此之類、奸民安得而不樂与之為市。

と見えている。中国人にしてみれば、銅銭を対外的な商品貨幣として用いると、単に国内で貨幣として使用するのと比較にならぬ程大きな利益を獲得できたのである。

このように銅銭の国外への売却には多大な利益が伴うものであったことから、会子の減価が始まると、銅銭は流通界から引き上げられ、益々密貿易支払いに用いられて国外へ流出した。会子の減価が銅銭の流出を増大させていたことは、南宋末に至るまで出界禁止令が再三出されていること⁽³⁴⁾や、嘉定四年十二月に江浙諸州の会価を体訪させた時のこととして、『備要』巻一三、同年同月癸未条に

自紹興末年、錢良臣勅行在会子、于時王珣亦用之於湖北諸州、今未六十年、而公私之見緡存者至少。蓋楮券盛行、而銅貨積而不用、是以日泄而日耗也。とあり、楮券が盛んに行われ、銅銭は用いられず、それ故日々国外へ漏泄し、日々減少していると報告されていることから明らかである。

会価下落に起因する銅銭流出の増大を、より具体的に裏付けていると見られるのは、銅銭の日本への流入開始時期である。即ち日宋貿易において、銅銭の日本への輸入が本格化したのは十二世紀後半、平安末期のことであるが、日本朝廷で宋銭の流入禁遏が最初に議せられたのが治承三年（一一七九、南宋淳熙六年）と言われているから、南宋での会子発行とほぼ期を一にしているのである。輸入本格化の要因として、従来貿易形態の変化や、日本国内の商業資本の躍動、商品流通の発達に伴う通貨需要の増大等が指摘されている如くである⁽³⁵⁾が、南宋側における会子の増発、価値下落に伴う銅銭の流出増大も、無視できないように思われる。なお、かかる銅銭の銷鑄や流出が、銅銭の流通量はもとより、絶対量その

ものを減少させることになったのは言をまたない。

ところで、銅銭の流通界からの退出を促した要因として忘れてならないのは、銭会中半制である。中半制の導入によって、財政収支のうち、それまで銅銭一色で行われていた部分において、銅銭の使用は半減されてしまった。かかる措置は、会子に対する民衆の信用を増大させたものの、逆に銅銭の有していた宋朝による支払い手段、宋朝に対する支払い手段としての機能を半減させ、ひいては民衆の銅銭に対する信用を半減させてしまったのである。特に納税に使用できなくなった銅銭は、もともと紙幣と比較して蓄蔵に適していたり、貨幣として用いる以上に利益のあがる用途があったこともあり、会子の流通量増大、価値下落に伴って、流通界から盛んに引き上げられるようになったと考えられる。

三 銅銭減少の様相

南宋一代を通じ、銅銭の鑄造額は年間十万貫前後であった⁽³⁶⁾が、既に見たように、国外への一回の流出だけでも十万貫余りが失われていたのであるから、鑄銭が銅銭の退出に伴う減少を補ったとは到底考えられない。江南の銅銭流通量は既に紹興年間から乏しく、その補足を目的として砂毛銭（沙銭）という私鑄銭が湖南・広西・江西に蔓延していた⁽³⁷⁾。会子の減価はそうした銅銭流通量の不足をさらに激化させ、流通界には大量の減価した会子が主として行われるようになっていった。この点に関して実例を示せば、前引『備要』卷一三、嘉定四年十二月癸未条に見える、会価を体訪した時の記事に「蓋し楮券盛んに行われ、而して銅貨積して用いられず」とある。

因みにこの時、会子の流通量が膨張して価値下落が問題化し、会価を体訪するために官が派遣されたのは、嘉興・平江・鎮江府、常・嚴州、江陰軍（以上兩浙西路）、紹興・慶元府、台・溫・處・衢・婺州（兩浙東路）、建康・寧国府、池・太平・湖・徽・信・饒州、広徳・南康軍（江南東路）、隆興府、江・撫・吉州、興国・臨江軍（江南西路）、建寧府（福建路）である⁽³⁸⁾。これを見ると兩浙東・西路と江南東路の全て、江南西路の沿江部及び江東寄りの府・州・軍、福建路の一府に官が派遣されたことが知られる。

また淳熙十二年～慶元五年の間に記されたと思われる『水心別集』⁽³⁹⁾卷二「財計」中には

…凡今之所謂錢者反聽命於楮、楮行而錢益少、此今之同患而不能救者也。夫率意而戲造、猥以補一時之闕、而遂貽後日之憂。大都市肆、四方所集、不復有金錢之用、盡以楮相貿易、担囊而趨、勝一夫之力、輒為錢数百万、行旅之至於都者、皆輕出他貨以售楮、天下相陰折閱、不可勝計。

と見えており、場所は不明であるが、大都の市肆では盡く楮幣で交易したとある。或いは『歷代名臣奏議』卷二七三「理財」が載せる、嘉定年間（一二〇八～二四）初めに江南西路は江州の知州であった袁燮⁽⁴⁰⁾の上奏に

臣竊觀当今之州郡、大抵兼行、楮幣所在填委、而錢常不足。間有純用銅錢、不雜他幣者、而錢每有余。以是知楮惟能害銅、非能濟銅之所不及也。

と記され、銅錢・楮幣が兼行されている地域では、楮幣ばかりが満ち積もり、銅錢は常に不足しているとある。これらの史料から見て、江南のうちでも比較的会子流通量の多かったと思われる両浙東・西路や江南東路の全域、江南西路の一部⁽⁴¹⁾では、遅くも嘉定年間には銅錢が減少し、無論銅錢が全く使用されなかったというのではないけれども、主たる流通手段は会子と化していたと判断されるのである⁽⁴²⁾。

ところで、銅錢の流通量が減少していたことを間接的に裏付ける証左の一つとして、本来銅錢を以て表示されていた物価が、会子によって表示されるようになったことが挙げられる。具体例を紹介すると、臨安の様子を描写した『西湖老人繁勝録』に

街市点灯、慶元間、油錢每斤不過一百会。

とある。或いは『鶴山先生大全文集』卷二〇「乙未（端平二年）秋七月特班奏事」の貼黄に

臣竊見、溧陽縣張挺・沈成、嘗訴陸子遜奪其田産凡一万一千八百余畝、獻之故相之家。其後江東漕臣、欲令錢業各歸其間、有至每畝僅当官会二百者。

と見え、江南東路の漕臣（転運使）が、陸子遜に奪われた溧陽（建康府）の張挺・沈成の田産を奪還しようとしたところ、田土価格は畝あたり官会二百であったという⁽⁴³⁾。

間接的証左としては、南宋末に、銅錢の代用と見られる交換要具が盛んに行使されていたことも指摘される。会子の額面単位は最低が二百文であったから、銅錢が減少してくれば低額取り引きの際に通貨不足が出現し、それを補足すること

が必要となってくるわけである。そうした交換要具については、『左氏諫草』所載、戊戌の年（嘉熙二年、一二三八）の上奏の貼黄に

且会子本以便民之用、而今反不便者、以銅鑄日浸稀少、而無以為之貼湊也。
近来州县、權時施宜、或為紙帖子、或為竹木牌、或作五十文、或作一百文、
雖不可以通行、而各處行之為便。

とあり、民間で紙帖子・竹木牌が五十文もしくは百文の額面を付され、銅錢の代用貨幣として使用されていたという⁽⁴⁴⁾。

これらの他に、南宋末には鑞・銅・鉛牌等も行使されていた⁽⁴⁵⁾。『夢梁錄』卷一三「都市錢会」に景定年間（一二六〇～六四）頃のこととして「朝省の錢法通ぜざるに因り、杭城鑞牌を増造し、以て行用に便ならしむ」とあって、臨安で鑞牌が発行されていたことが知られ、『至正直記』卷一「銅錢牌」には

宋季銅錢牌、或長三寸有奇、闊一寸、大小各不同、皆鑄臨安府三字、面鑄錢貫、文曰壹伯之等之類、額有小竅、貫以致遠、最便于民。

とあり、宋末に臨安府と鑄され、百文の額面を持つ銅錢牌が行使されていたという。これら鑞・錢牌の発行者や発行の目的には、未だ検討を加える余地が多く残されているようであるが、額面の低さから見て、事実上銅錢の代替貨幣としての機能を果たしていたと考えられるのである。

さらに『宋史全文』卷三六、景定四年（一二六三）十月癸酉条には

都省言、令会子庫造三色零百錢関二千万、便民旅交易。従之。

とあり、政府が会子庫に「錢関」を印造させたと見えている。ここでいう会子庫とは会子の印造機関であり⁽⁴⁶⁾、「錢関」のうち、錢は言うまでもなく銅錢・見錢の略称、関は関子の略称と考えられる⁽⁴⁷⁾。また「零百」の零とは零細を意味する畸零の零と解され、百とあるのはこの関子の額面が百文単位の低額であったことを意味するものであろう。さらに民旅の交易に便ならしむともあるから、この錢関とは銅（見）錢関子の略称で、その実態は銅錢の代替貨幣となるような低額の紙幣であったと推察されるのである。そうであれば、政府がかかる紙幣を印造・発行したことも、当時銅錢の流通量が減少し、それ故低額取り引きに困難が生じていたことを間接的に裏付けているとすることができよう。

第三節 錢会中半制の弛緩・崩壊

一 弛緩・崩壊の原因

政府は会子流通のだぶつき、価値下落という事態に接しても、租税の徴収や上供等の財政収入における会子の比率を安易に中半から引き上げ、会子の回収量を増やすことを極力避けていた。その理由の一つは、徴税・上供における会子の割合を上げると、言うまでもなく政府に収納される銅銭の額が減少し、その分会子の発行額が増えて、支出面における錢会中半を維持できなくなるからである。もう一つの理由は、前節で引用した袁燮の上奏（『歴代名臣奏議』卷二七三「理財」所収）から窺い知ることができる。嘉定年間の初めに、政府が会子の回収量を増大させるため、徴税における会子の比率を中半から引き上げようとしたことに反対して、彼は次のように述べている。

…銅楮相半之制、其来旧矣。乃創為新例、輸楮於官者、必令貼納、是利其贏也。是弛相半之法、而置錢於無用之地也。奸民乘之、逞其私欲、毀之匿之者、不勝其衆、是孰為之倡哉。…朝廷深懲往時、革三分七分之弊、而復二者均平之法。…守銅楮相半之法、悠久不變、而異時謀利撓法之蠹、蕩滌無余。

この見解から明かな如く、徴税における会子の額を中半から増加し、銅銭のそれを減少させると、中半制によってさなきだに低下している銅銭の信用はより一層低下し、流通界から引き上げられ、もしくは鋳つぶされたり蔵匿されたりする銅銭の量が益々増大してしまうのである。しかしながら、そのような問題点を認識していたにもかかわらず、政府は徴税・上供における会子の割合を引き上げざるを得なくなっていった。その原因として以下の諸点が挙げられるが、それらの根底にあったのはいずれも会子信用の低落、会価の下落であった。

まず第一に指摘すべきは、納税時における銅銭獲得の困難及び会価下落の悪化である。かかる問題は銅銭の減少に起因していた。農民が兩税や折帛錢等を錢会中半で納入する時には、当然の如く銅銭に対する需要が高まる。しかしながら南宋初めより既に乏しかった銅銭の流通量は、会子の膨張・減価によってさらに乏しくなっており、鋳鑄や国外への流出に伴って絶対量そのものも減少していた。その結果、『左氏諫草』戊戌年（嘉熙二年、一二三八）四月二十四日の上奏の貼

黄に

又会価之落、多在輸官之時。方官物之起催、限急星火、錢会中半、頃刻難違、人憂責罰之嚴、只得低価兌納、会価一落、増長愈難。

とあるように、農民にとって銅錢の入手は極めて困難となり、納税時に銅錢を獲得するため、保有する会子を低価で売却しなければならなくなった。このことが会価を低落せしめると同時に、彼らの大きな負担となっていたのである。

また納税時に問題となっていたのが、銅錢の巨額退蔵者による会子の買い叩きである。巨額の銅錢を退蔵したのは、諸史料に「貴家」「豪族」「富商」「巨賈」等と表記される者達であり、流通過程を掌握していた巨大商業資本、及びそれらと癒着した官僚・地主層を指していると解釈して大過ないと思われる。納税時における銅錢需要の高まりは、こうした連中の銅錢退蔵を愈々助長したと考えられるが、彼らが農民の弱みにつけ込んで行う会子の買い叩きは、会価減落の大きな原因を形成していた。そこでそれを是正するため、遂に納税における銅錢の比率引き下げ及び会子の比率引き上げ、さらに会子による全納が請われるようになっていくのである。

この辺の事情に関しては、江南東路寧国府（現安徽省宣城）の知府であった杜範が淳祐七年（一二四七）に行った「便民五事奏劄」（『杜清献公集』卷八所載）の中に、詳細な記述が見られる。それによると寧国府は山谷の間に途絶しており、物産の他郡と交易すべきものなく、富商大賈の通うことも稀であるので、銅錢は一旦寧国府から流出すると再び戻って来ることがない。当地ではそれ故「見錢は絶だ稀にして、応ゆる官府と民間の用うる所僅かに一色の楮券有るのみ」という有り様になった。そこで守臣は寧国府からの上供・徴税を錢会中半から全て会子で行うよう奏請したところ、嘉定十七年（一二二四）にそれが裁可され、邦人は鼓舞した。しかるに前年、即ち淳祐六年に忽然として再び錢会中半とするように命が下され、守臣が中央と争った結果、銅錢三分・会子七分とされたものの、民衆は大いに狼狽を致した。そして

……毎遇輸納折帛之時、持券求錢、茫無所售。貴家豪族、有少藏籙、則低価以買之。彼但欲得錢以応官、不復計價值之何若、楮幣折閱日甚。

とあるが如く、折帛錢を輸納する際に銅錢を求めても得られず、一方、銅錢を蓄蔵する貴家・豪族は会子を低価で買い叩いており、これが会価の低落を甚だしい

ものとしている。そこで杜範は上奏の締めくくりに「臣愚欲して望むらく、聖慈もて特に勅旨を降し、此の郡をして嘉定十七年に行用する所に照らして全会もて折帛を上供・輸納せしめ、戸部及び総〔領〕所に行下して永く定式と為さんことを」と述べ、嘉定十七年まで通りに折帛錢を全て会子で上供・輸納することを奏請しているのである。

原因の第二は、会子価値維持策の行き詰まりである。ここでいう価値維持策とは、余剰会子の回収策及び会子の需要増大策を指す。前者について言えば、政府は余剰の会子が出ても中半の比率を改定せず、会子の回収を強化するため様々な措置を講じた。余剰会子回収策の一として、府庫に備蓄されていた金・銀等の財や度牒・官誥等との交換による会子の回収が挙げられる。例えば開禧用兵時の三界（第十一～第十三界）併用に伴う会子増発の際には、戦争終結後の嘉定二年から權貨務の乳香、諸路没官田、官誥・資帖等合計二千五百万貫余を出売し、引き換えに第十一界会子の一部を回収した⁽⁴⁸⁾。さらに『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項を見ると、四年以降には第十一界会子がなおも千三百六十万貫、第十二・第十三界は合計一億二百万貫が残留していることが記された後に

詔封樁庫撥金一十五万兩（割注：兩為錢四十貫）、度牒七千道（割注：每道為錢一千貫）、官告・綾紙・乳香（割注：乳香每套一貫六百文）、湊成二千余、添貼臨安府局、収易旧会、品搭入輸（割注：十一界会子二分、十二・十三界会子各四分）。

とあるように、政府は再び金十五万兩、度牒七千道、官告・綾紙・乳香等を発して第十一界の残り及び第十二・第十三界会子を回収している。

淮北派兵、臨安大火時の三界（第十四～第十六界）併用に伴って増発した会子に対しては、『宋史全文』卷三二、紹定六年（一二三三）十月辛卯条に

詔、出内帑緡錢二十万、令臨安府措置兌易、日下住罷銅錢局。

とあり、政府は内帑の銅錢二十万貫を発して会子を回収したといい、また同年には『鶴林集』卷二一「繳薛極贈官詞頭」に

〔紹定六年冬、薛極〕遂請捐内帑金銀度牒官誥及塩鈔壳乳香等、以収兩界。夫収一界可也。而并其二収之、所以耗国之財力、輕国之名器。在京十局、共支過金九万一千八百三十余兩、銀二百一万六千九百余兩、諸州品搭之数不与焉。如官誥、如度牒、如塩鈔、印造換給、則又不知紀極矣。夫捐金銀所以救

弊、而弊愈滋。捐告牒官鈔所以權楮、而楮愈輕。既無益於民、又多損於國。とあるが如く、第十四・第十五界を回収するために内帑の金九万余両・銀二百万余両の他に官誥・塩鈔等を放出している⁽⁴⁹⁾。なお「諸州品搭の数は焉に与らず」とあることから、この時には中央のみならず、地方においても蓄財との交換による会子回収の実施されたことが知られる。さらに政府は端平二年（一二三五）四月から封樁庫に度牒五万道、四色の官資付身三千道、紫衣師号二千道、封贈勅告一千道、副尉減年公據一千道を支撥させ、諸路の監司・州軍に下して第十六・第十七界の会子を回収している⁽⁵⁰⁾。

かくの如く余剰の会子が出る度に府庫の財を発し、それと引き換えに旧会子を回収していたのでは、朝廷の蓄財が減少する一方であることは言うまでもない。特に紹定六年より行われた第十四・第十五界の回収は、朝廷の財を甚しく消耗させてしまった如くで、このことは前引「繳薛極贈官詞頭」に「夫れ一界を収むるは可なり。而して其の二を并せて之を収むるは、国の財力を耗じ、国の名器を軽んずるの所以なり」とあることによって窺われ、『蒙齋集』卷七「論会子筭子」にも

照得、端平初年、因換会子、遂出累朝所積金銀、棄之輕于泥沙、至今帑藏朽虚、言之可為哀痛。

と記されている。会子の発行額は紹定・端平以後も増加の一途をたどったのであるから、このような方法をとっていたのでは、やがて府庫の財が底をついてしまうことは明白である。また官誥や度牒を濫発すれば、当然偽造や価値下落等の問題が発生することになる⁽⁵¹⁾。

余剰会子回収策の二は、会子の交換時において新旧会子に等差を設け、旧会子の流通量を削減してから回収するというものである。例えば嘉定四年以降、政府が第十四・第十五界会子を以て第十一～第十三界会子を回収する時に、「旧会の二を以て新会の一に易う」とある⁽⁵²⁾ように、新旧会子の間に一对二の等差を設けている。その後も淳祐元年（一二四一）に第十八界会子を発行し、引き換えに第十六界を回収する際、新旧会子の間に今度は一对五の等差を設定しており、さらに第十八界一を第十七界五に当てて行使させたという⁽⁵³⁾。

このように新旧会子に等差を設けて収換したり、行使させたりする方法は、旧会子の減価を政府が事実上認めてしまうことに他ならず、旧会子の信用は一層低

下し、民衆をして旧会子の価値を益々低く評価させることとなってしまった。この点に関しては、『宋史』卷四一三趙与權伝に楮幣を論じて「嘉定自り一を以て二に易え、信を天下に失う」とあり、『東澗集』卷八「秤提利害筭子」には

若欲復創一界（第十八界）、断作七百以上之価、而旧券（第十六・第十七界）
聽其消長、恐民復疑惑、旧会愈折。

とあり、もし新会子（第十八界）を印造し、旧会子（第十六・第十七界）との間に等差を設定して行使すれば、旧会子に対する民衆の疑惑は深まり、その価値下落は愈々甚しくなるであろうと警告されていることから裏付けられる。

余剰会子回収策の三は、人戸から資産に応じて会子を強制的に徴収するというものである。具体的には、第十六・第十七界会子の数が多いというので、端平二年九月から兩浙東・西路、江南東・西路、福建路、湖南路の有官の家、簪纓の後裔、寺觀僧道で田土一畝を所有するものから会子一貫を強制的に徴収した⁽⁵⁴⁾。しかしながら、こうした措置は増税に他ならず、富裕な者はともかく、余分の資産を有さない戸は会子を手に入れるため、田宅を売り払わなければならなくなってしまう。さらに形勢の家はとかく胥吏等と結託して納入の令に応じないので、その分のしわ寄せが資産の乏しい戸にいくこととなり、彼らの負担は一層増大し、『宋史』卷四〇五袁甫伝が端的に

時相鄭清之以国用不足、履畝輸券。〔袁〕甫奏、避貴虐賤、有力者未応令、
而追呼追促、破家蕩産、悲痛不聊者、大抵中下之戸。

と伝えている通り、遂には破産するような者が出ることになる⁽⁵⁵⁾。以上に見てきたように、余剰会子回収策にはいずれも問題があり、政府としてはこれら以外に会子回収を強化し、流通量を削減する手段を捜し求めなければならなくなってしまうのである。その際、余剰会子回収策として、徴税・上供等の財政収入における錢会中半の比率改定が本格的に取り上げられたことは、想像に難くない。

また政府は会価下落に対し、会子の需要を増大させ、価値を向上させるため、民戸の資産を按じて会子を強制的に蓄蔵させるということも行った。これは嘉定年間に江西及び福建で実施され、特に福建では家産千錢を満たす者には強制的に会子五十を蓄蔵させており⁽⁵⁶⁾、福建の中でも漳州（現福建省漳州）では上戸に会子二百、中戸に百、下戸に五十を蓄蔵させたという⁽⁵⁷⁾。しかしこのような方策も、『西山文集』卷二「癸酉（嘉定六年）五月二十二日直前奏事二」に

所謂家産満千錢、藏券五十者、閩中之新令也。夫産満千錢、大約田幾百畝、養生送死之費、県官征税之輸、皆取具焉。非常之須、又不在是、安有余貲、可市券而藏楮乎。況閩之為俗、土瘦人貧、号為甚富者、視江浙不能百一、故此令既行、鬻田宅以取券者、雖大家不能免、豈便民之策耶。

とあるが如く、会子の強制徴収と同様、資産の乏しい戸に多大な負担をかけることになってしまう。そこで上引史料には続けて

……廼者朝廷蓋自有良畫矣。日、福建上供、純許用券、以一歲計之為數、幾二百万。官之用券既多、則民之視券亦重、蓋將不強之貴而自貴、不迫之藏而自藏矣。

と見えているように、福建からの上供を錢会中半から会子一色にして、政府が会子の使用を増大すれば、会子の信用は増大して民衆も会子を重視するようになる。そうして会子価値は自然と騰貴し、強制せずとも蓄藏されるようになる、と提案されているのである。

政府が財政収入における会子の比率を増大して、会子の信用を向上させようとしていたことを伝える史料としては、この他に『宋史全文』卷三五、宝祐三年（一二五五）九月乙卯条に

上日、楮幣何以救之。〔薰〕槐奏、以臨安府酒稅、專取破會、解發朝廷、遂旋焚毀、官司既可通融、民間自然減落。上然之日、朝廷以為重、則人自厚信。とある。これによると、臨安において酒稅を専ら会子で徴収すべきであるとの上奏を理宗が然りとし、さらに理宗は朝廷が〔稅を会子で全納させることを通じて〕会子を重んじれば、民衆も自然と会子に対する信用を厚くすると述べたというのである。

徴稅や上供における会子の比率を増やせば、既に言及した通り銅錢の政府納入額は減少するので、その分会子の発行額は増大するし、流通界において消失する銅錢の量は増加する。しかしながら政府としては、一旦発行してしまった会子は何としても回収してその信用を維持しなければならず、そのためには銅錢の収納額が減少して会子の発行が増えたり、銅錢の流通界からの退出が激化しても、最早已むを得なかったのである。政府が会子の価値維持を重視するあまり、銅錢を放棄していったことは、『蒙齋集』卷七「論会子筭子」に

朝廷業已棄見錢、而重新会。

とあるのがその一証となる。

かくして政府は財政収入における錢会中半を崩し、会子の比率を引き上げていくのであり、それは支出における中半制をも弛緩・崩壊させることとなった。また銅錢の収入が減少したことによって会子の発行額が増えると、政府は増発した会子の回収を強化するため、さらに収入における銅錢の率を削減しなければならなくなった。このような繰り返しの中で、財政取支は錢会中半から会子一色へと移行していったのである。なお、財政取支から銅錢が除外されていくことで、貨幣としての銅錢に対する信用は地をほらい、流通界から引き上げられて退蔵されたり、銅器に鑄つぶされたり、或いは国外へ持ち出される銅錢の量が愈々増大したであろうことは十分に推定できる。

二 弛緩・崩壊の様相

財政収入における会子の比率引き上げは、前節で述べた通り既に嘉定年間から始まっている。しかしながら諸史料を通覧すると、それが本格化するのには、時期的にはだぶついた第十四・第十五界会子を回収するのに様々な措置が講じられ、それらの抱える問題点が顕在化してきた端平年間（一二三四～三六）以降のことであり、地域的には会子の流通量が多かった両浙東・西路や江南東路においてである。具体例を挙げていくと、端平元年における両浙西路嚴州（現浙江省建德東北）のこととして、『後村先生大全文集』卷一四三「宝学顔尚書神道碑」に

錢楮中半之全（制の誤？）初行、吏民震恐、公（顔頤中）力争曰、郡人納純用楮、而責以見鑿、是強其所無也。又曰、忤旨獲戾、罪止一身。便文自營、害延千里。朝廷不能奪、令用全楮解發。

とある。これによると当時の嚴州においては、納税は全て会子で行われていた。ところがそこへ錢会中半制が施行されようとしたので、知州であった顔頤中は民に無きところを強いるものであるとして反対し、結局全て会子で納税・上供を行うようになったというのである。また『宋季三朝政要』卷二、淳祐四年条には

詔、兩浙郡邑夏稅・折帛、並以楮準錢。

と見え、兩浙で夏税及び折帛錢の納入には楮幣を以て錢になぞらえたとある。

或いは『景定建康志』卷四〇田賦志「税賦」項に

咸淳元年（一二六五）黄榜指揮、輸納折帛、錢関（金銀見錢関子）中半、民

間頗以措置見竊為艱。大使馬光祖盡令全納関会、上供見竊、從本府代解。

二年亦如之。三年請于朝、並用関会起解、坊場錢亦如之。自此為例。

とあり、建康府下では民間で銅錢が措置し難くなったので、折帛錢の納入を錢関
中半から会子・関子での全納に切り換え、坊場錢も同様の如くしたと見えている。
これらの他にも『宋史全文』卷三三、嘉熙三年八月辛卯条に

以楮輕、詔戸部、下諸路州軍、応税賦・征權、其一半見錢、聽民間以全会折
納。

とあり、あらゆる税賦・權税のうち、半ばを銅錢で納めていたものは会子で全納
することが許可されており、同史料卷三六、景定三年（一二六二）五月丁卯条に
都省言、諸路州県税租見錢、用時価折納会子、以重楮也。州県間有故行違戾
者、詔諸路提刑、躬視所部、違者劾之。

とあり、会子の価値を向上させるため、税租のうち錢の部分のを会子で納めさせて
いたことが知られる。上記二史料中に見える「諸路」が具体的に何処を指してい
るのか不明であるが、会子の流通量が多かった地域では、かかる詔勅は必ずや実
行に移されていたであろう⁽⁵⁸⁾。さらに同史料卷三五、宝祐三年（一二五五）九
月乙卯条にも

上曰、楮幣何以救之。〔薰〕槐奏、以臨安府酒税、專取破会、解発朝廷、逐
旋焚毀、官司既可通融、民間自然減落。上然之曰、朝廷以為重、則人自厚信。
とあり、臨安では酒税を全て会子で徴収したという。

このように納税や上供が錢会（関）中半から会子・関子による全納とされてし
まった地域では、当然政府の銅錢収入額が大幅に減少したことは言うまでもない。
それについては、『宋史全文』卷三二、端平二年八月条に

上曰、楮弊（幣の誤）有何策。奏云、楮数所出既多、銅錢所入無幾、且預造
十八界新会。上曰、若行十八界新会、又恐民間皇惑。奏云、非欲更造一界会
子行使、止欲預造椿積、為變通之備。上然之。

とあり、中央において銅錢の収入が幾らもないので、第十八界の会子を造って府
庫に蓄え、變通の備えとしようという議論が為されていることから、事情の一端
を知り得よう。

このように銅錢の収入が不足した結果、政府はその分会子の発行額を増大せざ
るを得なくなり、支出における中半制をも維持できなくなってしまった。『宋史

全文』卷三六、景定五年十月乙卯条には金銀見錢関子の発行を伝えて

詔…其官吏諸軍券請、並以〔金銀〕見錢関子全給。

とあり、官吏・諸軍の俸給のうち、貨幣で支給される部分は、全て関子で支給するよう詔が降っている。中半制が適用されていた官吏の俸給支払いにおいて、明らかに中半制が放棄されたことが看取されよう。なお、この詔勅も施行範囲が指定されていないが、会子の流通量の多かった地域では実施されたに相違ない。

銅銭収入の減少は、支出のうち銭会中半制が施行されていなかった部分においても、支出の膨張も加わって、会子の割合を多く、銅銭のそれを少なくさせることになった。そこで中央、即ち行在臨安を例に、支出の内容を窺ってみよう。臨安には多くの官僚や軍兵が居り、彼らの俸給支払い等を通じて、当初から大量の会子が発行されていた。一例として、臨安に駐屯する三衛将兵や都民に対する賑恤について見てみると、ほぼ淳祐年間（一二四一～六四）を境として、それ以前は銅銭で行われていたのが、会子で行われるようになっていく⁽⁵⁹⁾。また景定四年二月より史上有名な公田法が開始された⁽⁶⁰⁾が、その時公田の購入費用として中央から支降された錢物は、『宋史全文』卷三六、景定四年四月丙子条に

都省言、回買六郡公田、視畝租之多寡、為支償之低昂、乞以官誥・度牒・銀・会四色參酌支給。詔令封樁庫支撥付各郡守臣等第給還。

とあるように官誥・度牒・銀・会子の四色から成っており、銅銭の姿は無い。

さらに、中央から給与される犒軍費⁽⁶¹⁾の内容を見ると、『備要』卷九、開禧二年十一月癸卯条に

太皇太后賜犒軍錢一百万緡。

とあるが如く、開禧用兵の頃には銅銭が使用されていた。しかし南宋も末期になると、紙幣の他には専ら金・銀や度牒等の有価証券類が用いられている。具体例を挙げると、三衛に対する犒賞として、例えば『宋史全文』卷三五、宝祐四年二月庚申条に

出封樁庫楮幣二十万、令殿・歩・馬司給犒。

とあり、楮幣を出して殿前司・侍衛司馬軍都指揮使・侍衛司歩軍都指揮使を給犒させている。或いは咸淳九年三月、樞密院の兵事を漏泄し、辺報を稽違するの弊害を改める目的で設置された機速房⁽⁶²⁾に対して、『癸辛雜識別集』下「機速房」によれば犒賞費として金五百両、銀一万両、関子五万貫、第十八界会子二十万が

支給されている。また翌年十二月、賈似道は都督諸路軍馬とされた⁽⁶³⁾が、『宋季三朝政要』巻四、咸淳十年条を見ると、その際に政府は封樁庫から金十万両、銀五十万両、関子一千万貫を発して都督の公用に充てたという。さらに『文山集』巻一七「紀年」、徳裕元年（一二七五）条の割注には、九月七日に義軍を率いて臨安に至った文天祥を知平江府に任命したことが記されているが、それと並んで義軍に対する犒軍費として

已上総計、金一千両、銀六千五百五十両、塩一万五千袋、十八界二千八百三十四万六千余貫、官誥二百道、資帖二百道、米七万三千七百七十石。

とあり、この中にも銅銭は見えていない。

もちろん、当時銅銭が全く使用されなかったというのではなく、賜与に充てられたり⁽⁶⁴⁾、或いは『宋史』巻一七八食貨志上六「振恤」項に

景定元年、臨安府平糶倉旧貯米数十万石、糶補循環、其後用而不補、所存無幾。有旨令臨安府取糶米四十万石、用平糶倉錢三百四万七千八百五十九貫、封樁庫十七界会子一千九十五万二千一百余貫、共湊十七界一千四百万貫、充糶本錢。

とあるが如く、臨安における和糶の支払いに相当多額の銅銭が用いられているような事例も見られる。しかしながら、上記の和糶本錢の内訳を見ると、銅銭の額三百四万七千余貫は会子の額一千九十五万余貫に比べて約三分の一に過ぎず、しかも本錢全体が会子によって換算されているのである。中央には非常時に備えて貯わえられていた銅銭が存在した筈であり、加えて銅銭流通量の比較的多い地方から上供されてくる銅銭もあり、他の地方官府よりは遙かに銅銭の保有量は多かったと考えられる。そうであったにもかかわらず、南宋の滅亡が迫る頃には、総じて中央の財政支出の主たる部分は専ら紙幣で行われていたのであり、余は金・銀もしくは官誥・度牒等の有価証券でまかなわれており、銅銭の占める割合は低かったと言えよう⁽⁶⁵⁾。

このように会子流通量の多かった地域では、南宋末には財政収支全般から銅銭の姿は消えつつあり、会子が銅銭に取って代わっていたのである。そしてそのことは、宋朝による主たる支払い手段、宋朝に対する主たる支払い手段が、銅銭から会子へと移行していたことを意味するに他ならない。

おわりに

紹興年間末、中央において通貨不足に陥った南宋政府は、金融業者の発行していた手形便銭会子を支出に使用し始めた。これが南宋紙幣の中心を為す東南会子である。政府は会子を発行すると、試行錯誤を重ねた後、江南において財政収支に銭会中半制を実施し、銅銭で行っていた部分を銅銭・会子半々で行うこととした。中半制実施の究極的な目的は、会子の信用を維持し、価値下落を防止する点にあったとすることができる。その後会子の発行額が増大し、価値が下落し始めると、会子流通量の多い地域では、銅銭は流通界から姿を消し始め、会子が主たる流通手段として行使されるようになった。またそうした地域では、物価の表示に会子が使われるようになっている。

銅銭が流通界から退出したのは、紙幣に比べて蓄蔵手段に適しており、加えて貨幣として行使するよりも銅器に鋳つぶして売却したり、商品貨幣として国外へ売り払った方が大きな利益を獲得できたからである。また銭会中半制によって銅銭の貨幣機能が減退し、その信用が半減していたことも、かかる退蔵・銷鑄・国外流出に拍車をかけることとなった。

政府は銭会中半制をなるべく維持し、容易に比率を改定しないよう努めていた。しかしながら銅銭が減少していたため、銭会半々で租税を納入する際に銅銭の価値が高騰し、相反して会子の価値下落は益々甚だしくなってしまった。また余剰会子の回収策に様々な行き詰まりが露呈し、回収策が別途に模索されなければならなくなった。そこで、政府は収入面における銭会中半制の維持を放棄して会子の比率を引き上げ、さらに会子による全納としていった。このような銅銭収入の減少は、言うまでもなく支出面における銭会中半制の維持をも困難ならしめ、中半制は崩れて会子一色となってしまった。また支出において銭会中半制が実施されていなかった部分においても、銅銭の減少と支出の膨張とによって会子の発行額は増大しており、会子は宋朝による主たる支払い手段、宋朝に対する主たる支払い手段となっていったのである。なお、財政収支から銅銭が除外されたことで、銅銭の貨幣としての信用は失墜し、退蔵・銷鑄されたり、国外へ帯出される銅銭の量は一層増大したと推察される。

かくして、江南の中でも会子流通量の多かったと見られる両浙東・西路と江南東路の全域、江南西路の沿江部及び江東寄りの地域では、会子は価値下落しつつ

も主要貨幣となった。また界制が途中で廃止されたために、あくまでも建て前上ではあったが、会子は蓄蔵手段として行使することも可能になっていた。さらに両税・折帛錢等の納入に使用されたことから、会子は農民層にも流通の範囲を拡大されていた。会子は北宋時代の紙幣よりも、一層発達をとげていたのである。江南において元朝の通貨政策を受容する基盤になったのは、かかる通貨事情であったと考えられる。

〔註〕

引用史料の略称は次の通りである。『建炎以来繫年要録』→『要録』、『建炎以来朝野雜記』→『朝野雜記』、『宋会要輯稿』→『宋会要』、『兩朝綱目備要』→『備要』、『宋史全文統資治通鑑』→『宋史全文』

(1) 安部健夫「元時代の包銀制の考究」（『東方学報』京都、二四、一九五四年、後『元代史の研究』、創文社、一九七二年に再録）、著書の二〇四頁。愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」（岩波講座『世界歴史九（中世三）』、岩波書店、一九七〇年、後『愛宕松男東洋史学論集』四、三一書房、一九八八年に再録）、『東洋史学論集』の一六四～一六五頁。

(2) 本章でいう江南とは、両浙東・西路、江南東・西路、福建路、広南東・西路、湖南路から成る地域を指す。

(3) 加藤繁「南宋初期に於ける見錢関子と交子及び会子」（『東洋額報』二八一四、一九四一年、後『支那經濟史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録）、曾我部静雄「南宋の紙幣」一・二（『社会經濟史学』七一七・八、一九三七年、後『宋代財政史』に再録、生活社、一九四一年）、草野靖④「南宋行在会子の発展」上・下（『東洋学報』四九一一・二、一九六六年）、⑤「南宋東南会子の界制と発行額」（『劉子健先生頌寿記念宋史研究論集』、同朋舎、一九八九年）、汪聖鐸「南宋各界会子の起訖、數額及会価」（『文史』二五、一九八五年）、劉森『宋金紙幣史』（中国金融出版社、一九九三年）。

(4) 草野靖「南宋財政における会子の品搭収支」（『東洋史研究』四一一二、一九八二年）、汪聖鐸「從錢会中半看会子の法價地位及其影響」、「南宋对会子の兩次大規模称提」（『中国錢幣』一九八七年一二、一九九三年一一）、註（3）劉

著書。

(5) 曾我部静雄「南宋行使の銅錢について」(『社会経済史学』一三—三、一九四三年)、中嶋敏「高宗孝宗兩朝貨幣史」(『東洋史学論集—宋代史研究とその周辺—』、汲古書院、一九八八年)、加藤繁『中国貨幣史研究』(東洋文庫、一九九一年)、喬幼梅「論南宋的錢荒」(『中日宋史研討会 中方論文選編』、河北大学出版社、一九九一年)、羅雅萍「南宋錢荒成因探討」(『杭州大学学报』二二—三、一九九二年)等による。

(6) 東南会子発行の経過は、日野開三郎「南宋臨安府の私下会子について」(『社会経済史学』一一—九、一九四一年、後『日野開三郎東洋史学論集』七、三一書房、一九八三年に再録)、註(3)草野^④論文上、三～二四頁等による。東南会子は行在臨安で印造されることから行在会子、また官の会子ということから官会子、略して官会、或いは銅錢会子、略して銅会・銅券等と呼ばれることもあった。付言すれば、中央政府が銅錢の欠乏から紙幣発行に踏み切った点は金朝と同様である。

(7) 同上草野論文、五七～六一、六五～六六頁。

(8) 『鶴林集』卷一五「乾淳講論会子五事」に新会子の行使区域に関して

尋又以兩界相沓而行、夫以十有二路之広、一百三十州之衆行。

とある。ここでいう十二路とは、両浙東・西路、江南東・西路、淮南東・西路、京西路、湖北路、湖南路、福建路、広南東・西路を指すと考えられる。これらは南宋の路のうち、四川を除く全てである。

(9) 江北の鉄錢化に関する主たる先行研究としては、草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題—鉄錢交子の廢復をめぐって—」(『東洋学報』四四—四、一九六二年)、汪聖鐸「南宋江北鉄錢若干問題」(『中国錢幣』一九八九年—二)が挙げられる。著者も第六章第二節で検討を行う。

(10) 『要録』卷一八九、紹興三十一年三月甲午条に

戸部奏、左蔵西庫見錢不多、所有月支券食等錢、欲以銀会品搭、諸司百官、以十分為率、六分折銀、四分会子。軍、五分解銀、三分見緡、二分会子。従之。とあり、当時行在の諸司百官の俸給は六分を銀、四分を会子で支払い、軍の將兵は五分を銀、三分を銅錢、二分を銀で支払うように定められていたといい、同書卷一九一、同年七月乙未条には会子の行使区域増大に伴って

詔、新造会子許於淮・浙・湖北・京西路州軍行使……其不通水路州軍上供等錢、許盡用会子解發、沿流州軍錢会中半。……用戶部請也。

と見え、上供等の錢は不通水路州軍については全て会子で行うことを許し、沿流州軍は銅錢・会子半々で行うように詔が降っているのはいずれもその一例である。

(11) 註(4) 草野論文及び汪論文。

(12) 以上、専売手形出売における錢会中半制の適用については、同上草野論文、一一〇～一一八頁による。なお權貨務都茶場は行在の他に建康・鎮江にも置かれていたが、草野氏によると建康・鎮江では手形は全て輕齋で納入されており、それに錢会中半制は施行されていない。ただ建康では手形購入時に、手形の代価の他に通貨錢なる錢納税が徴収されており、それは乾道二年六月以降錢会中半とされたという。

(13) 錢会中半制は鉄錢・紙幣行使区域であった四川や江北では実施された形跡が認められない。錢会中半制が実施されたのは江南諸路である。

(14) 『左氏諫草』「監簿呂公家伝」に次のようにある。

会子起於孝宗廟……一貫準銅錢七百七十足。

(15) 註(4) 草野論文、一〇二～一〇九頁。

(16) 具体的証左としては、『水心別集』卷一六「官吏諸軍請給」を参照。

(17) 『国語』に見える原文は次の通りである。

景王二十一年、將鑄大錢。單穆公曰、不可。古者天災降戾、於是乎量資幣、權輕重、以振救民。民患輕、則為之作重幣以行之、於是乎有母權子而行、民皆得焉。若不堪重、則多作輕而行之、亦不廢重、於是乎有子權母而行、小大利之。今王廢輕而作重、民失其資、能無匱乎。

(18) 四川では鉄錢と紙幣錢引併用の形式がとられたが、そこにも子母相權の思想が反映していたことは、例えば費著の『楮幣譜』（『蜀中広記』卷六七所引）に、以下のようにあることから窺えよう。

〔錢〕引日益増、〔鉄〕錢日益銷、子母不能相權。

(19) 以下、会子の界制や発行額に関する記述は註(3) 草野[Ⓔ]・汪論文による。

(20) 『歴代名臣奏議』卷六七「治道」に見える、鄭介夫が大徳七年（一三〇三）に行った上奏の中に紙幣に関する長文の上奏があり、その一節に

紙之為物、安能長久。五年之間、昏爛無余。

と見えている。

(21) 会子の価値については註(3)汪論文に詳しい。

(22) 『金史』卷四八食貨志三「錢幣」項、貞祐四年(一二一六)八月条に
平章高琪奏、軍興以來、用度不貲、惟頼宝券、然所入不敷所出、是以浸輕、
今千錢之券僅直值數錢、隨造隨盡、工物日增、不有以救之、弊將滋甚。

とある。ここでいう宝券とは金朝が貞祐三年七月に発行した紙幣貞祐宝券である。

(23) 註(3)草野^⑤・汪論文。

(24) 逆に発行者の権力が弱体である場合には貨幣の受け取り側が有利になり、
悪貨は排除され、良貨が行われるようになる。我国の室町時代の撰錢がそれであ
る。詳しくは三上隆三『渡来錢の社会史——おもしろ室町記——』(中公新書、
一九八七年)、一八七～二一〇頁を参照。

(25) 銅禁・錢禁の定義については日野開三郎「北宋時代における銅・鉄の産出
額について」(『東洋学報』二二一一、一九三五年、後『日野開三郎東洋史学論
集』六、三一書房、一九八三年に再録)、著書の二九七～三一五頁による。

(26) 『要録』卷一八〇、紹興二十八年十二月辛亥条、『備要』卷五、慶元三年
閏六月甲戌条。

(27) 斯波義信『宋代商業史研究』(風間書房、一九六八年)、三〇三頁。

(28) 会子が発行される以前の孝宗時代のこととして『要録』卷一六二、紹興二
十一年条に

〔十有二月〕尚書司封員外郎王葆言、民多銷銅錢為器、利率五倍。乞禁約、詔
申嚴行下。

とあり、『群書考索後集』卷六〇財用門「銅錢類」にも同時代の様子を伝えて

高宗紹興中、臣寮言、民以錢十文、將(得または獲?)銅一兩、鑄為器皿、可
得百五十文。

と見え、十文の銅から銅一兩を獲得し、それで器皿を作れば百五十文で販売でき
たとある。

(29) 会子発行後に発布された銅錢銷鑄、銅器の私鑄・回収等に関する政令を表
化すれば次のようになる。なお『宋会要』の記事は嘉定年間で終わってしまうた
め、それ以後は疎漏と言わざるを得ないが、恐らくは実際に史料に残されている
よりも遙かに頻繁に政令は発布されていた筈である。

表一 銅錢の銷鑄禁止・銅器の回収等に関する政令

年号	年	月	日	記 事	出 典
乾道	2	3	12	錢を毀して銅器を私鑄するを禁止。	会・刑
淳熙	6	12	11	私造銅器・私鑄錢宝取締の賞格を定む。	事類29
紹熙	2	8	27	銅器私造を禁止し、私鑄銅器を回収。	会・刑
慶元	3	正		私鑄銅器回収・使用禁止、銷錢の取締、 官鑄銅器の出売、仏具の登録等を実施。	会・刑
		閏6	甲戌	民間の銅器を大規模に回収。	備要5
	4	5	16	銷鑄の禁を厳しくす。	会・刑
嘉泰	4	9	癸酉	坑冶司に銷錢を禁ず。	備要8
開禧	元	5	18	銅器私鑄の禁を申厳。	会・刑
	2	正	辛亥	坑戸の銷錢を禁止。	備要9
嘉定	8	12	4	銅錢銷毀の禁止を申厳。	会・刑
	15	10	11	銷錢を禁止、罪賞格を立つ。	会・刑
端平	元	6	癸巳	銅錢を毀ちて器用と為すを禁ず。	宋史41
淳祐	8			銅錢銷鑄・銅器の私造販売の取締強化。	宋史180
	9	9	庚申	見錢を銷鑿し銅器を私鑄するを禁止。	全文34
	12			銅錢銚銷の禁を申厳。	宋史180
景定	4	3	甲辰	銷錢の禁止が奏請される。	全文36
咸淳	元			銅錢銚銷の禁を申厳。	宋史180

(註) 出典欄に見えるのは以下の史料の略称である。数字は巻数を示す。会・刑→『宋会要』刑法・「禁約」、事類→『慶元條法事類』、全文→『宋史全文』

(30) 註(27) 斯波著書、三〇三～三〇五頁。

(31) 森克己『日宋貿易の研究』(国立書院、一九四八年)、五〇二頁。

(32) 『許国公奏議』卷四「條奏海道備禦六事」。

(33) 「禁銅錢申省状」は題名の後に「広東運司」と割注が付されているが、『敝帚藁略』の著者たる包恢は『宋史』卷四二一本伝によると嘉定十三年の進士であり、また理宗時代(一二二四～六四)に広東路の転運判官をつとめていたことが知られる。従ってこの省状は理宗年間に記されたことになる。なお本文引用箇所続きには

及倭船離四明之後、又或未即歸其本國、博易尚有余貨、又復回旋於温・台之境、低価賤売交易如故。所以今年之春、台城一日之間、忽絶無一文小錢在市行用。とあり、台州では日本船によって銅錢が盛んに持ち出されるので、市中に一文の錢の行用されることも無いという事態が出現したといい、当時の流出のすさまじ

さが窺える。

(34) 会子発行後に出された銅銭の流出禁止に関する政令を表にまとめれば次のようになる。銷銭・銅器私鑄禁止、銅器回収令と同様、『宋会要』が嘉定年間で終わるので、それ以後の記事は粗略となるが、政令は実際にはより頻繁に出されていたと見るべきであろう。

表二 銅銭の国外流出禁止に関する政令

年号	年	月	日	記 事	出 典
乾道	7	3	11	官司の銅銭の海船に入るを禁止。	会・刑 事類29
淳熙	5	5	18	蕃船等の銭500文を興販挾帯し海岸より五里を離れるは出界の條法に依り断罪。	
	9			広・泉・秀州銅銭を漏泄し守臣を坐す。	宋史180
慶元	5	7	甲寅	高麗・日本商人の銅銭博易を禁ず。	備要5
嘉定	5	9	辛未	沿海諸州の船銭を罷む。	備要13
	7	5	16	高麗・倭船の銅銭挾帯に対する覚察を強化。	会・刑
	10	11	29	銅銭透漏取締の罪賞格を立つ。	会・刑
	12	6	28	蕃船の銅銭偷載を禁止。	会・刑
	15	10	11	銅銭の下海入蕃を禁止。	会・刑
	16	8	癸未	船舶に銭禁を申厳す。	備要16
宝慶	元			銅銭下海の禁を申厳す。	宋史180
端平	元	5	壬戌	海舶への銭の泄漏を禁止。	全文32
		6	癸巳	銭の貿易下海を禁ず。	宋史41
淳祐	10	2	乙巳	銅銭の泄漏禁止を強化。	全文34
宝祐	6	8	癸卯	日本への銅銭売却を禁止。	全文35
咸淳	元			銅銭漏泄の禁を申厳す。	宋史180

(註) 出典欄に見えるのは以下の史料の略称である。数字は巻数を示す。会・刑→『宋会要』刑法・「禁約」、事類→『慶元條法事類』、全文→『宋史全文』

(35) 以上、宋銭の日本流入本格化の時期やその理由に関しては、註(31) 森著書、二三二～二三四頁、四七四～四八九頁。

(36) 南宋の銅銭鑄造額は註(5) 曾我部論文、六六頁による。

(37) 砂毛銭は『要録』巻五二、紹興二年三月丙申条、巻一〇六、紹興六年十月壬寅条、巻一五〇、紹興十三年十二月辛卯条等に見えている。

(38) 本文に挙げた地名は、『宋会要』職官五二一一八「遣使」、嘉定四年十二

月八日条による。

(39) 『水心別集』巻一五「自跋」によれば、葉適が『水心別集』全十五巻を記したのは、淳熙乙巳（十二年）に臨安に赴いてより慶元己未（五年）に病を得るまでの間であったという。

(40) 袁燮の知江州在任期間は『宋史』巻四〇〇本伝による。

(41) 例えば江南の中でも広南西路では、宝祐五年～景定元年（一二五七～六〇）に同路の制置使であった李曾伯の『可齋雜藁後集』巻九「回奏庚通宣諭」の中に「広西の民間、自来止だ見錢を用い、会子を用いず」とあり、また広南東路でも広州等の沿海部では会子が使用された（『耀軒集』巻一「乙未館職策」）が、内陸の韶州等では「所謂会子は、皆な之を棄物と視る」という状態であった（『貴耳集』巻下）。会子の流通には地域的な格差が相当あったのである。この点に関しては、第八章第一節第二項で検討する。

(42) かかる通貨事情は、石刻史料等によって当時の交易における貨幣の使用状況を検討してみると、一層具体性を帯びてくる。例えば『江蘇金石志』巻一六「平江府増置常熟県学新田記」によれば、紹定六年に知平江府事が府学・県学のために常熟県の田七十畝を購入したが、その代価二千四十四貫四百文の支払いは会子一色で行われ、銅錢が行使された形跡は見えない。

(43) 物価が会子建てになっている例として、他に『名公書判清明集』巻九「妄執親鄰」の中に慶元三年頃の田の価格が官会三百貫であったとあり、『桐江集』巻八「叔父七府君墓誌銘」に「端平易楮の令下り、今日豕肉斤ごとに楮二百」等とあるが、これらは場所が江南であると確定できない。

(44) 原則として紙幣のみが行使され、銅錢の使用は禁止されていた元代においても、こうした紙帖子・竹木牌が見られる。一例として『歴代名臣奏議』巻六七「治道」が載せる大徳七年の鄭介夫の上奏に

禁錢之不便亦有三。……二則市井懋遷、難以碎貼、店舖多用塩包紙標、酒庫則用油漆木牌、所在風俗皆然、阻滯鈔法、莫此為甚。

とある。紙帖子・木牌等は金融業者の振り出す手形であった如くであるが、その実態についてはなおも検討が必要である。

(45) 錢牌は実物が幾つか出土しており、それらに関する報告書も発表されている。さしあたって鐘旭洲「准伍伯文省鉛質錢牌在浙江首次發現」、凌忠明「南宋

和州鉛錢牌」（ともに『中国錢幣』、一九八八年一・二、一九九〇年一・四）によれば、錢牌の材質には銅と鉛の二種類があるといい、長さ・幅・厚さは各々約7センチ、2センチ、〇.2センチ前後で、上端には穴があげられている。表には「臨安府行用」と「和州行用」（和州は淮南西路）と記されるものがあり、前者の裏側には「準伍（参・貳）伯文省」「準壹（貳・肆）拾文省」、後者の裏側には「權宜準拾捌界貳伯」等と記されている。なお前者の中には下端に錢（錢文紹興元宝）が铸られているものも見られる。

(46) 会子庫に関しては註(3) 草野^④論文下、六二頁を参照。

(47) 因みに『宋史』卷四七四賈似道伝に

復以楮賤、作銀関、以一準十八界之三……銀関行、物価益踊、楮益賤。

とあるが、ここでいう「銀関」とは、明らかに景定五年十月に発行された金銀見錢関子の略称である。南宋末に用いられた関子の専論としては、汪聖鐸「宋代的関子」（『宋遼金史論叢』一、中華書局、一九八五年）がある。

(48) この時の会子回収の様子は、『朝野雜記』乙集卷一六「東南取兌官会」項、『備要』卷一二、嘉定二年五月甲寅条に詳しい。

(49) 『鶴山先生大全文集』卷一九「被召除授礼部尚書内引奏事第四劄」には

禁幣出黄金白金四千万緡、併銷兩界（第十四・第十五界）、此非常之賜也。

とあり、黄金・白銀四千万緡を出して第十四・第十五界を回収したといい、いずれが正しいのか決めかねるが、この時大量の金・銀が放出されたことだけは間違いない。

(50) 『宋史全文』卷三二、端平二年四月条。

(51) 官誥や度牒濫発に起因する弊害として、価値下落や偽造以外に次のようなものもあった。『蒙齋集』卷六「再論履畝劄子」の中に端平年間（一二三四～三六）頃の様子を伝えて

臣（袁甫）濫撰銓曹、仍兼西掖、日日書黄、及書填綾紙、紛然不勝其多。此等皆号官戸、然而未必盡鬻爵也。用兵以来、竄名功賞者、皆妄庸無頼人耳。又近年朝廷給降祠牒、不計其数、極目村疇、盡化緡黄、寺觀之内、童行少而僧道多、大概皆黄目無知之人、此等易于為乱。

とある。これは必ずしも会子を回収するためにのみ官誥や度牒を濫発した結果によるのではないが、にわか官僚や僧侶がいたずらに増大し、社会不安を醸成しか

ねなかったことが看取されるのである。なお、端平以後も小規模ながら府庫から放出された財や、度牒・官誥等との交換による会子の回収は行われていた。

(52) 『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項。

(53) 『宋史全文』卷三三、嘉熙四年九月丙戌条、註(3)草野^⑧論文、二二三頁。

(54) 『宋史全文』卷三二、端平二年九月己巳条。

(55) 会子の強制徴収(履畝輸券と称される)に対しては、多くの反対意見が寄せられており、主なものとして『絜齋集』卷一八「蕪州太守李公墓誌銘」、『蒙齋集』卷六「論履畝筭子」・「再論履畝筭子」、『許国公奏議』卷二「奏論計畝官会一貫有九害」、『鶴山先生大全文集』卷二〇「奏乞審度履畝利害以寬中下戸」等がある。これらの中で共通に主張されているのは資産が乏しく、会子の入手が困難な民戸の保護である。

(56) 会子の蓄蔵強制の様子は、本文に引用した『西山文集』卷二「癸酉五月二十二日直前奏事二」の他に、『後桑集』卷一五「知福州日上廟堂論楮幣利害筭子」、『勉齋集』卷三「与李敬子司直書」等に見える。

(57) 『北溪大全集』卷四四「上趙寺丞論秤提会」。なおここでいう上・中・下戸が、宋代の郷村で施行された戸等制と関係があるのか否か定かでない。

(58) 汪聖鐸氏は、銭会中半の原則は南宋末まで堅持され続け、ほぼ不変であり、会子による全納が行われたのは一時の権宜に属すと説かれる(註(4)論文、四九頁)。しかしながら南宋末に及び、会子流通量の膨張や会価下落の状況が愈々悪化していったことから見て、政府が銭会中半制を維持できたとは考えられない。趨勢として中半制は崩れ、銭会中半で納入されていた部分は会子一色になりつつあったのであり、中半制が行われたのが一時的であったと解釈すべきであろう。

(59) 『宋史全文』卷三一、紹定三年十二月乙酉条、卷三三、嘉熙四年五月甲子条、淳祐四年十一月戊午条、卷三六、景定二年十二月己丑条等を参照。

(60) 公田法については、周藤吉之「南宋末の公田法」(『東洋学報』三五-三・四、三六一-一、一九五三年、後『中国土地制度史研究』、東京大学出版会、一九五四年に再録)を参照。

(61) 鉄銭行使区域であった四川・江北諸軍に対する犒軍費には当然銅銭は含まれないので、それらは検討の対象から除外する。

(62) 機速房の設置については『宋史』卷四六度宗本紀、咸淳九年三月壬午条に

見える。

(63) 賈似道の諸路都督軍馬任命に関しては、『宋史』卷四七瀛国公本紀、咸淳十年十二月癸亥条に見える。

(64) 例えば『宋史全文』卷三六、景定三年正月庚午条には、詔して賈似道に緡銭を賜給し、家廟を建てさせたことが見えている。

(65) 彭信威氏は『宋史』卷四一～四五理宗本紀に依拠し、南宋政府（中央政府）は淳祐四・五年（一二四四・四五）以後、各種の犒賞に現銭・金・銀を多用し、二十年間に緡銭一億九千万〔貫〕、銀五千万両、金千両以上を用いたといわれる（『中国貨幣史』第三版、上海人民出版社、一九八八年、四九〇頁）。ところが『宋史』の記事を『宋史全文』とつき合わせてみると、犒賞に関する記事のうち、前者では「緡銭」と表記されている箇所が、後者では多く「楮幣」「会子」等と表記されているのである。両史料間の相違を具体的に表示してみよう（検討の範囲は淳祐以前も含む）。なお、理宗の在位は嘉定十七年（一二二四）～景定五年（一二六四）である。

表三 『宋史』・『宋史全文』対校表

年号	年	月	日	『宋史』記事（巻数）	『宋史全文』記事（巻数）
端平	2	11	戊辰	緡銭500万（42）	会子500万緡（32）
淳祐	4	2	癸酉	緡銭各10万（43）	17界楮幣各10万（33）
	4	5	戊午	緡銭100万（43）	17界楮幣100万（33）
	5	3		緡銭100万（43）	17界楮幣100万（33）
	5	7	乙卯	緡銭5000（43）	新楮5000（33）
	11	11	丙申	緡銭350万（43）	官会350万貫（34）
宝祐	12	8	己巳	緡銭40万（43）	18界楮40万（34）
	元	10	丙午	緡銭200万（43）	楮40万（34）
	3	2	壬午	緡銭200万（44）	18界会200万（35）
開慶	元	9	壬戌	緡銭1000万（44）	楮幣1000万（36）
				緡銭500万（44）	楮幣500万（36）
			乙丑	緡銭200万（44）	楮幣200万（36）
景定	元	2	丙午	緡銭3000万（45）	17界楮幣3000万（36）
	4	10	己未	緡銭140万（45）	18界会140万（36）
	5	4	丙午	緡銭30万（45）	17界会30万（36）

この表を見ると、『宋史全文』の記事には漠然と「楮（幣）」としか表記されないものもあるが、具体的に十七・十八という如く会子の界次を指定している記事がある。また、そもそも一億九千万貫の銅銭が放出されたというが、この数字は実は中国史上空前の、年に数百万貫単位で銅銭が鑄造された北宋時代における、国初～元豊年間末までの総鑄造額一億四～五千万貫（『中国貨幣史』四五一頁）を上回る莫大な数字なのである。南渡によって北宋時代の蓄積を失い、銅銭鑄造歳額僅か十万貫程度に過ぎなかった南宋政府が、いかに民間の銅銭を吸い上げて府庫に温存していたにせよ、末期に及んでかくも巨額の銅銭を放出できたとは到底信じ難い。このように見てくると、『宋史』よりも楮幣・会子等と表記する『宋史全文』の記事の方が信憑性が高いと判断されるのである。『宋史』の記事の中には『宋史全文』には見えないものがあり、また『宋史全文』は景定年間で終わってしまうので、それ以後の『宋史』の記事を対校することは不可能になるが、そうした記事の中にも「緡銭」と表記されながら、事実上は会子であったものが多数含まれているに相違なく、一億九千万貫の大部分は、実は会子で支払われたと考えられる。

第六章 江北における鉄銭化政策の失敗 と紙幣の主要貨幣化

はじめに

長江と淮水とにはさまれた江北は、淮南路・湖北路・京西路から成り、金と接する沿辺地帯であった⁽¹⁾。当地の通貨に関する先行研究としては、曾我部静雄氏が先駆的論考を発表されており、淮南交子・湖北会子が発行に至る経緯や、増発されていく経過を検討された。この後、草野靖氏は淮南路を取り上げ、淮南交子の廃復を詳細に跡づけることを通じて、江南・北の経済交流や鉄銭の運用に関する問題点等に論及された。同氏には、江南における東南会子運用との関連から、淮南の通貨事情を検討した論考もある。中嶋敏氏は孝宗時代に限定されているが、淮南交子・湖北会子発行の経過の他に、江北に供給される鉄銭の鑄造状況をも考察されており、鉄銭に関しては汪聖鐸氏も江北鉄銭化の経緯や鉄銭の鑄造額、重量・成分、価値等を概観されている。

他では湖北会子・淮南交子の界制や発行額を検討された杜文玉・王克西・劉森氏等の論考や、主に湖広総領所の財政運営との関連から湖北会子に言及された金子泰晴氏の研究もある⁽²⁾。また永嘉学派を代表する学者であった葉適は、淮西路蘄州の知州時代、鉄銭流通の悪化に対して詳細な改善策を具申しており、思想史の面から彼の通貨政策を検討した論考も見られる⁽³⁾。

これらの論考を通覧すると、江北の通貨事情や江北に対する通貨政策のうち、基本的な事実関係はかなり明らかにされていると云って良い。しかしながら、淮南路と湖北・京西路に対する通貨政策には連動している部分が見られ、政策を路分を限定せず、江北全体に対するものとして取り上げてみる必要がある。また草野氏は既にそのような態度をとっておられるが、江北の通貨を検討する時には、東南会子の存在をより一層重視しなければならないように思われる。さらにいづれの研究も、総じて南宋末には言及が少なく、元代へどのようにつながっていくのかという観点から行われていない。

本章ではかかる点を念頭に置き、先行研究の成果をも十分に参照・吸収しながら江北の通貨を再検討し、元朝通貨政策の基盤存在の有無やその実態等について考察を加えてみたい。

第一節 紹興三十一年～乾道三年の江北に対する紙幣運用策

一 東南会子の行使区域拡大と回貨問題の発生

南宋政府は紹興三十一年（一一六一）九月～隆興元年（一一六三）末にかけて行った対金戦争に先立ち、財政支出が増大し、中央において支払い上の貨幣、特に当時宋朝による主たる支払い手段であった、銅銭の不足に見舞われていた。そこで三十年十二月、臨安府の金融業者が発行していた約束手形便銭会子を財政収支に利用し、通貨不足を補填することとした。これが南宋紙幣の中心となる東南会子の嚆矢である。会子は行在の会子務、諸路の安撫司治所に設置された会子庫において、銅銭と兌換されることになっていた⁽⁴⁾。政府は会子を発行すると、紹興三十一年三月、行在府内の官僚・兵士の俸給支払いに、銅銭・銀とともに会子を使用し⁽⁵⁾、さらにこの後、『要録』卷一九一紹興三十一年七月乙未条に

詔新造会子、許於淮・浙・湖北・京西路州軍行使。

とある如く、会子の行使区域を行在から両浙全体及び淮南・湖北・京西路にまで拡大した。

南宋時代に国防の主力を担ったのは駐筭御前大軍、通称大軍であるが、その具体的な駐屯地を『朝野雜記』甲集卷一八「乾道内外大軍数」項によって見ると（四川の大軍駐屯地は一応除く）、建康・池州・鎮江・江州・楚州・平江府・鄂州・荊南府となり、主として長江の沿岸であったことが知られる。大軍は長江沿岸を後備とし、そこから交替で前線へ出成していたのであり、淮南・京西路及び湖北路の江北部分は、多数の大軍が出成する軍事的消費地帯となっていた。政府は、当地で膨張していた兵士の俸給や軍需物資購入費用の支払いに会子を充当するため、会子の行使区域を拡大したのである。

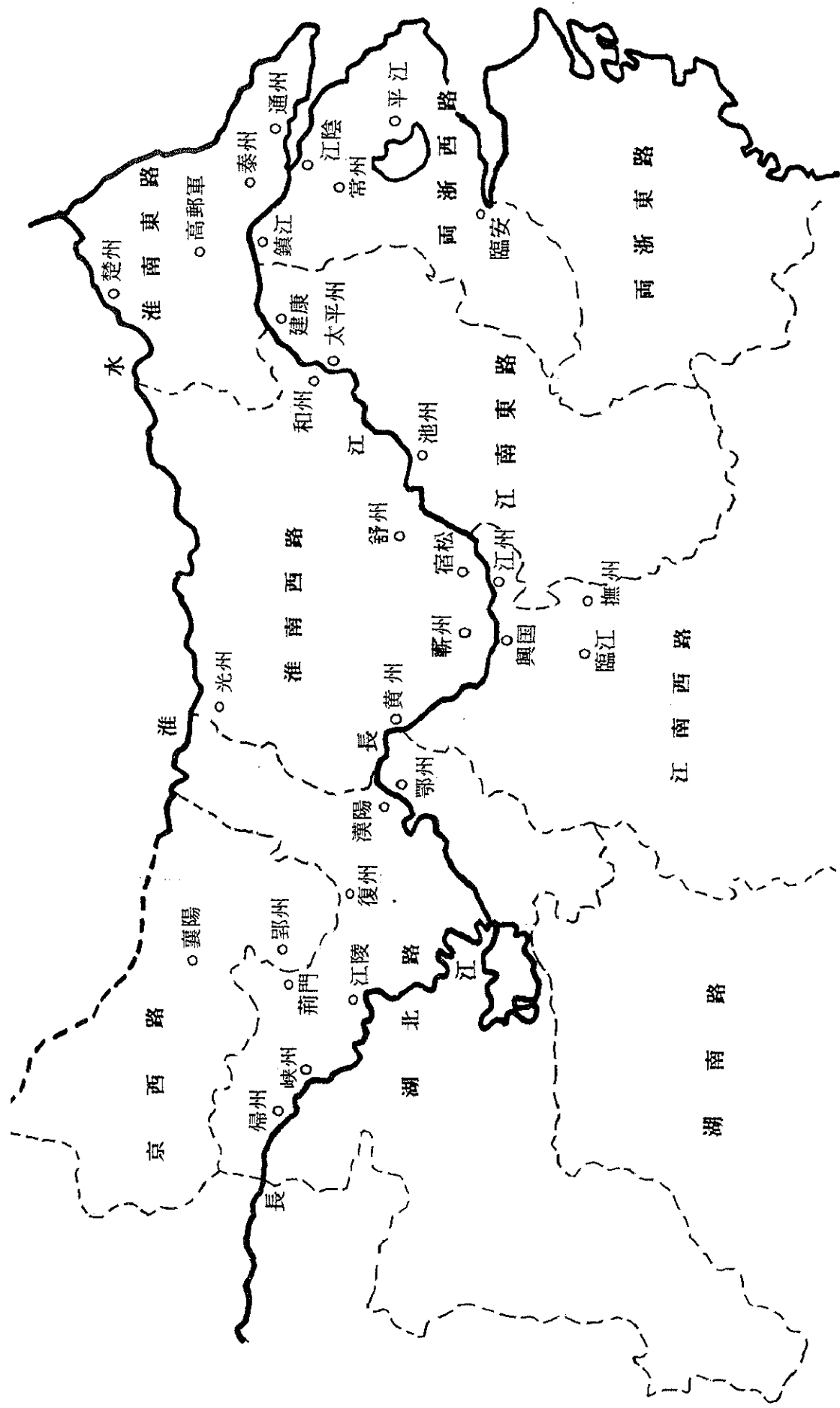
この後、政府が東南会子の行使区域を何時、どのように拡大していったのか詳しいことは判らない。ただし隆興二年には、会子が次辺とも言うべき江南東・西路で、和糴の本銭等に使用されていた事実が確認できる⁽⁶⁾。会子の江南東・西路への行使区域拡大は、両路に大軍の駐屯地があり、江北同様軍事費支払いに伴う通貨需要が大きかったことからとられた措置と見られる。

さて、江北をめぐる貨幣及び物資の動向に目を転じると、まず取り上げなければならないのは淮東塩に係わるものである。商人が淮東塩を販売する場合、江南

の建康・行在の兩權貨務都茶場において、塩鈔をその価格の五分の一～七分の一を支払って購入した。そしてそれを携行して淮東路へ渡り、楚・秦・通州、高郵軍等の塩場でさらに貼鈔錢（袋息・運塩水脚錢及び塩鈔の価格の残りの措留塩本錢から成る）を納入し、塩鈔と引き換えに塩の支給を受け、定められた行塩区内で販売する仕組みになっていた。即ち商人は塩鈔とともに、貼鈔錢納入に用いる貨幣を携行して江南から淮東路の塩場へ向かったのである。一方、淮東塩の行塩区は兩浙塩とともに淮南、江南東・西、湖南・北、京西、兩浙東・西路の広さに及んでいる。淮東塩の販売に絡んで、貨幣が江南から江北へ北上すると同時に、物資（塩）が江北から江南へ南下していたのである。なお、淮東塩の売上げは、南宋の塩専売収益の実に三分の二を占めていた⁽⁷⁾。

淮東塩と並んで、江北に係わる貨幣・物資の交流の中で重要と思われるのは、軍需物資の江南から江北への北上及びそれに伴う貨幣の南下である。北宋時代においては、周知の如く、河北・河東・陝西三路にはりつけられた兵士に補給を行うため、南方から開封を中継点として沿辺三路へ到達する、長大な軍需物資の流通網が組織されていた。しかるに南宋時代になると、紹興年間の中期以降、補給に際して国土が淮東（治所鎮江）・淮西（建康）・湖広（鄂州）・四川（利州）の四総領所を中心とする四つの地域に分割され、総領所が各々管轄地域内において軍需物資を調達するようになっていく。

各総領所が軍需物資を徴発する場所やその量・種類、或いは物資の供給を受ける兵の駐屯地や兵額等には、未だ検討を加える余地が多く残されているようである。もっともこのうち淮東総領所に関しては専論があり、それによると同総領所が年間に必要とする米七十万石は、江南東・西路に完全依存していた。他に臨時支出用・備蓄用として、兩浙西路や淮南東路においても和糴を行っており、軍馬の飼料は淮南東路や江南東路、兩浙から調達していたという⁽⁸⁾。また淮西総領所は江南東・西路内の、湖広総領所は江南西路、湖南・北路、広南東・西路、京西路内の州軍から錢物を起撥していたとの指摘が為されており⁽⁹⁾、淮東総領所と同様に、現地において軍事物資を調達する一方、江南諸路に対しても供給を仰いでいたことが窺える。なお四川総領所は他に依存せず、主に四川四路内から軍需物資を徴発していたようである。南宋における物資の動きは複雑で、今後も考究を要する部分が多々あるが、このように見えてくると、江南から江北への軍需物資の



圖一 南宋江北·江南略図

(原図：譚其驥主編『中国歴史地図集』六)

北上が、一つの大きな物流を形成していたことが知られよう。

軍需物資の供給を商人に仰ぐ場合、江南から物資を携えて渡江し、官に納入した商人がその代価支払いを会子で受けると、彼らはその会子で回貨（帰販用商品）を購入する。しかるに回貨として購入すべき商品が不足すると、商人は会子を回貨として江北からそのまま持ち出さざるを得ない。とりわけ宋・金両国の間に緊張が高まって軍備が増強されると、軍糧等に対する需要も高まり、会子の発行額は増大して回貨となる商品は相対的に不足する。また実際に戦争が始まれば、江北は兵馬に蹂躪されてその生産は直接打撃を受け、回貨となる商品は絶対的にも欠乏をきたし、江南へ流入する会子の量はますます増大するようになる。その際に問題となるのは、流入した会子が江南に滞留してゆき、放置しておけば貨幣価値下落や物価騰貴等を引き起こすことである。とりわけ南宋の中枢部たる両浙地帯におけるこのような弊害の発生は、政府にとって重大事であった筈である。会子の江南流入に対して、当然何らかの措置が講じられなければならなかった。

二 湖北会子・淮南交子の発行と東南会子の使用中止

そこで政府は隆興元年以降、江北に対し、東南会子に代わって行使区域を限定した紙幣を発行し、紙幣を路外に持ち出そうとする者は銅銭等と兌換させ、江南への紙幣の直接的流入を遮断しようとした。まず湖北・京西路内においては、湖北会子なる紙幣が発行された。湖北会子の創始については、『文獻通考』卷九錢幣二「湖会」項に

孝宗隆興元年、湖廣餉臣王珪言、襄陽・郢・復等処大軍支請、以錢・銀品搭、令措置。於大軍庫堆垛見錢、印造五百并一貫直便会子、発赴軍前、当見錢流転、於京西・湖北路行使。

とあり、『朝野雜記』甲集卷一六「湖北会子」項には

湖北会子者、隆興元年秋、総領王珪始創造、謂之直便会子、凡七百万緡。と見えている。

これらの史料から明らかになるのは、①京西路の襄陽・郢州、湖北路の復州等に派出された大軍の俸給は、元來錢と銀が抱き合わせにして支払われていたが、隆興元年、湖広総領王珪（珪）は俸給支払いのために直便会子なる紙幣を発行したこと、②会子の発行に当たり、大軍庫に錢を積んだこと、③会子の額面は五百

文・一貫の二種類であったこと、④その発行額は七百万緡であったこと、⑤会子は湖北・京西路内に限って行使されたこと、等の諸点である。

ここで直便会子といわれるのは、臨安の金融業者の発行していた会子が便銭会子と称されたのと同様に、会子の一別称として民間で行われていた名称を発行に際してそのまま踏襲したからであるという説と、直便には第三者の手を借りず直接にという意味があり、湖広総領所が他司の関与を受けず直接にこの会子を運用していたからであるという説の二つがある⁽¹⁰⁾。この直便会子が湖北地方に行使されるうちに湖北直便会子、さらに湖北会子と称されるようになったのであろう⁽¹¹⁾。史料の中には湖広会子と表記する史料も見られるが、本稿では一応湖北会子に統一する。

また大軍庫に銅銭を積んだとあるが、『止堂集』巻一「論雷雪之異為陰盛侵陽之證疏」の中に「……然るに其の会子（湖北会子）、止だ鄂州に到り、便著に兌換せしむ」とあるように、湖北会子は鄂州において銅銭に兌換されるようになっていた。一方『宋会要』職官四一一四四「総領所」によると、湖広総領所に大軍庫が附属していたことが知られ、従って銅銭が備蓄されていたのは鄂州の大軍庫であったことになる。湖北会子が銅銭と兌換できるように措置されていたのは、会子の信用を維持する必要があったこと、及びその行使区域が限定されていたことによる。なお前引『文獻通考』の続きには

〔湖広総領王珏〕乞鑄勘会子覆印会子印、及下江西・湖南漕司、根刷拳人落卷、及已毀抹茶引故紙応副、抄造会子。従之。

とあって、湖広総領王珏が紙幣の印造に用いる銅版の鑄造及び用紙の支給を中央に奏請して裁可されており、湖広総領所が湖北会子の印造権を獲得したことを伝えている。以上が発行当初の湖北会子のあらましである。

淮南路に目を向けると、『文獻通考』卷九錢幣二「会子」項に

孝宗隆興元年、詔官印会子、以隆興尚書戸部官印会子之印爲文、更造五百文会、又造二百・三百文会。五年、置江州会子務。

とあり、隆興元年に隆興尚書戸部官印会子なる会子が発行されていたことを伝えている。先行研究によれば、この史料は都督府会子の発行を述べたもので、五年は二年の、江州は江寧府（建康）の誤りであるという。従うべき説と思われる

⁽¹²⁾。因みに都督府会子なる名称は、この会子が江淮都督府（治所建康）の淮南

方面における軍事費を支払うために発行されたところから付されたものである。

都督府会子に関して指摘しておかなければならないのは、それが事実上淮南路に行使区域を限定されていたと見られることである。その一つの裏付けとなるのが、『宋史全文』卷二四、隆興二年正月条の

是月、都督府言、会子流転行使、已是通快、若広行椿塚本錢、即日支遣、則客旅不至沮滯。欲乞令礼部降空名度牒一万道、分下諸路出売、於建康府置務、椿塚見錢、専充会子本錢。従之。

という史料である。これによると政府は隆興二年正月以降、商旅（客商）の兌換請求に応じるために諸路で度牒を出売し、その一方で建康に務を置き、出売によって獲得した銅錢を積んで会子の兌換準備にしたとある。従来の研究では明白に言及されていないが、この措置のとられた目的は、淮南路から江南へ渡江する商人の携行する都督府会子を、長江南岸の建康において銅錢と兌換させることで、会子の信用を維持するとともに、その江南への流入を遮断しようとする点にあったと考えられるのである。

以上のように、政府は隆興元年以来、紙幣に行使区域を設定し、湖北・京西路には湖北会子を、淮南路には都督府会子を、そして江南の江南東・西路、両浙東・西路には東南会子をそれぞれ発行・行使することとしたのである。この時期の紙幣行使区域、特に東南会子の行使区域について先行研究は曖昧な如くであるが、ここでは一応このように考えておきたい。

この後、淮南路に関して政府は、『文獻通考』卷九錢幣二「淮交」項に

〔乾道〕二年六月、詔別印二百・三百・五百・一貫交子三百万、止於兩淮州
　　県行使、其日前旧会、聴対換。

とある通り、乾道二年六月、額面二百・三百・五百文、一貫の交子三百万貫を印造し、その行使区域を淮南路に限定するとともに、それまで淮南路に流通していた旧会子を回収して交子と交換させている。この交子が淮南路に行使されるということから、淮南交子と称されるようになるのである。紙幣行使区域が淮南路に限定された理由について史料は明文を欠いており、詳細は不明である。ただ、この前年に政府は中央において、戸部の収支のみで三百万貫の銅錢の不足を抱えていたという⁽¹³⁾から、恐らく都督府会子の兌換準備に銅錢を回す余裕がなくなり、そこで会子の兌換を停止し、且つ紙幣の江南流入を遮断するため、淮南路に行使

区域を限定した紙幣を発行したのではあるまいか。そうであれば淮南交子発行と同時に、建康に置かれていた会子の兌換機関は廃止されたことになる⁽¹⁴⁾。

淮南交子の発行に次いで、『宋史』卷三三孝宗本紀、乾道二年八月条に
辛未朔、詔兩淮行鉄錢、銅錢毋過江。

とあるように、政府は八月になると淮南路に鉄錢を行う一方⁽¹⁵⁾、江南から淮南への銅錢の越江を禁止した。さらに『皇宋中興兩朝聖政』卷四六、乾道三年正月条に

中書門下省言……銅錢并會子不許過江。

とあるが如く、東南会子の江南から淮南路への帯出をも禁止し、淮南路を交子・鉄錢行使区域と定め、同路が東南会子・銅錢行使区域の江南とは異なる通貨行使区域であることを明確に打ち出している。このように見てくると、都督府会子が交子と改称されたのは、それが江南において銅錢と併用される東南会子とは別種の紙幣であることを明示するためであったと考えられる。因みに湖北会子の発行額は七百万貫であるから、淮南交子と併せて江北の紙幣発行・流通量が一千万貫と定められていたことが知られ、興味深い。

なお、『宋会要』食貨二七—二二～二三「塩法」、乾道二年八月四日条に見える戸部の言に

客販淮東袋塩、其塩倉合納措留塩本等錢、縁見錢不許渡江、依已降指揮、令客人將合納措留錢、就行在并建康府權貨務、兌換淮南交子、前去請塩。

とあり、淮東塩場における措留塩本錢の納入に備えて、商人が江南から淮南へ渡江する前に、あらかじめ行在の權貨務都茶場で銅錢を淮南交子に交換させたという。また同月には『文獻通考』卷九錢幣二「淮交」項に

……如往來不便、詔給交子・會子各二十萬、付鎮江・建康府權貨務、使淮人之過江、江南人之渡淮者、皆得對換循環使用。

とあり⁽¹⁶⁾、東南会子・淮南交子各二十万を鎮江・建康權貨務に付与し、江南から淮南へ赴く者は会子から交子への、その逆に淮南から江南へ向かう者は交子から会子への交換を許可したと見えており、政府が江北から江南に赴く商人の回貨調達にも便宜をはかっていたことがわかる。

さて、淮南交子が発行された後、江南において東南会子の使用縮小が始まった。政府は乾道二年七月に会子の印造を停止し、十一月には発行をも停止するかたわ

ら、翌年七月にかけて大規模な会子の回収を行い、最終的には会子の廃絶を意図していたと言われる⁽¹⁷⁾。政府は対金戦争の終結後、軍事費を支払うための通貨需要が大きかった江北に限定して、紙幣を行使しようとしたのである。

ところで『宋史』卷三三孝宗本紀、乾道二年十一月己酉条には

兩淮總領所許自造会子。

とあり、兩淮即ち淮東・淮西總領所に会子の印造を許可したとあるが、東南会子の印造は既に七月に停止されており、何故かかる措置がとられたのか理解に苦しむ。恐らく会子は交子の誤りで、これは中央で印造されていた淮南交子を、淮東・西總領所で印造させるようになったことを伝える記事と判断される⁽¹⁸⁾。そうであれば湖北会子も含め、江北で行使される紙幣の印造は、一旦全て總領所に委譲されたことになる。

三 東南会子の使用再開

しかしながら、政府は東南会子の使用を再開せざるを得なくなった。その理由の一つは、従来指摘されている如く、中央において会子に代わる通貨補填策を見出すことができなかつたからである⁽¹⁹⁾。もう一つの理由は、当時の江南・北間の経済交流の状況から見て、一々他の貨幣と交換することなく、路分を超えて直接的且つ広範に行使でき、特に江北から江南へ赴く商人の回貨となり得る貨幣がやはり必要であったからである。『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項に

……銅錢禁用於淮而易以鉄錢、会子既用於淮而易以交子、於是商賈不行、淮民以困。

とあり、淮南路が鉄錢・交子区域とされ、江南と通貨が区別されてしまったので商人が通わなくなり、物資の欠乏をきたして淮民が困窮したという。他方、淮東塩に関して言えば、商人は淮東の塩場で貼鈔錢を納めるため、わざわざ江南の權貨務都茶場であらかじめ銅錢・東南会子を淮南交子に交換しておかなければならなかつた。従ってその煩雑さ故に塩場へ赴かなくなり、塩の売上げの減少を招いていたとも推察される。淮東塩の減収は、財政に大打撃を与えてしまう。そこで政府は淮南路に対して、既に東南会子の回収が始まっていたにもかかわらず、

『皇宋中興兩朝聖政』卷四六、乾道三年正月条に

中書門下省言、昨來支降交子付兩淮行使……及銅錢并会子不許過江。是致民

旅未便、今措置令銅錢・会子依旧任便行使。

とあるが如く、銅錢・東南会子の江南からの越江禁止措置についてはこれを解除している。

湖北・京西路では、『文獻通考』卷九錢幣二「湖会」項が載せる、乾道三年十一月以前のものと考えられる史料⁽²⁰⁾の中に、湖北会子に関して

…且總所（湖広總領所）所給止行本路、而京（荆）南水陸要衝、商賈必由之地、流通不便。

とある。この一文が意味しているのは、湖北会子は行使区域が限定されているので、荆南（江陵）に輻輳する商人が物貨を売却した後に湖北会子を回貨として持ち出すことができず、不便を蒙っているということと理解される。このように回貨が不足して商人が江北に通わなくなれば、出戍する兵士に対して物資の供給が行われず、軍が維持できなくなるという深刻な事態を招くことになる。

かくして乾道三年七月、政府は東南会子の使用を復活し、一千万貫の会子を印造し、四年三月には諸費用支払いに会子の恒久使用を決定した。なお新会子は銅錢との兌換が停止されており、不換紙幣として運用されていた⁽²¹⁾。また『鶴林集』卷一五「乾淳講論会子五事」の中に、新会子に関して「夫れ十有二路の広き、一百三十州の衆きを以て行った」とある。ここでいう十二路とは、兩浙東・西路、江南東・西路、淮南東・西路、湖南・北路、京西路、福建路、広南東・西路を指すと考えられる。即ち新会子は四川を除く南宋国内全域に行使されたのであり、従って再び江北でも発行され、江南・北を結ぶ通貨となったのである。

さて、東南会子の再発行に際し、政府は淮南交子・湖北会子を廃さず、その発行・流通量を減少させつつも残存行使させた。淮南交子に関しては、『文獻通考』卷九錢幣二「淮交」項に

詔…其民間交子、許作見錢納官、応在官交子、日下盡数赴行在左蔵庫交納。とあり、民間で流通する交子を回取し、官にあるものは左蔵庫へ交納せしめるとともに、『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項に

〔乾道〕三年、詔造新交子一百三十万、付淮南漕司分給州軍対換行使、不限以年、其運司見儲交子、先付南庫交収。

とあるが如く、乾道三年、百三十万貫の新交子を印造し、旧交子と交換する形で淮南に支降している⁽²²⁾。

湖北会子については、『宋会要』職官四一一五四「総領所」、乾道三年十一月二十三日条に

詔令湖広総領所印造新会子、通已未印造共三百七十万貫、將銅版、依已降指揮繳申尚書省、其旧会子、逐旋繳納。

とあり、湖広総領所の印造する新会子の額は、既に印造したものと未だ印造していないものを併せて三百七十万貫と定め、且つ印造に用いられる銅版は中央へ回収し、さらに隆興元年より発行された旧会子をも回収するよう詔が降されている。このように政府は乾道三年、新たに淮南交子・湖北会子合計五百万（百三十万＋三百七十万）貫を発行したのであるが、その額は以前の両者の合計発行額一千万貫と比較すると、丁度半減したことになる。

では、淮南交子・湖北会子は何故に残存されたのであろうか。政府が江北で発行する紙幣を全て東南会子としてしまうと、回貨問題は解決されるが、江南へ流入する会子の量はそれだけ増大し、その社会・経済を混乱に陥れる危険性が高まる。そうであるからといって会子の発行額を減らせば、今度は江北における軍事費の支払いに支障をきたしてしまう。そこで政府は江北において、さしあたり行使区域の限定された湖北会子・淮南交子を、発行額を減少させつつ東南会子と併用することで、軍を養贍するのに必要な通貨量を確保すると同時に、江南へ直接流入する紙幣の量を制限し、江南の社会・経済の安定をも図ろうとしたと考えられるのである。

第二節 江北鉄銭化の進行と鉄銭流通の悪化

一 鉄銭化の進行

政府は東南会子の使用を復活させると、続いて江北の本格的鉄銭化に着手した。鉄銭化政策は鉄銭の鑄造・発行、銅銭の回収、銅銭の江北への携行及び鉄銭の江南への携行禁止措置等から成り、乾道四年に淮南路から開始された。そして『宋史』卷三五孝宗本紀、淳熙七年正月己卯条に

詔京西州軍並用鉄銭及会子。

とあるように淳熙七年（一一八〇）には京西路が、続いて次節に述べる通り紹熙年間（一一九〇～九四）になると湖北路の一部も鉄銭行使区域に定められている。

鉄錢化が開始された理由として、鉄錢を江北において発行し、引き換えに銅錢を回収して江南へ支降することで、江南の銅錢保有量を増大させようとしたことが挙げられる⁽²³⁾。加えて江北は金との接壤地帯であるから、その銅錢を江南へ移してしまうことで、金への銅錢流出を防止しようという目的も、鉄錢化政策には当然含まれていた筈である。

ところで前述のように、政府は東南会子を再び発行した後も、湖北会子・淮南交子を存続させた。しかるに『文獻通考』卷九錢幣二、末尾の按語に

…蓋兩淮・荊湖所造、朝廷初意欲暫用而即廢。

とあって、これによれば政府は湖北会子・淮南交子を恒久的に行使する意図はなく、廃棄をもくろんでいたことが窺える。その理由に関して史料は明文を欠いているが、一応次のように考えておきたい。即ち行使区域の限定された湖北会子・淮南交子は、他の貨幣と交換・兌換されることで、間接的にはあるが江南・北を結ぶ通貨、特に江北から江南へ向かう商人の回貨としての機能を果たしていた。ところが政府は東南会子を再発行し、江南・北を結ぶ通貨として行使させることにしたので、そのような機能を果たす貨幣としては、湖北会子・淮南交子は不要になってしまった。そこで両紙幣を廃止するとともに、それらが担ってきた財政支出の部分には鉄錢を充て、支払い用通貨の不足に陥ることを避けようとしたのである。そうであれば鉄錢は湖北会子・淮南交子の代替貨幣としても発行されたことになり、支払い手段としての機能をも強く持っていたわけである。また政府は遠隔地決済手段は東南会子、日常低額取り引きにおける交換手段は鉄錢というように江北の通貨を整理しようとしていたものとも解釈される。本節では鉄錢化政策のうち、それが積極的に推し進められた乾道四年から紹熙元・二年の交までを取り上げ、その内容を検討してみたい。

はじめに鉄錢化のうち、鉄錢鑄造の経過から見てゆこう。乾道～淳熙年間の鉄錢鑄造の経過に関しては既に先行研究においてかなり詳しい検討が行われている⁽²⁴⁾ので、ここでは主としてそれらに依拠し、出土した鉄錢⁽²⁵⁾をも利用しつつ鑄造の経過をまとめると、表一のようになる。

表一 鉄錢鑄造の経過

年号 年月	鑄造の経過	出典
乾道 4 2	淮西路和州に錢監を設置。	宋史 34
5 8	和州の錢監に小鉄錢を鑄造させる。この後間もなく和州の錢監は廃止。	宋史 34
6 2	淮西路舒州に同安監を設置。	宋史 34
6 6	淮西路蘄州に蘄春監、黄州に齊安監を設置。なお齊安監はこの後間もなく廃止。	宋史 34 鑄錢司
7 7	江西路興國軍に富民（大冶）監を設置。この後12月までの間に江州に広寧監、臨江軍に豊余監、撫州に裕國監を設置。	宋史 34
11 11	淮西・江西路錢監の歳額を計60万（各30万）貫とする。 なお、乾道年間淮西路には同安・蘄春以外に舒州に宿松（城）なる錢監が設置されていた。	鑄錢司 宋史 180 出土鉄錢
淳熙 元 正	同安・蘄春監の鉄錢鑄造を停止、銅錢を鑄造。	鑄錢司 宋史 34
2 正	同安・蘄春監を廃止。	宋史 34
5 12	同安・蘄春監を復置。歳額を10万、20万貫とする。	宋史 35 宋史 180
7 5	同安・蘄春監の歳額を15万、30万貫に増額。	宋史 35
8 8	同安監を10万貫に減額。	全文 26 聖政 59 宋史 180
9 9	同安・蘄春監の歳額を各15万貫とする。	宋史 180
10 5	宿松監を同安監に併合。	宋史 35 宋史 180
12 12	同安・蘄春監の歳額を各20万貫とする。	全文 27 聖政 62 宋史 180
紹熙 元～ 2	この頃淮西路光州に定城監を設置。また湖北路漢陽にも錢監を設置し、富民監を併合、歳額を20万貫とする。なお、富民監を除く江西の錢監は淳熙末までに廃止されたと見られる。	全文 27 聖政 61 鑄錢司 出土鉄錢

（註）出典の欄に見える略称は次の史料のものである。全文→『宋史全文』、聖政→『皇宋中興兩朝聖政』、鑄錢司→『宋会要』職官四三「提点坑冶鑄錢司」、出土鉄錢→劉恩甫等「江蘇高郵出土南宋鉄錢的初步清理報告」 数字は卷数を示

す。

これによると、鉄銭を鑄造する錢監は当初淮西路、次いで江西路、さらに湖北路にも設置されていたことが知られる。鑄銭の歳額は乾道年間（一一六五～七三）に淮西・江西路併せて六十万貫と定められていたが、淳熙七年五月には同安・蕪春だけで、合計四十五万貫とされている。この時の江西路錢監の歳額が、乾道年間と同様に計三十万貫であったとすれば、江北に供給される鉄銭の鑄造歳額は合計七十五万貫となり、歳額の不明な宿松監を加えれば、さらに多額に上っていたことになる。これは、江北に供給される鉄銭の鑄造額としては最高の数字である。同時期の銅銭の年間鑄造額は十万～十二、三万貫程度である⁽²⁶⁾から、鉄銭の鑄造額は銅銭のそれを遙かに凌いでいたことになるのである。

鑄造された鉄銭は、財政支出を通じて盛んに放出された。淮南路において『宋会要』食貨四一一二〇「和糴雜錄」、淳熙十六年九月六日条に見える中書門下省の言に

淳熙十六年上半年、舒州有剩鑄到鉄銭八万四千二百六十余貫、蕪州有剩鑄并去年見在等銭共八万一千五百余貫、各已降指揮、令糴米樁管、深慮逐州所産不敷、却有科抑。詔令淮西運判王厚之体訪、見本路委是得熟、可以糴米去處、即將舒・蕪見在鉄銭、措置分糴。

とあり、舒・蕪州で鑄造された鉄銭が淮西路において和糴の本銭に充てられていることや、同書職官四一一六一「総領所雜錄」、淳熙十六年十一月二十三日条所載の戸部の言に

京西・襄・郢等處、見屯軍馬、合用鉄銭、令轉運司於舒・蕪州見樁管、并統鑄到鉄銭内、各取撥七万五千貫、赴湖広総領所交納。

と見え、京西路における軍馬の経費に、淮西路で鑄造された鉄銭が供給されていることはいずれもその一例である。また淮南路の塩場に江西路で鑄造された鉄銭が運搬され、亭戸の塩本銭支払いを通じて民間に放出されるということも行われた⁽²⁷⁾。

鉄銭の放出と並行して、会子や鉄銭との交換による銅銭の回収も実施された。淮南路における鉄銭・会子と銅銭との交換のうちで、記録に残っている事例を挙げると、乾道五年十二月に会子三十万貫が、淳熙二年三月には五十万貫が発行さ

れ、銅銭と交換されたという⁽²⁸⁾。こうした鉄銭・会子と銅銭との交換は、『皇
宋中興兩朝聖政』巻六〇、淳熙十年十一月条に「是の月」として

言者謂、自乾道五年降会子、付兩淮取換銅銭、又節次支舒・蕪鉄銭、換易凡
十六次。指揮至今十五年、私渡銅銭、常自若也。乞多給会子、立限盡換。詔
兩淮、各支降会子一十万貫、限兩月取換。

とあり、淳熙十年十一月までに十六回にわたって為されたといい、この時さらに
詔が下り、会子十万貫を発行して銅銭を回収させている。

京西路でも『宋史』巻三五孝宗本紀、淳熙七年正月己卯条を見ると、京西路を
鉄銭行使区域とすることが記された後に

民戸銅銭、以鉄銭或会子償之、滿二月不輸官、許告賞。

とあり、やはり会子との交換による銅銭の回収が行われている。このように江北
から銅銭を回収していった結果、淮南路については淳熙七年以降、上供から銅銭
が消えるといい⁽²⁹⁾、会子・鉄銭との交換による銅銭の回収も、淳熙十年以後行
われた形跡が無い。淮南路からの銅銭回収は、淳熙十年頃には完了していたと判
断して差し支えあるまい。

なお鉄銭の鑄造・放出、銅銭の回収とともに、『慶元條法事類』巻二九禁權門
二「錢銀過江北」、乾道九年五月十八日条に

勅、將帶銅銭過江北、比附銅銭入川峽陝界斷罪、許人告、其所告錢数、並全
給与充賞。

とあり、同門「銅銭金銀出界」、乾道九年九月三日条に

勅、藏帶金銀過淮及過北界、其犯人及知情引領停藏負載人、并透漏不覺察地
分合干官吏、並以所藏帶金銀估計価直、依銅銭出中国界条格、斷罪推賞。

とあるが如く、乾道九年五月に銅銭の、九月には金・銀の江南から江北への帯出
が禁止されている。

このように鉄銭化が進行する一方で、『備要』巻二、紹熙三年条是夏条に

〔乾道〕八年秋、以交子易壞、始出行在会子取兌。

とあるように、政府は乾道八年、淮南交子を東南会子によって回収し、その使用
を中止している。その理由として単に交子が壊れ（破れ）やすいからと記されて
いるのみであるが、実際には本節冒頭で述べた如く、東南会子が江南・北を結ぶ
役割を果たすようになり、交子が不要になってしまったからであると考えられる。

二 鉄錢流通の悪化とその原因

紹熙年間になると、当時淮西路蘄州の知州であった葉適の『水心先生文集』巻二「舒彦升墓誌銘」に

紹熙初、鉄錢法弊、商賈頓虧折、所至皆皇惑罷市。余（葉適）偶為蘄州、被使一路、奉上指盡力安集、歳余方少定。

とあることから窺えるように、江北、特に淮南路の鉄錢流通が悪化し、様々な弊害が表面化してきた。それらに関しては、先行研究において既に指摘が為されており⁽³⁰⁾、大きく①鉄錢の価値下落②私鑄錢の激増③鉄錢の江南への流入の激化の三点に整理される。本節では若干の史料を加えながら、特に弊害発生の原因に対して、今少し補足を行ってみたい。

はじめに鉄錢価値下落から取り上げると、その原因の一つとして『水心先生文集』巻二「蘄州到任謝表」の中に

属因淮南行鉄〔錢〕以来、暨乎蘄口置監而後、陰仰官鑪之羨、不勝偽冶之煩、浸用驕奢、無復繩矩、所以檢覈增鑄、禁絶私錢。

とあるが如く、鉄錢が所定の歳額を超えて過剰に鑄造されていたことが挙げられる。では何故にかかる額外鑄造が行われたのであろうか。第一として、『宋史』巻一八〇食貨志下二「錢幣」項に

〔乾道〕七年、以舒・蘄守臣皆以鑄錢増羨遷官、然淮民為之大擾。

と見えているように、政府が鑄錢額の多寡を、舒・蘄州の守臣が昇進する際の判断材料にする場合があった。そこで守臣は昇進を望むあまり、錢監に規定額以上の鑄錢を強いていたことが指摘される。

第二として、紙幣は江北において、本来軍事費の支払いを目的として発行された。そうであれば、淮南交子に代わる鉄錢も、財政貨幣、宋朝による支払い手段としての性格を強く持っていたことになり、その結果、地方の軍事・財政機関の要請や、時として圧力によって、錢監が定額以上に鉄錢を鑄造するといった事態も発生したと考えられる。特に後述するように、江北に供給される鉄錢は、概ね鑄造額が鑄造経費を上回っており、鑄造が比較的容易であった。そうしたことは、鉄錢の安易な増鑄を助長したに相違ない。

また錢監の官吏が私腹を肥やすため、鉄錢を過剰に鑄造することがあった。やや時代は降るが、湖北路の漢陽監に関して、嘉定五～七年に漢陽の知軍をつとめ

た黄幹⁽³¹⁾が、『勉齋集』卷二八「与漕使趙監丞論錢監利害」において興味深い記述を残している。黄幹によると

今監中又欲破七分之本以買炭、支給工匠、亦不過歲鑄十萬緡、則朝廷可得三萬緡之息、而監中又有七萬緡之本矣。

とあり、漢陽監では当時本錢は七分で、それによって年間十萬緡の鉄錢を鑄造することになっていたという。ところが黄幹は

然嘗問及朝廷每歲所得之錢、則曰、四年之内、所積九萬緡耳。則是一年之内、朝廷所得者、不及三萬緡。問其每歲所鑄之多少、則曰非二三十萬緡、不足以了監中之支遣。如此、則朝廷所得、僅十分之一、所謂九分者、置之何地耶。

とも述べているから、漢陽監は実際には年間二～三十萬緡の鉄錢を鑄造していたのである。それにもかかわらず、政府が利益として取得するのは僅かに三萬緡程度であった。そして頗る長文であるので、以下原文の引用は省略するが、黄幹によれば、所定の十萬緡を差し引いた残りは、錢監の官吏が鑄錢に使用する炭をわざわざ値段の高い時期に購入したり、自らの俸給を不当に高く支払ったりするのに充てられているという。さらに鑄造額を増大するため、鉄を安価で購入しようとする余り、錢監の官吏が鉄山の鑛戸の生活を圧迫しているとも黄幹は記している。これは嘉定年間の事情であるが、恐らくそれ以前の淮西や江西路の錢監においても、かかる官吏の不正に伴う過剰鑄造が発生していたと推察されるのである。

このように所定額を上回る鉄錢が大量に鑄造・発行されていたにもかかわらず、官司は納税において鉄錢の受け取りを拒否し、且つ鉄錢の江南への帶出を禁止していた。受け取りの拒否については、『宋会要』食貨七〇-八一～八二「賦税」、紹熙二年十一月二十七日条所載の赦文に

兩淮州縣人戶輸納應干官錢、訪問、官司逼勒人戶、並要輸納官會、展轉收売、倍有陪費。

とあり、当時淮南路では、官司が民戸に対して強制的に官會、即ち東南會子を納入させており、官錢即ち鉄錢は使用させていなかったという。かかる鉄錢の受け取り拒否はこの時始まったのではなく、それ以前から行われていたのが、紹熙年間に入り、鉄錢の流通悪化と同時に表面化したものと解される。

鉄錢の帶出禁止に関しては、『慶元條法事類』卷二九禁權門「鉄錢過江南」、淳熙二年十月五日条に

勅、自淮南將帶鉄錢過江之人、依乾道九年五月十八日銅錢罪賞、減二等斷罪、罪止徒一年。

とあるように、淳熙二年以降、江南への鉄錢の持ち込みが禁止されていたのみならず、『水心先生文集』巻二に取められる、葉適が知蘄州時代に記した「淮西論鉄錢五事状」の中に

銅錢過江北、既有鉄錢以易之矣。鉄錢過江南、亦必有銅錢易之可也。今為銅錢地而不為鉄錢地、事不均平、豈行法以來偶未之思歟。

とある通り、鉄錢は江南において、銅錢や東南会子等と兌換する措置さえとられていなかったのである。これは政府が、回貨には専ら東南会子を使用させようとしていたからに他ならない。なお、江南の銅錢が淮南の鉄錢と交換できたとあるのは、淮東の塩場における貼鈔錢の納入に便宜をはかったためと考えられる。

鉄錢が徴税によって回収されず、他地域に流出もせず、大量且つ一方的にたれ流しされ続けられれば、その流通量は膨張するのみであるから、流通する商品の総額を上回り、価値下落を起こすことは言うまでもない。殊に鉄は金・銀はもとより、銅に比較しても素材価値が低いことから、鉄錢は重量が嵩み、持ち運びは極めて不便であった。それ故、鑄造・発行額が増大してくれば、鉄錢に対する需要の減退は一層甚だしくなり、別段その流通量が商品の総額を超過していなくとも、価値下落を招来したのである⁽³²⁾。

また中国においては、紙幣の如き素材価値の無いに等しい貨幣はもとより、銅錢でさえ、特に納税に使用できることが信用を支える最大の柱であったと言われる⁽³³⁾。そうであれば、江北の鉄錢のように納税への使用が制限されてしまうと、その信用は大きく動揺し、それだけで貨幣価値の下落につながったことは考えるまでもない。加えて、鉄錢の行使区域が限定されていたことも、民衆の鉄錢に対する需要を減退せしめ、ひいては鉄錢の価値下落をもたらした。それは『朱子語類』卷一一一「論財」に

〔周〕必大因言、鉄錢之輕、亦緣積年鑄得多了、又只用之淮上十余郡、所以至此益賤。

とあるのが一証左となろう。

続いて、鉄錢の私鑄に目を向けてみよう。「淮西論鉄錢五事状」に「臣窃かに見るに、近歲私鑄錢江淮に散漫し、公私弊を受け、人情揺動す」と称される私鑄

銭横行の直接的原因が、同史料の中に

臣竊詳興監以来所鑄鉄銭、其軽重薄厚、精麁大小、略為相等。就中淳熙七・八・九年中間、蕪春監所鑄、字畫精細、輪郭堅明、比於諸銭、又為精好。十五・六年以至紹熙元・二年、則頓成麁惡。

とあるような、淳熙十五、六年から紹熙元、二年にかけて為された、銭質の急激な低下にあったことは間違いない。

北宋時代を例にとると、私鑄銭発生の一条件として、鑄銭の利率が百パーセントを上回っていることが挙げられる⁽³⁴⁾。『游宦紀聞』卷二には、淮西路蕪春監における鑄銭額と鑄銭経費との関係について

蕪春鉄銭監、五月至七月、号為鉄凍、例閣鑪鑪、本銭四可鑄十、鉄炭稍貴、六可鑄十、工雇費皆在焉。

と見えている。これによれば本銭四乃至六で十を鑄したというから、利率は百五十パーセントまたは六十七パーセントとなり、百パーセントを超える場合のあったことが判明する⁽³⁵⁾。この利率が淳熙末～紹熙初頭の、銭質が急落した時のものであるか否か不明であるが、蕪春監の利率は概ね相当高かったと見られる。江北の銅・鉄銭の官定比価は一对二と定められており⁽³⁶⁾、これは銅・鉄銭が等価であることに起因する私鑄銭発生防止措置と受け取れる。このように鉄銭鑄造に絡まる利率が高かったとすれば、淮南路における私鑄銭の発生もやむを得なかったであろう。

また、鉄銭が納税に使用できなかったことに伴う信用の低落も、私鑄銭発生原因になったと考えられる。因みに明代、政府が財政収支を、紙幣や銅銭に代わって銀で行うよう改めた途端、銅銭の信用が動揺し、大量の私鑄銭が市中に出回るようになったという⁽³⁷⁾。そうした状況は、南宋の淮南路においても同様であったに相違ない。なお、付言すれば『慶元條法事類』卷二九禁權門「私鑄銭」、紹熙三年五月一日条に

尚書省筭子、兩淮私鑄銭、多是江南州縣深山窮谷間所鑄、雖与兩淮一例督察官吏禁止、而江南以非行用鉄銭地分、奉行不嚴。

とあり、兩淮の私鑄銭は多く江南で鑄造されており、官吏を督察してこれを禁止させようとしたが、江南が鉄銭行使地分ではないので奉行厳ならざる状態であったという。淮南路における私鑄銭横行の原因には、このようなものもあったので

ある。

鉄銭の江南流入に関しては、例えば「淮西論鉄銭五事状」に「是の時私鑄熾盛にして鉄銭浙西に流入し、内地駭愕す」と見えている。もっとも流入は、紹熙年間初頭に始まったのではあるまい。淳熙二年に、江北鉄銭の江南持ち込みが正式に禁止された後も、禁止令が繰り返し発布されている⁽³⁸⁾ことからすると、既にその頃から継続して行われていたものと解される。流入の原因となったのは、淮南路において、回貨として江南へ持ち込める金・銀・東南会子が不足していたことである。「淮西論鉄銭五事状」に

准人知鉄銭過江有兌換之處、自加貴重、商旅之在淮南者、亦不敢輕賤鉄銭、則金銀官会及其他物資自当低小。

とあり、鉄銭を江南へ携行し、〔銅銭と〕兌換することができるのであれば准人はこれを重視するであろうし、客商で淮南に在る者も鉄銭を蔑視することはなくなり、〔量が少なく価値の騰貴している〕金・銀及び官会即ち東南会子等の価値も下落するであろう、と見えているのはそのことを裏付けている。なお、東南会子が不足していたのは、政府が淮南路における会子の発行に慎重な態度をとっていたからであると考えられる⁽³⁹⁾。

淮南路とともに鉄銭が行使されていた京西路における鉄銭の流通状態に関しては、史料が乏しく不明な部分が多い。ただし紹熙初頭に漢陽監が設置されるまでは、京西路に淮西路銭監の鑄造する鉄銭が供給されていたのであるから、少なくとも淮西路銭監の銭質低下の影響は受けていた筈である。果たして「淮西論鉄銭五事状」の中に

……湖広総領所近有申請、以新旧官銭不同、未敢通用。

との一文がある。これは湖広総領所の申請であるから、取り上げられているのは淮南ではなく京西路でなくてはならないが、それによると新銭、即ち淳熙十五年以後に鑄造された新銭と、それ以前に鑄造された旧銭との間で銭質や様式等が異なるため、両者が円滑に流通していなかったことが窺える。鉄銭の流通が悪化していたのは淮南路のみではなかった。

第三節 鉄銭対策と紙幣の主要貨幣化

一 政府の鉄銭対策

南宋政府は、かかる鉄銭流通状況の悪化を傍観していたのではない。例えば錢監に対する統制を強化し、鉄銭の過剰鑄造を抑制するために提点江淮湖北鉄冶鑄銭司なる機関を設置しており⁽⁴⁰⁾、私鑄銭の横行に対しても様々な取り締まり策を講じている⁽⁴¹⁾。しかしながら鉄銭対策の中で重要と見なされるのは、鉄銭の鑄造を縮小し、江北への鉄銭供給量を削減する一方、鉄銭流通悪化の甚だしかった淮南路からは鉄銭を回収し、鉄銭流通量を減少させていったことである。

鉄銭の回収から見ていくと、『宋史』卷三六光宗本紀、紹熙二年七月己未条に
出会子百万緡、取兩淮私鑄鉄銭。

とあり、十二月庚子条に

復出会子百万緡、取兩淮鉄銭。

とあるが如く、紹熙二年の間に、東南会子合計二百万貫と引き換えに私鑄銭を回収した。また官米二十五万石を発し、うち十万石は一升毎に二十文、十五万石は一升毎に十四文の破欠した官銭・私鑄銭双方を回収した⁽⁴²⁾。さらに三年正月には度僧牒をも支降して淮東の鉄銭を回収している⁽⁴³⁾。因みに東南会子一貫＝銅銭七百七十文であり⁽⁴⁴⁾、既に見たように銅銭と鉄銭の比価は一对二であるから、少なくとも東南会子と引き換えに三百八十万貫、官米を以て四十一万貫が淮南路から回収されたことになる。

鉄銭の回収を強化する手段としては、納税における鉄銭の量を増大するということも実施された。『宋会要』食貨七〇-八一～八二「賦税」、紹熙二年十一月二十七日条に

同日敕、兩淮州縣人戸輸納應干官銭、訪問、官司逼勒人戸、並要輸納官会、展轉収売、倍有陪費。仰兩淮轉運司、行下諸州軍、及出勝曉示、應干人戸輸納官銭、並以三分為率、二分見銭、一分官会、如違許人戸越訴。

とあり、淮南路の納税がそれまで全て東南会子で行われていたのを、二分を鉄銭、一分を東南会子で行うよう命が下されている。このように鉄銭の納（徴）税額を増大することは、鉄銭の回収量を増大するのみならず、その信用を高めることにもつながった筈である。

次いで鑄錢の状況に目を転じると、表一に明らかな如く、紹熙年間初頭において江北に鉄錢を供給していたのは、定城・蕪春・同安・漢陽・富民の五つの錢監であった。このうち紹熙三年六月に光州の定城監が廃止されており⁽⁴⁵⁾、十一月には蕪春・同安監の鑄錢歳額が各十萬貫ずつ、計二十萬貫削減された⁽⁴⁶⁾。やはり紹熙年間中に、漢陽及びそれに併合された興国の富民監も廃止されていたことが知られる⁽⁴⁷⁾。錢監は乾道～淳熙年間には最大時で七つ（蕪春・同安・宿松・富民・広寧・豊余・裕国）置かれていたのであるから、紹熙年間に入ると、その数は半分以下に削減されたことになる。鑄錢の歳額は、淳熙年間に最大で七十五萬貫にも達することがあったと考えられるので、こちらでも大幅に縮小されてしまったと言うことができよう。

さて、ここで注目すべきは、政府がこのように鉄錢流通量を縮小していく反面、淮南交子の使用を再開したことである。淮南交子は紹熙三年八月に再発行された⁽⁴⁸⁾が、その詳細は『備要』巻二、紹熙三年是夏条に以下のようにある。

印造兩淮會（交の誤り？）子三百万貫、付兩路（淮南東・西路）、每貫准鉄錢七百七十、淮東三分、淮西一分、依湖北例三年一兌、更不申展。……其會（交の誤り？）子仍分一貫・五百・二百者凡三等、許流轉至江・池・太・常州、建康・鎮江府、興国・江陰軍界内行用、應兩淮上供及戸部錢物、並權發見錢三年、令淮南漕司樁管、而沿江八州軍合發上供一半會子、則許用交子通融起發、於江淮東西總領所樁管焉。

この記事の要点を整理すれば次のようになる。①この交子は淮南路の鉄錢の弊害を改めることを目的に発行されたこと、②三百万貫が印造され、うち淮東路にその三分、淮西路にその一分が支降されたこと、③交子一貫＝鉄錢七百七十文の比価が設定されたこと、④湖北會子に倣い、流通期限（界）は三年とされたこと、⑤額面には一貫及び五百・二百文があったこと、⑥行使区域が淮南路から江・池・太〔平〕・常州、建康・鎮江府、興国・江陰軍という江南の沿江八州軍にまで拡大されたこと、⑦淮南からの上供は三年の間見錢、即ち鉄錢で行われたこと、⑧沿江八州軍からの上供には交子の使用が許可されたこと、である。既に述べたように、淮南交子は乾道三年に発行された時、その額は百三十萬貫であったから、再発行された交子の額は倍以上に増大していたことになる。また交子の発行と同時に、淮南路からの上供を利用して再び鉄錢が回収されているのである。

政府は明らかに鉄銭から交子への切り換えを行っている。鉄銭流通の悪化に伴う鉄銭から紙幣への切り換えは、既に北宋の四川に見られるところである。

政府が交子を復活して鉄銭に切り換えた理由については、既に詳考が為されている⁽⁴⁹⁾。それによると最大の理由として、紙幣のみならず鉄銭も額面と素材価値が大きく乖離した名目貨幣、信用貨幣と見ることができ、信用が確実に維持されるならば、重量の嵩む鉄銭よりも紙幣の方が民衆にとって遙かに軽便で、従って需要が多く、価値下落も生じ難かったことが指摘されている。因みに、この交子は建康榷貨務における塩鈔の購入及び淮東の塩場における貼鈔銭の納入に使用されることで、その信用が維持されていた。また交子の場合、榷貨務で回収される額に応じて発行量を定めることができ、それによって鉄銭の如き過剰鑄造・発行を抑制し得た点も、切り換えが行われた理由の一つである。

交子が沿江八州軍にまで行使区域を拡大されたのは、江北における東南会子の少なさに起因する回貨の欠乏を補い、鉄銭が回貨として江南に流入するのを防止するためであったことは言うまでもない。なお、政府が回貨欠乏という事態に接しても東南会子を増発せず、鉄銭に代わって発行した交子の行使区域を拡大するに止めているのは、淮南路で発行された紙幣が、江南中枢の社会・経済を混乱させることを恐れていたからであろう。

また『宋史』卷三六光宗本紀、紹熙三年五月乙未条に

命漢陽・荊門軍、復州行鉄銭。

とあり、湖北路の漢陽・荊門・復州を新たに鉄銭行使地分としている。これは鉄銭の行使区域を拡大することによって鉄銭の需要を増大させ、その信用を高めると同時に、鉄銭と引き換えに銅銭を回収して江南へ支降し、江南の銅銭保有量を増大しようという、二つの目的から為されたと解される。なお、新たな鉄銭行使区域から、上供等を通じて銅銭が回収されていたことは、例えば次の記事によって裏付けられる。即ち紹熙二～三年に荊門軍の知軍をつとめていた陸九淵⁽⁵⁰⁾は、『象山先生全集』卷一五「与薛象先書」において

荊門歲輸馬草二千緡、分作四季起發、赴使台都錢物庫交納。春夏已納足、今正当輸秋季錢。前此係三分輸納銅錢、本軍比年係行使鉄銭地分、令禁日嚴、無得銅錢輸納。每是将会子到鄂渚兌換銅錢、所費頗多。今欲乞只以会子輸納、望特達允從為幸。

と記しており、荊門が既に鉄錢行使地分となっているにもかかわらず、上供が銅錢で行われ続けているので、民衆が銅錢の入手に苦心しているというのである。

しかしながら政府のこうした努力に反して、江北の鉄錢流通状態はその後も改善されなかった。前節で引用した黄榦の『勉齋集』卷二八「与漕使趙監丞論錢監利害」によれば、嘉定年間（一二〇八～一七）になっても政府は錢監に対する統制を貫徹できず、漢陽監では歳額に数倍する鉄錢の過剰鑄造が行われていたという。また彼はそのことに続いて

兩淮・荊襄、人煙蕭索、而鉄錢太多、故其用也輕。數年之前、鉄錢二当銅錢一、今則以三当一矣。

と述べているから、江北一帯では相変わらず鉄錢の価値は下落していたのである。

そこで政府は『宋史』卷三八寧宗本紀、嘉泰三年四月丙午条に

出封樁庫兩淮交子一百万、命轉運司取民間鉄錢。

とあるが如く、淮南交子百万を出して引き換えに鉄錢を回収するとともに、淮東路塩場において納入される貼鈔錢中の鉄錢の比率をも引き上げ、鉄錢の回収を強化した⁽⁵¹⁾。また鉄錢の鑄造をさらに縮小し、江北への鉄錢供給を削減している。具体的には、既述の如く漢陽監は紹熙年間に一度廃止されたが、その後時期は不明であるものの復置された如くで、従って江北に鉄錢を供給していたのは蕪春・同安・漢陽の三監となっていた。しかるに嘉泰三年七月、これらの錢監の鑄錢は全て停止され、開禧元年に復活された⁽⁵²⁾。ところが嘉定七年十二月には同安監の鑄錢も中止され⁽⁵³⁾、これより江北に鉄錢を供給する錢監は漢陽・蕪春の二監となってしまった。なおこの後、端平二年（一二三五）以降になると、荊湖・淮南方面はモンゴル軍の侵攻を受け、南宋軍との間で断続的に激戦が繰り広げられており⁽⁵⁴⁾、錢監の動向は不明である。恐らく戦乱に巻き込まれて消滅したと推察される。

このような鉄錢流通量減少策と並行して、政府は鉄錢の需要を増大するため、嘉定二年には鉄錢の行使区域を江南の沿江八州に拡大した⁽⁵⁵⁾。また『宋史』卷三九五李大姓伝に

江陵旧使銅鑄、錢重楮輕、民持貲入市、有終日不得一錢者。〔李〕大姓奏乞依襄・郢例通用鉄錢、於是泉貨流通、民始復業。

とあり、湖北路の江陵にも鉄錢を通用させている。因みにこの措置も嘉定二年に

実施されたと解される⁽⁵⁶⁾。この史料によれば、当時の江陵では、紙幣価値の下落に伴ってグレシャムの法則がはたらき、銅銭の流通量が減少して低額通貨が不足していた。政府が江陵を鉄銭化した背後には、そうした通貨不足を緩和しようという意図もはたらいていたのである。なお、江陵では銅銭が不足していたというのであるから、政府はことさらに銅銭を回収する必要はなかった筈である。

上述のように、江北のうち淮南・京西路は淳熙年間までに鉄銭化されており、湖北路においても、江北にのみ存在する州軍（漢陽・荊門・復州）は全て鉄銭化され、江南・北に跨る州軍も江陵が鉄銭化されたため、残るは帰・峽州のみとなってしまう。四川では、北宋時代から銅銭は回収され、鉄銭が行使されていたから、嘉定年間以後、南宋領内で銅銭が行使されたのは、江南の諸路、湖北路のうち江南に存在する州軍、及び江南・北に跨る帰・復州のみとなったのである。

二 紙幣の発行増大と主要貨幣化

政府は鉄銭の回収を強化し、鑄造額を削減してその流通量を縮小させるかたわら、開禧二年～嘉定元年に開禧用兵と称して金との間に戦端をひらいた。また嘉定十年以降は金・モンゴルと恒常的な戦闘状態にあったことから、膨張し続ける軍事費を支払うため、大量の紙幣を江北において発行するようになっていった。

江北で発行される紙幣のうち、淮南交子・湖北会子が増発されていく経緯⁽⁵⁷⁾から見ると、前者は嘉定年間以降に増発の始まったことが確認され、『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項に

嘉定十一年、造兩淮交子二百万、増印三百万。十三年、印二百万、増印一百五十万。十四・十五年、皆及三百万。

とあり、同十一年に五百万貫、十三年に三百五十万貫、十四・十五年には各三百万貫が印造されたという。さらに続けて「是れより其の数日に増し、価も亦た日に損なわれ、称提術無く、但だ屢しば界を展ずるを与すのみ」とあるから、南宋の滅亡が近づくにつれ、その印造・発行額が益々増大していったことは疑いない。

湖北会子⁽⁵⁸⁾は乾道三年に新会子三百七十万貫が発行され、淮南交子と異なってその後も廃止されずに行使され続けた。淳熙十一年には、第二界の会子二百万貫が発行され、第一界と交換されており、続いて十三年には三年を一界とすることが定められた。増発が始まるのは紹熙元年からで、この年第二界の発行額が五

百六十二万貫に及んだというので、第三・第四界を発行して第二界を回収し、以後両界併用、一界の発行額は二百七十万貫とされた。両界併用というから、会子の実質的な発行額は、五百四十万貫となったのである。この後、界制の運用は混乱に陥り、第三・第四界の回収及び第五界の発行時期に関しては、史料に明文が見えない。実態が明らかになるのは第六界からで、嘉定五年に茶引・度牒で第五界会子を回収しようとしたが、混乱が生じたので、荊湖制置使劉光祖は第六界五万貫をもって新旧紙幣の間に一對二の等差を設け、第五界を回収した。また回収のため府庫の所蔵を出すと同時に、朝廷に第六界会子十万貫の支降を請うた。次いで嘉定十四年には第六界三(二)十万⁽⁵⁹⁾貫を、十七年には二百万貫を印造・発行したから、第六界の発行額は合計二百三十五もしくは二百四十五万貫であったことになり、ここまでは界額(一界の間の発行額)自体の添増は認められない。

添増が始まるのは第七界からで、『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項に

嘉熙二年、撥第七界湖会(湖北会子)九百万付督視参政行府。宝祐二年、撥第八界湖会三百万貫付湖広総所、易両界破会、自後因仍行之。

とあって、嘉熙二年(一二三八)には実に九百万貫が発行され、宝祐二年(一二五四)には第八界三百万貫が発行されている。これ以後の発行額を伝える史料は残存していないが、湖北会子も淮南交子と同様に、南宋の滅亡が間近となるにつれて、その発行が増加の途をたどったことは間違いない。

次いで東南会子の発行額⁽⁶⁰⁾を見ると、淳熙年間から徐々に界額が増大し始め、開禧用兵時には第十一～第十三界が併用され、その総発行額は一億四千万貫にも及んだ。紹定六年(一二三三)には、第十四～第十六界のやはり三界が同時に行われ、その総発行額は三億二千万貫であった。さらに淳祐六年(一二四六)における第十七・第十八界の総発行額は、実に六億五千万貫にも達する等、会子の印造・発行額は天文学的な数字になっていたのである。政府はこのように夥しく印造した東南会子の一部を、江北にも支降した。東南会子を江北で大量に発行すれば、それらは当然回貨として江南へ流入し、江南の社会・経済を混乱させるが、戦局が悪化していく状況下において、南宋の命運を握る国境防衛軍に対して軍需物資を円滑に供給するためには、最早致し方のないことであった。

東南会子の場合、江北への一回あたりの支降額は数百万貫から多い時で数千万貫にも及んでいる。史料を紹介すると、まず湖北・京西路方面では、淳祐十年～

宝祐三年（一二五五）頃に記されたと思われる『可齋雜藁』卷一八「回奏經理事宜」が載せる、京湖制置司に対する尚書省の劄子に

三月十四日奉聖旨、令分司・財用司支撥十七界官会一千万貫文、付京湖制司椿管。

とあり、京湖制置司に一千万貫の第十七界会子を支給するよう詔が下されていたことが知られる。また『宋史全文』卷三四、淳祐十一年十一月丙申条に

京湖制臣言、調遣都統高達・晋徳、入襄樊、措置經理。漢江南北、並肅清、積年委棄、一旦収復。詔立功將士官兵、各進官一等、特支官会三百五十万貫、等第充賞。

とあり、京西路方面で犒賞費用に官会即ち東南会子三百五十万貫が充てられている。或いは同書卷三六、景定元年（一二六〇）正月己酉条に

詔鄂州戰守將帥以至士卒、特賜十七界楮幣三千万、令宣司第功給犒。

とあり、鄂州の守備兵に対して第十七界会子三千万貫が賜与されたという。

淮南路に対しても、『可齋雜藁』卷一七「奏寿城賞」に

淳祐元年、安豊圍解、攻打四十余日、軍兵約近二万人、朝廷是時支犒官会五十万貫、銀五千兩。淳祐四年、敵兵圍困寿城七十余日、諸軍二万八千余人、皆忍饑死守、朝廷是時支犒官会一百万貫。

とあり、淳祐元～四年にかけて安豊軍に犒軍費として官会即ち東南会子が合計で百五十万貫給与されたといひ、『宋史全文』卷三四、淳祐五年三月甲辰条には

出十七界楮幣百万下淮東、犒水陸戰守諸軍。

と見え、淮東諸軍に第十七界の東南会子百万貫が支降されている等の事例がある。こうした増発を通じ、紙幣は江北において、宋朝による主たる支払い手段となっていたのである。

他方、宋朝に対する主たる支払い手段にどのような貨幣が使用されていたのか、詳細は一切不明である。しかしながら一旦発行した紙幣は、その価値を維持して流通させなければならず、そのためには政府が徴税を通じて紙幣を受け取ることが不可欠となる。そうであれば紙幣の発行量が増大してくると、やはり徴税における紙幣の量をも増大せざるを得なかった筈であり、江北における宋朝への主たる支払い手段としてはやはり紙幣、なかんずく江南でも使用できる東南会子が実際には多く用いられていたと推測されるのである。

流通手段に関しても具体的な史料は検索できないが、鉄錢鑄造の縮小や、さらに戦乱に因由する錢監そのものの消滅等によって鉄錢の供給量は減少し、流通量も縮小していたこと、また本来鉄錢は重量が高み、流通手段には不向きな貨幣であったことを考慮すれば、紙幣価値が余程下落して紙屑同然にでもならない限り、流通手段としても主に紙幣が使用されていたと考えられるのである。参考までに、江北と同様に鉄錢・紙幣行使区域であった四川では、北宋時代に三貫以上の取り引きは交子で行われていたといひ⁽⁶¹⁾、南宋時代に入って、鉄錢の供給が減少するとともに紙幣の発行額が増大してくると、『文定集』卷一三「乞免解發鉄錢赴兩淮書」に

蓋八九百之直、須假錢引、或四五百之数、必以見錢。

とある通り、鉄錢は僅かに四～五百文以下の取り引きに使用されるに止まっていたという。南宋末期の江北においても、鉄錢は使用されたにせよ、低額の端数合わせに充てられる程度ではなかったろうか。

なお、興味深いことに、南宋末期になると、江北で紙幣が物価の表示に用いられていたことを伝える史料が見られるようになる。『履齋遺稿』卷四「上廟堂書・論用兵河南」に、既に金が減び、南宋とモンゴルとの戦闘が開始されていた時期のこととして

目今湖襄間、米石之価、為湖会五十券。

とあり、同時期の史料である『許国公奏議』卷一「応詔上封事條陳国家大体治道要務月九事」に見える七番目の上奏の貼黄にも

京鄂之間、米石為湖会六七十券。

とある。こうしたことも、当時江北において、鉄錢が減少してその使用が後退し、その反面紙幣の使用が進展していた事情を伝えていると解されるのである。付け加えるならば、紙幣にはいずれも界制が施行され、流通期限が存在したこと、価値が不安定であったこと等により、恒久的な蓄蔵・価値保蔵の手段とはなり得なかったと考えられる。

以上、推測もまじえて考察してきたが、それに大過なしとすれば、南宋末の江北においては、鉄錢流通量の縮小、紙幣発行量の増大という状況の中で、紙幣が宋朝による主たる支払い手段、宋朝に対する主たる支払い手段、主たる流通手段の地位を獲得しており、また価格の表示に用いられている事例も見られる等、主

要貨幣になっていたとすることができるであろう。

おわりに

紹興年間末、金との戦争によって中央で通貨不足に陥った南宋政府は、その補填のため行在臨安で東南会子を発行し、次いで会子の行使区域を両浙から江北沿辺の淮南・湖北・京西路へ、さらに次辺の江南東・西路へと拡大した。江北は多数の軍がはりつけられた軍事的消費地帯で、江南から軍需物資の供給を受けていた。それ故、江北で発行された東南会子が軍需物資の回貨として江南へ流入し、江南の経済を攪乱するという危険が生じた。そこで政府は隆興元年より江北に行使区域を限定した紙幣、湖北会子・都督府会子（後に淮南交子）を発行し、これらを持ち出そうとする者は他の貨幣と交換させ、江南への紙幣流入を遮断した。また乾道二年八月より江南で東南会子の使用を停止し、回収を開始した。政府はこの時東南会子の廃絶を意図していたと見られ、紙幣は江北にのみ行使されることとなった。

しかるに政府は東南会子に代わる通貨補填策を見いだし得ず、また直接回貨となる貨幣が存在しないため、江北への物資の補給に支障をきたした。そこで乾道三年六月、東南会子の使用を再開し、これを江北でも発行した。ただし行使区域を限定された湖北会子・淮南交子と東南会子とを併用し、江南へ直接流入する紙幣の量を制限していた。

政府は新会子発行後、江北の鉄銭化に本格的に着手した。その理由として、鉄銭の発行と引き換えに銅銭を回収し、江南へ支降することで江南の銅銭保有量を増大するとともに、金への銅銭流出を防止しようとしたことが挙げられる。また政府には、湖北会子・淮南交子を廃止し、それらを鉄銭に切り換え、江北の通貨を鉄銭・東南会子に整理しようという意図もあったと見られる。かくして政府は錢監を設置して鉄銭を鑄造し、江北の銅銭を鉄銭や紙幣との交換、徴税によって回収し、乾道四年～紹熙元・二年の交までの間に淮南・京西路を鉄銭化した。同時に江南から江北への銅銭の帯出を禁止して江南・北の通貨を截然と区別するとともに、鉄銭化の進行に伴って、乾道八年に淮南交子を一旦廃止した。

ところが淳熙末年以後、特に淮南路で鉄銭の流通状況が悪化し、鉄銭の価値下落、私鑄銭の横行、江南への流入等が問題化した。その原因として、鉄銭の過剰

鑄造、鉄銭を使用することの不便さ、鉄銭鑄造に絡まる多大な利益、納税における鉄銭の使用制限、鉄銭行使区域の限定、回貨となる貨幣の不足等が挙げられる。なお京西路でも鉄銭の流通は良好ではなかった。

かかる鉄銭の流通悪化に直面した政府は、紹熙二年から鉄銭鑄造を縮小するとともに、淮南路から鉄銭を回収し、鉄銭の流通量減少、信用増大に努めた。また同じ名目貨幣である以上、信用が維持されるならば紙幣の方がはるかに軽便であり、鉄銭に比べて発行・回収を制御しやすいことから、紹熙三年に淮南交子を復活させ、鉄銭に切り換えたのである。なお、交子は回貨の機能を果たすべく、江南の沿江州軍に行使区域を拡大されていた。さらに政府は鉄銭の需要を高めるため、その行使区域を湖北路、さらに江南の沿江州軍へと拡張している。

こうした鉄銭対策のかたわらで、開禧用兵、嘉定年間以降の金・モンゴルとの恒常的戦争に付随する軍事費の増大に際し、政府はその支払いに主として紙幣を用いるようになり、江北における紙幣の発行を増大していった。かくの如き鉄銭の使用後退、紙幣の使用進展の過程で、紙幣は江北における唯一の主要貨幣となっていたのである。このような通貨事情こそが、元朝の通貨政策を受容する基盤になったと考えられる。

【註】

引用史料の略称は以下の通りである。『建炎以来繫年要録』→『要録』、『建炎以来朝野雜記』→『朝野雜記』、『宋会要輯稿』→『宋会要』、『兩朝綱目備要』→『備要』、『宋史全文統資治通鑑』→『宋史全文』

(1) 淮南路は正確には淮南東・西路の二つから成るが、特に何れかを指定しない限り、単に淮南路と表記する。また湖北路の一部は江南に食い込んでいるが、便宜上江北に含める。

(2) 曾我部静雄「南宋の紙幣」一・二（『社会経済史学』七・七・八、一九三七年、後『宋代財政史』、生活社、一九四一年に再録）、草野靖^④「南宋時代淮南路の通貨問題——鉄銭交子の廃復をめぐって——」（『東洋学報』四四—四、一九六二年）、^⑤「南宋行在会子の発展」上・下（『東洋学報』四九—一・二、一九六六年）、中嶋敏「高宗孝宗兩朝貨幣史」（『東洋史学論集——宋代史研究と

その周辺――』、汲古書院、一九八八年)、汪聖鐸「南宋江北鉄銭若干問題」(『中国銭幣』一九八九年一)、杜文玉・王克西「湖会・淮交的界分与数額」(『中国銭幣』一九九一年一三)、劉森『宋金紙幣史』(中国金融出版社、一九九三年)、金子泰晴「南宋初期の湖広総領所と三合同関子」(『史観』一二三、一九九〇年)。

(3) 例えば近藤一成「宋代永嘉学派の理財論――葉適を中心として――」(『史観』九二、一九七五年)、俞兆鵬「葉適貨幣思想研究」(『中国銭幣』一九八七年一)等。

(4) 東南会子発行の経緯については註(2)草野^⑧論文上、三～二四頁に詳しい。なお、東南会子は行在臨安で印造されるので行在会子とも呼ばれることがあり、官の会子ということから官会子、略して官会、さらに銅銭会子、略して銅会・銅券等と称されることもあった。

(5) 『要録』卷一八九、紹興三十一年三月甲午条。

(6) 例えば『宋会要』食貨四〇一三七～三八「市糴糧草」、隆興二年八月三日・十二日条等による。

(7) 以上、淮東塩・兩浙塩の販売制度やその専売収益等については、戴裔煊『宋代鈔塩制度研究』(第二版、中華書局、一九八一年)、三四二～三四五頁、草野靖「南宋時代の淮浙塩鈔法」(『史淵』八六、一九六一年)を参照した。

(8) 長井千秋「淮東総領所の財政運営」(『史学雑誌』一〇一七、一九九二年)、五～一六頁による。

(9) 内河久平「南宋総領所考――南宋政権と地方武将との勢力関係をめぐって――」(『史潮』七八・七九、一九六二年)、七～一〇頁による。

(10) 前者の見解は日野開三郎「便銭の語義を論じて唐宋時代における手形制度の発達に及ぶ」(『九州帝国大学法文学部十周年記念哲学史学論文集』、一九三七年、後『日野開三郎東洋史学論集』五、三一書房、一九八二年に再録)、著書の二九～三〇頁、後者の見解は草野靖「三説法――宋初の權易法――」(『熊本大学文学部論叢』史学篇二五、一九八八年)、五七～五八頁を参照。

(11) 湖北直便会子の名は、例えば『宋会要』食貨四一一四「和糴雜録」、淳熙十三年八月八日条に見える。

(12) 以上は註(2)草野^⑧論文上、二九～三〇頁に基づく。

(13) 註(2) 草野^⑧論文下、三九～四一頁。

(14) 湖北会子・都督府会子・淮南交子の貨幣機能について見ると、例えば湖北会子は俸給の支払いに使用されており、一方、『宋会要』「塩法」、乾道二年八月四日条に見える戸部の言に

客人将合納措留錢、就行在并建康府權貨務、兌換淮南交子、前去請塩。
とあり、淮東の塩場で納入される措留塩本錢に淮南交子が使用される等、これらは宋朝による支払い手段、宋朝に対する支払い手段として行使されていた。さらに『文獻通考』「湖会」項に「軍前に発赴し、見錢に当てて流転せしめ、京西・湖北路に於いて行使す」とあり、『宋史全文』卷二四、隆興二年正月条に「都督府言わく、会子の流転行使は、已に是れ通快なり」とあるから、湖北会子・都督府会子は他者への転売が許され、流通手段としても行使されていたと見られる。加えて湖北会子・淮南交子には当初界分が設定されていなかったから、蓄藏手段としても行使することが可能であった筈である。湖北会子・都督府会子・淮南交子は、発行当初から諸貨幣機能を備えた紙幣であったとして良いであろう。

(15) これに先立ち、乾道元年に四川の鉄錢を淮南路に運搬・発行し、引き換えに銅錢を回収し、淮南路を鉄錢化しようとする試みが為されたが、運搬費用が過大であったことや、鉄錢が江南の貨幣と交換できなかったこと等により中止された。詳しくは『朝野雜記』甲集卷一六「淮上鉄錢」項、『文定集』卷一五「与陳枢密書」等を参照。なお『宋史』卷一八〇食貨志下二「錢幣」項には

淮南旧鑄銅錢、乾道初、詔兩淮・京西悉用鉄錢、荆門隸湖北、以地接襄・峴、亦用鉄錢。

とあり、乾道年間の初め、京西路及び湖北路の荆門においても鉄錢が行われたという。この史料の関連記事や傍証を検索し得ず、鉄錢化の目的、鉄錢の鑄造された場所や支給額等、詳細は一切不明であるが、恐らく乾道元年～二年頃、淮南路の鉄錢化と歩調を合わせて、やはり中央における銅錢需要の逼迫を緩和する目的から、銅錢と交換する形で京西・湖北路の一部に鉄錢が給降されたことを伝えるものと推察される。

(16) この記事は『宋史』卷三三孝宗本紀では乾道二年八月癸未条に見えている。『文獻通考』の方がやや詳しいのでそちらを引用した。

(17) 註(2) 草野^⑧論文下、四四～五三頁による。

(18) この時の東南会子は行在に置かれた会子務で印造されていたといい(註(2) 草野[㊤]論文上、八～一七頁)、淮南交子も『備要』卷二、紹熙三年是夏条に「兩淮会子者、乾道二年夏、初令戸部印給三百万緡、謂之交子、不得過江。」とあり、具体的な印造機関は不明であるが、発行当初はやはり中央行在の戸部の管轄下で印造されていたのである。

(19) 註(2) 草野[㊤]論文下、五六～五七頁による。

(20) 後述の通り、『宋会要』職官四一—五四によると湖北会子の印造権は乾道三年十一月に湖広総領所から中央へ回収されているが、『文獻通考』「湖会」項ではこの記事を印造権回収の前に載せている。

(21) 同上草野論文、五七～六一頁、六五～六六頁。

(22) 註(2) 草野[㊤]論文によれば、ここでいう新交子とは東南会子であるとされるが、明確な根拠は不明である(七一頁、註(15))。確かに会子と交子とを混同して表記する史料は屢々見られるが、この記事は明らかに『宋史』食貨志の淮南交子に関する記述の中に見えており、素直に淮南交子を指していると解釈して支障ないのではあるまいか。淮南交子が廃止されたのは、後に述べるように乾道八年のことであったと考えたい。

(23) 江南では財政収支に銅錢と東南会子とを半々で行使する通貨政策(錢会中半制)がとられており、銅錢に対する需要は高かったのである。

(24) 註(2) 草野[㊤]・中嶋・汪論文。

(25) 近年、南宋時代に江北で行使されていた鉄錢の出土報告書が幾つか発表されているが、その中では劉恩甫・田步迎・謝群・聶広鴻・周健「江蘇高郵出土南宋鉄錢的初步清理報告」(『中国錢幣』一九八七年—二・三)が最も豊富な量の鉄錢を紹介・分析しているので、以後この報告に見える鉄錢を史料として用いる。

(26) 曾我部静雄「南宋行使の銅錢について」(『社会經濟史学』一三—三、一九四三年)、六六頁。

(27) 『宋会要』四三—一六三～一六四「提点坑冶鑄錢司」、乾道七年五月十七日条。この他にも『誠齋集』卷七〇に見える、紹熙三年頃に記された「乞罷江南州軍鉄錢会子議奏」に、淮南路に関して「屯戍する官兵の毎旬の支遣は、已に立定せし錢・銀・会子の分数有り。以て更改し難し」とある。後述する如く、淮南路からの銅錢の回収は淳熙十年頃には完了していたと見られるから、ここでいう

銭とは鉄銭を指していなければならず、とすれば淮南路の兵の俸給に鉄銭が充てられていたことになる。或いは淮西路和州において『燭湖集』巻一一「承議郎淮南西路転運判官方公行状」に

〔丁未、淳熙十四年〕公（方有闢）出入阡陌、勞来勤相、凡堤防宣導之、宜當伍安集之制。皆親自区画、不敢乞其費於朝廷、惟遵節他用、且請附鑄舒・蕪鉄銭、以供之。

とあるように、淳熙年間に屯田の経費として舒・蕪州の鑄造する鉄銭を供給することが請われている例もある。

(28) 『皇宋中興兩朝聖政』巻四七、乾道五年十二月是月条、巻五四、淳熙二年三月是月条。

(29) 註(2) 草野④論文、五〇頁。

(30) 註(2) 汪論文、四六～四七頁、草野④論文、四八～四九頁、五〇～五三頁。

(31) 黄榦の知漢陽軍在任期間は、斯波義信『宋代江南經濟史の研究』（汲古書院、一九八八年）、一〇二頁による。

(32) 江北と同様に鉄銭が使用された北宋時代の陝西や四川では、鉄銭鑄造額が減少していた時ですら、鉄銭に対する需要の減退から、民衆に鉄銭が過剰であると認識され、価値が下落して流通が渋滞するという事態が発生していた（日野開三郎「北宋時代における銅鉄銭の需給について」（『歴史学研究』六一・五・六・七、一九三六年、後『日野開三郎東洋史学論集』六、一九八三年に再録）。

(33) 宮澤知之「北宋の財政と貨幣經濟」（『中国専制国家と社会統合』、文理閣、一九九〇年）、三〇九頁。

(34) 私鑄銭発生メカニズムは宮澤知之氏の以下の論考を参照した。「宋代陝西・河東の鉄銭問題」（『東洋史研究』五一―四、一九九三年）、「唐宋時代における銅銭の私鑄」（『中国近世の法制と社会』、京都大学人文科学研究所、一九九三年）、「宋代四川の鉄銭問題」（『柳田節子先生古希記念 中国の伝統社会と家族』、汲古書院、一九九三年）

(35) 出土鉄銭によると、蕪春監の鑄造した鉄銭は折二銭が最も多いので、この利率も折二銭を鑄造する時のものかもしれない。

(36) 例えば『宋会要』刑法一一五九「格令」、嘉定五年十月八日条。

(37) 足立啓二「明清時代における錢經濟の發展」（『中国専制国家と社会統合』、

文理閣、一九九〇年)による。

(38) 『慶元條法事類』卷二九禁權門二「鉄錢過江南」によれば、淳熙四年十二月二十三日にも鉄錢の越江禁止令が出されている。

(39) なお、京西・湖北路方面では淮南路と異なって回貨不足の問題化は見られなくなる。因みに紹熙二年二月の日付をもつ『止堂集』卷一「論雷雪之異為陰盛侵陽之證疏」には

……然其〔湖北〕会子、止到鄂州、便著兌換、而官司以無權之。

とあり、鄂州で銅錢と兌換される建て前であった湖北会子は、廃止こそされなかったものの、この史料によれば銅錢との兌換は事実上停止されていたと見られ、間接的にも回貨の役割を果たさなくなっていた。それにもかかわらず回貨問題が発生していないのは、茶引が回貨の機能を果たしていたからである。茶引の発行額は淳熙年間以後急増したといい(註(2)金子論文、四三頁)、『文献通考』卷九錢幣二「湖会」項には

又撥茶引及行在会子、取換焚毀、而總領所謂、江陵・鄂州商旅輻輳之地、每年客販官塩、動以数百万緡、自来難得回貨。又湖北会子不許出界、多将会子就買茶引、回往健康・鎮江等處興販。今既有行在会子可以通行、誰肯就買茶引。緣每年帖降引数多、若売不行、軍食必闕。朝廷寢其議、乃再印給湖北会子二百万貫、取換旧会。

とある。これによれば、中央が湖北会子を回収するため東南会子・茶引を発給しようとしたところ、湖広総領所は江陵・鄂州に塩を運んで来る商人は湖北会子で茶引を購入し、これを回貨として健康・鎮江へ赴き茶を販売している。そうした状況下で回貨となり得る東南会子が支降されれば、商人は茶引を回貨として使用しなくなり、茶引の売上げが減少すると反対し、中央も会子の支降をやめ、新たに印造した湖北会子で古い湖北会子を回収したというのである。

(40) 同司の名称は『宋会要』職官四三一一七六～一七七「提点坑冶鑄錢司」、紹熙二年七月二十八日条、「淮西論鉄錢五事状」の中に見えている。

(41) 例えば政府は私鑄錢に対し、当初その使用を禁止せず、官錢との間に一對二の比価を設定し、さらに私鑄錢を回収しようとした。もっともこの措置は失敗し、兩淮を騒乱状態に陥れただけで終わっている(『水心先生文集』卷一八「華文閣待制知盧州錢公墓誌銘」等、及び註(2)草野④論文、五三～五五頁)。私鑄

錢取り締め対策としては、淮南路及び江南東・西路、湖北路の一部において、紹熙二年七月に都監・巡尉は特に巡捉私鑄鉄錢という銜位を付帯することが定められたり、翌年六月には私鑄錢捕獲数の少ない官は磨勘の時期を延長する等の措置がとられている（『宋会要』職官四三—一七七「提点坑冶鑄錢司」、紹熙二年七月二十八日条、刑法—一五七～五八「格令」、紹熙三年六月二十四日条）。この他では「淮西論鉄錢五事状」によると、知蕪州であった葉適は個人的に省様（官錢の様式）を州県に下達すると同時に、私鑄錢の様式をも周知させ、私鑄錢を排除するよう指示したりしていたことが知られる。

（42）『宋会要』食貨六八—九一～九二「賑恤」、紹熙二年十二月二十四日条。

（43）『宋史』卷三六光宗本紀、紹熙三年正月庚戌条。

（44）『左氏諫草』「監簿呂公家伝」に次のようにある。

会子起於孝廟……一貫準銅錢七百七十足。

（45）『宋史』卷三六光宗本紀、紹熙三年六月丁未条。

（46）『宋史』卷三六光宗本紀、紹熙三年十一月癸酉条には蕪州の鑄錢歳額を二十万緡減じたとある。一方、同史卷一八〇食貨志下二「錢幣」項には、紹熙二年に蕪春・同安監の歳額を各十万貫ずつ減じたとある。既に述べたとおり、淳熙十二年以降、蕪春・同安両監の歳鑄額は各二十万貫とされていた。したがって本紀の記事が正しいとすると、蕪春監は紹熙三年には事実上鑄錢を停止していたことになる。しかしながら同監が鑄錢を停止するのは後述するように嘉泰三年七月のことである。恐らく両監の歳鑄額削減決定が紹熙二年のことで、実施に移されたのが本紀にいう三年十一月のことであつたろう。そして本紀の記事は、同安の二文字を脱落したものと考えられる。

（47）『水心先生文集』卷二四「国子祭酒贈宝謨閣待制李公墓誌銘」。

（48）両淮交子の正式な発行期日は、『宋史』卷三六光宗本紀によれば紹熙三年八月甲寅である。

（49）註（2）草野^④論文、五五～六二頁。

（50）『象山先生全集』卷三六年譜によると、九淵は紹熙二年に知荊門軍となり、翌年同地で没している。

（51）貼鈔錢の比率を見ると、紹熙三年十月以降鉄錢・交子各三分、東南会子四分であつたのが、後に交子・鉄錢各四分、会子二分、さらに嘉泰二年十二月には

鉄銭・会子半々とされている（『宋会要』食貨二八―三七～三八、四九「塩法」、紹熙三年十月十七日条、嘉泰二年十二月十八日条、註（2）草野^④論文、五八、六七～六八頁）。なお、草野氏はかかる比率の改定に関して、鉄銭の回収力を強化するためか、交子に対し慎重な態度をとり、発行量を控えていたかのいずれかであろうと言われるが、嘉泰～嘉定頃の鉄銭対策全体を通覧すると、この措置が少なくとも鉄銭の回収強化を目的として行われたことは間違いないのではあるまいか。

（52）以上の銭監の沿革に関しては『宋史』卷一八〇食貨志下二「錢幣」項とそれ以外の史料とで相違があり、食貨志は嘉泰三年七月に同安・蘄春の鑄銭が停止され、開禧元年に鑄銭が再開されたとある。しかるに『宋史』卷三八寧宗本紀をはじめとする諸史料（例えば『備要』卷八、『宋史全文』卷二九等）は、嘉泰三年七月に同安・蘄春以外に漢陽の鑄銭も停止され、開禧元年に再開されたと伝えている。既に見たように漢陽監は紹熙年間に廃されていたのであるから、嘉泰三年に漢陽監の鑄銭が停止され、開禧元年に再開されたとなれば、紹熙以後嘉泰三年七月までの間に復置されていなければならない。この点を証明してくれる史料を今のところ検索できず、推測に頼らざるを得ないが、恐らく漢陽監は嘉泰三年七月までに復置されていたとする記事が正しく、食貨志の記事は漢陽を脱落してしまったのであろう。

（53）『備要』卷一四、嘉定七年十二月甲午条。

（54）胡昭曦・鄒重華『宋蒙（元）關係史』（四川大学出版社、一九九二年）、一一二～一一九頁。

（55）『備要』卷一二、嘉定二年八月甲子条。なお、鉄銭の流通が拡大された「沿江八州」と、交子の流通が拡大された「沿江八州軍」が同じであったか否か定かでない。

（56）『宋史』李大姓伝では、江陵の鉄銭化は大姓が荊湖制置使の時に行われているが、『南宋制撫年表』卷上によると彼が荊湖制置使であったのは嘉定二年のことである。

（57）淮南交子・湖北会子の増発の経緯に関しては註（2）杜・王論文、劉著書において検討されているが、例えば「乾道十三年」とするなど（杜・王論文の五〇頁、乾道は九年まで）明かな誤りもあるので、私見を記してみた。

(58) 以下、湖北会子発行の経過は『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項、『文獻通考』卷九錢幣二「湖会」項、『備要』卷一、紹熙元年是冬条、卷一三、嘉定元年是冬条、『朝野雜記』甲集卷一六「湖北会子」項等による。

(59) 『宋史』食貨志は三十万、『文獻通考』は二十万につくる。

(60) 東南会子の発行額については、汪聖鐸「南宋各界会子の起訖、数額及会価」(『文史』二五、一九八五年)、草野靖「南宋東南会子の界制と発行額」(『劉子建先生頌寿記念宋史研究論集』、同朋舎、一九八九年)を参照した。

(61) 『宋朝事實』卷一五「財用」に次のようにある。

……川界用鉄錢、小錢每十貫、重六十五斤、折大錢一貫、重十二斤、街市売買、至三五貫文、即難以攜持、自来交子之法、久為民便。

第七章 四川における鉄銭の減少と紙幣の 主要貨幣化

はじめに

南宋四川⁽¹⁾の通貨問題に関する先行研究に目を向けると、曾我部静雄・趙葆寓・杜文玉・王克西・劉森氏が紙幣の運用制度、増発の経過、流通の状況、価値等に言及されている⁽²⁾。鉄銭の鑄造に関しては、邱思達・李清蘭氏が錢監の沿革や鑄造額等を検討された。また宮澤知之氏は北宋を含む四川の銅銭・鉄銭の比価や私鑄問題を論じておられ、郭正忠氏も北宋・南宋間における銅銭・鉄銭の比価や鉄銭の流通状況、重量や様式等を通覧されている⁽³⁾。これらの他に、出土した鉄銭の重量・様式等を分析した研究も見られる⁽⁴⁾。もっとも上記の研究はいずれも元代を視野に含めて為されたものではないし、紙幣増発の経過や流通状況、鉄銭の鑄造等に関しては、未だ補足すべき点が多く残されているようである。本章では南宋時代の四川における通貨事情を、紙幣の増発、鉄銭の鑄造状況、紙幣・鉄銭の使用状況の三点から総合的に検討し、元朝通貨政策の基盤が存在するの否か、その実態とはいかなるものか、等といった点について考察してみたい。

なお、南宋四川の通貨事情を検討する前に、北宋四川の通貨事情を一瞥しておく必要がある⁽⁵⁾。後蜀の時代、四川では当初銅銭が行使されていた。しかるに後蜀政府は広政十八年（九五五）、財政難から鉄銭を発行し、以後銅銭・鉄銭併用とした。北宋は乾徳三年（九六五）に後蜀を滅ぼすと、四川の財宝とともに銅銭を回収し、中央へ移送した。さらに銅銭の回収徹底を目的に、代用貨幣として鉄銭を鑄造する一方、四川への銅銭の持ち込みを禁止しており、その結果、鉄銭が四川の主要貨幣となった。

しかしながら鉄銭は、商品・貨幣経済が急速に発展していた当時にとっては素材価値が下等に過ぎ、重量が嵩んで使用に不便であった。それ故、四川では鉄銭に対する需要が減退し、貨幣価値下落・物価騰貴が発生していた。その一方で、金融業者交子鋪の発行する手形交子に対する需要は益々高まり、交子鋪及び交子の流通は一層発達をとげた。政府は交子鋪の勢力を抑え込み、且つ対西夏戦争の軍事費を捻出するため、天聖元年（一〇二三）、交子発行の利権を交子鋪から剥奪し、その経営を国家へ移管した。交子はこの後、各種貨幣機能を獲得して世界

最初の紙幣となったのである。交子には界（流通期限）が定められ、発行当初は一界＝三年であった。一つの界が尽きる毎に、旧紙幣は新紙幣と交換されている。また一界の間の交子の発行額（これを界額という）は百二十五万貫、兌換準備の鉄銭の額は三十六万貫と定められていた。この後、交子は両界併用となり、発行額は事実上倍増したものの、交子の流通状態は良好であった。なお、北宋初期における鉄銭の年間鑄造額は五十万貫に上ったが、後年に降るにしたがって漸次減少した。このことは、政府が主要貨幣を鉄銭から交子に切り換えつつあったことの一証と見なされる。

哲宗の時代になると、紹聖元年（一〇九四）より対西夏戦の軍事費を捻出するため、交子の増印・増発が始まり、紙幣価値は急落した。そこで政府は大観元年（一一〇七）に紙幣名を交子から銭引に改称した。銭引とは本来陝西に行われていた紙幣見銭交引の略称で、その流通は良好であった。政府は交子を銭引と改称することで、紙幣の信用回復をもくろんだのである。この他にも紙幣回収の強化、額面通りの使用の強制、兌換準備の鉄銭調達等の措置が講じられた結果、大観年間（一一〇七～一〇）には銭引の印造・発行額及び価値は一旦復旧した。

第一節 銭引増発の経過

一 建炎～紹興年間における発行の急増

南宋時代に入ると、四川は金との接壤地帯と化し、重兵が駐屯するようになった。そのため養軍が四川の財政に対して重圧を与え、『要録』巻一一一、紹興七年五月壬子条に見える四川都転運使李迥の言に「……自来歳計の闕くること有るに遇えば、銭引を添支して補助支遣す」とあるが如く、歳入不足が銭引の増発によって補填されるようになった。そこでその経過に関して、以下に検討してみよう。

南宋時代において最初に大規模な銭引の増発が行われたのは、建炎～紹興年間（一一二七～六二）のことであり、この間には毎年数百万緡（道）単位で銭引が増発された。なお「道」とは、紙幣の他に手形や度牒等の有価証券を数えるときにしばしば用いられる助数詞である。この時期の増印・増発の経過は『要録』に詳細に見えており、また費著の『楮幣譜』（『蜀中広記』巻六七所引）にもやや

異なった記述がある（ただし『楮幣譜』所載の数字の単位が何であるか不明）。
 両者に記載されている数字を表示すると、表一（『要録』）・二（『楮幣譜』）
 の通りである。これらを見ると、両史料の間には相違点も多いが、紹興年間中頃
 まで盛んに増発が行われ、また末期にも増発が行われたことは明らかになるう。

表一 『要録』による経過

年号	年	月	増発額	巻数
建炎	2	6	62万緡	16
	3	10	100万緡	29
紹興	3	9	150万緡	68
		10	200万緡	69
	4		576万道	111
	5		200万道	111
	6		600万道	111
	10	3	500万道	134
	13	3	400万緡	148
	30		170万緡	184
	31	12	300万道	195
32	2	100万道	198	

表二 『楮幣譜』による経過

年号	年	増発額
建炎 紹興	3	100万
	元	60万
	2	140万
	3	500万
	4	570万
	5	200万
	6	600万
	8	300万
	9	200万
	10	500万
	13	400万
	29	170万

かかる銭引の増印・増発が為された背景として、建炎元年（一一二七）～紹興十一年（一一四一）及び紹興三十一年～隆興元年（一一六三）にかけて、南宋と金との間に戦争が行われており、前線となった四川において、膨大な軍事費が捻出されなければならなかったことが挙げられる。そこでとりわけ注目すべきは、南宋時代の初頭より四川に該地方最高機関として宣撫司・制置司・宣諭司等の所謂武將が設置され、彼らが軍糧調達を名目に財政権を取得すると、同時に銭引の運用をも掌握し、中央の束縛を受けることなく、自由に銭引の印造・発行を行ったことである。なお交子・銭引は、中央で印造され、四川に支降されていたのではなく、本来四川において、成都府路転運司のもとで印造されていた。

武將による銭引の増印・増発は、『備要』卷一一、嘉定元年十一月戊戌条に

建炎初、張魏公浚出使、復以便宜増印、自後因仍不已。

とあり、或いは『要録』卷二九、建炎三年十一月己酉条に

宣撫処置使張浚以便宜増印錢引壹百万緡以助軍食。其後八年間、累増二千五十四万緡。

と見えている通り、建炎三年～紹興二年に宣撫処置使であった張浚の時から始まっている。また宣撫司以外に、例えば紹興六年の同司廃止と前後して置かれた制置司⁽⁶⁾も、『要録』卷一〇六、紹興六年十月壬子条に

四川制置大使席益以便宜増印錢引三百万緡市軍儲。（割注：七年五月禁泛印）
制司増印錢引始此。

とあるが如く、必要とあれば随意に錢引を増印していた。

武将の下で実際に錢引の印造を行っていたのは、『要録』卷六八、紹興三年九月甲寅条に「川陝宣撫司随軍轉運使趙開、錢引一百五十万緡を増印す」とあることから知られるように随軍轉運司（使）、正式名称を随軍轉運使專一總領四川財賦という官であった。これは本来張浚が自らの軍糧調達を目的に、建炎三年十月、成都の錢糧官であった趙開を任命して設置したもので、轉運司とは何ら統属関係を持たなかった。ところが紹興五年末、武将から財政権を剥奪し、また四川の四路轉運司を統轄するため、同官は武将から切り離されて都轉運司と改称された⁽⁷⁾。従って、それまで成都府路轉運司と武将配下の随軍轉運使專一總領四川財賦の二箇所で行われていた錢引の印造・発行は、以後都轉運司の下に一本化されたのである。錢引が武将（実際には随軍轉運使專一總領四川財賦）と成都府路轉運司とで印造されていたことは、四川都轉運使李迨が錢引の増印に関して「紹興四年、五百七十六万道を添印す。五年、二百万道を添印す。六年、六百万道を添印す」と述べており（『要録』卷一一一、紹興七年五月壬子条）、その割注に「成都〔轉〕運司及び〔制置〕大使各々半ばす」とあることから確認できる。

しかるに都轉運司設置後も、例えば宣撫使吳玠のように武将は自らの幕僚を都轉運司やその属官に送り込んでおり、都轉運司は事実上武将に所属する軍糧調達機関と化していた⁽⁸⁾。従って都轉運司設置後も、錢引の印造・発行は武将の管轄下に置かれ続けていたと言うことができよう。『要録』卷一四八、紹興十三年三月辛卯条に

川陝宣撫副使鄭剛中乞増印錢引四百万緡、許之。

とあり、これを見ると、一応形式上は宣撫副使が中央に対し、錢引増印の許可を求めているとはいえ、宣撫司が錢引の印造を相変わらず管轄下に置いていたこと

が知られる。恐らく彼らは必要とあれば、独断で錢引の増印・増発を強行したに相違ない。また紹興十五年四月には都転運司は廃止され、財政権が一旦制度的にも武将の手中に帰しているのである⁽⁹⁾。建炎年間～紹興年間前半における錢引の増印・増発は、戦争に因由する軍事費の膨張もさることながら、武将が実質的に財政権を掌握し続けており、彼らが中央の統制を無視し、必要に応じて自由に錢引を印造・発行していたことが、その大きな原因になっていたと言えよう。

もっとも中央政府はかかる事態を坐視していたのではなく、武将から財政権を奪取すべく、紹興十一年には淮東・淮西・湖広に、十五年十月には四川に、総領所を設置した。そして兵権（武将）と財政権（総領所）とを并立させ、相互に侵すことのないように定めた。また総領所は軍政に一部関与し、武将の動向を監督する権限をも与えられていたという⁽¹⁰⁾。総領所が設置されるや、錢引の印造・発行は武将の手から四川総領所へ移管されたのであり、武将は少なくとも制度上は勝手に錢引を増印することができなくなったと考えられる。事実、これ以後平時が続いたこともあって、表一・二から明らかな如く、紹興末まで錢引の増印・増発は行われていない。因みに総領所が錢引の印造・発行を管轄していたことを示す史料としては、例えば『要録』卷一八四、紹興三十年三月丁未条に

四川総領所乞増印錢引一百七十万緡、以備軍費。是月許之。

とある。

ところが四川総領所の場合、他の三総領所とは異なり、武将と対等の地位を保つことができず、武将に対する従属の度合いが高かったといわれる⁽¹¹⁾。従って紹興末期より再び金との間に戦端がひらかれ、支払うべき軍事費が増大してくると、軍需を充足するために武将が強権を発動し、独断で錢引を増印させたり、或いは発行したりするという事態が生じているのである。『要録』卷一九八、紹興三十二年閏二月乙未条に

四川総領所増印錢引一百万道、以備辺儲。先是、密詔許本所増引三百万道（割注：去年十二月庚申）。総領王之望恐害引直、寢不行。至是宣諭使虞允文取撥百万、以備招軍。〔王〕之望始増補其数、半充新復州軍省計、半備犒軍而已。

とある。これによれば総領所に対し、中央から錢引三百万道を増印するように詔が下されたが、総領⁽¹²⁾王之望は増印した錢引が発行され、価値下落を引き起こ

すことを恐れて実行に移さなかった。ところがこうした之望の配慮にもかかわらず、宣諭使の虞允文は招軍に備えるため、総領所から錢引百万道を奪い取って発行してしまったというのである。武将が必要とあれば総領所の意向を無視し、錢引を勝手に発行していた様子が窺えよう。また『朝野雜記』甲集卷一六「四川錢引」項に

明年、虞并甫（諱允文）宣諭川陝、亦增印一百万緡（割注：三十二年六月己丑）。

とあり、やはり宣諭使が総領所に錢引百万緡を増印させたと見えている。

紹興末期には再び数百万道（緡）の錢引が増発され（表一・二）、『要録』卷一九三、紹興三十一年十月戊辰条に

…然蜀中交子、祖宗時止一百二十余万道、皆有称提見錢。今節次增添錢引、凡四千一百四十七万余道。

とあるが如く、その発行額は四千百四十七万道に達している。このように見ると、武将の総領所に対する優越が、そうした増印・増発の一因を形成していたとすることができよう。

ところで錢引の印造・発行が急増し、後述するように兌換準備の鉄錢の額も不十分であったにもかかわらず、建炎～紹興年間には紙幣価値が崩落した形跡は認められない。それは『名臣碑伝琬琰集』中卷三二「趙待制開墓誌銘」に

凡民錢当入官者、並聽用〔錢〕引折納、官所支出亦如之。民私用引為市、於一千并五百上、許從便加擡、惟不得擅減。錢引法既流通、民甚便焉。

とあるように、一つには随軍転運使専一総領四川財賦たる趙開が錢引の運用方法を改革し、財政収支における錢引の使用を許可するとともに、市場の取引においても引価を額面より低く評価することを禁止していたことによる。また後に論じる如く、何よりこの時の発行額が、徴税を通じて回収できる額を超過していなかったからである。

二 隆興～嘉泰年間における発行の安定と漸増

隆興元年末に対金戦争が終結すると、以後乾道年間（一一六五～七三）を経、淳熙年間（一一七四～八九）末までは、政情が安定していたこともあり、錢引の大規模な増印・増発は行われていない。この時期の錢引の発行額に関しては、前

引『楮幣譜』に詳細な記録が残っており、それを整理したのが表三である。これを見れば明かな如く、各界の発行額は千二百万～二千三百万貫、両界で三千五百～四千五百万貫程度であり、銭引の価値下落を伝える史料は見あたらない。また淳熙五年には両界で四千五百万貫が発行の定額とされ、これを超えて増印を行わぬよう定められている⁽¹³⁾。

表三 隆興～淳熙年間の銭引発行額

年号	年	界次	発行額 (単位：貫)
紹興	31	70	23,736,340
	元	71	22,736,340
	元	72	23,736,340
	3	73	22,736,340
	5	74	23,736,040
	7	75	12,736,340
	9	76	23,736,340
淳熙	2	77	22,736,340
	4	78	12,706,340
	6	79	22,736,340

ところで、四川では徴税によって一体どの程度の額の銭引を回収できたのであろうか。『朝野雜記』甲集卷一七「四川総領所」には四川の納める銭物として、紹興五年→三千三百四十二万貫、六年→三千六十二万貫、七年→三千六百六十七万貫という数字が見えている。或いは『宋季三朝政要』卷二、淳祐三年（一二四三）条に

蜀中財賦、入戸部五司者五百余万緡、入四川総領所者二千五百余万緡、金銀綾錦絲綿之類不与焉。

とあり、四川の財賦は戸部及び四川総領所へ入るもの計三千万緡、ただし金・銀・綾・絲・綿・錦等は与らないとされる。これらのうち、穀物等で貫または緡に換算されるものがどの程度を占めていたのか判明せず、また『朝野雜記』の記事は、『宋季三朝政要』の記事と異なって、金・銀・絹等をも含む数字と見られる。断定的なことは言い難いが、四川における貨幣取入のうち、金・銀・絹・穀物等を除いた部分は、二千万貫程度であったのではあるまいか。この推測に誤りなし

とすれば、二千万貫の錢引は回収可能であったわけで、四川は比較的商品・貨幣経済が発達した地域でもあったから、流通分や一時的に蓄蔵されたりする分を考慮すれば、四～五千万貫くらいの錢引は発行できたと考えられるのである。事実、淳熙年間まで錢引の発行額はこの範囲を超えていない。

ところが紹熙～嘉泰年間（一一九〇～一二〇四）に入ると、錢引の発行額は漸増し始めている。そのことを端的に表しているのが界制の変更である。北宋時代の末期、交子は二年＝一界、兩界併用とされていた。交子が三年＝一界から二年＝一界及び兩界併用に移行した時期に関しては周知の如く諸説あるが、非常に煩雑になるのでここで取り上げることは避ける。二年＝一界で兩界併用とは、読んで字の如く二つの界の交子が同時に行使されることは言うまでもないが、実際には兩界の交子が取換の時期を二年ずつずらしながら、各々四年間行使されるということである。この兩界併用制は錢引に継承された⁽¹⁴⁾が、紹熙二年に変更されて三界併用となり⁽¹⁵⁾、発行額が事実上一・五倍になったのである。三界併用に移行しても兩界併用時と同様、二年毎に新旧錢引の取換が行われているから、一界の長さは実質四年から六年に延長されたと考えられる。具体的には、第八十三界は本来淳熙十四年から紹熙二年まで行使される予定であったが、三界併用とされたことによって行使期間が二年間延長されて六年となり、紹熙四年まで行われた。また同界は紹熙四年に第八十六界と交換されることとなり、紹熙二年に第八十三界と交換される予定であった第八十五界は同年そのまま発行され、かくて第八十三～第八十五界の三界が併用されるようになったのである。以上を図示すれば次の如くなる。

淳熙						紹熙					慶元							
10	11	12	13	14	15	16	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5	6	7
8 1						8 3					8 6							
→ 展限																		
8 2						8 4					8 7							
											8 5			8 8				

図一 兩界併用から三界併用への移行の状況

また界額自体が添増され、第八十五界は第八十四界よりも百七十万貫増印された⁽¹⁶⁾。第七十九界の発行額は二千二百七十三万六千三百四十貫であるから、仮に第八十三・第八十四界の発行額がそれよりも増大していなければ、紹熙年間初頭には第八十三～第八十五界錢引の総発行額は約七千万貫にも達しており、徴税によって回収可能な範囲を逸脱していたことになる。加えて慶元三年（一一九七）～嘉泰四年（一二〇四）に行使された第八十八界の界額は、さらに百万貫添増されている⁽¹⁷⁾。

三 開禧用兵以後の増発

かかる錢引の増印・増発は、開禧二年～嘉定元年（一二〇六～〇八）にかけて再び宋と金との間に戦争が行われるや（開禧用兵）、一層甚だしいものとなった。その原因として、戦争に伴い膨張した軍事費を支払わなければならなかったことは言うまでもなく、またこの時四川で勃発した呉曦の反乱鎮定に多大な費用が必要とされたことも挙げられる。しかしそれらに加えて、『備要』巻一二、嘉定三年是春条に見える制置使安丙の言の中に

九十一界錢引、係前宣撫程松増印五百万道、所以錢引価低、軍民皆受其弊。と記され、宣撫使程松が第九十一界を五百万道増印したので、錢引の価値が下落している、とあることから窺えるように、武將が勝手に錢引を増印させていたことも看過できない。開禧用兵以後、四川では総領所が制度上においても武將の節制下に組み込まれたという⁽¹⁸⁾。従って武將は事実上財政権を獲得したと云うも過言ではなく、彼らによる錢引の増印・増発は一層容易になっていた筈である。開禧用兵時には第八十九～第九十一界が行使され、その発行額の総計は実に八千万貫（八十九→二千七百万、九十→二千四百万、九十一→二千九百万）に及んでおり、嘉定元年には額面一貫の錢引が四百文にまで下落したことが知られる⁽¹⁹⁾。なお、鉄錢と錢引の官定比価は錢引一貫＝鉄錢七百七十文と見られる⁽²⁰⁾。

開禧用兵以降の錢引の発行額については史料が乏しく、詳細は不明である。しかし嘉定十年以後、南宋は金・モンゴルと絶えず戦闘状態にあったことから、錢引の発行額が増大し続けていたことは間違いない⁽²¹⁾。また遅くとも淳祐年間（一二四一～五二）には、武將が直接総領所の長官を兼領するようになっていたことが確認される⁽²²⁾。即ち都轉運司が設置される以前の建炎～紹興年間初頭と

同様、武將は制度的にも財政権を獲得したに他ならず、誰にはばかる必要もなく、意のままに紙幣の増印・増発を行い得るようになっていたのである。『可齋統藁後集』卷三「救蜀楮密奏」には、淳祐～宝祐年間（宝祐は一二五三～五八）頃のこととして

窃謂、楮之所以賤者、以多故、楮之所以多者、以自造故。蜀自比年以来、造楮之權盡付制司、雖據其言曰、某年某界、印造若干、多寡在手、誰得而問。と見えており、制置司が印造権を掌握していることが、紙幣の増発・価値下落の原因になっていると明記されている。

また淳祐三年（一二四三）にそれまでの錢引の界制は破棄され、新たに界がたてられた。この時にたてられた界は、特に料と呼ばれている。新しい錢引は宝祐三年までの十三年間に三料、第二・第三料だけで実に計十二億六千余万貫が発行されており、そこで宝祐二年、新紙幣銀会子が発行された。銀会子と錢引の比価は一对百と設定されており、即ちここで百分の一の平貨切り下げが行われたのである。また宝祐四年には錢引の発行が停止された。しかるに銀会子も宝祐二～四年の間に、錢引に換算して第一～第三料の総発行額の二倍が発行され、その結果紙幣の価値は「市井之を視ること糞土に如かず」といわれるまでに下落し、相反して物価は倍に騰貴したという⁽²³⁾。

かかる状況を看過できなくなった中央政府は、遂に宝祐四年、紙幣印造権を一旦回収し、中央で新たに四川会子なる紙幣を印造して四川に給降するとともに、錢引第一～第三料のうちいずれか二料を廃棄し、銀会子の行使は存続させた。ところが中央で紙幣を印造していたのでは、軍事費の膨張に対応できないというので、咸淳五年（一二六五）に印造権は成都転運司に委譲され、同司は制置司より用紙の供給を受けて会子を印造し、印造された会子は制置司に発回され、総領所の印を押して行使されたという。なお、会子の印造歳額は五百万貫であった⁽²⁴⁾。このように見てくると、四川では南宋の建国当初から滅亡に至るまで、紙幣の印造・発行は武將が終始掌握していたとすることができる。また四川における武將の総領所に対する優越ぶりが窺えて興味深い⁽²⁵⁾。

ところで、四川内部で紙幣減価が激化すれば、四川を除く南宋領内全域に通用する東南会子との間に価値の格差が増大してくる。因みに錢引一貫は鉄錢七百七十文と考えられ、会子一貫は銅錢七百七十文、銅錢と鉄錢との比価是一对二であ

るから⁽²⁶⁾、東南会子と錢引との官定比価は約一対一、五であったことになる。四川の経済は閉鎖的とのイメージが抱かれるが、例えば長江の中流に位置する湖北路の鄂州に、蜀の商人が多数渡来していたという史料が見られる⁽²⁷⁾如く、長江を利用しての外部との交流はかなり活発であった。そうした中で四川の紙幣が減価し、東南会子との間に価値の格差が増大してくると、とりわけ四川への物資の流入に支障をきたすことになる。

前引「救蜀楮密奏」によれば、宝祐年間に第十八界東南会子一貫は銀会子一貫百文～五百文程度であったという。銀会子と錢引との官定比価は一対百であるから、東南会子と錢引との比価は一対百十～百五十位にまで乖離していたことになる。そこで「救蜀楮密奏」には

… …然則今欲救蜀楮、莫若令通用京楮紙朴（東南会子）。… …朝廷歲檢此数（東南会子で兵俸を支払う時の見積もり額）、付蜀制給軍券、每歲更以糴価斟酌、從而給助、其他公家用度、蜀中自有諸項財賦、令自措置、儘可通融、雖不造楮、必不乏用。蜀中自此請給与東南等、庶皆可以養贍。蜀之民旅、既知川南之券通行、而無高価兌易之患、亦必為便利也。

とあり、高価な東南会子を四川で発行すれば、単に紙幣交換の際の不便を排除できるのみならず、四川で紙幣を印造する必要がなくなる。また兵士の俸給に充てると軍は安堵する等として、東南会子を四川にも流通させることが請われているのである。そして『宋史』卷四二理宗本紀、嘉熙二年（一二三八）十二月己巳条に

出祠牒・会子共七百万紙、給四川制司為三年生券。

とあり、祠牒・会子を四川制置司に支降し、実践部隊駐劄御前大軍（通称大軍）の三年分の生券⁽²⁸⁾に充てさせたという。この時まだ四川で銀会子は発行されていないから、ここでいう会子とは東南会子を指していることになる。また『宋史全文』卷三五、宝祐二年二月壬午条には

都省言、宣闖入蜀、首議奉行詔旨郵民之意、宜多支糴本以寬民力。詔撥封樁庫十八界会子二百万、專充四川行使。

とあり、やはり第十八界東南会子二百万を四川に発したと見えている。これらの史料からすると、恒常的ではなかったにせよ、実際に時として中央から東南会子が四川に支降されていたのである。こうしたことは、東南会子が南宋末に全国通

貨となりつつあったことを示す事例として注目に値する。

第二節 鉄錢鑄造の不振と鉄錢の減少

一 錢監の沿革

鉄錢を鑄造する錢監は、北宋の初めより四川に置かれ、慶曆年間（一〇四一～五四）には陝西・河東にも設置されており、また京東路や東南諸路にも一時的に設置された。もっとも四川で行使される鉄錢は、四川でのみ鑄造されており、従って四川に供給される鉄錢の額を知るには、四川における鉄錢の鑄造額が判れば良いことになる。北宋時代の四川の錢監について見てみると、国初は益州・雅州・嘉州・邛州（現四川省成都・雅安・樂山・邛崃）に錢監が設置されていた。しかるに雅・益州の監は廃止され、代わって興州（現陝西省略陽）に錢監が設置されており、以後四川の主要錢監は嘉州豐遠監・興州濟衆監・邛州惠民監に固定された。この三監は、元豐三年（一〇八〇）まで存在したことが確認できる。

また正確な設置時期は判明しないが、元豐二年以前には南平軍（現四川省江津南）に、紹聖三年（一〇九六）には施州（現湖北省恩施）にも各々広惠監・広積監と呼ばれる錢監が置かれ、ごく少額ながら鑄錢を行った。北宋時代の四川における鉄錢鑄造額を見ると、太平興国年間（九七六～九八三）には年間五十万貫を数えたが、その後時代を経るにつれて、高低の波状線を描きながら減少し、熙寧・元豐年間（一〇六八～八五）には、二十余万～十余万貫に過ぎなくなっている（29）。

さて、南宋四川の鑄錢に関する記述には三つの系統がある。第一は『要録』・『宋史』・『備要』・『宋史全文』・『文献通考』等に見える記事で、勿論諸史料間に若干の相違はあり、精粗の差はあるものの、その記す所は概ね同じと言ってよく、原史料は同一と考えられる。第二として、『朝野雜記』甲集卷一六「川陝鑄錢」項に第一の系統とはかなり異なった記載が見られ、また費著の『錢幣譜』（『蜀中広記』卷六七所引）にも鑄錢に関して、第一・第二とはやや異なった記事が載せられている。本節では、主として最も詳細な第一の系統に依拠しつつ、『朝野雜記』・『錢幣譜』をも参照しながら、錢監の沿革を検討してゆきたい。

南宋時代になると、三つの主要錢監のうち、興州の濟衆監はその名前が史料に

全く見えなくなっており、出土した鉄錢⁽³⁰⁾を通覧しても同監の鑄造した鉄錢を検索できない。濟衆監は北宋末期の動乱時代に廃止されてしまったものと考えられる。また嘉州の豊遠監に関しても、同時代史料とは言えないが、『要録』卷一六九、紹興二十五年（一一五五）八月甲午条に見える、北宋四川の錢監の沿革を総説した記事に、熙寧年間から建炎二年（一一二八）の間のこととして「嘉州の豊遠監を廃す」とあり、やはり北宋末から南宋の初頭に廃止されていたことが知られる。さらに邛州の惠民監も、『要録』卷一六、建炎二年六月乙卯条に

成都府路転運判官靳博文、権罷邛州鑄鉄錢。以其歳用本錢二十一万緡、而所鑄才十一万緡、得不償費故也。

とあり、鑄錢の経費が鑄錢額を上回っているとして鑄錢が停止されているのである⁽³¹⁾。これ以後も施州・南平軍では鑄錢が継続して行われていた如くであるが、その額は『要録』卷一六九、紹興二十五年八月甲午条に

広積監歳額万緡、広惠監万五千緡、皆供本州省計而已。

とある通り、合計一万五千貫と微々たるものであった。四川における鉄錢の鑄造は、邛州の停鑄後、事実上停止されていたと見て差し支えあるまい。

続いて紹興十五年になると、『要録』卷一五四、同年七月戊申条に

復置利州紹興監、歳鑄錢十万緡、以救錢引之弊。……後増鑄至十五万緡、大錢千重十二斤、小錢千重七斤有半。

とあり、利州に紹興監なる錢監が設置され、年間に大小錢計十万貫を鑄造することが定められ、歳額はさらに十五万貫に引き上げられている⁽³²⁾。もっとも『文獻通考』卷九錢幣二「交子」項には

紹興十五年、置利州紹興監、鑄錢十万緡、以救錢引。地多山林、宜炭鉄、仍増鑄十五万緡、未行、卒減鑄十万。

と記され、紹興監の歳鑄額は十万貫から十五万貫に増大されようとしたが、実行には移されず、結局減じて十万貫に戻されたとある。

ところが『要録』卷一六四、紹興二十三年四月乙酉条には

詔利州歳鑄錢以九万緡為額、視旧額減五分之二。

とあって、紹興監の鑄錢歳額は五分の二が削減されて九万貫になったと見えており、この時まで十五万貫という歳額が維持されていたことになる。関連史料としては『宋史』卷三一高宗本紀、同年同月同日条に「利州の歳鑄する錢を減じて九

万緡と為す」とあるから、当時鑄錢額が九万貫と定められたのは確実であろうが、これのみでは十五万から九万に減額されたものか、十万から九万に減額されたものなのか定かにならない。紹興監設置後から紹興二十三年までの歳額は、『要録』・『文獻通考』いずれが正しいのか今のところ断定しかねる。

この後、紹興三十年には、『要録』卷一八七、紹興三十年条の末尾に「是歳」として

至是、施州以民戸難得鉄炭為詞、令七分輸正色鉄錢七千余緡、三分折納備錢、計三千余緡、並充省計之用。而南平軍亦以砧苗漸少、歳鑄僅千緡、視旧額不及十分之一。

とあり、この時施州・南平軍の鑄錢歳額が削減され、各々三千貫・千貫となっている⁽³³⁾。さらに翌年には『要録』卷一八八、紹興三十一年二月戊申条に

詔邛州復置惠民監、歳鑄鉄錢三万緡、利州六万緡為額、内大小各半。

とあって、邛州に惠民監が復置され⁽³⁴⁾、年に三万貫を鑄造したといい、また利州の紹興監は歳額が六万貫と定められている。しかしながら惠民監の歳額について、『要録』は三万貫とするのに対し、『宋史全文』卷二三、紹興三十一年二月戊申条には

詔邛州復置惠民監、歳鑄鉄錢二万緡為額、内大小錢各半。

とあり、『錢幣譜』にも

紹興三十一年……遂以邛州歳鑄折二錢一万貫、小錢一万貫、総領所給其費。

とある如く、二万貫としているのである。惠民監の歳額は『宋史全文』・『錢幣譜』の言う通り二万貫が正しく、『要録』の記事は誤りと考えられる⁽³⁵⁾。

紹興年間以降の史料で鑄錢額を伝えているものとしては、『宋史』卷一八〇食貨志下二「錢幣」項に

淳熙十五年、四川餉臣言、諸州行使兩界錢引、全籍鉄錢稱提、止有利州紹興

監歳鑄折三錢三万四千五百貫有奇、邛州惠民監歳鑄折三錢一万二千五百貫。

とあり、淳熙十五年に紹興監と惠民監が折三錢を合計で四万七千貫鑄造したことが知られる。また紹熙年間（一一九〇～九四）末には南平軍の広惠民監が廃止されている⁽³⁶⁾。

さて、ここで嘉州の錢監について検討する必要がある。前述したように（註(35)）、嘉州の錢監は紹興二十二年に一旦復活が請われたものの、その時には

実現していない。ところが乾道元～四年（一一六五～六八）の間に記されたと考えられる『文定集』巻一三「乞免解発鉄錢赴兩淮書」⁽³⁷⁾には、四川の錢監に関して「而るに鉄錢を鼓鑄するの場監は、惟だ嘉・邛・利の三州のみ」とあり、嘉州の錢監が鉄錢を鑄造していたというのである。しかし出土した鉄錢を検索しても、開禧年間（一二〇五～〇七）までに鑄造された鉄錢の中に、嘉州の錢監の鑄造に係わるものは存在せず、『文定集』の記事には疑問が残る。或いは紹興年間以後、嘉州に錢監が復置されていたが、その鑄造額は極く僅かであったのかもしれない。嘉定府（嘉州は慶元二年に嘉定府と改称されている⁽³⁸⁾）の錢監の名前が文献及び出土鉄錢上に現れるのは、嘉定年間（一二〇八～二四）に入ってからである。

嘉定年間には、南宋四川における最大規模の鑄錢が行われた。『備要』巻一一、嘉定元年十二月⁽³⁹⁾庚子条に

四川初行当五錢。時陳咸總領財賦、患四川錢引增多、乃即利州鑄大錢、以權其弊。三年夏、制置大使司欲盡旧引、乃又鑄於邛州焉。……兩監共鑄三十万貫、其料例並同当三錢。

とあり、利州・邛州で元年には当五錢が、三年には当三錢三十万貫が鑄造されている。ここには嘉定監が見えていないが、出土鉄錢の中にはその名の記されたものがあり、『宋史全文』巻三〇、嘉定七年十月戊戌条に「邛州・嘉定の〔錢〕監を廢す」とあって、嘉定七年までは嘉定府に錢監が置かれていたことが確認できる。嘉定年間に四川で鑄造された鉄錢は、中国錢幣史上最も煩雑であると言われており、出土した鉄錢を見ると十五以上の錢文があり、当三錢・当五錢の他に折二錢・小平錢がある。また錢文の字体には楷・篆・行・隸書の各種があり、読み方には旋読・直読の別がある⁽⁴⁰⁾。背文も多様で、錢監名、鑄造年月日、星月の記号、料例（小平・折二・当三・当五の別）等が記されているという⁽⁴¹⁾。

嘉定・邛州の錢監は嘉定七年に廢止されているが、その後また復活された如くで、例えば端平年間（一二三四～三六）に鑄造された鉄錢には嘉定・邛州・利州の錢監の名が記入されており、また嘉熙・淳祐（一二三七～五二）・咸淳（一二六五～七四）の年号が記入された鉄錢も出土している。鑄錢そのものは南宋滅亡まで細々と行われていたのである。なお、端平・嘉熙以降の鉄錢は当十錢、淳祐年間の鉄錢は当百錢である。

二 不振の理由と鉄銭の減少

以上に検討した如く、鉄銭監の沿革に関する各所伝間には整合的に解釈しきれないような食い違いも数多く見られる。しかしながら鑄銭の歳額について言えば、最大のものでも嘉定年間における三十万貫強であり、あとは紹興年間には最大で十五万貫（十五～二十三年の利州紹興監の歳額）、淳熙年間には利州・邛州双方で四万七千貫程度に過ぎなかったこと、また建炎～紹興前半には鑄銭に事実上の空白期間が生じていたこと、等の諸事実は少なくとも確認できよう。鉄銭鑄造額は、数千万貫にも及ぶ錢引の発行額に比較すると、まさしく九牛の一毛であり、また北宋時代の鑄造額と比較しても多いとは言えない。なお嘉定年間以降の鑄銭額は、史料が存在せず不明であるが、嘉定十年以後開始された金・モンゴルとの戦争によって財政状況が逼迫しており、さらにはモンゴルの侵攻が始まると四川は直接戦火にさらされているから、まとまった額の鑄銭が行われたとは考え難い。

もっとも南宋では鑄銭の目的として、『要録』卷一五四、紹興十五年七月戊申条に

復置利州紹興監、歲鑄錢十萬緡、以救錢引之弊。

とあり、また『備要』卷一一、嘉定元年十二月庚子条に

時陳咸總領財賦、患四川錢引增多、乃即利州鑄大錢、以權其弊。

と見えている。これらの史料によると、下落した錢引の価値を回復維持するために、とりわけ兌換準備としての鉄銭に対する需要は高く、鉄銭の鑄造は不可欠であったのである。なお、錢引がその価値を維持すべく、鉄銭と兌換される建て前であったことは、『楮幣譜』に見える次の史料から明白である。

……然有稱提之法、以錢稱提者、引価低、則官為出藏鑄、増価与民市引、是也。

交子が発行された当初、交子の発行額百二十五万貫に対して、兌換準備の鉄銭の額は三十六万貫と定められていた。即ち紙幣が兌換券として運用されるには、発行額の三分の一から四分の一の準備金が必要であったのである。それにもかかわらず、『文定集』卷一三「乞免解發鉄銭赴兩淮書」の中に

……而鼓鑄鉄銭場監、惟嘉・邛・利三州、又以工役薪炭錫鉄所費不貲、不能常鑄、其于秤提、校之所印錢引、百無一二。

とあるように、鑄銭の額は兌換準備としてはあまりに少なかった。また『要録』

卷一九三、紹興三十一年十月戊辰条には

然蜀中交子、祖宗時止一百二十余万道、皆有称提見錢。今節次增添錢引、凡四千一百四十七万余道、只有鉄錢七十万貫。

と見えている。これによれば、当時官府に備蓄される鉄錢の額は七十万貫といい、一方錢引の発行額は四千百四十七万道とあり、両者の単位が異なるので一概に比較はできないが、鉄錢の備蓄額も錢引の発行額と比較して遙かに少なかったことは確認できよう。

鉄錢の鑄造がこのように不振であったのは、主として鑄造経費の高さによっていた。前引『文定集』「乞免解発鉄錢赴兩淮書」に「又工役薪炭錫鉄の費やす所費られざるを以て常鑄する能わず」と見え、具体的には『要録』卷一六、建炎二年六月乙卯条に

成都府路転運判官靳博文、権罷邛州鑄鉄錢。以其歳用本錢二十一万緡、而所鑄才十一万緡、得不償費故也。

とあるが如く、十一万貫の鉄錢を鑄造するのに二十一万貫が費やされたので、邛州における鑄錢を停止したという。また『要録』卷一五四、紹興十五年七月戊申条に

復置利州紹興監、歳鑄錢十万緡……後増鑄至十五万緡、大錢千重十二斤、小錢千重七斤有半。用塩官錢七万緡、三路称提錢二十四万為本。

とあり、利州紹興監では大小錢十五万緡を鑄造するのに三十一万緡を要したと見えている。出土鉄錢を検索すると、紹興年間に利州では小平錢の他に折二錢・当三錢が鑄造されている。ここでいう大錢とは折二錢・当三錢を指すと考えられる。さらに利州では『要録』卷一八八、紹興三十一年二月戊申条末尾の割注に

利州六万緡、計用本錢十一万緡四千余緡。邛州三万緡、計用本錢三万九千七百余緡。

とあり、この時鑄造された鉄錢の種類は不明であるが、合計九万貫を鑄造するのに十五万三千七百貫の経費が必要とされたと記されている。

以上、紹興年間の記録しか検討し得なかったが、南宋の四川では折二錢・当三錢を含んでいるにもかかわらず、概ね鑄錢には鑄造額の約一・五倍から二倍の費用が必要とされており、鑄錢に絡まる利益は相当低かったと言えよう。因みに乾道二年より四川と同様に鉄錢行使区域とされた淮南では、淮西路に置かれた斬春

という錢監における鑄錢額と経費との関係について、『游宦紀聞』巻二に

斬春鉄錢監、五月至七月、号為鉄凍、例閣鑪驪、本錢四可鑄十、鉄炭稍貴、六可鑄十、工雇費皆在焉。

とあり、本錢六または四で十を鑄造したという。その理由に関して即答することはできないが、同じ南宋領土内においても淮南では、四川と異なり鉄錢鑄造額が経費を上回っていたのである⁽⁴²⁾。

如上の鑄錢の不振に加えて、中央政府は淮南を鉄錢化するため、四川に備蓄してあった鉄錢を淮南へ運搬することがあった。その一例を紹介すると、『朝野雜記』甲集巻一六「淮上鉄錢」項に

乾道初、林枢密安宅為右諫議大夫、以銅錢多入北境、請禁之、而即蜀中取鉄錢、行之淮上。

とあり、まず乾道年間（一一六五～七三）の初めに淮南から金領内へ銅錢が流出するのを防止するため、四川から鉄錢を運搬して淮南へ支降しようという献策が為された。そこでそれに従い、『文定集』巻一五「与陳枢密書」に

〔乾道元年〕又于總領所取鉄錢百万貫、欲応副兩淮、先発十七万、船脚之費、居其大半、尋即罷之。

とあるように、当初鉄錢百万貫が四川から淮南へ応副される予定であった。ところが運賃がかかりすぎるので、結局十七万貫が運搬されたところでこの策は打ち切りになったというのである⁽⁴³⁾。かかる措置が、さなきだに乏しい四川官府の鉄錢備蓄額を、一層乏しいものにしてしまったことは言うまでもない。

既に見たように、錢引と鉄錢とは兌換される建て前であった。しかし、このように鉄錢の鑄造額が少なく、且つ官府における蓄積も乏しい状態で、鉄錢と錢引との兌換を実行したり、或いは財政支出に鉄錢を大量に用いたりすれば、官府の鉄錢はたちまち底をついてしまう。南宋時代には、鑄造された鉄錢は直ちに府庫へ収納され、流通界へは殆ど放出されなかったと見られる。一方、民間ではこうした鉄錢の供給不足に加えて、『九華集』巻七「議節財疏」に

江淮禁銅鉄越界、而四川鉄錢既已応副淮上、有司宜盡力不辭。然今蜀中所用鉄器、多是暗銷鉄錢、願更申明此禁、亦救四川錢荒之一耳。

とあり、『錢幣譜』にも

且鼓鑄有限、而民間鈺銷無窮。

とあるように、残存する鉄銭も屢々鉄器に铸つぶされたりしていたという。

このように南宋時代の四川では、官民ともに保有する鉄銭は少なかった⁽⁴⁴⁾が、銭引の額面は『朝野雜記』乙集卷一六「四川總領所小会子」項に「銭引は則ち一貫及び五百文に分かたるのみ」とある通り、一貫と五百文の二種類しかなかった。従って、民間の交易や財政収支において、端数の支払いや納入の際に、多大な不便が生じていた。そのことは前引『文定集』「乞免解発鉄銭赴両淮書」に

今銭引日増、見銭日削、則官司給納、民間貿易、合零湊数、何以相済。
とあるのが裏付けている。

第三節 銭引の主要貨幣化

一 財政運用における銭引の使用状況

銭引の増発に際して、銭引の信用を維持するため、趙開の改革に見られる如く、財政収支や民間の交易の支払いに、銭引が積極的に使用されるようになった。また鉄銭の鑄造が不振で、鑄造された鉄銭も払底を恐れて府庫に蔵されてしまったため、財政収支や民間の売買等は、専ら銭引等の紙幣一色で行われ、紙幣は四川の主要貨幣となっていった。そこで、財政収支や交易の支払い等における紙幣の具体的な使用状況について、以下に考察することとしたい。

はじめに財政収入のうち、政府の貨幣収入の根幹を為していた専売税・商税から検討してみよう。『要録』卷一九三、紹興三十一年十月戊辰条に

…然蜀中交子、祖宗時止一百二十余万道、皆有称提見銭、今節次增添銭引、凡四千一百四十七万余道、只有鉄銭七十万貫、其所以流通者、蓋縁塩酒等物。とあり、兌換準備の鉄銭が少ないのに銭引が流通しているのは、塩・酒等の物でひそかに称提している、換言すれば塩や酒の専売税を銭引で納入させてその信用を維持しているからであると考えており、特に専売税の納入に銭引を使用させることが、銭引の価値を維持する上で大きな役割を果たしていたことが判る。

専売税の中からは塩について取り上げると、四川においては、周知の如く塩井を鑿ち、汲み上げた塩水を煎煮して採塩が為されていた。北宋の初めには、かかる井塩の生産・販売は自由であったが、元豊七年（一〇八四）に一旦政府の統制下に組み込まれ、元祐四年（一〇八九）、再び民間の経営に委託されている

(45)。そして南宋時代になると紹興二年（一一三二）、軍事費の捻出を目的として随軍転運使専一総領四川財賦の趙開が塩法を改革した。これは趙開の塩法と称されており、成都・潼川府・利州（現四川省成都・三台・広元）の塩井を権し、塩貨の私売を禁止する一方、諸州県鎮に合同場を置き、商人を招いて塩引を購入させた。商人は塩引を携行して塩場に赴き、塩引と引き換えに塩を受け取り、販売に従事した。四川における塩の専売収益は、殆どこの塩引の売り上げによってもたらされていたのである。商人は塩引を購入する際に商税等の雑税をも納入せねばならなかったが、『要録』巻五八、紹興二年九月甲申条に

…至是〔趙〕開始令每斤輸引錢二十有五、土産税及増添約九錢四分、所過税錢七分、住税一錢有半、応折錢引者、每引別輸提勘錢六十、其後又増貼納等錢。

とあり、それらの支払いに錢引を使用することが許可されている。なお、この史料によると、塩引の代価を錢引で払い込む場合には、提勘錢なる付加税を納入しなければならなかったことが知られる(46)。

また『宋会要』食貨二八-八～九「塩法」、淳熙六年五月十三日条を見ると、頗る長文なので概要のみ記すが、制置使胡元質及び総領程价の言として大略次のようにある。四川四路の現在管理する塩井を推排（実状調査）したところ、全部で二千三百七十五井四百五場のうち、旧額により塩を煎輸するもの千七百七十四井百五十場、増額を願うもの百二十五井二十四場、旧井でまた籍に付されることを願うものは四百七十九となる。このうち採塩できない塩井は閉鎖し、また課額に及ばない塩井に対しては減額措置を講じると、錢引四十万九千八百八十道の減収となり、一方産塩額の増大した塩井から増徴される分の錢引は十三万七千三百四十九道であるから、全体ではなお錢引二十七万二千五百余道の減収となる、と。そこでさらに胡元質等は不足分に関しては総領所の財から同額の錢引を発して補填することを奏請し、裁可されている。この記事から明かな如く、塩井の産塩額が錢引に換算される場合もあったのである。

続いて茶法を取り上げると、四川のそれは熙寧七年（一〇七四）を境に自由販売から榷茶法に変わった(47)。南宋時代になると建炎二年（一一二八）、塩法と同様に趙開が茶法を改革し、成都に合同場・買引所を設け、商人に茶引を購入させた。さらに合同場に茶市を置いて商人と園戸との交易を行わせ、商人が茶を販

運するに際しては茶引の携行を義務づけている。商人は茶を購入するにあたり、引銭（茶引の代価）の他に市利銭等の手数料や商税等を一括して納入しなければならなかった⁽⁴⁸⁾が、『要録』卷一六七、紹興二十四年七月壬戌条を見ると

……建炎以来、權法弊壞、提舉官趙開遂体倣京師鈔法、翔行茶引。令園戶客人就場交易、而官止取引息市利錢。每茶百斤為一大引、客人不過納錢引六道五百、市利錢三百。以当時茶額計之、歲取亦不過為錢引一百五万九千余緡、比熙寧所立額未甚遠。

とあり、その際に錢引が用いられていたこと、茶引の売り上げも錢引に換算されていたことが知られる。

また茶に関しては、『宋会要』食貨三一一三二「茶法雜錄」、淳熙六年二月十四日条に

詔川路産茶去処園戶合納經總制司頭子錢五千四十二道五百一十文一分五釐、令提刑・茶馬司各抱認一半、所有秤提錢三千一百四十八道二百九十文、令總領所抱認、並自慶元六年分為頭對減。

とあり、茶園戶が納めるべき頭子錢・秤提錢等の雜税のうち、前者は各々提刑司・茶馬司が一半を、後者は總領所が肩代わりして分担するよう詔が下されているが、それらの税額が錢引に換算され、「道」という錢引の助数詞で表示されているような事例もある。

商税に関しては断片的な事例であるが、『宋会要』食貨一八一四「商税雜錄」、淳熙十二年十月十四日条において、四川制置使留正及び總領馮憲は凡そ以下のよう述べている。「知西和州（現甘肅省西和）王樸は『本州の威遠鋪・旧州・勝閭の三つの博買鋪は、本州が水陸の要衝で大商人が由るところでもないのに、過大に錢物を取り立てては税を収めて月額を弁じているとしている。どうか制置司・總領司に詔し、三つの博買鋪を廢罷して欲しい。そうすれば辺民は各々生計を営むことができる』と上奏したが、調べてみると三博買鋪は国境に接しており、かねてより蕃・漢の客旅がひそかに物貨を博易し、間者の逃亡を覺察する手だてがなかった。そこでかつての宣撫使吳璘はそこへ官を遣して博買鋪を措置し、徵税を名目に間者をしらべとがめ、また蕃界の事情を探っていたのである。見今勝閭鋪の一年の税額は錢一千道、旧州鋪のそれは錢九百九十一道、威遠鋪のそれは錢一万七百九十七道であるが、これらの鋪は専ら取税を為すものではないので、

王樸の言うように廃罷は行い難く、徴収額がノルマに及ばないからとあってあれこれして辨じようとするのも具合が悪い。鋪は廃止せず、税額に関しては一分を減じてやれば辺民が生計を立てることを妨げないし、本来の譏察探報の意を失することもない」と。ここで博買鋪が徴収している税は商税と考えられ、またその収税額に「道」とあることから、これは銭引による表示ということになる。

両税に関しても、商税と同様に断片的事例となるが、『宋会要』食貨七〇-四九「賦税雜録」、紹興三十年十一月二十一日条に

樞發遣黎州軍州事馮時行言、本州秋税米無正色、唯納估錢、其估錢從來元無定価、正從太守臨時約度、米一石、至令人戸納錢引一十三道、重困民力。已令百姓充土丁者、一石只納八道、不充土丁者、納十道、乞用今來所減錢數、立為定価、詔令成都府路轉運司審度、如委是官司兩便。即依此施行。

と見え、黎州（現四川省漢源北）では秋税には本色たる米に代わり、米の価格に相当する貨幣が納められており、それに銭引が使用されている。また『要録』卷一五七、紹興十八年五月乙丑条には

〔宣撫副使鄭剛中〕始命三路茶塩酒課及租佃官田應輸錢引者、每千別輸三十錢為鑄本、又得其贏十八万緡有奇、至是以備軍賞。

あり、官田の租の納入にも銭引の使用が認められていたことが知られる。

四川では、南宋時代に入ると、軍事費を捻出する目的から激賞絹・綿估錢・奇（畸）零絹估錢・布估錢等と称される独自の税が徴収されており、いずれも当初戸等を案じて現物を納入させていたのが後に貨幣納に代わり、銭引を使用させるようになっていく。これらの税に関しては、『朝野雜記』甲集卷一四に沿革が略述されている⁽⁴⁹⁾が、それによると激賞絹とは、建炎四年に宣撫処置使（張浚）が民戸に勸諭し、戸の等第をして絹を輸納させ、給賞を助けたことに始まるという。そして「紹熙の末、〔総領〕楊嗣勲計を総べ、匹毎に但だ估錢引三千を取り、民甚だ之を便とす」と見えており、総領楊輔（字嗣勲）が紹熙（一一九〇～九四）末に銭引納に改めたのである。

綿估錢に関しては同じく『朝野雜記』に

旧例上三等戸皆理正色、而下戸每両估錢半千、所以優之他。楊嗣勲總計、始令当輸正色者、每両估錢引二分、而旧輸錢者如故。

とあり、三等戸以上は現物を納めていたのを、激賞絹と同様に楊輔が銭引納に改

めている。なお、下戸からは当初より估銭を取っていたというが、それが鉄銭・銭引のいずれであるのか定かではない。奇零絹估銭とは兩税に付随して徴収され、或いは和買される奇零絹のうち三十万匹を陝西・京西・河東へ上供していたのを、建炎四年に宣撫処置使張浚が絹に代わってその価格に相当する貨幣を納入せしめ、そこから軍食を給するようにしたもの、布估銭とは成都等の麻の産地において、まず政府が下戸に銭を支給し、麻の収穫後麻布を納入させていたのを、南宋時代に入ってから麻に相当する貨幣を納めさせ、大軍の養贍経費に充てようとしたものである。『宋史』卷一七四食貨志上二「賦税」項には

〔建炎〕四年秋……〔宣撫処置使張浚、科〕奇零絹估銭（割注：即上三路綱也、歲三十万疋。西川疋理十一引、東川十引。自紹興二十五年至慶元初、兩川並減至六引）、次布估銭（割注：成都・崇慶府、彭・漢・邛州、永康六郡、自天聖間、官以三百錢市布一疋、民甚便之、後不復予錢。至是、宣撫司又令民疋輸布估銭三引、歲七十余万疋、為錢二百余万引。慶元初、累減至一百三十余万引）。

とあり、これを見ると、奇零絹估銭の割注に、西川では疋毎に十一引、東川では十引をおさめさせ、後に並びに六引に減額させたとあり、布估銭の割注にも、疋毎に銭三引をおさめさせ、年に銭二百余万引を徴収し、その後百三十万引に減じたとある。ここでいう「引」とは、「道」とともに銭引を数える助数詞に他ならず、従ってこの記事から、奇零絹估銭・布估銭を貨幣で納入させる時にも、銭引が使用されていたことが明らかになる。

土地家屋・奴隸・家畜等を売買するに際しては、政府に契税銭を納入しなければならなかった⁽⁵⁰⁾が、その収税額も銭引に換算されている例がある。『要録』卷一九四、紹興三十一年十一月丁酉条を見ると、総領四川財賦王之望は、諸州の人戸が田宅を典売して納めるべき契税銭には失陥が最も多いと述べている。そこで彼はその対策の一として、現在契税銭の税収のうち七分は經制銭・總制銭に回され、三分は係省（州の会計）に属しているので、その用途を変更し、税収を經制銭・總制銭や州の会計以外に総領所にもまわし、そこからさらに大軍へ支給することとした。次いで対策の二として

於是遣官置司、會三年飛甲之籍、限滿不首、許諸人告、依法論罪、以田宅準元価三分之一沒官、以沒官之半給告人。凡嫁資遺囑、及民間葬地、隱其直者、

視隣田估之、雖産去券存、亦倍収其賦、於是歲中得錢四百六十七万余引。
とあるが如く、脱税の取り締まりを強化しており、そうした結果税収は倍増した
というが、その額の表示に「引」という錢引の助数詞が用いられているのである。

以上のように個々の税目が特定される場合のみならず、財政収入全般が錢引で
表示される例も見られる。『要録』卷一五六、紹興十七年七月癸未条が載せる、
宣撫副使鄭剛中が四川より科発される錢物の減免を参酌措置した上奏の一節に

……仍参照本司（宣撫司）向來所入窠名錢物、今已並屬總領錢糧所拘収、旧
係本司椿積備辺、在贍軍歲計之外。其逐項窠名、歲計錢引五百八十一万五千
道、如蒙取撥応副歲計、即可対減增添窠名、寬省民力。

と見え、宣撫司に入る所の錢物は、現在總領所が拘収しているが、もとは宣撫司
が椿積して辺防に備えていたもので、贍軍歲計とは別枠である。よってそこから
贍軍歲計へ充当すれば、増徴されている錢物を減免できるとあるが、その際、宣
撫司に入る錢物全般が錢引で評定されているのである。

収入に続いて、財政支出における錢引の使用状況についても検討してみよう。
まず兵士に対する俸給から取り上げると、前節でも触れたが、四川では大軍の俸
給のうち、錢で支払われる部分に錢引等の紙幣が用いられていた。その例証とし
て、『可齋統藁後集』卷三「救蜀楮密奏」に「〔宝祐年間、一二五三～五八〕屯
駐する兵の熟券は、見月〔錢引〕第一料四百貫を支し、屯戍する軍の生券は、見
月第一料六百貫を支す」とあるのを挙げるができる。また『要録』卷一九〇、
紹興三十一年五月辛丑条に

總領四川財賦王之望言、契勘、蜀中三大将下軍兵、一歲衣賜錢糧、絶長補短、
錢引二百道、可養一端。

とあるように、大軍に支給される衣・錢・糧の額が錢引に換算される例も存在す
る。なお、この史料には続けて

前年三将増招一万人、及吳璘下招填二千七百九十一人、共約歲用錢引三百余
万道、朝廷節次降到截留錢物、共二百五万道、所闕尚多。近四月、差吳拱将
帶三千人、往襄陽、令吳璘限一季招填、又合歲用六十余万引。財賦有限、支
費日増、恐不可以持久。

とあり、養軍費用の不足が危惧されているが、これを見ると年間の養軍費が一括
して錢引に換算されるケースもあったのである。俸給に関して言えば、『宋会要』

職官四〇――一～一二「制置司」、紹興十九年四月二日条に

詔四川安撫制置使司、置主管書寫機宜文字・幹弁公事各一員、準備差遣二員、準備將一員、使臣一十人、其官屬人吏軍兵等請給、令總領所支撥錢引一万道充歲計。

とあり、安撫制置司幕僚の俸給の額が錢引で表わされている事例も見られる。

錢引は賜与にも多く用いられた。一例として『朝野雜記』乙集卷一〇「誅曦犒賜銀帛數」項を見ると、有名な吳曦の乱鎮圧時の論功行賞に費やされた金・銀・絹等の額と並んで「錢八万二百五十引（割注：三千引は朝旨もて支し、七万七千二百五十引は宣撫司支す）」と記されており、「引」という助数詞が使われていることから明らかなように、錢の部分が錢引で表示されている。

和糴に目を向けてみると、和糴の支払い額が錢引で表示される場合と、糴された穀物の価格が錢引に換算される場合とがあった。前者については、例えば『要録』卷一九八、紹興三十二年三月是月条に見える、總領四川財賦王之望が宰執におくった書の中に

見今三帥分頭征討官軍義士与招降之衆、已十二万人、前此用兵、無如今日、犒賜激賞・糴博糧草之費、已一千余万引。

とある。後者の例としては、『宋会要』食貨四――二「和糴雜錄」、淳熙十三年八月条に次のようにある。即ち中央政府は金州（現陝西省安康）の民が旱荒により闕食したのを救済するため、四川總領所に命じて物斛を取糴させたが、總領所の言に「本所並びに取糴の數足り、石毎に価錢七道、共に計るに錢引七万道なり。乞うらくは宣撫司の椿管せる糶名の錢の内より支撥せんことを」とあり、穀価が錢引に換算されているのである。

この他では、軍糧運搬の費用（脚錢）が錢引で表示されており、『要録』卷一九六、紹興三十二年正月是月条に

〔總領四川財賦王之望言〕……唯魚関・興州・大安軍三処合用糧料、本所（總領所）於利・閬州糶買數内軍（運の誤？）三十四万前去、水路只五六百里、約用船脚錢引七十万道。

とある。馬匹の購入費用に錢引が用いられている例もあり、『宋会要』兵二二―二九「買馬」、隆興元年六月二十九日条に

詔差殿前司統制湯尚之前去四川等処買馬、其合用錢、令四川總領所取撥銀二

万両・絹五千疋・銭引一十萬貫、専充買馬使用。

とある。以上に挙例した他にも、銭引は銅場における銅の購入や旱傷に対する賑恤、火災に遭った兵舎の修築費用等、財政支出の多岐にわたる項目に多用されており、一々枚挙するに違がない⁽⁵¹⁾。

管財における銭引の使用状況を検討すると、州の会計や総領所・宣撫司等の保管する財が銭引で表示されている史料を多く目にすることができる。具体例としては『要録』巻一八七、紹興三十年十二月丙寅条の中に

時総領所帑庾見在之数、為銭物計一千四百四十四万引、糧二百三十万石、皆有畸。

とあり、四川総領所見在の銭物が銭引に換算されている。また『宋会要』職官四一―五八～五九「総領所」に

〔淳熙六年、一一七九〕四月二十一日、四川総領所言、近準枢密院劄子、以制置司申請、威・茂州毎年量立省計、為銭引一万四千道、数内成都轉運司管認五千道、余九千道合從総領所添貼支撥。契勘、本所歲計、係專用応副四川屯駐御前大軍支遣、即無科支諸州係省銭物稟名体例。其省計銭物、自来隸逐路轉運司科撥。詔本路轉運司、照応今年三月十九日已降漕臣手詔、將有余去処、通融応副。

とある。この史料は枢密院が制置司の申請に従い、総領所に対して、威州・茂州（現四川省理県北・茂汶羌族自治県）の立てた歳計のうちの一部を総領所に負担させようとしたところ、総領所側が本所の財は大軍の支遣に応副するもので、州の係省銭物に科発する体例はないとして枢密院の命令を拒否した経緯を記しているが、ここから州の歳計が銭引で表示されていたことが看取されるのである。

財政運用における銭引の使用状況を検討する時に、注意しなければならないのは、銭引を量るに際して、貫・緡の単位が使用される場合も存在するということである。従って財政収支や保管される財等が、銭引〇〇道（引・券⁽⁵²⁾）というように銭引の助数詞で表示される時には勿論、単に〇〇貫（緡）と表示される場合でも、実際には銭引による表示の可能性があるわけである。鉄銭〇〇貫（緡）と明記される事例は、銭引で表示される事例と比較して遙かに少ない。以上に見てきた如く、南宋の四川では財政収支や管財の相当広い範囲に銭引が使用され、また銭引とそれ以外の各種貨幣や現物が共用される場合でも、銭引に換算された

形で表記されており、錢引が政府の財政運用において主要貨幣となっていたことが知られよう。このことを貨幣機能の点から見れば、錢引は宋朝による主たる支払い手段、宋朝に対する主たる支払い手段としての機能を獲得していたのである。

二 交易における錢引の使用状況

財政運用に続いて、交易における錢引の使用状況をも検討してみたい。まず錢引は米等の価格表示に盛んに使用されていた。実例を若干紹介すると、『宋会要』食貨一八一～二二「商稅雜錄」、慶元六年三月二十四日条に

西蜀田中所產紵麻……至乎成布、一匹所直、不過交子六七分。

とあり、麻布の価格が交子で表示されている。ここで交子とあるのは、恐らく南宋時代に入っても、交子という古い紙幣名が時として用いられていたからであろう。或いは『文定集』巻四に見える、乾道年間に為された「御筭問蜀中旱歉畫一回奏」には、劍州（現四川省劍閣）のこととして「目今米価石毎に錢引十二三道」とあり、同集同巻所載の同じく乾道中に記された「御筭再問蜀中旱歉」⁽⁵³⁾にも広安軍（現同省広安）において「在市の米価、石毎に錢引五道左右」であったといい、夔州路でも諸州の米価は「石毎に止だ錢引五道上下」であったとある。

また長文なので要旨のみ述べるが、『宋会要』刑法三―八「定贓罪」、紹興二十七年三月七日条には凡そ次のようにある。四川では錢引で価を定めることがなわしとなっているが、罪を定める際にはそれを銅錢に換算して行っている。そこで問題となるのは錢引の額面と市価には格差があることで、例えば錢引を盗んだ場合、額面をそのまま銅錢に換算して罪を定めると、実際の市価を換算した場合よりも罪が重くなり、死刑に処せられずに済む者までが死刑に処せられてしまう。それ故、罪を定めるため錢引を銅錢に換算する時には、市価に依るよう上奏が為されて裁可されているのである。かかる問題の発生もまた、当時錢引による価格表示が相当普及し、交易の支払いが錢建てから言わば紙幣建てになっていたことを反映していると言えよう。

四川では、北宋時代から交易における三貫以上の支払いには交子が使用されていたと言われる⁽⁵⁴⁾が、南宋時代においても、支払いに用いられたのは主として錢引であった。『文定集』巻一三「乞免解發鉄錢赴兩淮書」には

蓋八九百之直、須假錢引、或四五百之数、必以見錢。

とあり、表現がやや曖昧であるが、実際の交易の場においては、五百文以上の支払いには銭引が、それ以下の支払いには鉄銭が使用されることになっていたと解される。

しかしながら、現実には鉄銭の供給が不足していたことから、政府はその緩和を目的として小会子を発行している。小会子の額面等は不明であるが、銭引の最低の額面単位である五百文よりも低いものが含まれていたことは疑いない。『宋史』卷四〇九高定子伝を見ると、嘉定十七年から宝慶三年（一二二四～二七）の間に四川制置使であった鄭損⁽⁵⁵⁾が、当時十一州に行われていた小会子を廃止しようとしたところ、総領所主管文字であった高定子はそれに反対して

小会子実以代銭、百姓貿易、頼是以權川引。罷則関・隴之民交病。

と述べており、小会子が鉄銭に代わる機能を果たしていたことを知り得る。さらに上引史料には「又隆興の間、旨を得て之を為る」とあり、この小会子は隆興年間（一一六三～六四）に既に発行されていたという。南宋の四川では、同年間には支払いの低額・高額を問わず、紙幣が主たる流通手段として使用されるという状況が出現していたのである⁽⁵⁶⁾。

なお、貨幣機能に関して一言すれば、紙幣は価値が不安定であったこと、界制が施行されていたことにより、恒久的な蓄蔵手段とはなり得なかったと考えられるが、事実紙幣がそうした機能を発揮していたことを伝える史料は未見である。

おわりに

南宋時代の四川は、金との接壤地帯であったため、養兵が大きな財政負担となった。そこで膨張する軍事費は、専ら紙幣銭引によって支払われるようになった。特に対金戦争が行われた建炎～紹興年間の初めには、宣撫司・制置司等の武将が銭引の発行を掌握し、毎年数百万貫（道）単位で銭引を増発した。紹興十五年、武将から財政権を剥奪すべく総領所が設置され、銭引の発行も総領所に移管されたが、武将は事実上銭引の運営を管轄下に置き続けており、紹興末に再び金との間に戦端がひらかれると数百万貫単位で銭引を増発した。この後、隆興～嘉泰頃までは政情が安定していたこともあり、銭引の発行も落ちついていった。しかるに紹熙年間以降、発行額は再び増大し始め、また総領所が武将の節制下に置かれるようになったこともあり、開禧用兵時には八千万貫の銭引が発行されて引価下落

が生じた。さらに嘉定年間後半から金・モンゴルとの戦闘が続くと、武將が総領所長官を兼任し、数億貫に上る紙幣を濫発したので、その価値は暴落した。

四川では北宋時代より鉄錢が行使されていたが、南宋時代にはその铸造額は歳額三十万～五万貫程度で、铸造に空白期間もあり、錢引の発行額に比較すれば九牛の一毛であった。もっとも南宋時代になると、増発した錢引の価値を維持するため、とりわけ兌換準備としての鉄錢に対する需要は高く、鉄錢の铸造は不可欠であった。それにもかかわらず铸造額が極めて少なかったのは、铸造経費が铸造額の約二倍も必要とされたからである。また政府は乏しい府庫の鉄錢が払底することを恐れて、錢引と鉄錢との兌換を事実上停止しており、財政支出に用いる鉄錢の額も少なかったと見られる。かかる鉄錢の供給不足に加えて、民間では鉄錢は鉄器に铸つぶされたりしていた。南宋の四川では、官民ともに保有する鉄錢の量は少なかった。

錢引の増発に際して、錢引の価値を維持するため、財政収支や民間の交易における支払いに、錢引が積極的に使用されることとなった。また流通界に放出される鉄錢の量が少なかったこともあり、財政収支、管財、交易における支払い、価格表示等は、専ら紙幣一色で行われたり、他の貨幣や現物と併用される場合にも、紙幣に換算されるようになっていった。南宋時代の四川では、既に紹興～隆興年間において、紙幣が主要貨幣としての地位を確立していたのであり、そのことが元朝通貨政策の基盤となったと考えられる。

元朝の通貨政策は、単一或いは複数の紙幣を、行使区域を限定することなく全国通貨として行使するものであったととらえることもできる。南宋末には、それまで江南・北に限って行使されていた東南会子が四川でも発行されるようになっており、東南会子が事実上の全国通貨になりつつあったことが認められる。こうした通貨事情も、元朝通貨政策を受容する基盤になったと見なされよう。

以上、三章にわたって検討を加えたところ、遅くも南宋末には江南の一部及び四川・江北において、紙幣が主要貨幣として専一に行使されていた。また紙幣は兩税や折帛錢等の納入に使用されていたことから明らかなように、農民層にも流通範囲を拡大されていた。さらに諸紙幣のうち、東南会子は界制が廃止されて蓄蔵手段としての使用が可能になると同時に、事実上の全国通貨として行使されるようになっていく。南宋末には、紙幣の使用は北宋と比較して非常な発達をとげ

ていたものであり、元朝通貨政策の構成要素は既に出現していたと見なされる。元朝が南宋領内へ通貨政策を拡大していくにあたって、果たしてかかる通貨事情を基盤として利用したのか否か、利用したとすればその実態はどのようなものであったのか等の諸点に関しては、次章において検討することとしよう。

〔註〕

引用史料の略称は次の通りである。『建炎以来繫年要録』→『要録』、『建炎以来朝野雜記』→『朝野雜記』、『宋会要輯稿』→『宋会要』、『兩朝綱目備要』→『備要』、『宋史全文統資治通鑑』→『宋史全文』

(1) 本章でいう四川とは、利州東・西路、成都府路、潼川府路、夔州路から成る地域を指す。なお、利州路は紹興十三年に東西に分かれている。

(2) 曾我部静雄「南宋の紙幣」一・二（『社会経済史学』七・七・八、一九三七年、後『宋代財政史』、生活社、一九四一年に再録）、趙葆寓「宋代的四川錢引」（『宋遼金史論叢』一、中華書局、一九八五年）、杜文玉・王克西「四川交子的界分与数额」（『中国錢幣』一九九〇年一二）、劉森『宋金紙幣史』（中国金融出版社、一九九三年）。

(3) 宮澤知之「宋代四川の鉄錢問題」（『柳田節子先生古稀記念 中国の伝統社会と家族』、汲古書院、一九九三年）、郭正忠「宋代川峡鉄錢研究」（『宋史研究論文集』、一九八四年委員会編刊、一九八七年）、邱思達「宋代的鉄錢監和鉄錢」（『中国錢幣』一九八八年一二）、李清蘭「宋代四川鉄錢監及所鑄鉄錢」（『四川文物』一九九〇年一五）、同「宋代四川鉄錢述略」（『中国錢幣』一九九四年一一）。

(4) 主な研究として、以下のものを挙げておく。羅伯昭「西川嘉定鉄錢之分析」（『泉幣』一三、一九四二年）、郭立中等「四川安県・金堂出土的兩宋鉄錢」（『考古』一九五九年一二）、謝雁翔「四川出土的宋代鉄錢」（『四川文物』一九八四年一三）、徐力民「四川歴代鑄幣談」（『四川文物』一九八六年一二）、朱活「談兩宋川峡鉄錢」、王有鵬「四川兩宋鉄錢瑣議」、賈傑三「四川近年出土的兩宋鉄錢考述」（以上『四川文物』一九九〇年一五）、陳德潤等「四川雅安出土宋代窖藏鉄錢」、寧志奇「四川綿竹出土宋代鉄錢」、張善熙「南宋四川端平鉄

錢」(以上『中国錢幣』一九九〇年一四)等。

(5) 以下の記述は主として加藤繁「交子の起源について」(『史学』九一、一九三〇年)、同「官當と為りたる後の益州交子制度」(『史学雑誌』四五、一九三四年)、同「陝西交子考」(『史学』一五、一九三六年、以上、後『支那經濟史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録)、日野開三郎「交子の發達について」(『史学雑誌』四五、一九三四年、後『日野開三郎東洋史学論集』七、三一書房、一九八三年に再録)、同「北宋時代における銅鉄錢の鑄造額について」(『史学雑誌』四六、一九三五年、後『日野開三郎東洋史学論集』六、一九八三年に再録)、宮崎市定『五代宋初の通貨問題』(星野書店、一九四三年、後『宮崎市定全集』九、岩波書店、一九九二年に再録)による。

(6) 建炎～紹興年間初期における宣撫司・制置司等の任免状況は、山内正博「南宋の四川における張浚と吳玠——その勢力交替の過程を中心として——」(『史林』四四、一九六一年)、一〇〇頁に詳しい。

(7) 随軍轉運司・都轉運司に関しては同上山内論文、一〇五～一〇六頁による。

(8) 同上山内論文、一〇六及び一一五～一一八頁。

(9) 『朝野雜記』甲集卷一一「都轉運司」項。

(10) 内河久平「南宋總領所考——南宋政權と地方武將との勢力關係をめぐって——」(『史潮』七八・七九、一九六二年)、二～七頁。

(11) 同上内河論文、二一～二三頁。

(12) ここでいう總領とは、總領財賦・總領官・總領使等と並んで總領所長官の謂である。

(13) 発行の定額化は、『文獻通考』卷九錢幣二「川引」項に以下のようにある。
淳熙五年閏六月、臣僚言、蜀中錢引已增至四千五百万余万、增而不已、必至於不可行。乞立定額、毋得增添。從之。

(14) 南宋における錢引の界制は、註(2)趙論文、杜・王論文、劉著書において検討されているが、杜・王論文が建炎～紹興年間に毎年数百万貫(道)単位で錢引が発行されたことを新たな界の錢引の発行と見なしているのは誤りと言うべきであろう。南宋では錢引は趙氏・劉氏の所説の如く、国初より二年＝一界、兩界併用の形式がとられたと解される。

(15) 三界併用への移行を伝える記事としては、例えば『文獻通考』卷九錢幣二

「川引」項に

光宗紹熙二年五月、詔川引展界行使。

とある。また錢引が三界併用後も二年に一度取換されていたことは、『備要』巻五、慶元五年三月戊申条に

四川行対補錢引法……慶元四年冬、丁逢自四川茶馬代還入見……言、川交子二年一兌、每引納貫頭錢八十文足、民甚苦之。

とあることから裏付けられる。

(16) 『備要』巻五、慶元五年三月戊申条に

四川行対補錢引法……紹熙初、増印百七十万緡。

とある。紹熙の初めに発行されたのは第八十五界であるから、百七十万緡増印されたのも同界ということになる。

(17) 『朝野雜記』甲集卷一六「四川川引」項。

(18) 註(10)内河論文、二一～二三頁。

(19) 開禧用兵時の總発行額及び錢引の減価については、『備要』巻一一、嘉定元年十一月戊戌条に

……通三界（八十九～九十一）所書放、視天聖祖額至六十四倍、嘉定初、每緡止直鉄錢四百已下。

とある。ここでいう天聖の祖額とは、北宋天聖年間に初めて交子が発行された時の発行額、即ち百二十五万貫を指しており、その六十四倍というから嘉定元年当時の錢引總発行額は八千万貫に達していたことになるのである。また各界の発行額に関しては、前引史料の中に

嘉泰末、兩界（九十・九十一）書放、凡五千三百余万緡。

とあり、同書巻一二、嘉定三年条に「是の春」として「九十一界錢引二千九百万緡」と見えている。従って第八十九界の発行額は二千七百万貫、第九十界のそれは二千四百万貫であったことになる。

(20) 錢引と鉄錢との官定比価を伝える史料は今のところ未見である。ただし、例えば南宋淮南において鉄錢と交子とが併用されたが、両者の比価は交子一貫＝鉄錢七百七十文であったという（『宋史』巻一八一食貨志下三「会子」項）から、錢引と鉄錢との官定比価も恐らく同様であったと考えられる。

(21) 例えば嘉定十一年四月にも錢引五百万が増印され、軍事費に充てられてい

る（『宋史全文』卷三〇、同年同月戊申条）。

（22）武將が総領所長官を兼領していたことを伝える史料として、例えば『宋史』卷四三理宗本紀、淳祐四年正月壬寅条に

余玠華文閣待制、依旧四川安撫制置使、知重慶府兼四川総領財賦。

とあり、制置司余玠が総領財賦を兼任していたことが知られる。

（23）新しい錢引や銀会子の発行及びその膨張に関する記述は、「救蜀楮密奏」による。

（24）以上の経緯は『宋史』卷一八一食貨志下三「会子」項のうち、錢引に関する部分の宝祐四年・咸淳五年条による。

（25）史料を子細に検討してみると、決して総領所が一方的に武將の言いなりになっていたというのではなく、時として総領所側も武將に対して、相当の抵抗を試みた形跡がある。しかし、総じて最終的に総領所は武將に押し切られてしまったようである。四川における両者の関係については、別の機会に詳考してみたい。

（26）会子と銅錢との比価は『左氏諫草』「監簿呂公家伝」、銅錢・鉄錢の比価は『宋会要』刑法三—八「定贓罪」、紹興二十七年三月七日条等に見える。

（27）『入蜀記』卷五、乾道六年八月二十八日条を見ると、鄂州の市街を往来する人々について次のようにある

蓋四方商賈所集、而蜀人為多。

（28）大軍の俸給には錢・衣・糧が用いられ、前線の出征兵には生券、後備の屯駐兵には熟券を介して支給されていたという。ここでは生券を介し錢で支給される部分に東南会子が用いられたのである。大軍の俸給制度の詳細は小岩井弘光「南宋大軍兵士の給与錢米について——生券・熟券問題と関連して——」（『東洋史研究』三五—四、一九七七年）を参照されたい。

（29）以上、北宋時代の鉄錢監の沿革や鑄錢額等は、註（3）邱・李論文、註（5）日野「北宋時代における銅鉄錢の鑄造額について」、及び劉森「北宋鉄錢的幾個問題」（『中国錢幣』一九九〇年—四）を参照した。

（30）以下、出土鉄錢という時には、註（4）掲載諸論文に報告されている鉄錢を指す。

（31）『朝野雜記』甲集卷一六「川陝鑄錢」項は邛州錢監の鑄造停止を建炎三年に作るが、他の史料を通覧すると全て二年となっている。『朝野雜記』の記述は

誤りであろう。

(32) 紹興監の設置時期に関して『朝野雜記』「川陝鑄錢」項に

紹興十年、鄭享仲為四川宣撫使、始即利州鑄錢、歲十萬緡……其後增至十二萬緡。

とあり、紹興監は紹興十年に設けられたという。しかしながら、かかる事実を述べる史料はこれ以外に見あらず、にわかに信を置き難い。

(33) 『朝野雜記』「川陝鑄錢」項、紹興三十一年条の割注には

施州錢、紹興三十年、以鉄炭艱難、減為七千。南平軍、以磁苗少、亦減為千緡、並充有（省の誤？）計。

とあり、施州は七千貫とされたという。他に参照史料が無いのでいずれを採るべきか決断しかねるが、両監の歳額が数千～一万貫程度に過ぎなかったことに変わりはない。

(34) 惠民監の設置時期に関して、諸史料間には異同がある。『朝野雜記』「川陝鑄錢」項には

二十三年、嘉守王知遠、請復嘉・邛鑄錢監、事下計司（割注：六月丁酉）、於是復置監於邛州。明年、詔邛州歲鑄三萬緡、利州九萬緡（割注：四月乙酉）。とあり、邛州の錢監は紹興二十三年に復置され、翌年歳額が三萬貫とされたというのである。しかし『要録』の他にも、例えば『宋史』卷三二高宗本紀、紹興三十一年二月戊申条、『宋史全文』卷二三、同年同月同日条は全て邛州監の復活を三十一年としている。『朝野雜記』の記事は今のところ信用し難い。

(35) 『錢幣譜』によれば、紹興三十一年に紹興監の歳額は九萬貫のままであったという。しかしこれは『要録』の言う通り、六萬貫に減額されていたと見るのが妥当であろう。なお『宋史』卷一八〇食貨志下二「錢幣」項には

〔紹興〕二十二年、復嘉之豐遠、邛之惠民二監、鑄小平錢。

とあり、紹興二十二年に嘉州の豐遠監・邛州の惠民監が復され、実際に鑄造を行ったと見えている。しかしながら『要録』卷一六三、紹興二十二年六月丁丑条に詳しく

宰執進呈右朝請大夫知嘉州王知遠到任五事。論四川鉄錢至少、自罷鑄後、見今嘉・邛州及成都府各泐都作院、以嘉・邛所産鉄炭、打造軍器、赴利州樁管、數目不少。今辺事寧息、望將兩州依旧鼓鑄小鉄錢。上曰、知遠所論、於錢引實有

利害、可委総領所同本路漕臣措置。後未及行。

と見えている如く、両監設置はこの時には実行に移されていなかった。『宋史』食貨志の記事は、「後、未だ行うに及ばず」の部分脱落したと考えられる。

(36) 『輿地紀勝』一八〇南平軍「景物」下。

(37) 『南宋制撫年表』卷下によると、『文定集』の著者たる汪応辰が四川制置使の職にあったのは乾道元年～四年であるから、「乞免解發鉄錢赴兩淮書」もその間に記されたことになる。

(38) 『宋史』卷八九地理志五。

(39) 『宋史』卷三九寧宗本紀は当五錢の鑄造を十二月につくるが、『備要』の他に『宋史全文』も十一月とするので、十一月説に従う。

(40) 因みに旋読とは四文字ある錢文を上→右→下→左の順で読むことをいい、直読とは上→下→右→左の順で読むことを指す。

(41) 嘉定鉄錢の複雑性に関して、詳しくは註(4)羅論文・陳論文及び彭信威『中国貨幣史』(第三版、上海人民出版社、一九八八年)、四一〇頁を参照されたい。

(42) 劉恩甫・田步迎・謝群・聶広鴻・周健「江蘇高郵出土南宋鉄錢的初步清理報告」(『中国錢幣』一九八七年-二・三)によれば、蕪春監の鑄造に係わる鉄錢は殆どが折二錢である。この数字も或いは折二錢鑄造時のものかもしれない。なお、かように鑄錢の利益が大きかった淮南では、四川と異なり、鉄錢の増鑄や供給過剰が深刻な問題と化していた。この点に関しては、第六章第二節第二項を参照。

(43) 因みに政府が淮南を本格的に鉄錢化するのは乾道二年八月以降で、この時には四川から鉄錢を運搬せず、淮西・江西・湖北路に錢監を置いて鉄錢を鑄造させている。淮南を含む江北地帯に行使された鉄錢に関しては、第六章第二節を参照されたい。

(44) 四川では、本来江北に鉄錢を供給するため設置された錢監(湖北路の漢陽監、淮西路の同安・蕪春監等)の鑄造した鉄錢が多数出土している。それらは鉄錢の不足を緩和するため、江北から四川に搬入されたものかもしれない。しかしそうであるにせよ、それが何時ごろ、また官民いずれによって為されたのか等は、史料が残存しない故に一切不明であり、後考にまつよりない。

(45) 北宋四川の塩法は、吉田寅「南宋の塩業経営――生産面を中心として――」(『東洋史学論集』五、一九六〇年)、一一八～一一九頁による。

(46) 趙開の塩法に関しては、同上吉田論文、一一九～一二〇頁、戴裔煊『宋代鈔塩制度研究』(第二版、中華書局、一九八一年)、三五七～三六五頁を参照した。

(47) 北宋四川の茶法に関する代表的な論考としては、梅原郁「青唐の馬と四川の茶――北宋時代四川茶法の展開――」(『東方学報』四五、一九七三年)が挙げられる。

(48) 趙開の茶法改革は、水野正明「南宋四川の茶法について」(『布目潮瀾博士古稀記念論集 東アジアの法と社会』、汲古書院、一九九〇年)、三九八～四〇五頁を参照した。

(49) 激賞錢等に関しては、和田清編『宋史食貨志訳註』一(東洋文庫、一九六〇年)、「賦税」の項にも解説がある。

(50) 契税錢はさしあたって仁井田陸「中国売買法の沿革」(『法制史研究』一、一九五二年、後『中国法制史研究』土地法・取引法、東京大学出版会、一九六〇年に再録)を参照した。

(51) 銅場における銅の購入に錢引が用いられている例としては、『宋会要』食貨三四―二三「坑冶雜録」、紹興二十九年条に

提領諸路鑄錢所言……今相度、青陽場毎年口量立定一千五百斤、青塗場毎年七千斤為額、兩場毎年鍊発八千五百斤、數内除抽約二分一千七百万斤不支価錢外、余數 每斤支錢引八分、共合用本錢五千四百四十道。

とあり、賑恤に錢引が充てられている例としては、同史料六八―八一「賑貸」、淳熙十年二月八日条に

詔、四川總領所支錢引一万道、米五千石、付潼川運副張竑專用賑濟(割注：以竑言旱傷故也)。

とあり、火災にあった兵舎の修築費用に錢引が使用されている例としては、『周易国文忠集』卷一四七奉詔録二「興元指揮」に

興元駐箭御前諸軍都統制彭杲申、義勝軍將第二隊、于二月一日夜、遺火延燒過本將營舎草屋三百余間。已將放火之家第等、特支過錢引二千九百六道。

とある。

(52) 「券」なる助数詞が使用されている事例としては、『鶴山先生大全文集』卷七五「知文州主管華州雲台觀安君墓誌銘」に、嘉定十二年、隨軍轉運司安蕃が金との国境にある西和州への漕運を担当した際の様子として以下の如くある。

漕四十二万三千七百六十石、馱戸不該、封樁并由子不到等錢四十三万六百券有奇、糴二十万一千二百石、以置口漕西和、魚関至白環、每石且以費錢一十七券、米一斗七升之約、為總所省三百四十二万六百五十九券、米三万四千二百六十五石。

(53) 既に述べたように（註（37））、汪応辰が四川制置使であったのは乾道元年～四年の間であるから、これらの上奏もその間に為されたことになる。

(54) 『宋朝事實』卷一五「財用」に次のように見える。

……川界用鉄錢、小錢每十貫、重六十五斤、折大錢一貫、重十二斤、街市売買、至三五貫文、即難以攜持、自来交子之法、久為民便。

(55) 鄭損の制置使在任期間は、『南宋制撫年表』卷下による。

(56) 小会子について付言すれば、『備要』卷一〇、開禧三年十二月是月条によると、この時四川で小会子が発行されたが、官が税の納入に使用させなかったの
で、流通は良好でなかったとある。ここでいう小会子は、高定子のいう小会子とは別途に発行されたものであった如くである。

第八章 元朝の南宋併合と通貨政策の拡大

はじめに

甲午（一二三四）の年、金朝を滅ぼしたオゴデイ（太宗）は、丙申（一二三六）より南宋に対して攻撃を開始した。しかし庚子（一二四〇）になると戦闘は膠着状態に陥り、オゴデイ自身の崩御とともに、南宋攻撃は一旦たちきえとなった。丙辰（一二五六）の年、モンケ（憲宗）は再度南宋討伐を決意し、全軍を東路軍・西路軍・中央軍に三分すると、同年秋から南伐を開始した。しかるに己未（一二五九）、モンケが四川の陣営で急死した。そこで当時東路軍の総司令官であったフビライは、鄂州を包囲しつつ、統制のとれなくなった各部隊を自軍に吸収するとともに、北上してきたウリヤンハタイ（兀良合台）率いる西路軍をも回収し、賈似道と和議を結ぶと直ちに北帰した。

庚申（一二六〇）の年、フビライはカアンに即位し、この後アリクブカとの帝位継承争いに勝利をおさめると、至元四年（一二六三）より南宋攻撃の企画立案に着手した。そして翌年、南宋にとってマジノ線とも言うべき襄陽・樊城への攻撃をもって、南宋攻撃の幕は切っておとされた。フビライは至元八年に国号を正式に元と定め、十年に樊・襄を陥落させる。十一年になると国境全域で南宋に対する総攻撃が始まり、元軍は十三年正月、遂に臨安の無血開城に成功した。一方、臨安陥落後、宋の宰相陳宜中・張世傑・陸秀夫等は、益王趙昀・衛王昺を連れて福州に亡命した。しかし亡命政権は次第に追いつめられ、十六年、広州崖山において、幼帝昺が陸秀夫に背負われて海中に没し、南宋はここに滅亡した。南宋の領土は元朝の版図に収められたのである。

元朝は、華北で行っていた通貨政策を南宋領へとおしひろげており、これによって元朝の通貨政策は一応の完成を見せたことになる。ところが、元朝がいかなる理由で通貨政策を拡大したのかという点に関して、これまで本格的な検討は加えられてこなかったと言って良い。多くの先行研究では、元朝が南宋併合後、会子を回収して中統鈔と交換したことが触れられているだけである⁽¹⁾。敢えてその理由に言及した研究においても、通貨政策を拡大し、元朝の領土の南北で分裂していた通貨を統一することで、経済の発展を有利にすると同時に、元朝の權威を

保ち、国家としての統一を強化しようとしたからである、と簡略に述べられているに過ぎない⁽²⁾。

このような指摘は、無論それ自体誤りではない。しかしながら、例えば経済の発展という場合、具体的には南北間の通貨を統一して物資の交流を円滑化しようとしたことを意味すると考えられるが、そこで重要なのは、元朝が南宋の併合と前後して、北宋末以来中断していた江南から華北への大規模な物流を復活させたことである。従ってそのことと通貨政策の拡大、通貨の統一とを考え併せる必要があるだろう。

またモンゴル人は、金・銀に対して強烈な嗜好を持っていたといわれ、モンゴル人支配者層と結託した斡脱と称される西域商人は、モンゴル帝国時代より中国の銀を吸い上げ、これを銀不足に苦しむ東部イスラム地域へ運んで売却し、巨利を獲ていた。かかるモンゴル人支配者層・斡脱等の銀獲得に対する欲望という面からも、通貨政策の拡大は検討が為されるべきである。さらに南宋併合当時、「搭克収斂」を事としたという色目人財務官僚アフマッド（阿合馬）の専権時代であったことを考慮すると、紙幣の運用に絡まる営利的な側面も、拡大の理由として検討しなければならないであろう。

通貨政策の拡大にあたっては、第五章から第七章にわたって、南宋末に元朝通貨政策の基盤と見なし得るような通貨事情が既に出現していたことを明らかにした。そこで本章では、元朝が果たしてそうした通貨事情を本当に利用したのか、利用したとすればそれは実態においてどのようであったのか、といった点に関しても検討を行う必要がある。南宋の通貨事情を視野に含めた上での元朝の貨幣史研究は、従来行われてこなかったものである。さらに通貨政策が完成したというが、何時、何を以て完成と見るのか、また支配力が微弱であったといわれる南宋領内、なかんずく江南において、果たして元朝は通貨政策をどの程度策定当初の形態のまま運用できたのかという点も、重要な検討課題と言い得る。

本章では以上の諸課題を念頭に、元朝が通貨政策を拡大した理由、拡大の経緯、拡大後の南宋領、特に江南の通貨事情等について検討を加えることとする。

第一節 通貨政策拡大の理由

一 拡大の目的

元朝にとって、通貨政策を南宋領へ拡大することは、少なくとも以下の諸点から不可欠であった。その第一は物流の円滑化である。元朝が南宋を併合すると、北宋末以来中断していた南北間の経済交流が復活した。物資には華北から江南へ南下するものと、逆に江南から華北へと北上するものとの二通りがあったが、そこで注目されるのは、大都を中心に大消費地を形成していた腹裏が、『元史』巻九三食貨志一「海運」項の冒頭に

元都于燕、去江南極遠、而百司庶府之繁、衛士編民之衆、無不仰給於江南。とあるが如く、江南の豊富な物産に全面的に依存するようになり、元朝が大量の物資を江南から華北へ北上させなければならなくなったことである⁽³⁾。

元朝政府は早くから江南の物産に着目していた如くで、既に南宋攻撃の最中より、隋代に建設された邗溝や黄河等の水路を利用して、税糧を大都へ運搬していた。そして至元十三年（一二七六）正月に臨安を占領するや、即座に江南運河・邗溝・黄河・汴梁を經、御河から大都へ到達する漕運ルートを建設している。さらにこのルートは西方へ迂回し過ぎているとの理由から、翌年には泗河（後の濟州渠）を開鑿し、そこから大清河に入り、海路または御河を經て大都へ至るルートを新たに整備した⁽⁴⁾。また至元十三年四月には、江南から物資を携行して大都へ販売に訪れる客商の活動を妨害することのないよう詔が下されており⁽⁵⁾、元朝が江南の客商を積極的に京師へ誘致し、物資の北上を促進させようとしていたことが窺える。

これ以外にも、元朝は物流を円滑化するため、客商に対して様々な優遇措置を講じた。具体例を挙げれば、元代では商税のうち通行税は廃止され、客商は販売地で商品価格の三十分の一を納入さえすれば良かった。客商と坐賈との間で周旋を行う牙人に対しては、元朝は官私制を導入し、官の許可を得た官牙人以外は全て非合法と定めた。そして官牙人に対しては立契を要する動産・不動産の売買のみを許可し、日常商品の周旋を認めず、牙人が商品流通にもたらす障害を排除しようとした⁽⁶⁾。また、元朝は客商が江南から華北へ物資を運搬する船舶の運河航行を官司が妨害することに対して幾度も禁令を発しており⁽⁷⁾、さらに運河の淤塞

によって物資の移動に渋滞が生じると、至元二十六年以降河運を放棄し、いち早く海運への切り換えを行っている⁽⁸⁾。

さて、江南の客商が華北で物資を販売した場合に問題となるのは、華北は江南に比較して物産に乏しいため、回貨（帰販用商品）の購入が困難な点である。従って客商は、回貨として持ち運びに便利で、なお且つ南北を問わず全国共通に行使できる唐代の便換、宋代の便銭のような手形か、または紙幣がどうしても必要になるのである。華北において、客商が手形または紙幣を回貨として入手できなければ、彼らは華北へ到来しなくなり、物流に重大な障害が生じてしまう。物資の北上を円滑化するためにも、華北で行っていた通貨政策を南宋領へ拡大して南北共通とし、紙幣を回貨として自由に利用させることは、元朝にとって欠くべからざる重大事であったのである。『元史』卷九世祖本紀、至元十三年六月己巳条に

置行戸部于大名府、掌印造交鈔、通江南貿易。

と見え、華北の大名に行戸部を置いて交鈔を印造し、江南に貿易を通じさせたところあるのは、元朝政府が中統鈔を回貨として利用させることで、江南から華北への物資の移動を積極化しようとしていたことを裏付ける史料と言えよう。

また中統鈔の印造額は、至元十二年までは平均十万五千余錠（一錠＝五十貫）、最大でも三十九万八千余錠であるのに対して、臨安を占領した至元十三年以降急増し、百万錠の大台を突破するようになっている⁽⁹⁾。紙幣の価値下落が始まったのも、この頃からである。その原因としては、従来アフマッドによる放漫な財政運営や南宋攻撃の軍事費支払いの他に、南宋の紙幣を回収して中統鈔と交換しなければならなかったこと等が指摘されてきた⁽¹⁰⁾。しかしながらこれらに加えて、元朝政府が江南の物資に対する回貨として中統鈔を盛んに使用させ始めたことも、印造額急増の一因と見なされるのである。

もっとも、単に紙幣を回貨として利用させるだけならば、南北の通貨を中統鈔で統一すれば事足りた筈である。元朝が通貨政策そのものを拡大した理由を究明するには、今少し検討を加えなければならない。イスラム圏では古くから金・銀が貨幣として行使されていたが、このうち銀を本位貨幣とする東部イスラム地域では、十世紀頃から深刻な銀の不足が発生したという。一方、モンゴル人は財宝や装飾品としての金・銀に対する強い嗜好を持っていた。そこで中国－イスラム

圏の東西貿易に従事する西域商人は、モンゴル帝国時代において、皇帝をはじめとするモンゴル人支配者層に取り入り、彼らから銀の貸与を受けると、それを資本として実に最高年利十割複利で華北の民衆に貸し付けた。そして利息の一割前後を資本主に返済すると、残りはことごとく西方へ運搬して高値で売却し、不等価交換によって莫大な利益を獲得していたのである。モンゴル人支配者層と結託し、銀を用いて高利貸しを行う西域商人が特に斡脱と称されたことは、周知の事実である⁽¹¹⁾。

このようなモンゴル人支配者層や斡脱は、南宋領の銀獲得を容易にするためにも、通貨政策の拡大を強く望んだと考えられる。特に注目されるのは、至元九年以降中書省が尚書省を併合するや、アフマッドが中書平章事として宰相を制し、その権勢をふるったことで、元朝が南宋を併合した当時は、言わばアフマッドの専権時代であったのである。アフマッドは西域商人との癒着が甚だしく、斡脱の活動を積極的に保護支援した。斡脱に対する元朝の態度を見ると、まず至元四年に斡脱総管府を設立し、斡脱戸を一元的に統轄した。次いで九年八月には、斡脱総管府の地方機関たる斡脱所を設けている。さらに十七年になると、総管府を泉府司と改称するとともに品秩を昇格して正二品とし、それにしたがって同府が従事する利殖事業の扱い額も増大した。かかる斡脱統轄機関の拡大・昇格及び利殖事業の増大は、アフマッドの推進によって為されたといわれている⁽¹²⁾。

アフマッドの保護の下、斡脱はモンゴル帝国時代にひき続いて営利活動に従事した。中統鈔が発行されると、元朝の主要貨幣は紙幣とされ、中統五年（一二六四）以降、民間での銀の売買は禁止されていた⁽¹³⁾。しかしながら、そうした状況下でも斡脱は相変わらず利貸しに銀を用いていたのである。具体例を紹介すると、『通制条格』巻一七「孝子義夫節婦」が載せる、至元十年二月に中書省・御史台が備したる監察御史の呈によれば、大都の魏阿張は十六歳で魏明の息子たる蔓に嫁いだが

…其夫荒縦、不事家業、因欠回回債銀貳錠、逃竄不知所往。阿張父、代還所欠。

とあるようにその夫は荒くれ者であり、家業を事としなかったばかりか、回回の債銀、即ち斡脱から借りた銀二錠を返済せず、逃竄して所在が知れなかったので、阿張の父が負債を返還したという。また『元史』巻一一、至元十七年十一月乙巳

条が載せる、泉府司の設置に関する記事に

置泉府司、掌領御位下及皇太子・皇太后・諸王出納金・銀事。

と見え、同府がモンゴル皇族や諸王の金・銀の出納を掌ったとある。こうしたことから、幹脱が元朝政府公認の下で金・銀を用いた利貸し活動に従事していたことが知られよう。

このように中国から銀を吸い上げていた幹脱にとって、経略が進み、徐々に元朝の領土に入りつつあった南宋領内の銀は、喉から手が出るほど欲しいものであったに相違ない。そこで彼らが着目したのが紙幣である。中統鈔は金・銀を兌換準備としていたために、金・銀が兌換機関たる平準庫に集中されていた。なお、平準庫は平準行用庫、平準行用（交）鈔庫、平準（交）鈔庫等とも称された。因みに新旧紙幣の交換を掌ったのは行用庫なる機関で、これは行用（交）鈔庫、倒鈔庫等とも呼ばれた。また平準庫は紙幣と金・銀との兌換のみならず、新旧紙幣の交換をも行った⁽¹⁴⁾。幹脱にしてみると、平準庫の金・銀を奪うことができれば、銀の取得は頗る容易になったのである。『元史』卷一六三馬亨伝には

至元三年……時賈胡、侍制国用使阿合馬、欲買交鈔本、私平準之利、以増歳課為辞。帝以問〔馬〕亨、対曰、交鈔可以權万貨者、法使然也。法者主上之柄、今使一賈擅之、廢法從私、將何以令天下。事遂寢。

とあり、南宋併合以前のことであるが、賈胡即ち西域商人がアフマッドの権勢をたのみとして、鈔本（兌換準備）の金・銀を買い上げてしまおうとする事件が発生していたことを伝えている。こうした事件は、幹脱が当時から平準庫の銀に狙いを定めていたことを裏付ける証左と言えよう。

中統鈔の南宋領への使用拡大は、後述する如く至元十二年に決定が為されていた形跡が認められ、同年中には南宋領における平準庫の設置が始まっている。例を挙げれば、集慶路（現南京）について『至正金陵新志』卷六「官守志」に

平準行用鈔庫。至元十二年帰附、創立平準行用交鈔庫。

とあり、鎮江に関しても『至順鎮江志』卷一三「公廩」に

至元十二年、改立平準行用交鈔庫。

とある。このようにして設置された平準庫には、兌換準備用の金・銀が集められたのである。

ところが翌十三年には、『秋澗先生大全文集』卷九〇便民三十五事「論鈔法」

に

自至元十三年已後、據各處平準行用庫倒到金・銀、并原發下鈔本課銀、節次盡行起訖、是自廢相權大法、此致虛一也。

と見えており、諸路の平準庫の金・銀が中央へ引き上げられているのである。南宋の遺臣鄭思肖の『心史』「大義略叙」に、元朝の南宋併合当時のこととして

又諸州僭置平準庫、抑買金・銀歸北、私売買金・銀、皆重罪破家。

とあるが如く、引き上げられた金・銀の中には南宋領のものも含まれていたものであり、むしろ主に新附の南宋領の金・銀を標的として、引き上げが行われたとも考えられる。こうした金・銀引き上げの背後に、モンゴル人支配者層や斡脱の意向が強くはたらいていたことは疑う余地がない。彼らにとって、南宋領の銀を獲得するためにも、通貨政策の拡大は必要であったのである。なお、中央へ引き上げられた金・銀の行方は史料的に明らかにならないが、モンゴル人支配者層に対する賜与に用いられたか、或いは西域商人の手によってイスラム圏へ帯出されてしまったに相違ない。

上述の諸点に加えて、紙幣の運用は営利的な側面が強く、発行者側にとって様々な利益を産み出すものであった。従ってそうした利益を増大させるためにも、元朝にとって通貨政策を南宋領へ拡大することは望ましいことであった。特に元代の紙幣で注意を惹かれるのは、それが南宋の紙幣と異なって兌換券として運用されており、平準庫には兌換に備えて金・銀が積まれていた。そこでそうした兌換準備の金・銀を中央へ引き上げてしまうのみならず、資本として運用し、営利活動を行うことも可能であったのである。『元典章』卷二〇戸部六「鈔法」項に見える「整治鈔法」と題された条文は、至元十九年十月に発布されたものであるが、その一節に

一、鈔庫官吏、侵盜金・銀・宝鈔、出庫・借貸・移易、做買賣使用、見聖旨条画断罪、委本処管民長官・総官、一月一次計点、如本処官吏通行作弊、与犯人同罪。

とある。同様の禁令はやはり『元典章』「鈔法」項所載の、至元二十四年三月の日付を持ち、至元鈔の運用規定を詳細に定めた「行用至元鈔法」の一節にも

一、委各路総管并管民長官、上下半月計点、平準鈔庫应有見在金・銀・宝鈔、若有移易借貸、私己買賣、營運利息、取問明白、申部呈省定罪。

と見えている。上記の条文は、いずれも平準庫・行用庫に積まれる金・銀・紙幣の貸し付けや私売買のみならず、それらを營運して利息を徴収することを禁止したものである。

このうち「整治鈔法（鈔法を整治す）」との条文は、至元十九年三月にアフマッドが誅殺された後、彼によって混乱に陥った通貨政策の再建を目的として出されたものと見なされる。その中にかかる禁令が含まれているということは、言うまでもなくアフマッドの専権時代に、兌換準備の運用・流用が盛んであったことを意味するに他ならない。そうであれば、「収斂の臣」たるアフマッドが、こうした兌換準備の運用・流用によって官が被る利益を一層増大させるためにも通貨政策の拡大を画策した、と考えることは決して誤りとは言えないであろう。

二 南宋末における紙幣行使の増大

以上の如く、元朝にとって南宋領への通貨政策拡大は必要欠くべからざることであったが、実際にそれを可能にさせた背景には、南宋末の通貨事情があった。南宋末の通貨政策・通貨事情に関しては、第五章～第七章において検討を行ったが、特に紙幣行使の地域的差異に留意しながら、ここでもう一度概観しておくとともに、特に江南に関して今少し補足的な検討を加えてみることにしたい。検討に当たっては、領土をこれまでと同様、江北・四川・江南に三分する。

江北は、長江と淮水とにはさまれた国境の軍事的消費地帯である。第六章で述べたように、南宋政府は乾道年間（一一六五～七三）以降、金への銅銭の流出を防止するとともに、江南の銅銭保有量を増大するという二つの意図に基づき、江北から銅銭を回収し、その代わりに鉄銭・紙幣を発行した。ところが鉄銭は銅銭よりもさらに重量が嵩み、使用が非常に不便な貨幣であったことに加えて、政府の運用管理に失当もあり、紹熙年間（一一九〇～九四）初頭には流通が悪化し、私鑄銭の横行、鉄銭の価値下落、江南への流入等の問題が表面化してきた。そこで政府は鉄銭鑄造を縮小するとともに、江北に流通する鉄銭を回収し、紙幣に切り換え始めた。その後十三世紀に入り、金・モンゴルとの恒常的な戦争が始まると、膨大な軍事費を支払うため、政府は大量の紙幣を江北で発行した。かくして紙幣は、江北における主要貨幣と化していったのである。

四川は北宋時代より鉄銭・紙幣（交子）行使地帯とされていたが、鉄銭は使用

に不便なため、既に当時から交子が四川の主要貨幣となりつつあった。このような傾向は、南宋時代になると一層強まることとなった。四川は江北同様国境の軍事的消費地帯と化し、軍事費を支払うため多額の紙幣（錢引、交子が改称）が発行された。一方、鉄銭の鑄造は鑄造経費が鑄造額を上回っていたことから振わず、その額は錢引の発行額とは比較にならないほど少なかった。四川では、南宋時代の前半には紙幣が主要貨幣としての地位を確立したのである。

四川について付言すると、同地では、軍兵は主に北部地帯にはりつけられていた。一例として南宋の実戦部隊たる駐筈御前大軍（通称大軍）の駐屯地を見ると、興州（利州西路、現陝西省略陽）、興元府・金州（利州東路、現同省漢中・安康）となっている⁽¹⁵⁾。従って紙幣に関する記事も北部、特に利州東・西路に絡んだものが最も多い。次いで多いのが西部の成都府路にかかわる記事である。同路は北宋時代に交子が発祥した地であり、四川の中では最先進地帯であったことから、紙幣に対する需要も高かった。他では潼川府路の北部や夔州路でも紙幣が使用されていたことを示す史料が見られ、さらに潼川府路の南部でも紙幣が用いられていた事例が存在する⁽¹⁶⁾。もっとも潼川府路や夔州路南辺の少数民族居住地帯では、貨幣経済が極めて未発達であったと考えられ、大規模な軍隊の駐屯地もなかったから、紙幣は流通していなかったであろう。しかしそれ以外の地域、特に四川北部・西部では、紙幣は主要貨幣として盛んに流通していたのである。

続いて江南に目を向けてみたい。江南における紙幣の流通状況に関しては地域的な差異が大きく、検討を加える余地が未だ多く残されている。江南は銅銭・紙幣行使区域であり、その中で最も紙幣の流通が多かったのは、第五章で検討を加えた如く、両浙東・西路と江南東路の全域、江南西路の沿江部及び江東路よりの地域である。

両浙東・西路や江南東・西路では、軍糧を調達するための和糴が盛んに行われており、その支払いに充てるため、大量の紙幣が発行されていた。また長江沿岸には大軍の駐屯地があり、俸給の支払いや軍需物資購入のために多額の紙幣が用いられた。さらに行在には多数の官僚が居り、三衙⁽¹⁷⁾も駐屯していたことから、彼らに対する俸給の支払いや賜与に充てるべく、やはり大量の紙幣が発行されていた。

これらの地域、なかんずく両浙は商品・貨幣経済の発達した、当時の中国にお

ける最先進地帯であり、もともと軽便な紙幣に対する需要は高かったと考えられる。また紙幣流通量が膨張して価値下落すると、グレシャムの法則がはたらいって銅銭は流通界から姿を消し、紙幣が主たる流通手段と化していた。さらに当時財政収支、特に収入には銅銭・紙幣（会子）を半々で行う銭会中半制が施行されていたが、会子の発行額が増大してくるにしたがい、会子の回収量を増すため、収入も会子一色で行われるようになっていった。かくして紙幣は主要貨幣として、専一に行使されるに至ったのである。

上述の地域に次いで紙幣の発行・流通量が多かったのは、江南西路の内陸部及び福建路・湖南路である。これらの地域には大軍の大規模な駐屯地はなく、軍需物資の購入や兵士の俸給支払い等のために発行される紙幣の額も、両浙や江南東・西路ほど多くはなかった。それは『稼軒集抄存』巻二「淳熙乙未（二年、一一七五）登对筭子」に

今所謂使会子之地、不過大軍之所屯駐、与畿甸之内数郡爾。至於村鎮鄉落、稍遠城郭之處、已不行使、其他僻遠州郡、又可知也。……先時降指揮、自淳熙二年以後、應福建・江湖等路、民間上三等戸租賦、並用七分会子・三分見錢輸納（割注：僻遠州郡、未有会子、先上三等戸輸納、免致中下戸受弊）。

とあるのがその一証左となる。即ちこの史料によると、淳熙二年当時会子が流通していたのは、大軍の駐屯地と畿甸の数郡に過ぎなかったといい、郷村や僻遠の州軍には流通していなかったと記されている。また淳熙二年以後、福建路及び江湖、即ち江西・湖南路では、上三等戸に対して租税を七分会子・三分銅銭で納入するよう詔が下されたとも見えている。そしてその割注を見ると、かかる措置がとられた理由として次のようにある。即ち、これら僻遠の州軍は会子の流通が少ない。そこでまず資産の豊富な上三等戸にのみ会子を納入させて、貧しい中・下戸⁽¹⁸⁾が乏しい会子を無理に入手しようとするあまり、田宅を売り払う等して破産するといった弊害が発生することを防ごうとした、というのである。

もっともこうした地域でも、南宋末期になるにつれて、会子の使用は増大を続けていた。一例を挙げれば、嘉定九年（一二一六）に福州の知州となった衛涇の『後楽集』巻一五「知福州日上廟堂論楮幣利害筭子」は、福州の地方官交割（引継）時に明らかにされる府庫所蔵錢物の内訳を載せている。それによると、嘉定年間（一二〇八～二四）の初め、程提刑と黄侍郎が交割を行った際の府庫の錢物

は、錢三十二万貫、会子七千貫であった。ところが嘉定六年二月における蔡侍郎と葉尚書の交割においては、錢の増加は二万貫であったのに対し、会子の増加は十五万貫であった。さらにその後、陳提刑と蔡侍郎の交割では銅錢は二十五万貫、会子三十万貫となり、衛涇が赴任した時の交割では銅錢は二十万貫に減っており、このままでは二、三年のうちに銅錢が全て会子に変わることは疑う余地もない、とある⁽¹⁹⁾。加えて、福州以外に福建路に置かれた七州軍（泉州・建寧府・邵武軍・南劍州・汀州・漳州・興化軍）でも事態は同様で、その中にはかつて府庫に十万貫余りの銅錢が存在したのに、現在は一、二万貫になっているところがあるとも見えている。

しかしながら、両浙に比べて商品・貨幣経済が未発達であったと考えられるこれらの地域では、紙幣に対する需要は高くなかった。『蒙齋集』卷七「論会子筭子」に

如湖南・江西等處、旧会価極低、如京城及京口等處、旧会価稍高。

とあり、湖南・江西では、行在やその付近に比べて会子の価値が低いと記されているが、それは会子の流通量が多かったからではなく、会子に対する需要が低かったが故に生じたものと解される。そこで政府は嘉定年間において、福建路のうち漳州（現福建省漳州）では戸を三等に分ち、上戸に会子二百、中戸に百、下戸に五十を、余の州軍に対しては家産が千錢を越える戸には会子五十を、各々強制的に蓄蔵させるといった手段を講じた⁽²⁰⁾。同様の措置は、江西路内陸の袁・吉州（現江西省宜春・吉安）に対しても取られている⁽²¹⁾。因みに前引「知福州日上廟堂論楮幣利害筭子」によると、福建ではかかる強硬手段によって会子の価値は一旦騰貴し、額面を越える程になったが、間もなく四方から会子が輻輳したりしたので下落し、蓄蔵を行わせた地方官は悔悟の念にかられたという。このように福建・江西・湖南路においても紙幣の使用は増大していたが、その需要は最先進地帯であった両浙や、事実上紙幣以外に使用する貨幣のなかった江北・四川に比べれば低く、蓄蔵の強制措置に見られる如く、紙幣の需要を高めて流通を安定させるには、政府が相当に強制力を付与しなければならなかったのである。

江南において紙幣の使用が最も少なかったのは、広南東・西路である。広東路のうちでも内陸部の湖南・江西路との交界地帯、例えば韶州（現広東省韶関）では、『貴耳集』卷下に

所謂会子、皆視之棄物、不知朝廷一如。二広只使見錢、不知会子、未知可行否乎。

とある如く、会子は廢物と見なされており、そもそも会子が銅錢とともに使用される貨幣であるということさえ民衆は知らないといった有り様であった。しかし、海外貿易によって商業活動が活発であった広州等の沿海部では、紙幣に対する需要は比較的高く、他地域からの流入等によって紙幣の流通量も多かったと見られる。『麗軒集』卷一「乙未館職策」に

広東諸郡、商賈貿易、多有用楮、官民出入、乃不流通、広之科斂、最為民害。納丁贖罪、率索見緡、仕於其邦、去天既遠、瘦民肥、已滿載而帰。今莫若行下三十八州、民間一色輸納、並用中半、丁錢科罰之類、得純用楮、庶幾流行一広、厥直自増、此広行用之説也。

とあり、広東では商人の交易支払いには紙幣が多く用いられているのに、財政収支には紙幣が用いられておらず、そのことが民害となっている。そこで錢会中半制を施行し、丁錢や贖罪には紙幣を専ら納入させれば、民衆の負担も軽減されるし、紙幣の行用も拡大されると述べられている。これは主として沿海部を対象とした上言であろう。

広西路では、宝祐五年（一二五七）より景定元年（一二六〇）まで広西路制置使であった李曾伯⁽²²⁾の『可齋統彙後集』卷九「回奏庚遞宣諭」に

広西民間、自来止用見錢、不用会子。

とあることからすると、本来会子は使用されていなかったと見なされる。しかるに、雲南に待機していたウリャンハタイ率いるモンゴル軍の侵攻が迫り、軍備の増強が為されると、膨張する軍事費を支払うため、広西でも会子が発行されるようになった。「回奏庚遞宣諭」を見ると、上文に続けて、広西の軍は李曾伯が制置使に着任するまで見錢の支給を受けていたとある。ところがその後

自去歲添屯戍兵、準科会子。漕司未免以錢会中半支付、諸軍会子、每道十八界、折見錢二百四十足、亦係照朝廷所料価也。然覺軍民買賣之間、貼兌已自費力（割注：静江城中、每貫十八界民間民（衍入？）兌得二百一十文足、邕・宜間不過二百文）。

と記されるように、広西に対しても会子の支給が行われ始めたのである。しかし民間では会子に対する需要は低く、官定比価では第十八界会子一道＝銅錢二百四

十文であったのが、静江（現桂林）の城中や邕州（現広西壮族自治区南寧）・宜州（同自治区宜山）の間では、会子の価値はそれよりも低く評価されていたことが窺える⁽²³⁾。このように広西路でも、南宋滅亡直前には軍事費支払いを目的として会子が発行され、価値は低かったものの一応は流通するようになっていたのである。

上述の如く、南宋末には江北、四川、江南のうち両浙東・西路と江南東路の全域、江南西路の沿江部及び江東寄りの地域では、紙幣が主要貨幣として専一に行使されており、江南西路の内陸部及び福建路・湖南路でも、紙幣の使用は増大しつつあった。また、本来紙幣が流通していなかった広南東・西路の如き地域においてさえも、軍事費の支払いを通じて紙幣が発行されるようになっていた。加えて第五章～第七章で述べたように、南宋時代になると、紙幣が兩税や折帛錢等の納入に使用されていることから明らかなように、農民層も紙幣を手にしていた。さらに諸紙幣のうち、東南会子は中統鈔と同様に事実上の全国通貨となったのみならず、界制が廃止され、あくまでも理論上のことではあるが、蓄蔵手段として行使することが可能となっていた。

元朝はこうした紙幣使用の発達という通貨事情を利用し、言わばそれに便乗する形で南宋領へ通貨政策を拡大していけば良かったのであり、とりわけ紙幣が専一に行使されていた江北・四川及び江南の一部では、南宋の紙幣を元の紙幣と交換さえすれば事足りたのである。南宋末には、特に軍隊が多数駐屯していた地域において、紙幣の増発に伴う流通のだぶつき、価値下落が問題化しており、何らかの措置を講じる必要があった。このことは、元朝に通貨政策拡大の一つの契機を与えた筈である。

第二節 通貨政策の拡大と紙幣行使の限界

一 拡大の経緯

元朝が通貨政策を拡大する際に、南宋の通貨事情を基盤として利用しようとしたことは、臨安占領以前の至元十二年の段階で、既に通貨政策の拡大を決定していた形跡が認められることから窺える。『元史』卷二〇五阿合馬伝には、至元十二年のこととして次のように見えている。

阿合馬奏、〔姚〕枢云、江南交会不行、必致小民失所。〔徒单〕公履云、伯顔已嘗榜諭交会不換、今亟行之、失信於民。〔張〕文謙謂、可行与否、当詢伯顔。〔陳〕漢鼎及〔楊〕誠皆言、以中統鈔易其交会、何難之有。世祖曰、枢与公履、不識事機。朕嘗以此問陳巖、巖亦以宋交会速宜更換。今議已定、当依汝言行之。

上の記事には曖昧で理解し難い部分もあるが、要するに中統鈔の使用を南宋領へ拡大するに当たり、政府部内には拡大そのものに反対する者（姚枢）や、中統鈔と交子・会子等との交換に異議を唱える者（徒单公履）もいた。しかしフビライは陳巖等の意見に従い、宋の紙幣を廃止せずに一旦回収し、中統鈔と交換することとしたのである。ここで例えば包銀に目を向けると、南宋平定後も当分の間はその全面賦課はあり得ず、元朝は宋代の主要課税のまま新附の民にのぞんでいるという⁽²⁴⁾から、通貨政策の拡大がいかに早期に決定されていたかが知られよう。そしてそれは、元朝が南宋時代における紙幣使用の発達という通貨事情を利用する心算でいたからこそ可能であったのである。

紙幣の交換に関してみると、具体的には『元文類』卷四〇「経世大典序録・茶法」に

〔至元〕十三年、江南平、左丞呂文煥首以主茶税為言、以宋会五十貫準中統鈔一貫。

とあるように、元朝は至元十三年から宋の会子と中統鈔とを五十対一で交換させた。このことは、『研北雜志』卷下に「宋会五十貫は、中統鈔一貫に準ず」とあることから確認できる。この会子とは、恐らく南宋紙幣の中核を為していた東南会子のことであろう。会子の価値が中統鈔よりも著しく低く評価されているのは、南宋末期に会子が濫発されて価値下落していたからである。南宋末には江南だけでも東南会子の他に関子が行われ、四川では錢引・銀会子・東南会子、江北では東南会子の他に湖北会子・淮南交子も流通しており、しかも各紙幣の民間での価値はもとより、官定価値もまちまちであった。このような多種多様な紙幣がどのように処分されたのか史料的に明らかにならないが、単に廃棄しただけでは民財が打撃を被るので、各々比価が設定され、中統鈔と交換されたに相違ない。なお、中統鈔が多種多様な紙幣を一本化したという点からすれば、通貨政策の拡大は、紙幣整理という意味あいをも持っていたと言えよう。

元朝は紙幣の回収・交換と並行して、行用庫・平準庫等の中統鈔運用機関を南宋領へ設置していった。具体例を挙げるならば、前節で見たように、至元十二年には集慶路・鎮江路に平準庫が設置されていた他、十四年には慶元路（現寧波）に、また十三～十七年の間には杭州路にも平準庫が設置されていたことが判る⁽²⁵⁾。元朝は制圧の終わった地域から、紙幣運用機関を設置していったものと見られる。また至元二十四年九月には新たに江南四省交鈔提舉司が設置され、江南における紙幣事務を管轄した。一方、中央においては、南宋が元朝の新領土に加わり、事務が繁劇になったからという理由で、至元十四年に紙幣行政の統轄機関たる交鈔提舉司が戸部の兼任から離れ、独立機関と化している⁽²⁶⁾。

宋の紙幣と中統鈔とを交換するかたわら、元朝は中統鈔を財政収支にも使用し始めた。至元十五年七月には江南の俸録・職田が定められているが、官僚の俸給は中統鈔・米粟・職田で構成されているので、その支払いを通じて中統鈔は流通界に放出されていった筈である。この他にも、同年八月には四川で中統鈔が賜与に用いられ、十九年になると江西で市糶の支払いに中統鈔が発行されており、さらに二十三年には湖南で脚錢に中統鈔が支払われている等の事例が挙げられる⁽²⁷⁾。

収入面では、前引『元文類』卷四〇「経世大典序録・茶法」に続けて

次年（至元十四年）、定長引・短引、是歳征一千二百余錠。

とあり、錠という銀の重量単位が用いられていることから明かな如く、至元十四年には茶税の徴収額が中統鈔に換算されている。これは茶税が主に中統鈔で納入されていたことを意味するに他ならない。塩の専売税については、『元史』卷九四食貨志二「塩法」項に

兩淮之塩、至元十三年、命提舉馬里范張依宋旧例辦課、每引重三百斤、其価為中統鈔八兩。……兩浙之塩、至元十四年、立運司、歲辦九万二千一百四十八引。每引分作二袋、每袋依宋十八界会子、折中統鈔九兩。

とある。これによると、至元十三～十四年には、塩の専売収入で最も大きな割合を占めていた兩淮・兩浙塩において、塩引の価格が中統鈔で表示されたり、塩引が中統鈔で購入されたりしていたことが明らかになる。また大徳年間になると、『大徳昌国州図志』卷三敘賦「田糧」項に、浙東は慶元路の昌国州（現浙江省定海）のこととして

至大徳元年、始以民苗為數、每石徵中統鈔三兩、以為夏稅焉。

とあるが如く、夏税が中統鈔で徴収され始めている。このようにして中統鈔は元朝による支払い手段、元朝に対する支払い手段としての機能を獲得していったのであり、農民層も紙幣を手にするようになっていったのである。

南宋末の段階で銅銭が存在し、使用されていたのは江南のみとなっていたが、元朝は江南に対して銅銭の使用を禁止すると同時に、民間の銅銭を回収した。それらについては、『元史』卷九世祖本紀、至元十四年四月丙戌条に

禁江南行用銅銭。

とあり、『元史』卷一一世祖本紀、至元十七年正月丙辰条に

詔括江淮銅及銅銭・銅器。

と見えている。もっとも『歴代名臣奏議』卷六七「治道」が載せる、大徳七年（一三〇三）に鄭介夫が行った上奏には

銅銭初行民間、得便歛謡之声、溢于閭里、僅得逾年、遽行改法。

とあるから、元朝は当初南宋時代と同様に、江南における銅銭使用をそのまま是認する方針であったのである。そのことは『雪樓集』卷一〇「民間利病・江南売買微細宜許用銅銭或多置零鈔」に

窃惟、江南小民、多而用銭細。初婦附時、許用銅銭、当時每鈔一貫、準銅銭四貫。

とあることから裏付けられる。なお、この史料によると中統鈔一貫は銅銭四貫と比価が設定されていたことが知られる⁽²⁸⁾。こうした点にも、元朝の江南に対する慎重な態度が窺えよう。

民間における金・銀の売買についてみると、それは前節でも述べたように、華北では中統五年の平準庫設置と同時に禁止された。南宋領においても、『心史』「大義略敘」に南宋併合時のこととして

又諸州僭置平準庫、抑買金・銀婦北、私売買金・銀、皆重罪破家。

とあることからすると、やはり平準庫の設置とともに禁止されていたのである。こうして中統鈔の流通手段としての機能は強化され、金・銀と兌換できることや納税に使用できることと相まってその信用は増大し、主たる流通手段としての地位を獲得したのである。また価格表示手段についてみると、南宋時代に主として同機能を担っていたのは銅銭であり、末期になると紙幣も価格表示に用いられる

ようになっていた⁽²⁹⁾。そして元朝が南宋を占領すると、銅銭の使用が禁止されたこともあって、中統鈔が主たる価格表示手段となった⁽³⁰⁾。

通貨政策の拡大に絡んで注目されるのは、例えば前引『元史』食貨志「塩法」項の記事に「兩淮の塩、至元十三年……〔塩〕引は重さ三百斤毎に、其の価中統鈔八両と為す」とあるが如く、南宋併合後、南宋の領内においても、紙幣の価格計算単位に錠・両・分・銭等の銀の重量単位が使用されるようになったことである。南宋時代の紙幣においては、貫・文という銅銭の単位か、或いは道・引・券といった助数詞が価格計算単位として用いられていた。しかるに南宋併合後、銀の重量単位が使用され始めたのは、元朝政府が華北で行っていた方式を南宋領へ推し広げたからに他ならない。その理由を物語る史料は検索し得ないが、華北で銀の重量単位が価格計算単位として採用されたのと同様に⁽³¹⁾、銀の重量単位を用いていた西域との交易に便宜を図ろうという目的から為されたと考えて大過ないであろう。

さて、『元典章』卷九吏部三「官制・倉庫官」項所載の「平準行用庫窠闕」・「行用庫窠闕」を見ると、江南（実際には江北・四川のみならず甘肅・陝西をも含む）における平準庫の設置場所として四十六箇所が挙げられている。また行用庫に関しては、江南（実際には江北をも含む）における設置場所として三十六箇所、陝西における設置場所として十二箇所が列挙され、後者のうち六箇所は実際には四川にあった。「平準行用庫窠闕」・「行用庫窠闕」は大徳七年当時の記録であるが、その主要部分は大徳七年よりもかなり以前に成立していたといわれ、大徳七年以降も平準庫・行用庫の設置場所は、この記録に見えるものと比較して殆ど増減していない⁽³²⁾。平準庫・行用庫の設置場所がほぼ定まったのは、至元年間（一二六四～九四）末から大徳年間（一二九七～一三〇七）初頭と推察され、そうであるとすれば、南宋領における紙幣の発行・回取・兌換等の制度はその頃には一応完成し、通貨政策の拡大も終了していたと見る事が可能となるであろう。因みに、元朝の南宋領に対する支配が軌道に乗ったのはこの頃といわれていることから、この見解は妥当性を持つものと考えられる。

なお、至元九年五月にはカラコルム（和林）に転運司が置かれて交鈔使を提挙したといい、十七年三月には畏吾境内交鈔提挙司が立てられたという⁽³³⁾から、元朝の領土のうち、華北はもちろん、モンゴリアやトルキスタン方面にも、通貨

政策の拡大終了前に、紙幣が既に行使されていたのである。従って南宋領に対する通貨政策拡大の終了は、中国史上類を見ないと評される元朝通貨政策の完成をも意味していたと言うことができよう。

二 紙幣行使の地域的限界

元朝は南宋領へ通貨政策を拡大したが、その紙幣行使は華北におけるように一元的ではなく、地域的な限界を有していた。元朝所領内における紙幣の流通状況に関しては、前節で紹介した『元典章』吏部三が載せる「平準行用庫案闕」・「行用庫案闕」を用いて前田直典氏が考察を試みておられる⁽³⁴⁾が、著者も前田氏の成果を踏まえつつ、以下に検討を加えてみたい。「平準行用庫案闕」・「行用庫案闕」に見えている、南宋領における平準庫・行用庫の設置場所を整理すると、表一のようなになる。南宋領では、平準庫・行用庫は原則として行省・宣慰司等に直属する路及び府・州（散府・散州）に置かれており、僅かながらそれらに属する府・州（属府・属州）にも設置された。以下に取り上げる路・府・州も、特に注記しない限り、行省・宣慰司等に直属するものである⁽³⁵⁾。なお、前節でも述べたように、平準庫とは紙幣と金・銀との兌換及び新旧紙幣の交換を、行用庫とは新旧紙幣の交換のみを掌る機関である。

南宋領内で紙幣の流通が最も盛んであったのは、江浙行省である。江浙行省管内のうち、北部の行省直轄地及び浙東道宣慰司治下には二十二路・一府・二州が

表一 南宋領における平準庫・行用庫設置場所一覧表

行 省 名	平 準 庫 設 置 場 所	行 用 庫 設 置 場 所
江浙行省		
行省直轄地	杭州路 嘉興路 湖州路 常州路 平江路 鎮江路 集慶路 寧国路 太平路 饒州路	杭州北関門 建徳路 信州路 広徳路 徽州路 池州路 鉛山州 松江府
浙 東 道	紹興路 慶元路 台州路 温州路 處州路 衢州路 婺州路	
福 建 道	福州路 泉州路	

河南江北行省		
行省直轄地	廬州路	襄陽路 安慶路 安豐路 蘄州路
淮 東 道	揚州路 真州 泰州 淮安路	揚州路 高郵府
湖 北 道	江陵路	峽州路 沔陽府 安陸府 荊門州
江西行省		
行省直轄地	龍江路 江州路 吉安路 贛州路 撫州路 臨江路 袁州路 瑞州路	南康路 建昌路 南安路 南豐州
広 東 道	広州路 惠州路 潮州路 英德州	
四川行省		
行省直轄地	成都路	潼川府 慶元路 順慶路 嘉定府路
四川南道	重慶路	夔州路
敘南宣撫司治下		敘州路
湖広行省		
行省直轄地	武昌路	興国路 常德路 辰州路 沅州路 岳州路
湖 南 道	潭州路	宝慶路 郴州路 泉（全の誤？）州路 道州路 桂陽路 武岡路 衡州路 永州路 茶陵州
広西兩江道	静江路	
海北海南道	雷州路	

あったが、それらのうち一州を除く全てに平準庫・行用庫のいずれかもしくは双方が設置されていた。しかるに福建では紙幣の流通は少なく、福建道宣慰司に属する八路のうちでは、沿海部の二路に平準庫が置かれたのみであった。

江浙行省とともに、黄河と長江とにはさまれた河南江北行省でも紙幣の流通量は多かった。同行省のうち旧南宋の領土にあったのは、行省直轄地、湖北道・淮東道宣慰司管轄地を含めて十路・四府・一州である。そしてこのうち九路・三府・一州に平準庫・行用庫の双方またはいずれかが存在しており、属州（真・泰州）にも二つの平準庫があった。

江西行省は、現在の江西省から広東省に相当する地域である。北部の行省直轄地には十一路・一州があり、その全てに平準庫・行用庫が置かれていた。南部の広東道宣慰司治下には七路・八州が存在し、平準庫・行用庫が設置されたのはこのうち三路・一州であった。

四川行省には、西北部の行省直轄地に五路・一府が存在したが、そのうち一路を除く全てに平準庫・行用庫が置かれた。また南東辺の四川南道宣慰司治下及び西南辺の敘南等処蛮夷宣撫司治下の地域にも平準庫一、行用庫二が設けられていた。

湖広行省は、現在の湖南省・広西壮族自治区・貴州・四川省南東部を覆う広大な地域を管轄していた。北部四川寄りの行省直轄地には八路・一府があり、うち六路に平準庫・行用庫が置かれていた。湖南道宣慰司治下には九路・二州が存在したが、一州を除く全てに平準庫・行用庫が設置された。ところが広西から海南島一帯に相当する広西両江道宣慰司・海北海南道宣慰司の治下には平準庫が各々一つずつ置かれていただけであり、また西北部の宣撫司・安撫司等が統治する少数民族居住区には、平準庫・行用庫ともに全く存在しなかった。

このように見てくると、江浙行省の直轄地及び浙東道、河南江北行省管下のうち旧南宋領の部分、江西行省直轄地、四川行省直轄地、湖広行省の湖南道では、行省及び宣慰司に直属する路・府・州の全てかほとんどに少なくとも平準庫もしくは行用庫のいずれかが置かれていたのであり、大量の紙幣が盛んに流通していたと見なされる。これらの地域に次いで紙幣流通量の多かったのが湖広行省の直轄地であり、以下、福建道、広東道、四川南道、敘南等処蛮夷宣撫司治下、さらに広西両江道・海北海南道等の地域が続いた。紙幣は湖広行省西北部には流通し

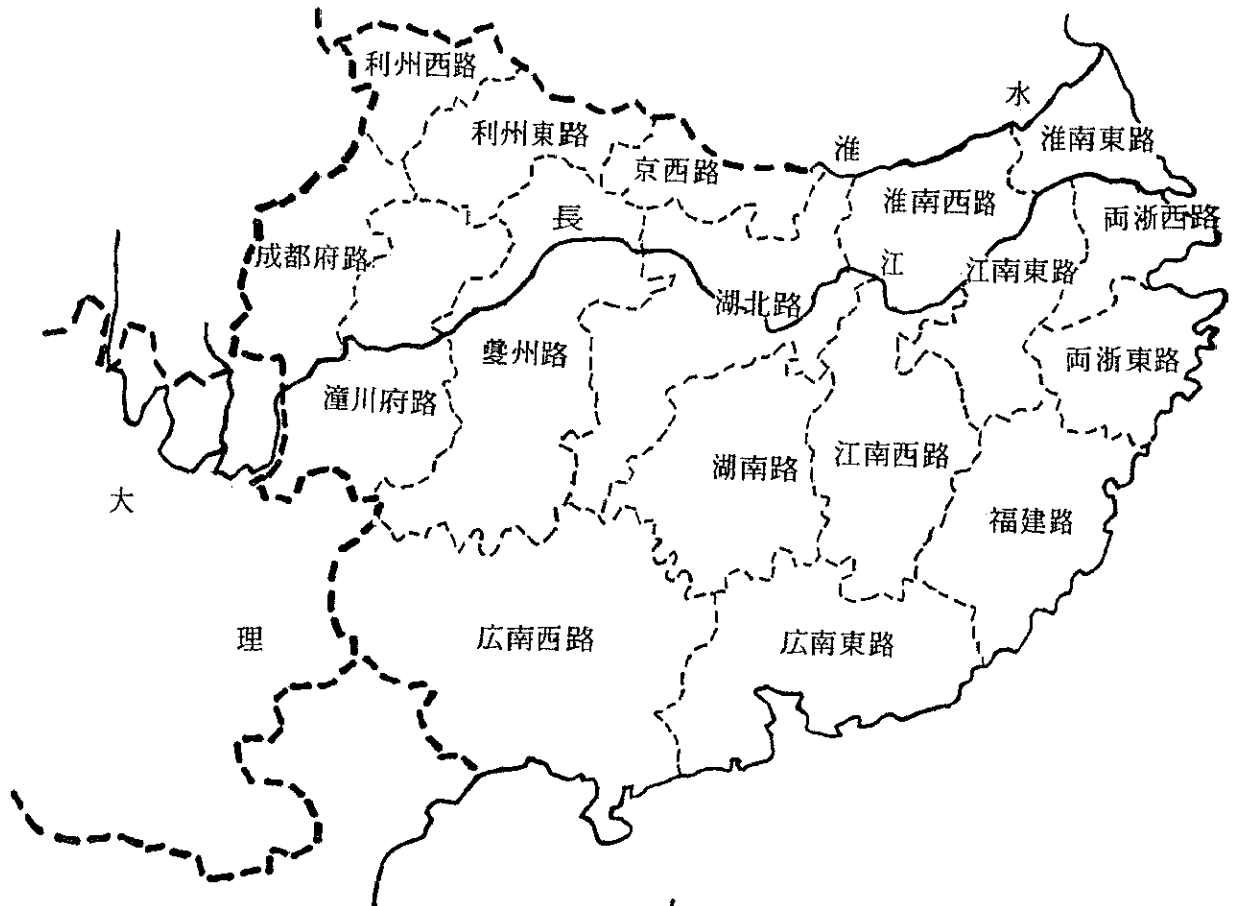
ていなかったと解される。また雲南行省でも子安員の貨幣、即ち貳貨が行使されており、紙幣は流通していなかった⁽³⁶⁾。

紙幣流通量の地域的格差は、福建を除き南宋時代とほぼ重なる如くである。南宋時代の紙幣流通の地域的格差については、前節で検討を加えたが、元代に紙幣流通量の多かった地域は、南宋時代にも紙幣流通量の多かった江北、四川北部、江南の両浙東・西路、江南東・西路、湖南路に相当している。一方、元代に紙幣流通が乏しいか、紙幣の流通そのものが疑問視される地域は、南宋の広南東・西路、四川南東部、大理国に相当しており、貨幣経済が未発達これらの地域では、南宋時代においても紙幣は本来全く流通していなかったか、流通してもその量は極めて少なかったと見なされる。戦争に伴う軍事費の緊急支払い等によって紙幣が大量に発行されない限り、こうした地域で紙幣の流通量が増大することはなかったのである。しかるに福建では、前節で見たように南宋末には八州軍全域で紙幣が流通していた形跡が認められるにもかかわらず、「平準行用庫窠闕」・「行用庫窠闕」によれば、元代においては主に沿海部でしか流通していなかったことになり、南宋時代と比べて紙幣の使用は著しく後退してしまったことが看取されるのである⁽³⁷⁾。

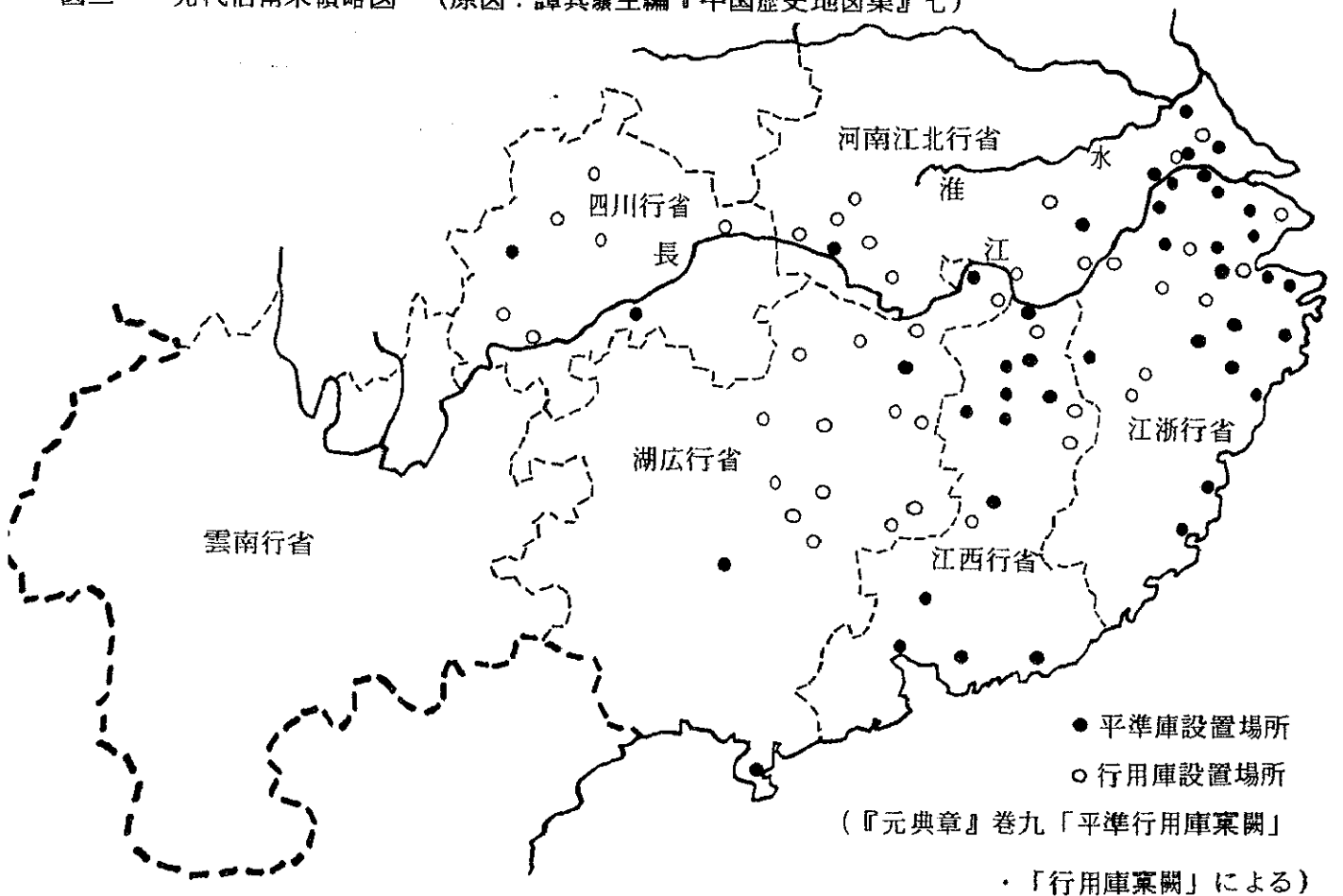
宋代の江南の中では、福建は両浙に次ぐ中進地帯であったといい⁽³⁸⁾、貨幣経済も両浙には及ばないにせよ、かなり浸透していたことを窺わせる痕跡がある⁽³⁹⁾。また全域で紙幣が一応なりとも行使されていたのであるから、元朝の通貨政策を受容する基盤がなかったというのでは決してない。南宋時代に紙幣の流通が福建と同程度であったと考えられる江西行省直轄地及び湖広行省の湖南道では、殆ど全ての路に平準庫・行用庫が置かれているのである。元代の福建では、何故に紙幣の流通が乏しくなってしまったのであろうか。

元代の福建・広東・広西には、原則として漢人は任命されない筈のダルガチに漢人が任命され、さらにその配下の地方官には少数民族が任命される地域や、正官そのものが置かれぬ地域さえあったという。その理由として、福建・広東・広西には少数民族が多く、彼らを懐柔しなければならなかったことが挙げられる。もっとも、王朝側が懐柔を目的として少数民族を地方官に登用することは、元代に限ったことではない。むしろ元代において注目されるのは、北方の寒冷で乾燥した草原出身のモンゴル人にとって、福建や広東・広西は僻遠の地であり、赴任

図一 南宋略図 (原図：譚其驥主編『中国歴史地図集』六)



図二 元代旧南宋領略図 (原図：譚其驥主編『中国歴史地図集』七)



自体が容易でなかったことに加えて、彼らは高温多湿の気候に適応できず、病に倒れる者が少なくなかったということである。モンゴル人にしてみれば、福建・広東・広西は瘴癘の地に他ならず、彼らがこうした地域の地方官に任命されても、往々にして赴任を拒否するといった問題さえ生じていたという。元朝は広東・広西・福建に対して、強い支配力を直接的に行使することはできなかったのである（40）。

福建では南宋時代、八州軍全てに紙幣が流通していた。しかしながら、それは全域で紙幣に対する需要が高かったからでは決してなく、蓄蔵の強制に代表されるが如く、あくまでも宋朝が相当の強制力を付与してやることをその前提にしていた。それ故、元代になって福建に対する支配が弱体化すると、紙幣の使用強制も不十分になり、その結果紙幣が流通しないといった事態が発生したものと考えられるのである。かかる点に、元朝の江南における紙幣行使の地域的限界を看取することができよう。至元二十四年三月に発布された『元典章』卷二〇戸部六「鈔法」項、「行用至元鈔法」の最後の条文には以下のように見えている。

一、条画頒行之後、仰行省・宣慰司、各路府・州・司、達魯花赤・管民長官、常切用心、提調禁約、毋致違犯。若禁治不嚴、流転渋滞、虧損公私、其親管司、断罪解任、路・府・州官亦行究治。仍仰監察御史・按察司、常切糾察、如糾察不嚴、亦行治罪。

これによれば、地方官は民衆が至元鈔の運用規定を遵守するよう厳しく取り締まらなければならない、もし規定が守られず、紙幣の流通に渋滞をきたしたような場合には処罰されたとある。恐らく元朝の支配が間接的であった福建では、この条文に定められているような、地方官に紙幣の流通状況を厳しく監督させるといったことは、到底実現不可能であったろう。

なお、福建でも沿海部の福州・泉州には平準庫が設置され、紙幣が行使されていたことが窺える。これは両州が当時の代表的な貿易港であったことから、商業活動が非常に活発で、軽便な紙幣に対する需要が高かったためと考えられる。また福建では「平準行用庫窠闕」・「行用庫窠闕」が記された後に、時期は確定できないものの、内陸部の建寧路（現福建省建甌）に平準庫の置かれたことが確認される⁽⁴¹⁾。因みに建寧とは浙東と福建沿海部とを結ぶ要衝であり、福州・泉州に次いで商業活動が盛んな地域であった⁽⁴²⁾。

元代の福建では、紙幣の流通を支える要素のうち、王朝の付与する強制力という大きな柱が取り払われていたのであり、そうした状況下で主に紙幣が行使されたのは、江南の中で中進地と評される同地でも、最も商品・貨幣経済の発達していたと考えられる二、三の地域に限られてしまったのである。このように見えてくると、地域によっては、紙幣は商品・貨幣経済の発達というよりも、むしろ王朝側の権力によって流通させられていた事実が浮かび上がってくるのであり、当時の紙幣が持っていた性格の一端を窺知することができる。権力による強制が排除されたことで、むしろ紙幣本来の流通のあり方が露呈されたと言うこともできよう。また紙幣の流通状況を通じて、元朝の江南支配の弱い一面を目の当たりにすることにもなり、非常な興味を惹かれる。

三 紙幣専用の限界

元朝の南宋領に対する紙幣行使には地域的な限界があったのみならず、紙幣の専用ということに関しても、やはり限界が見られた。既に述べた如く、元朝は至元十四年四月、江南における銅銭の使用を禁止し、十七年正月に江南からの銅器・銅銭の回収を命じた。しかるにはやくも同年六月には、『元史』卷一世祖本紀壬辰条に

江淮等處頒行鈔法、廢宋銅錢。

とあるように、再び宋の銅銭の廃止を申命している。さらにこの後『元史』卷一三世祖本紀、至元二十二年二月壬戌条に

詔天下拘収銅錢。

とあり、八月戊辰条にも

勅拘銅錢、余銅器聽民仍用。

とあるように、銅銭の回収が行われている。これは銅銭絶対量の少ない華北を対象とした措置とは考え難く、残存する銅銭の多かった江南を対象とした措置と解釈すべきであろう。かかる詔勅が繰り返し出されているのは、江南において銅銭の回収、使用禁止が不徹底で、銅銭が相変わらず行使されていると政府が認識していたからに他ならない⁽⁴³⁾。

こうした見解を裏付けてくれるのが、『歴代名臣奏議』卷六七「治道」に見える、大徳七年に鄭介夫が行った上奏中の記事である。

即今民間所在私用旧錢、准作廢銅行使、幾於半（半於？）江南矣。福建八路、純使廢錢交易。

これによると、紙幣の流通が盛んでなかった福建では、交易の支払いが専ら銅錢で行われているというのである。上文には続けて

如江東之饒・信、浙東之衢・處、江西之撫・建、湖南之潭・衡、街市通行、頗是利便。

と見えており、福建のみならず江東の饒州・信州路（現江西省波陽・上饒）、浙東の衢州・處州路（現浙江省衢州・麗水）、江西の撫州・建昌路（現江西省撫州・南城）、湖南の潭州・衡州路（現湖南省長沙・衡陽）においても銅錢が行使されていたとある。鄭介夫の上奏には些か誇張めいた部分も見られるが、そこで述べられている内容が全く根拠を持たないものとも考え難い⁽⁴⁴⁾。

江南で銅錢が行使されていた原因の一つは、官民双方に残存する銅錢の絶対量が多かったことである。前節でも述べたように、江南でも長江下流域では、南宋時代に大量の紙幣が行われ、それらが価値下落したことによって銅錢の流通量は減少し、国外流出や鑄つぶし等も行われた。しかしながらその反面において、江北の銅錢がことごとく回収されて江南へ支降されており、また長江以外の地域では、紙幣の流通膨張・価値下落に因由する銅錢の減少も生じていなかった。総じて見れば、江南の銅錢絶対量は決して少なくなかったのである⁽⁴⁵⁾。

原因の第二は、低額通貨の不足である。元朝の紙幣の最低額面単位は中統鈔で十文、至元鈔で五文、至大銀鈔で二釐（＝二文）であった。また至元十二年から十五年にかけて、一時的に二・三・五文の中統鈔（釐鈔）が発行されている⁽⁴⁶⁾。しかしながら、後述するように低額紙幣の供給は不足傾向にあった。また使用の頻繁な低額通貨に、素材の柔弱な紙幣は本質的に不向きであったとも考えられる。因みに現代においても、低額通貨には硬貨が用いられることが多い。当時の紙幣は現代のものよりも遙かに紙質が粗悪であったから、なおさら低額通貨には不適當であったに違いない。

このような低額通貨の不足を補填するため、民間では物々交換が行われたり、代用貨幣の如きものが使用されたりしていた。『元典章』卷二〇戸部六「鈔法・雜例」項、「禁治茶帖酒牌」が載せる、至元三十一年三月二十八日に江西行省が准けた中書省の咨に見える監察御史の呈の一節に、次のようにある。

切見、至元鈔法、自二貫至五文、分為一十一等、大小相權、官民甚以為便。即今所在官関到鈔本甚多、小鈔極少、又為權勢之家及庫官庫子人等、結攬私到得、及細民者、能有幾何。致使民間以物易物、及私立茶帖・麪帖・竹牌・酒牌、転相行使、非惟小民生受、亦且渋滞鈔法。

これを見ると、場所は不明であるが小鈔、即ち流通手段となる低額紙幣の供給が不足している⁽⁴⁷⁾ ことに加えて、豪民が官吏と結託した上で小鈔を独占的に入手してしまうので、民間では物々交換が行われたり、通貨不足を補うべく茶帖・麪帖・竹牌・酒牌等が使用されたりしていたというのである⁽⁴⁸⁾。前に引用した鄭介夫の上言末尾に、銅錢を用いることで「街市の通行、頗る是れ利便」になったとあることからすると、銅錢もここに見える茶帖等と同様に、低額通貨の不足を補填する目的で行使されていたことは疑いない。なお低額通貨が恒常的に不足していたため、民間では流通手段としての銅錢に対する需要が高く、それ故にグreshamの法則が作用して流通している銅錢が铸つぶされたり、国外へ持ち出されたりすることはなかったと考えられる。

原因の第三として挙げられるのは、元朝の江南に対する支配の脆弱さで、元朝は政令を以てしては、絶対量が多く、且つ需要も高かったと見られる江南の銅錢使用を、完全には禁じ得なかったのである。因みに元朝は浙西地方において、南宋末に賈似道が導入した公田をそのまま継承し、これに重税を課したため、公田の耕作者が非常に苦しんだといわれる⁽⁴⁹⁾。そのように元朝が強い支配力を行使した長江下流域において、銅錢が使用された形跡が認められないということは、やはり元朝の江南に対する支配の強弱と銅錢使用との間に、一脈の関係があると考えざるを得ないのである。

また南宋併合前後から紙幣の運用が弛緩し始め、紙幣の増印・増発・価値下落が問題化してくると、元朝は紙幣価値の回復・維持のために、自ら金・銀・銅錢をしばしば解禁するようになった。金・銀について見ると、前項で述べた如く南宋併合後、南宋領においても平準庫の設置とともにその売買が禁止された。しかるに至元二十二年、一旦禁止が解かれ、至元二十四年、至元鈔の発行と同時に再び禁止令が下された。ところが大徳八年に解禁が行われ、至大二年（一三〇九）、至大銀鈔の発行と同時にまた禁止令が出されたが、四年には禁が解かれ、以後元朝の滅亡まで金・銀の使用は禁止されなかった⁽⁵⁰⁾。金・銀の使用禁止は、至元

鈔・至大銀鈔の発行等、紙幣価値下落を抑止しようとする通貨改革と同時に為されていることから、紙幣減価抑止の目的を持っていたと見て誤りない。なお、至元鈔・至大銀鈔の発行が、紙幣の減価に歯止めをかけようとした措置であったことは、発行とともに五分の一の平貨切り下げが断行されたことから明白である。

では、元朝は何故に金・銀の解禁に踏み切ったのであろうか。その理由を直接伝えてくれる史料は未見であるが、至大四年四月の日付を持つ『元典章』卷二〇戸部六「鈔法」項、「住罷銀鈔銅錢使中統鈔」の中に、金・銀の解禁について

一、確（權の誤？）禁金・銀、本以權衡鈔法。条例雖設、其価益増、民実弗便。自今權宜開禁、聽從買賣。

とあることから察すると、当時民間で金・銀に対する需要が高く、それを無理に押さえ込もうとすると却って需要が高まり、相反して紙幣に対する需要が低下し、紙幣価値下落を煽るおそれがある、と判断されたからと考えられる。こうした金・銀に対する需要の高まりは、明代以降の金・銀、特に銀の貨幣的使用発達の萌芽とも見なされる事象であり、注目に値すると言えよう。

元朝は南宋併合後、銅錢の使用をも解禁した。第一回は至大三年～四年にかけて、至大銀鈔の発行と同時に旧錢の使用を解禁するかたわら、新たに至大通宝・大元通宝を鑄造した。第二回は至正十年（一三五〇）以降、平貨二分の一切り下げにあわせて旧錢の使用を解禁し、また至正通宝・至正之宝等の銅錢を鑄造している⁽⁵¹⁾。銅錢の解禁で注目されるのは、それが紙幣価値下落に歯止めをかけようとする幣制改革と並行して行われており、金・銀がそうした改革と同時に使用禁止されているのと正反対な点である。

元朝が銅錢を解禁した背景には、伝統的な子母相權説の影響があった如くである。子母相權の理論は夙に『国語』の中に見えているもので、即ち銅錢と紙幣とを均衡を保って使用させれば、紙幣ばかりが行われて価値下落に陥っている不均衡な状態を、回復させ得ると考えられたのである。子母相權に関しては、南宋時代の史料となるが、『宋会要輯稿』刑法二一一四三「禁約」、嘉定十二年（一二一九）八月九日条に

臣僚言……振起其折閱之漸、而杜絶其致弊之因、其策權乎楮也。……乞申明禁令、凡坑冶鼓鑄、責之所司、必欲歲數増衍、至於蕃賈之滲漏、工匠之錮銷、豪民臧吏之藏積、嚴行禁止……銅錢可以漸裕、子母可以相權、楮弊（幣の誤）

之価、不至於随起而随朴矣。

とあるのがその内容を最も端的に伝えている。即ち南宋でも紙幣（会子）の減価が深刻な問題と化していたが、この記事によれば産銅・銅錢鑄造額を増すとともに、国外への流出・鑄つぶし・退蔵等を厳しく禁止すれば、銅錢は徐々に増加し、子〔たる紙幣〕と母〔たる銅錢〕とは互いに均衡を保つことができ、減落した紙幣の価値は騰貴して、単なる木の皮でつくられた紙片ではなくなる、というのである。

元朝政府部内においても、銅錢・紙幣の併用には問題が多いという反面、子母相權説に依拠すれば、低落した紙幣価値を回復させ得るという考えが根強く存在していた。それは例えば次の史料から知られよう。『圭齋文集』卷一〇「元翰林侍講学士中奉大夫知制誥同修国史同知經筵事豫章揭公墓誌銘」に、至正年間（一三四一～六七）のこととして

他日集議東内、公（揭侯斯）倡言、鈔法大弊、合用新旧銅錢、權以救之。政府不樂、論議辯駁、示以顔色、公辯不少變、丞相心深敬之。

とある。揭侯斯は翰林学士等を歴任し、『経世大典』や『金史』・『宋史』・『遼史』等の編纂にも従事した、元代を代表する中国知識人の一人であるが、彼は反対意見をもものともせず、新旧銅錢を紙幣とバランスを保って使用することで、鈔法の弊害、即ち紙幣価値の下落を救済すべきである、と主張しているのである。また至正通宝や至正之宝の拓本を見ると、背面に「權鈔」と明記されているものがある⁽⁵²⁾。これは鈔を權する、鈔のバランスを保つの謂であり、元朝政府が紙幣ばかり行われている不均衡な状態を、銅錢を併用させることによって是正しようとしたことを具体的に伝える事例と解される。

なお、至正年間に破局的な紙幣濫発・価値暴落が始まると、紙幣は信用を全く喪失して単なる屑紙に成り下がり、江南では実際の交易に金・銀・銅錢が使用されていた。『皇明経世文編』卷四に見える王禕の「泉貨議」には、至正十年の鈔法改革後の江浙一帯の様子として

……以及近時、又皆絶不用二鈔（中統鈔・至元鈔）、而惟錢之是用、而又京師鼓鑄尋廢、所鑄錢流布不甚広。於是民間所用者、悉異代旧錢矣。……且今公私貿易、若干銅錢重不可致遠、率皆挟用二金（金・銀）。

とあり、当時最早紙幣は信用を喪失しており、日常取り引きには銅錢が、遠隔地

決済には金・銀が専ら使用されていたとある。また『至正直記』巻一「楮幣之患」にも

至正壬辰（至正十二年、一三五二）、天下大乱、鈔法頗艱。癸巳（十三年）、又艱澁。至于乙未（十五年）年、將絶于用。……丙申（十六年）、絶不用、交易惟用銅錢耳。錢之弊亦甚。官司百文、民用八十文、或六十文、或四十文、吳・越各不同。至于湖州・嘉興、每貫仍舊百文、平江五十四文、杭州二十文、今四明漕至六十文。所以法不煇一、民不能便也。

とあり、丙申以後、紙幣は絶えて用いられず、江南各地では銅錢が独自のレートで使用されていたというのである。

元朝が南宋を併合した後も、極末期の至正年間を除き、紙幣の価値は大きく崩落することなく維持され、紙幣は事実上の主要貨幣として行使され続けた。このことは前近代においては驚異的であり、少なくともこの点に関しては、元朝通貨政策は一応の成功をおさめたと言うことができる。しかしながら如上の検討の結果に従えば、元朝が紙幣を専用しようとする通貨政策を策定当初のまま貫徹できたのは、紙幣の運用に対する管理が徹底しており、残存する銅錢の絶対量も少なく、且つ領土の隅々までその威令が行きわたっていた華北領有時代に限られていたのである。

おわりに

元朝は、華北で行っていた通貨政策を南宋領へと拡大した。その目的の第一は、江南から腹裏へと商品を運搬してくる客商に、回貨として紙幣を利用させ、物資の北上を円滑化しようとしたことである。第二として、中統鈔は金・銀を兌換準備としており、紙幣の兌換機関たる平準庫には金・銀が積まれていた。そこで、中国の銀吸い上げに執念を燃やす幹脱やモンゴル人支配者層が、通貨政策をおしひろげて南宋の金・銀を一旦平準庫に集め、それを中央へ引き上げようとしたことが挙げられる。第三に指摘されるのは、通貨政策の拡大によって、兌換準備の金・銀を運用・流用することを通じて官が獲得する利益を、一層増大させようとしたことである。

通貨政策の拡大を実際に可能にしたのは、南宋末の通貨事情であった。即ち江北・四川及び江南の両浙東・西路、江南東路、江南西路の沿江及び江東寄りの地

域では、紙幣は主要貨幣として専一に行使されていた。また江西路の内陸部及び福建・湖南路でも紙幣の使用は増大しており、本来紙幣は流通していなかった広南東・西路においてさえも、僅かながら紙幣が流通するようになっていた。元朝はかかる通貨事情を基盤として利用し、通貨政策の拡大に成功したのである。

具体的には、元朝は南宋領で行われていた紙幣を回収すると、中統鈔と交換した。また平準庫・行用庫といった紙幣運用機関を南宋領にも設置した。さらにこうした措置と並行して、財政収支に中統鈔を使用し、銅銭・金・銀の使用を禁止した。かくて中統鈔は各種貨幣機能を獲得し、南宋領における主要貨幣となったのである。南宋領における中統鈔の運用制度は、至元年間末～大徳年間初め頃には一応確立しており、従って通貨政策の拡大も、その頃には終了していたと見なされる。通貨政策の拡大が終了する以前に、華北はもとよりモンゴリアやトルキスタンにも既に中統鈔が流通していたというから、拡大の終了は元朝通貨政策の完成をも意味していたとすることができる。

ところが、南宋領内における元朝の紙幣行使には地域的限界があった。元朝は江南の中でも、福建等の地域に対しては強い支配力を直接的に行使できなかった。こうした地域では、本来強制力が相当に付与されなければ紙幣は流通しなかったため、元代では南宋時代に比して、紙幣の使用が著しく後退してしまったのである。かかる点から、当時の紙幣の流通が、地域によっては商品・貨幣経済よりもむしろ王朝側の権力によって大きく支えられていたことが知られよう。

また江南には南宋時代からの銅銭のストックが官民併せて相当あったこと、低額紙幣が不足していたので銅銭に対する需要が高かったこと、支配が脆弱な地域では政令が実効力を持たなかったこと等から、元朝は江南全域で銅銭の使用を完全に禁止することができなかった。さらに元朝自身、南宋併合後には紙幣の減価を抑止するため、自ら金・銀・銅銭をしばしば解禁するようになっている。元朝が紙幣を専一に行使しようとする通貨政策を貫徹できたのは、事実上華北領有時代に限られていたのである。

〔註〕

- (1) 代表的な論考として前田直典「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」(『北亞細亞学報』三、一九四四年、後『元朝史の研究』に再録)、岩村忍「元

時代における紙幣インフレーション——経済史的研究——」（『東方学報』京都、三四、一九六四年、後『モンゴル社会経済史の研究』、京都大学人文科学研究所、一九六八年に再録）、全漢昇「元代的紙幣」（『国立中央研究院歴史語言研究所集刊』一五、一九四八年）等が挙げられる。

(2) 例えば穆鴻利「簡論忽必烈的幣制改革与元代鈔法的歷史地位」（『中国錢幣』一九八六年——）を参照。

(3) 愛宕松男・寺田隆信『中国の歴史』六「元・明」（講談社、一九七四年）によると、元代に江南から華北へもたらされた物資は糧米の他、砂糖・陶磁器・漆器・茶・紙・綿布・綾等の江南特産品や、東南アジア諸国から輸入される奢侈品等であったといわれる（一五八～一六〇頁）。

(4) 以上の経緯は『元史』卷九三食貨志一「海運」項、『大元海運記』卷上、星斌夫「蒙古占領下の華北における税糧輸送について」（『集刊東洋学』三、一九六〇年）、同『大運河——中国の漕運——』（近藤出版、一九七一年）等による。

(5) 『元史』卷九世祖本紀、至元十三年四月庚午条に次のようにある。

勅南商貿易京師者毋禁。

(6) 宮澤知之「元朝の商業政策——牙人制度と商税制度——」（『史林』六四—二、一九八一年）を参照。

(7) 例えば『元典章』卷五九工部二「造作・船隻」項に見える「和雇船隻先支脚価」、「禁治拘刷船隻」、「糴販客人不許遮当」等の記事、及び『通制条格』卷二七雜令「拘滞車船」の項の記事を参照。

(8) 河運から海運への切り換えは註(4)掲載の諸史料・諸論考による。

(9) 紙幣の印造額は『元史』卷九三食貨志一「鈔法」項による。

(10) 例えば前田直典「元時代に於ける紙幣の価値変動」（『歴史学研究』一二六、一九四七年、後『元朝史の研究』に再録）、著書の一三二～一三六頁を参照。

(11) 斡脱の利貸し活動の実態や彼らによる中国からの銀持ち出しについては以下の諸論考を参照されたい。愛宕松男「斡脱銭とその背景——十三世紀モンゴル＝元朝における銀の動向——」（『東洋史研究』三二—一・二、一九七三年、後『愛宕松男東洋史学論集』五、三一書房、一九八九年に再録）、R. Blake, *The Circulation of Silver in the Moslem East down to the Mongol Epoch*, *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 1937, Vol.2, No.3 and 4.

(12) 同上愛宕論文、著書の一四七～一四九頁。

(13) 『元史』卷二〇五盧世榮伝、至元二十二年条に

… …乃下詔云、金銀係民間通行之物、自立平準庫、禁百姓私相買売、今後聽民間從便交易。

とある。因みに平準庫が設置されたのは中統五年のことである。

(14) 兌換・交換機関の呼称については註(1)前田論文、著書の五九頁を参照。

(15) 『建炎以来朝野雜記』甲集卷一八「内外大軍数」項による。

(16) 四川北部で錢引が使用されていたことに関しては『周易国文忠集』卷六一「資政殿大学士贈銀青光祿大夫范公神道碑」、成都付近での錢引使用については『宋史』卷一七四食貨志上二「賦税」項、建炎四年条、潼川府路の北部、例えば遂寧で錢引が使用されたことは『宋会要輯稿』食貨三八-二一～二二、隆興二年八月二十六日条、夔州路の錢引使用については同書食貨二八-三五、紹熙二年七月九日条、潼川府路南部の長寧でも錢引が使用されたことについては『建炎以来朝野雜記』甲集卷一四「蜀中官塩」項等が代表的な証左である。

(17) 三衙とは行在に駐屯する禁軍の謂で、殿前司・侍衛司馬軍都指揮使・侍衛司歩軍都指揮使から成る。

(18) 周知の通り、宋朝は郷村に対して戸等制を導入し、主戸を第一等戸から第五等戸に編成していた。ここでいう「上三等戸」、「中・下戸」がこの戸等制の中のいずれかを指すものなのか、或いは会子を納入させるため新たな戸等が定められていたのか今のところ定かでない。

(19) 『南宋制撫年表』卷下によれば程提刑とは程卓、黄侍郎とは黄度、蔡侍郎とは蔡幼学、葉尚書とは葉時のことであると解される。ただしここに見える在任期間は、衛涇の記述とかなり異なる。

(20) 『西山文集』卷二「癸酉（嘉定六年、一二一三）五月二十二日直前奏事二」に次のようにある。

… …所謂家産滿千錢、藏券五十者、閩中之新令也。

漳州については『北溪大全集』卷四四「上趙寺丞論秤提会」に

… …近日上司又差興化通判到此、再共秤提、寺丞為之遣兵馬司、根刷在城戸眼富室質戸、上戸俾藏二百、中戸一百、下戸五十。

と見えている。もっともここでは、何を基準として三等戸制が定められたのか明

確でない。また「上趙寺丞論秤提会」では、会子を蓄蔵させるため、新たに九等戸制を導入すべきであるとの主張も為されている。

(21) 『勉齋集』卷三「与李敬子司直書」に以下の如くある。

聞、袁・吉皆盛伝富家蔵楮之説、人情為之騒動。

(22) 李曾伯の広西制置使在任期間は、『宋史』卷四四～四五理宗本紀によれば宝祐五年十二月から景定元年五月までである。

(23) 広西路で軍事費支払いに会子が発行されていたことは、『可齋統藁後集』卷六「乞科降戍兵券钱奏」、卷七「奏已椿管銀兩」等によっても裏付けられる。

(24) 安部健夫「元時代の包銀制の考究」（『東方学報』京都、二四、一九五四年、後『元代史の研究』、創文社、一九七二年に再録）、著書の二〇三～二〇四頁を参照。

(25) 慶元路の平準庫は『延祐四明志』卷八「城邑攷」上、杭州路の平準庫は『中庵集』卷五「勅賜保定郭氏先塋碑銘」に各々見えている。

(26) 註(1) 前田論文、著書の四七～四八頁による。

(27) 以上は『元史』卷一〇世祖本紀、至元十五年七月丙午条・八月庚辰条、卷九六食貨志四「市糶」項、至元十九年条、『元典章』卷二六戸部一二「科役・脚価」項所載、「雇舡脚力鈔数」等による。

(28) この他に中統鈔一貫＝銅錢三貫と記される史料もある。例えば『越中金石志』卷七「紹興路嵎県余公道愛碑」には、元貞二年（一二九六）頃の浙東は紹興のこととして

向者欽奉先皇帝（フビライ）聖旨、亡宋銅錢參貫、准中統鈔壹貫。

と見えている。或いは比価には地域的な差異があったのかもしれない。いずれにせよ江南では南宋併合当初、中統鈔と銅錢とが併用される予定であったことは確実である。

(29) これについては第五章第二節第三項、第六章第三節第二項、第七章第三節第二項を参照されたい。

(30) この点に関しては、前田直典氏が豊富な事例を挙げておられる。詳細は註

(10) 前田論文を参照されたい。

(31) 華北で銀の重量単位が価格計算単位とされた理由については、第四章第二節第二項で検討を加えた。

(32) 「平準行用庫窠闕」・「行用庫窠闕」の記された時期及びそこに見えない平準庫・行用庫の設置場所については、前田直典氏が註(1)論文において考証しておられる(六三～六五頁、九七頁註(50))。

(33) 『元史』卷七世祖本紀、至元九年五月戊午条に

立和林軋運司、以小云失別為使、兼提舉交鈔使。

とあり、卷一一世祖本紀、至元十七年三月辛未条に

立畏吾境内交鈔提舉司。

と見える。かかる交鈔提舉司は、該方面の紙幣事務を統轄すると同時に、紙幣の印造をも行ったという(註(1)前田論文、著書の五〇～五四頁)。

(34) 註(1)前田論文、著書の六〇～六七頁を参照。

(35) 南宋領に置かれた所謂外地統治行省のうち、福建・江西行省は建康統合が著しかったという(前田直典「元朝行省の成立過程」、『史学雑誌』五六―六、一九四五年、後『元朝史の研究』)が、ここでは行省のみならず、宣慰司及びそれらに所属する路・府・州等の区分も、『元史』卷五九～六三地理志に従っている。

(36) 『元典章』卷二〇戸部六「鈔法・雜例」項、「禁販私貳」に大徳五年八月に中書省の咨、雲南行省の咨として次のようにある。

雲南行使貳貨、例同中原鈔法、務依元数流軋、平準物価、官民両便。

(37) マルコ＝ポーロ『東方見聞録』の中には、彼が大運河に沿って河間から福建まで旅をした時の記録が見られる(愛宕松男訳注本、講談社、一九七一年で第五章)。それによると、彼は福建に入境するまでは、通過するほとんど全ての地について、紙幣に関する記述を残している。ところが福建に入境した途端、紙幣に関する記述は全く姿を消してしまうのである。こうした記録も、福建で紙幣の使用が盛んでなかった事実を傍証していると言えよう。なお、このことは前田直典氏も註(1)論文で指摘しておられる(著書の七二～七四頁)。

(38) 斯波義信『宋代江南経済史の研究』(汲古書院、一九八八年)、九六～九八頁を参照。

(39) 開禧元年(一二〇五)の進士である方大琮の『鉄菴方公集』卷一四「上李丞相書」に

自浙入闕、行役所見……市之貿易、例以籩、自鄉村持所産、到市博籩。

とあり、これによれば南宋時代後半の福建では、農民層も流通手段として鑄、即ち銅錢を手にしていたことが窺えるのである。

(40) 以上、福建・広東・広西に対する元朝の支配が弱体であったことは、植松正「元初江南における徵稅体制について」（『東洋史研究』三三—一、一九七四年）、大島立子「元朝の湖広行省支配——溪洞民対策を中心に——」（『東洋学報』六六—一・二・三・四、一九八五年）を参照。

(41) 建寧路に平準庫が置かれたことは、『元史』卷一九七郭道卿伝の記事から知られる。

(42) 『元典章』卷九吏部三「官制・場務官」項、「額辦課程処所」は大徳七年頃の各地の課程（専売税・商税等）徵収額を載せるが、それによると福建で課程の徵収額が最も多いのは福州・泉州で、三千定（錠）以上の項に見えている。次いで多いのが建寧路で、一千定以上の項に含まれている。因みに『宋会要輯稿』食貨一五・一六「商税」には「旧額」として北宋時代の各路・府・州・軍の商税徵収額が見えているが、福建路では徵収額が最も多いのは福州で、以下泉州・建州（建寧）がこれに続いている。

(43) 『元史』卷一三世祖本紀によれば、これらの詔勅が出される前年、即ち至元二十一年の十一月に鈔法を整治するよう中書省に詔が下されている。これは至元十九年に続いて下されたもので、銅錢の回収令は二十一年以降に行われた通貨政策再建の一環を為すものと見なされる。

(44) 例えば「今民間の鈔、十分のうち九分は皆偽鈔のみ」というに記述に至っては到底信をおきがたい。しかし鄭介夫は浙東の衢州開化の人であるから、江南の通貨事情にはかなり通じていたと見なければならず、その意見は一応傾聴に値すると言えよう。彼については『新元史』卷一九三に伝がある。

実のところ、この他にも文集等を通観すると、江南で銅錢が使用されていたことを伝える史料をかなり目にすることができるのである。代表的なものとして、『宋文憲公集』卷二〇「胡長孺伝」に浙東のこととして

歳丁未（大徳十一年）、浙江大饑、戊申復無麦、民相枕死。宣慰同知脱歛察議行賑荒之令、斂富人錢一百五十万給之。至県、以余錢二十五万属〔胡〕長孺藏奉、乃行旁州、〔胡〕長孺察其有乾没意、悉散於民。閱月再至、索其錢。〔胡〕長孺抱成案進曰、錢在是矣。脱歛察怒曰、汝胆如山耶。何所受命而敢無忌若此。

〔胡長〕孺日、民一日不食、当有死者。死者誠不及以聞、然官書具在、可徵也。脱歛察雖怒、不敢問。

とある。もっとも、鄭介夫の上言に見られる「錢」は、文脈から判断して明らかに銅錢であるが、元代には「錢」という字で鈔をも包括する場合があったという（註（1）前田論文、著書の八一頁）から、この「胡長孺伝」も含めて他の史料の場合、錢＝銅錢と一概には判断できない。元代の史料に見られる「錢」が錢・鈔いずれを意味しているのか、またいかなる時にそうした使い分けが為されるのか等は、今後の検討課題と言えよう。

(45) 『古今攷』卷一〇「附少府禁錢及近世鑄錢説」に

…寧廟即位、在宥三十年、理廟四十一年、度廟十年、徳祐一年、勿問総計八十一年、新銅錢並入内蔵庫、未嘗行用。慶元至咸淳、幾易年号、民間無此新銅錢一文、盡在内帑、計銅錢一千二百万貫、並納入内蔵庫不用。…一旦国亡、一千二百万貫有奇銅錢及祖宗之蔵、与夫健康・行宮之蔵、何啻千万、並為棄物。とあることからすると、数字の信憑性については疑問があるものの、健康や臨安の府庫には相当額の銅錢が備蓄されていたことが窺える。また『雪樓集』卷一〇「民間利病・江南売買微細宜許用銅錢或多置零鈔」には
計江南銅錢、比故宋時、雖或鎔廢、其到官者寧無十分之五、在民者寧無十分之一。

とあり、江南では銅錢は鑄つぶされたりしながらも、官民双方にかなりの量が残存していたと見られる。

(46) 以上、紙幣の額面は『元史』卷九三食貨志一「鈔法」項による。

(47) 低額紙幣の不足は当時大きな問題となっていたようで、多くの上奏文で取り上げられている。例を挙げれば、『紫山大全集』卷二二「宝鈔法」に

一、近年零鈔銷磨盡絶、至於百文者亦絶無而僅有、所以元直十文・五文之微、増価数倍、交易之間不能割絶、以致即当寄留欺謾渋滯。

とあり、『雪樓集』卷一〇「民間利病・江南売買微細宜許用銅錢或多置零鈔」の中にも

比来物貴、正縁小鈔稀少。

と見えている。低額紙幣が不足した理由について諸史料は何も語らないが、元朝が低額紙幣の印造・発行を控えていたというよりも、銅錢が使用禁止されていた

状況下においては、元朝が予想していた以上に低額紙幣に対する需要が多く、相対的な不足が生じたこと、低額紙幣は使用が頻繁であるため、消耗が激しく、耐用年数が短くなってしまったこと等が想定される。

(48) かかる茶帖・竹牌・木牌等の如きは、民間の金融業者が振りだした一種の手形と考えられるが、そうした金融業者の実態や手形の性格等については未だ検討を加える余地が多く残されている。

(49) この点については陳高華「元代税糧制度初探」（『文史』六、一九七九年、後『元史研究論稿』、中華書局、一九九一年に再録）及び註(40)植松論文を参照。

(50) 金・銀の使用禁止・解禁の沿革は、註(1)前田論文、著書の六八～六九頁による。

(51) 銅錢の解禁については『元史』卷二三武宗本紀、至大三年正月丙申条、卷二四仁宗本紀、至大四年四月丁卯条、卷四二順宗本紀、至正十年十一月己巳条、卷九七食貨志五「鈔法」項、『元典章』卷二〇戸部六「鈔法」項、「住罷銀鈔銅錢使中統鈔」等による。

(52) 「權鈔」と記された至正通宝・至正之宝は、例えば『古錢匯』利集卷一六等に見えている。

以上、全八章にわたり、元朝通貨政策の成立過程について論じてきた。概要に関しては既に各章の「おわりに」の部分に述べてあるので、煩雑になるのを避けるため、ここでは敢えて繰り返さない。元朝通貨政策成立過程のうちで、序論に述べた内容と絡めて特に強調しておかなければならないのは、以下の三点であろう。

第一に、元朝の通貨政策は華北領有時代にその基本構造がつくられ、南宋併合後、それが南宋領へ拡大されるという二つの段階を経て成立した。元朝が中統鈔を発行し、通貨政策の基本構造を策定する際には、金代中期における紙幣使用の発達、金末における銅銭絶対量の減少、銀の貨幣的使用昂進等、金代の通貨事情に強く規定されていた。また、通貨政策を南宋領へ拡大する時には、南宋末における紙幣使用の発達という通貨事情を基盤として利用した。金・南宋時代の通貨事情が元朝通貨政策の成立に大きな影響を与えていたのであり、通貨政策を構成する諸要素は、金・南宋時代に、不完全ながら既にその姿を見せていた。元朝の通貨政策は「前後に類を見ない経済政策」と称されてきたが、それは元代に至って突如出現したのでは決してない⁽¹⁾。

第二として、元朝の紙幣は、唐・北宋時代に出現した手形・紙幣が諸貨幣機能を獲得し、流通区域や使用者層を拡大する等して発展をとげたものである。こうした紙幣発達の背後に、一定の商品・貨幣経済の発達があったことは言うまでもない。しかし実態においては、紙幣は主として軍事的・財政的な必要性から、王朝側の権力によって言わば強制的に発展させられた部分が大きかった。具体的には金・南宋の対立に伴う軍事費の突出と銅銭の欠乏、銅資源の払底と鑄銭の困難といった要因が、紙幣の使用を増大・発達させたのである。また紙幣の流通そのものも、権力によって支えられていた部分が大きかった。従って元朝が直接的に強い支配力を行使できなかつた江南の一部では、紙幣の使用が南宋時代より大幅に後退するといった事態も出現した。

第三に、元朝は中統鈔を発行するにあたり、いずれは銅銭と中統鈔とを併用する計画をたてていた。それは紙幣ばかりが行われて価値が下落することを、宋・金朝に倣い、伝統的な子母相権の考え方に基づいて防ごうとしたからであると考

えられる。ところが発行当初の中統鈔は、運用に対する管理統制が徹底していたこともあり、流通状態は非常に良好であった。一方、銅銭と紙幣とを併用するには、銅資源の不足や銅銭の鑄造に絡まる多大な経費の他に、二重の物価の出現、銅銭の退蔵等、実に様々な弊害や困難が存在することも事実であった。そこで元朝は銅銭を発行せず、敢えて紙幣を専一に行使する通貨政策を押し通したのである。しかるに江南においては、銅銭の絶対量が多かったこと、低額紙幣が不足していたこと、支配の脆弱な地域があったこと等から、元朝は政令をもってしては銅銭の使用を完全に禁止できなかった。また南宋併合後、紙幣の価値下落が始まると、元朝はその抑止のため、自ら銅銭のみならず金・銀の使用をも解禁してしまった。元朝が紙幣専用を貫徹できたのは、事実上華北領有時代に限定されていたのである。

続いて、元朝通貨政策成立の持つ意義に関して、以下に少しく考察を加えておくこととしたい。

元朝通貨政策成立の持つ意義の第一として挙げられるのは、それによって紙幣が歴代中国王朝の中で最も発達をとげたということである。元代の紙幣は、元朝による主たる支払い手段、元朝に対する主たる支払い手段、主たる流通手段、主たる価格表示手段としての機能を持ったことに加えて、宋・金の紙幣とは異なっ
て界制が設けられなかったため、蓄蔵・価値保蔵手段としての機能をも獲得した。元代には、紙幣が主要貨幣としての地位を確立したのである。また元朝の紙幣は流通区域に制限のない全国通貨として行使されており、商人・官僚・兵士の他に、農民層も広範に紙幣を手にしていた。このような紙幣の持つ貨幣機能の強化、主要貨幣化、紙幣流通の地域的・階層的拡大といった現象は、南宋・金代の紙幣に既にその萌芽が見られるが、元朝通貨政策の成立によって一層顕著なものとなったのである⁽²⁾。

なお、明代においても紙幣は発行され、末期に至るまで行使され続けた。明代の紙幣にも界制は施行されておらず、また紙幣は全国通貨として流通した。しかし明代の紙幣は銅銭・銀と併用されていて主要貨幣とは言えず、発行当初から民間での信用も低かった。明代には、紙幣は既に衰退期に入っていたのである。

第二として、元朝通貨政策の成立が、それまで南北間はもちろん、金・南宋領内においても分裂していた通貨を統一したことが挙げられる。当時の通貨分裂が

物資の流通、商業活動に対して大きな障壁となっていたことは言うまでもないところで、具体例として南宋時代の史料であるが、『攻媿集』巻九一「文華閣待制楊公行狀」に次のようにある。

〔慶元元年、一一九五、七月、戸部郎官湖広総領楊王休〕又論錢弊甚悉、謂貨泉取其流通、今自裂而三之。東南則用行在會子、兩淮則用鉄錢會子、湖北會子則又異于二者、是使商旅不通、嗟怨相聞。不若罷兩淮・湖北會子、其在民間用、行在官會取之、俟収兩處會子尽絶、則官會通行、実為利便。

これによれば南宋領内では地域毎に流通する紙幣が異なっており、商業活動に不便なこと甚だしいので、紙幣を官會即ち東南會子に統一すべきであるとの意見が出されていたことが知られる。元代に入って、このような通貨の地域的分裂は統一され、しかもそれが軽便な紙幣によって為されたのであるから、物流や商業活動はこれまでになく促進円滑化された筈である。

通貨の統一に関して言えば、秦・漢以降、歴代中国王朝の主要貨幣は銅錢であった。しかるに、特に唐代以降、銅錢の持つ重量の問題を解消するため、手形や金・銀が盛んに使用され、五代～南宋時代には、銅錢の国外流出を防ぐ目的から、代替貨幣として鉄錢が鑄造された。また南宋・金代には、銅錢の不足を補填するため、紙幣が大量に発行された。時代が降るにつれて、実に多種多様な貨幣が行使されるようになっていったのであり、比価の問題等、それらの運用は頗る煩雑であった。さらに、実際の財政運営においては、これらの貨幣の他に、絹等の現物貨幣も大量に行使されていたのである。ところが南宋・金代の後半から、こうした雑多な貨幣は次第に紙幣へと統合され始める。そして元朝通貨政策の成立とともに、賜与等の一部に金・銀・絹等が使われたとはいうものの、貨幣は紙幣に一本化されたと言って良く、財政上における貨幣の運用は、非常に容易且つ円滑になったと見ることができる。元朝通貨政策の成立は、地域的に分裂していた通貨を統一したのみならず、通貨の種類をも統一したのであり、この点においても大きな意義を見いだすことができよう。

第三として、銅錢や鉄錢の運用に絡まる様々な弊害・困難からの解放が指摘される。例えば歴代王朝は、絶えず銅錢の不足、即ち錢荒に悩まされてきた。また銅錢はもとより、鉄錢においても鑄造経費が鑄造額を上回るケースが多く、銅錢・鉄錢の鑄造は大きな財政負担となっていた。しかるに紙幣は印刷が容易で、そ

の経費も安価であったために、元朝はこうした問題に悩まされずにすんだのである。さらに銅銭・鉄銭は重量が高いため、大量使用や遠距離輸送には全く不向きな貨幣であった。それ故、税収や軍事費等の輸送、高額・広域決済の際には、別途に金・銀や手形が使用されなければならなかった。ところが軽便な紙幣は、銅銭・鉄銭にかかわる重量の問題をも解決した。加えて銅銭と紙幣との併用には、二重の物価の発生や銅銭の退蔵等、幾多の弊害が付きまとっていたが、元朝は紙幣を専一に用いたため、そのような弊害に見舞われることから逃れ得たのである。

もっとも印造が容易であったからこそ、元朝は安易に財政補填を紙幣に仰ぐようになり、その結果紙幣の増発・価値下落を招いてしまった。また低額紙幣が少なく、且つ紙幣は本質的に使用の頻繁な低額通貨には不向きであったため、民間では日常低額取り引きの際に通貨不足が発生していた。元代において、民間レベルで銭荒が解消されたとは必ずしも言い得ない。さらに素材価値の無きに等しい紙幣は絶えず価値下落の危険をはらんでいたが、そうした紙幣の減価は、政府にとっては税収減、甚だしきに至っては国庫の空虚化をもたらし、民間においては物価騰貴を発生させることとなった。紙幣の場合、偽造も鑄貨より容易であった筈である。紙幣の運用には、銅銭・鉄銭には見られない問題が付きまとっていたこともまた事実なのである。

第四に、元朝通貨政策の成立に絡んで銀の貨幣的使用が発達した。具体的には金末に銀の使用が昂進し、一旦は諸貨幣機能を獲得して主要貨幣となった。また元朝は紙幣を発行した後にも、西方との交易に便宜をはかるため、銀の重量単位を紙幣の価格計算単位として使用させ続けた。かくして元代には西方との交易が活発化し、銀の貨幣的使用は益々発展した。加えて元朝の紙幣が銀を兌換準備としていたことも、銀の貨幣的使用を発達させる一因になったと考えられる。このような元代における銀の貨幣的使用の発達には、明代以降に生じる銀使用躍進の基礎を形成したと見なされるのである。こうした点においても、元朝通貨政策の成立は大きな意義を持つと言えよう。

第五として、既に金・南宋時代から、紙幣価値の減落や、政府が紙幣の信用を増大させるためにとった通貨政策によって、銅銭は流通界から引き上げられたのみならず、国外に流出したり、或いは鑄つぶされたりして、その絶対量も大幅に

減少していた。元朝は銅銭の使用を原則として禁止するという通貨政策をとったため、無用となった銅銭の鑄つぶしや国外帯出、さらにはそれらに伴う絶対量の減少にはいよいよ拍車がかげられることとなった。『雪樓集』卷一〇奏議存藁「民間利病・銅銭」に

……今国家雖以宝鈔為幣、未嘗不以銅錢貫百為數。然則鈔乃錢之子、錢乃鈔之母也。子母相權乃可經久、實廢其母而虛用其子、所以鈔愈多、而物愈貴也。民間為見公家不用銅錢、所在凡有窖藏錢寶之家、往往衷私立價販売、与下海商船、及爐冶之家、銷鑄什器、遂使歷代宝貨、翻為民間所私兼。

とあり、元朝政府が銅銭を使用しないことを目のあたりにした蓄銭者が、銅銭を盛んに国外へ売却していたことが知られる。このような元代における銅銭絶対量の減少は、銀の貨幣的使用の発達と相まって、明代以降の銀使用躍進の一因となったと考えられるのである。そうであれば、銅銭絶対量の一層の減少を招来したという面においても、元朝通貨政策の成立は無視できない意義を持つと言わねばならないであろう。

最後に、残された課題についても簡単に言及しておきたい。なお、金・南宋の貨幣に関しても未だに検討を要する課題は多く残されているが、それについては煩雑を避けるため、ここでは取り上げず、敢えて元朝の貨幣に関する課題を中心に述べることにする。

課題の第一として、本論文で指摘した如く、江南の一部には元朝がその支配の弱さ故に紙幣を行使できなかつた地域があり、また紙幣専用ということに関しても元朝はこれを貫徹できなかつた。しかし元一代を通観すれば、主要貨幣は紙幣に他ならず、元末の至正年間（一三四一～六七）を例外として、紙幣は価値下落しつつも行使され続けた。物価の面から見れば、一二六〇年代から一三四〇年代までの間において、騰貴は二十倍にとどまっていたというから、一年間の騰貴率は僅か四パーセントに過ぎなかつたのである⁽³⁾。この程度の紙幣価値下落は、平貨切り下げが行われたにせよ、前近代としては驚異的であると言ってよく、金・南宋の紙幣と比較しても遙かに低率であった。元朝の通貨政策は、少なくともこの点においては成功をおさめたと言うことができる。元代では何故に紙幣がかくも流通し続けたのか、紙幣価値維持策を中心に、南宋・金代や明代の通貨政策とも比較しつつ、検討を加えてみる必要があるだろう。

第二として、元代の通貨事情が明代へどのように連なっていくのかという点が挙げられる。金末・南宋末に続いて、元末においても紙幣が濫発された結果、民衆の紙幣に対する信用はすっかり失われてしまった。また金・南宋から元代にかけて紙幣が行使されたため、銅銭は盛んに鋳つぶされたり、或いは国外へ流出したりして絶対量が益々減少してしまった。さらに元代では中国と西方との交易が活発化したため、銀の貨幣的使用が発達した。これらに加えて、明代になると、紙幣が最初から不換券で、且つ回取も不徹底であったが故に信用が低かったこと、銅銭の鋳造が不振であったことから、銀の貨幣的使用は発達を続けた。そして十六世紀後半以降、新大陸の銀が輸入され始めるや、銀の使用は飛躍的發展をとげるのである。しかしながら、この見解は推測による部分が多く、真に妥当性を持つか否かは、明代以降に物流が財政的物流から市場的物流へと変化したと言われる⁽⁴⁾ことをも含めて、今後の実証研究にまつよりない。

第三は紙幣の使用者である。金・南宋から元へと時代が降るにつれて、紙幣の使用者層は商人や官僚・兵士から農民へと拡大していった。しかしながら、紙幣の最大の利用者は何といても商人、特に遠隔地交易に従事していた客商であったと見られる。唐～北宋時代の客商に関しては、例えば専売制度の検討等を通じて、ある程度の研究が進んでいる。ところが金・南宋・元代の客商については、活動の実態、商業資本としての性格、国家の彼らに対する支配のあり方等、検討を要する課題が山積しているのである。また明・清時代に出現する有名な山西商人・新安商人と、金・南宋・元代の客商がいかなる関係を持つのかという点も、重要な検討課題と言えよう。

第四は、紙幣が具体的にどのように使用されていたのかという課題である。中国の貨幣に関する研究は、制度史的・政策史的な観点から行われたものが多く、交易の局面等における貨幣使用の実態については、総じて不明な点が少なくないのである。例えば紙幣は軽く、運搬が容易であったと言われるが、額面一貫の中統鈔は縦二十六センチメートル、横十八センチメートルにも達しており、我々が現在紙幣というものに対して抱いている感覚からすると相当大型であった。紙質も良好とは言えず、すぐにケバがたち、破れやすかったという⁽⁵⁾。軽量でこそあったものの、当時の紙幣は取り扱いがそれほど容易な貨幣ではなかったと考えられるのである。そうであれば、持ち運びや会計処理等の際に、紙幣は一体どのよ

うに扱われていたのであろうか。また宋・金時代には百文以下の銅銭を百文とする所謂短陌慣行が存在し、元代では紙幣は額面が貫・文で表示されながら、実際の交易においては銀の重量単位が用いられていた。こうした慣行の下で、紙幣がいかに使われていたのかということにも興味を惹かれる。

第五として、通貨政策の崩壊過程に関しても、検討を要する点が多く残されている。崩壊の過程は比較的多くの論考で取り上げられているが、そのほとんどが表面的な検討にとどまっている。政治・財政・軍事的要因、政策が内包する矛盾点、紙幣以外の貨幣、なかんずく銀の状態等に留意しつつ、崩壊過程に関しても、多方面から今一度検討が加えられなければなるまい。

第六として、唐宋時代には寄附鋪と称される金融業者が多数存在した。寄附鋪は当初財物の保管業を営んでいたが、財物の預かり証が手形として行使され始めると、民衆は安全のためではなく、手形の発給を求めて財物を預託するようになった。特に銅銭・鉄銭は重量が嵩んだため、民衆は高額・広域決済を行う際には、銅銭・鉄銭を寄附鋪に預託して手形の振り出しを受けていたのである。しかるに紙幣の使用が増大してくるにつれて、こうした手形は不要になっていった筈である。寄附鋪は宋・金から元代へと紙幣が発達していく中で、どのように時代に適應していったのであろうか。

最後に指摘されるのは紙幣の性格である。本論文においては、宋・金・元代の紙幣が特に権力に大きく左右されていたことを述べた。しかしそれ以外にも例えば各時代の紙幣が持つ性格の相違、銅銭・銀等の他の貨幣との相違、さらには西アジアや近代以降欧米で発行された紙幣との相違等に関しても、今後なお一層の比較検討を行う必要がある。そうした作業を通じて、前近代中国の紙幣が有していた性格もより鮮明になるであろう⁽⁶⁾。

〔註〕

(1) 宋・金朝の紙幣は、発行された当初においては銅銭（鉄銭）と兌換される建て前であった。また紙幣と銅銭（鉄銭）との兌換が停止された後も、紙幣の背後には、銅銭（鉄銭）がその裏付けとして存在していた。さらに、南宋で施行された錢会中半制に代表されるように、紙幣と銅銭（鉄銭）とは、絶えずリンクする形で運用されていた。ところが元朝では、銅銭の使用は原則的に禁止され、紙幣

は金・銀、なかんずく銀と兌換されるように定められていた。また額面単位が貫・文で記載されていたにもかかわらず、交易の支払い等においては銀の重量単位が価格計算単位として用いられていた。元代においては、時として銅銭の使用が解禁されることもあったが、実質的に紙幣と銅銭とは切り離されてしまったのである。明代になると、紙幣は再び銅銭と併用されるが、元代と同様、銅銭と兌換されず、且つまた紙幣と銅銭はリンクもされず、別々の貨幣として運用されている。紙幣と銅銭との関係は、宋・金から元へと移行する間に断たれてしまったと言えよう。元の通貨政策は、宋・金の影響を強く受けているとはいうものの、元と宋・金との間には、このような断絶も存在したのである。

(2) 銅銭は額面と素材価値とが意図的にかき離れて設定され、政府の与える信用によって流通する一種の名目貨幣、信用貨幣であったと見ることもできる。従って、宋・金代から元代にかけて主要貨幣が銅銭から紙幣へと大きく変化したとはいえ、それは貨幣の質的な変化を意味するものではなかったと言えよう。

(3) 前田直典「元時代に於ける紙幣の価値変動」（『歴史学研究』一二六、一九四七年、後『元朝史の研究』、東京大学出版会、一九七三年に再録）、宮澤知之「唐より明にいたる貨幣経済の展開」（『東アジア専制国家と社会・経済——比較史の視点から——』、青木書店、一九九三年）。

(4) 足立啓二「専制国家と財政・貨幣」（『中国専制国家と社会統合』、文理閣、一九九〇年）、同上宮澤論文。

(5) 紙幣の様式や材質等は、前田直典「元の紙幣の様式に就いて」（『考古学雑誌』三三—四、一九四三年、後『元朝史の研究』に再録）、西藏自治区文物管理委员会「西藏薩迦寺発現的元代紙幣」（『文物』一九七五年—九）等による。

(6) 筆者は第四章において、漢人世侯等の割拠勢力の発行する紙幣は流通手段としての、また金の交鈔や南宋の東南会子は、中統鈔と比較して王朝による支払い手段としての機能的側面が強いことを指摘した（第一節第二項、註（61））。しかし、なおも検討を要する点は数多く残されている。また元朝の紙幣とイル・カン国の紙幣とを比較した佐藤圭四郎「元朝の交鈔とイルハーン朝の鈔c a v — — 十三・四世紀における東・西アジアの紙幣制度——」（『龍谷大学論集』四二八、一九八六年）は、東西の紙幣の比較研究に関する先駆的業績であり、今後このような試みも積極的に行われなければなるまい。

文 献 目 録

この文献目録は、本論文で引用または参照した著書・論文、引用した史料を列挙したものである。日文文献は著者名の、史料は史料名の五十音順に配列した。また中文文献は便宜上日本読みによる五十音順に、欧文文献はアルファベット順に配列してある。

<日 文 文 献>

[あ]

- ・青木敦「南宋の羨余と地方財政」（『東洋学報』七三-三・四、一九九二年）
- ・足立啓二「明代中期における京師の錢法」（『熊本大学文学部論叢』史学篇二九、一九八九年）
- ・足立啓二「初期銀財政の歳出入構造」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下、汲古書院、一九九〇年）
- ・足立啓二「専制国家と財政・貨幣」（『中国専制国家と社会統合』、文理閣、一九九〇年）
- ・足立啓二「明清時代における錢經濟の発展」（『中国専制国家と社会統合』）
- ・足立啓二「清代前期における国家と錢」（『東洋史研究』四九-四、一九九一年）
- ・足立啓二「中国から見た日本貨幣史の二・三の問題」（『新しい歴史学のために』二〇三、一九九一年）
- ・足立啓二「東アジアにおける錢貨の流通」（『アジアのなかの日本史』Ⅲ海上の道、東京大学出版会、一九九二年）
- ・足立啓二「中国における近代への移行――市場構造を中心として――」（中村哲編『東アジア専制国家と社会・経済――比較史の視点から――』、青木書店、一九九三年）
- ・安部健夫「元時代の包銀制の考究」（『東方学報』京都、二四、一九五四年、後『元代史の研究』、創文社、一九七二年に再録）
- ・安部健夫「元代通貨政策の発展」（『元代史の研究』）

- ・荒木敏一「宋代の銅禁――特に王安石の銅禁撤廃の事情に就いて――」（『東洋史研究』四一一、一九三八年）
- ・有高巖「元代鈔法の得失と其結果」（『史林』一一三、一九一六年）
- ・有高巖「元代の農民生活に就いて」（『桑原博士還暦記念東洋史論叢』、弘安堂書房、一九三一年）
- ・池内功「李全論――南宋・金・モンゴル交戦期における一民衆叛乱指導者の軌跡――」（『社会文化史学』一四、一九七七年）
- ・池内功「フビライ政権の成立とフビライ麾下の漢軍」（『東洋史研究』四三一二、一九八四年）
- ・池田静夫「交子の形式に就いて――支那最古の紙幣の形式――」（『文化』四一五、一九三七年）
- ・市古尚三「元朝の交鈔専用制度について」（『拓殖大学論文集』五、一九五三年）
- ・井戸一公「元朝侍衛親軍の成立」（『九大東洋史論集』一〇、一九八二年）
- ・稲葉岩吉「元の開元路退毀昏鈔印の出土に就いて」（『青丘学叢』三、一九三一年）
- ・井上正夫「高麗朝の通貨――中世東アジア通貨圏を背景にして――」（『青丘学術論集』二、一九九二年）
- ・井上正夫「宋代の国際通貨――王安石の通貨政策を中心に――」（『京都大学経済学会・経済論叢』一五一一一・二・三、一九九三年）
- ・井上泰也「宋の鈔版をめぐって」（『東方学』八六、一九九三年）
- ・井上泰也「銅銭を束ねる――中国貨幣史のための覚書――」（『立命館文学』七・八・九、一九八六年）
- ・井之崎隆興「蒙古朝治下における漢人世侯――河朔地区と山東地区の二つの型――」（『史林』三七一六、一九五四年）
- ・井之崎隆興「元代の竹の専売とその施行意義」（『東洋史研究』一六一二、一九五七年）
- ・板橋真一「宋初の三説法に就きて」（『集刊東洋学』五二、一九八四年）
- ・伊原弘「南宋四川における呉曦の乱後の政治動向」（『中央大学文学部紀要』九六、史学科二五、一九八〇年）

- ・伊原弘「南宋四川における呉氏の勢力――呉曦の乱前史――」（『青山定雄博士古稀記念宋代史論叢』、省心書房、一九七四年）
- ・入矢義高「宋代市民生活の一側面――関撲について――」（『東洋史研究』一一四、一九五四年）
- ・岩村忍「天理図書館蔵至元通行宝鈔」（『ビブリア』二三、一九六二年）
- ・岩村忍「元時代における紙幣インフレーション――経済史的考察――」（『東方学報』京都、一九六四年、後『モンゴル社会経済史の研究』、京都大学人文科学研究所、一九六八年に再録）
- ・植松正「元代江南の豪民朱清・張瑄について――その誅殺と財産官没をめぐって――」（『東洋史研究』二七―三、一九六八年）
- ・植松正「彙輯『至元新格』並びに解説」（『東洋史研究』三〇―四、一九七二年）
- ・植松正「元初江南における徴税体制について」（『東洋史研究』三三―一、一九七四年）
- ・植松正「元初の畬族の叛乱について」（『香川大学一般教育研究』二五、一九八四年）
- ・植松正「元代江南の一高官の犯罪」（『香川大学一般教育研究』三〇、一九八六年）
- ・内河久平「南宋総領所考――南宋政權と地方武将との勢力関係をめぐって――」（『史潮』七八・七九、一九六二年）
- ・宇野伸浩「オゴデイ・ハンとムスリム商人――オールドにおける交易と西アジア産の商品――」（『東洋学報』七〇―三・四、一九八九年）
- ・梅原郁「宋代商税制度補説」（『東洋史研究』一八―四、一九五〇年）
- ・梅原郁「南宋折帛錢をめぐる一考察」（『史林』四八―三、一九六五年）
- ・梅原郁「宋代の内蔵と左蔵――君主独裁制の財庫――」（『東方学報』四二、一九七一年）
- ・梅原郁「宋代茶法の一考察」（『史林』五五―一、一九七二年）
- ・梅原郁「青唐の馬と四川の茶――北宋時代四川茶法の展開――」（『東方学報』四五、一九七三年）
- ・梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋舎、一九八五年）

- ・海老沢哲雄「元代食邑制度の成立」（『歴史教育』七―九、一九六一年）
- ・遠藤亀松『元朝銭史の研究』（文竜堂、一九八一年）
- ・大崎富士夫「宋金貿易の型態」（『広島大学文学部紀要』五、一九六四年）
- ・大島立子「元朝の湖広行省支配――溪洞民対策を中心に――」（『東洋学報』六六―一・二・三・四、一九八五年）
- ・大島立子「元朝世祖朝の尚書省」（『愛知大学文学論叢』九〇、一九八九年、後『モンゴルの征服王朝』に再録）
- ・大島立子『モンゴルの征服王朝』（大東出版社、一九九二年）
- ・大田由起夫「元末明初における徽州府下の貨幣動向」（『史林』七六―四、一九九三年）
- ・岡元司「葉適の宋代財政観と財政改革案」（『史学研究』一九七、一九九二年）
- ・小川裕人「金代の物力銭に就いて」（『東洋史研究』五―六、六―三、一九四〇・四一年）
- ・愛宕松男「李璫の叛乱とその政治的意義――蒙古朝治下における漢地の封建制とその州県制への展開」（『東洋史研究』六―四、一九四一年、後『愛宕松男東洋史学論集』四、三一書房、一九八八年に再録）
- ・愛宕松男「元朝の対漢人政策」（『東亜研究所報』二三、一九四三年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録）
- ・愛宕松男「蒙古人政權治下の漢地における版籍の問題――特に乙未年籍・壬子年籍及び至元七年籍を中心として」（『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』同刊行会、一九五〇年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録）
- ・愛宕松男「元朝史総論」（『歴史教育』九―七、一九六一年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録）
- ・愛宕松男「フビライ＝カーンとその時代」（『歴史教育』一一―九、一九六三年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録）
- ・愛宕松男「元朝税制考――税糧と科差――」（『東洋史研究』二三―四、一九六五年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録）
- ・愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」（岩波講座『世界歴史九（中世三）』岩波書店、一九七〇年、後『愛宕松男東洋史学論集』四に再録）
- ・愛宕松男「斡脱銭とその背景――十三世紀モンゴル＝元朝における銀の動向――

一」(『東洋史研究』三二—一・二、一九七三年、後『愛宕松男東洋史学論集』五、三一書房、一九八九年に再録)

・愛宕松男・寺田隆信『中国の歴史』六「元・明」(講談社、一九七四年)

[か]

・片山共夫「アーマッドの暗殺をめぐる—元朝フビライ期の政治史—」
(『九大東洋史論集』一一、一九八三年)

・加藤繁『唐宋時代に於ける金銀の研究』分冊第一・第二(東洋文庫、一九二六年)

・加藤繁「交子の起源について」(『史学』九—二、一九三〇年、後『支那經濟史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録)

・加藤繁「官営と為りたる後の益州交子制度」(『史学雑誌』四五—一、一九三四年、後『支那經濟史考證』下に再録)

・加藤繁「櫃坊考」(『東洋学報』一二—四、一九三六年、後『支那經濟史考證』上、東洋文庫、一九五二年に再録)

・加藤繁「陝西交子考」(『史学』一五—五、一九三六年、後『支那經濟史考證』下に再録)

・加藤繁「交子・会子・関子という語の意味に就いて」(『東方学報』(東京)六、一九三六年、後『支那經濟史考證』下に再録)

・加藤繁「櫃坊考」(『東洋学報』一二—四、一九三六年、後『支那經濟史考證』上に再録)

・加藤繁「宋と金国との貿易に就いて」(『史学雑誌』四八—一、一九三七年、後『支那經濟史考證』下に再録)

・加藤繁「南宋初期に於ける見銭関子と交子及び会子」(『東洋学報』二八—四、一九四一年、後『支那經濟史考證』下に再録)

・加藤繁「宋金貿易に於ける茶錢及び絹について」(『東亜經濟論叢』一一一、一九四一年、後『支那經濟史考證』下に再録)

・加藤繁「宋代の商習慣『除』について」(『東洋文化研究』一、一九四四年、後、『支那經濟史考證』下に再録)

・加藤繁「南宋時代に於ける銀の流通並に銀と会子との関係について」(『東洋

- 学報』二九一三・四、一九四四年、後『支那經濟史考證』下に再録)
- ・加藤繁『支那經濟史概説』（弘文堂、一九四四年）
 - ・加藤繁「北宋四川交子の界制に就いて」（『支那經濟史考證』下）
 - ・加藤繁『中国貨幣史研究』（東洋文庫、一九九二年）
 - ・金子泰晴「南宋初期の湖広総領所と三合同関子」（『史観』一二三、一九九〇年）
 - ・川上恭司「南宋の総領所について」（『待兼山論叢』史学篇一二、一九七八年）
 - ・河上光一「宋代四川に於ける榷茶法の開始」（『東方学』二三、一九六二年）
 - ・河上光一「宋代四川の榷茶法」（『史学雑誌』七一―一一、一九六二年）
 - ・河上光一「北宋代兩浙路の塩法について」（『社会經濟史学』二九―六、一九六三年、後『宋代塩業史の基礎研究』、吉川弘文館、一九九二年に再録）
 - ・河上光一「宋代福建塩政小論」（『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』、大安、一九六四年、後『宋代塩業史の基礎研究』に再録）
 - ・河上光一「北宋代淮南塩の生産構造と取塩機関」（『史学雑誌』七二―一二、一九六四年、後『宋代塩業史の基礎研究』に再録）
 - ・河上光一『宋代の經濟生活』（吉川弘文館、一九六六年）
 - ・河上光一「宋代解塩の生産と生産形態」（『青山定雄博士古稀記念宋代史論叢』、省心書房、一九七四年、後『宋代塩業史の基礎研究』に再録）
 - ・河上光一「宋代解塩の生産額について」（『東方学』五〇、一九七五年、後『宋代塩業史の基礎研究』に再録）
 - ・河上光一「宋代解塩消費区における諸産塩地」（『社会經濟史学』四〇―六、一九七五年、後『宋代塩業史の基礎研究』に再録）
 - ・河上光一「宋代禁榷下解塩の配給」（『法政史学』三一、一九七九年、後『宋代塩業史の基礎研究』に再録）
 - ・河上光一「淮浙における塩業村の変遷」（『帝京史学』一、一九八五年、後『宋代塩業史の基礎研究』に再録）
 - ・河上光一『宋代塩業史の基礎研究』（吉川弘文館、一九九二年）
 - ・河原由郎「北宋期における手形の研究」（『福岡大学創立三十五周年記念論文集（経済学編）』、一九六九年、後『宋代社会經濟史研究』、頸草書房、一九八〇年に再録）

- ・河原由郎「北宋前期、交引の財政的意義――主として河北路の糧秣補給をめぐって――」（『福岡大学研究所報』一六、一九七二年、後『宋代社会経済史研究』に再録）
- ・河原由郎「宋初における塩交引〔塩引〕の経済的意義――主として『范祥の鈔法』設定以前の問題――」（『福岡大学創立四十周年記念論文集（経済学編）』一九七四年、後『宋代社会経済史研究』に再録）
- ・河原由郎「北宋期における有価証券『交引』の研究――香薬引について――」（『福岡大学研究所報』二六、一九七六年、後『宋代社会経済史研究』に再録）
- ・河原由郎「北宋期、有価証券としての塩交引・塩鈔の研究」（『福岡大学研究所報』二八、一九七七年、後『宋代社会経済史研究』に再録）
- ・衣川強「宋代の俸給について――文臣官僚を中心として――」（『東方学報』四一、一九七〇年）
- ・衣川強「官僚と俸給――宋代の俸給についての考察――」（『東方学報』四二、一九七一年）
- ・草野靖「南宋時代の淮浙塩鈔法」（『史淵』八六、一九六一年）
- ・草野靖「南宋時代淮南路の通貨問題――鉄銭交子の廃復をめぐって――」（『東洋学報』四四－四、一九六二年）
- ・草野靖「南宋行在会子の発展」上・下（『東洋学報』四九－一・二、一九六六年）
- ・草野靖「宋代で用いられた手形とその形式」（『中嶋敏先生古稀記念論集』上、汲古書院、一九八〇年）
- ・草野靖「南宋財政における会子の品搭収支」（『東洋史研究』四一－二、一九八二年）
- ・草野靖「三説法――宋初の權易法――」（『熊本大学文学部論叢』史学篇二五、一九八八年）
- ・草野靖「宋代權貨務の交引鋪」（『榎博士頌寿記念東洋史論叢』、汲古書院、一九八八年）
- ・草野靖「南宋東南会子の界制と発行額」（『劉子健先生頌寿記念宋史論集』、同朋舎、一九八九年）

- ・熊本崇「四川權茶法――王安石『市易法』理解のために――」（『東北大学東洋史論集』二、一九八六年）
- ・桑田幸三「王安石新法の貨幣的側面――主として宋史より――」（『経済学論叢』九七―一、一九六六年）
- ・桑原隲藏『蒲寿庚の事蹟』（上海東亞攻究会、一九二三年、後『桑原隲藏全集』五、岩波書店、一九六八年、平凡社東洋文庫、一九八九年等に再録）
- ・小岩井弘光「宋代地方財政管見――南宋兩浙地方における兵米に関連して――」（『集刊東洋学』一一、一九六四年）
- ・小岩井弘光「南宋初期軍制についての一考察――宋代兵制史研究の一環として――」（『集刊東洋学』二八、一九七二年）
- ・小岩井弘光「南宋大軍庫管見」（『集刊東洋学』三一、一九七四年）
- ・小岩井弘光「南宋大軍兵士の給与錢米について――生券・熟券問題と関連して――」（『東洋史研究』三五―四、一九七七年）
- ・小岩井弘光「北宋末・南宋の就糧禁軍について――宋代兵制史研究の一環として」（『国士館大学人文学部紀要』一〇、一九七八年）
- ・小岩井弘光「南宋の軍資庫について」（『国士館大学人文学部紀要』一一、一九七九年）
- ・小岩井弘光「南宋の生券・熟券制管見」（『集刊東洋学』六二、一九八九年）
- ・小林高四郎「元代韓脱錢小攷」（『社会経済史学』四―一一、一九三五年）
- ・近藤一成「宋代永嘉学派の理財論――葉適を中心として――」（『史観』九二、一九七五年）

[さ]

- ・佐伯富『宋代茶法研究資料』（東方文化研究所、一九四一年）
- ・佐伯富「宋初における茶の専売制度」（『京都大学文学部五十周年記念論文集』、一九五六年、後『中国史研究』一、同朋舎、一九六九年に再録）
- ・佐伯富「宋代の茶商軍について」（『東洋史研究』四―二、一九三八年、後『中国史研究』一に再録）
- ・佐伯富「中国近世史発展と銀の問題」（『中国史研究』三、同朋舎、一九七七年）

- ・佐伯富「元代における塩政」（『東洋学報』六六―一・二・三・四、一九八五年）
- ・作道洋太郎『近世日本貨幣史』（弘文堂、一九五八年）
- ・作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』（未来社、一九六一年）
- ・佐藤明「南宋期石門酒庫の胥吏について」（『柳田節子先生古稀記念中国の伝統社会と家族』、汲古書院、一九九三年）
- ・佐藤圭四郎「イスラーム錬金術に関する覚書」（『西南アジア研究』一一、一九六三年）
- ・佐藤圭四郎「西アジアにおける金銀の流通量とユダヤ商人」（『田村博士頌寿東洋史論叢』、同朋舎、一九六八年）
- ・佐藤圭四郎「元朝の交鈔とイルハーン朝の鈔c a v e r 十三・四世紀における東・西アジアの紙幣制度―」（『龍谷大学論集』四二八、一九八六年）
- ・斯波義信「南宋米市場の分析」（『東洋学報』三九―三、一九五六年、後『宋代商業史研究』、風間書房、一九六八年に再録）
- ・斯波義信『宋代商業史研究』（風間書房、一九六八年）
- ・斯波義信『宋代江南経済史の研究』（汲古書院、一九八八年）
- ・杉村勇造「元公牘零拾」（『服部先生古稀祝賀記念論文集』、富山房、一九三六年）
- ・杉山正明「日本におけるモンゴル（Mongol）時代史研究」（『中国史学』一、一九九一年）
- ・杉山正明『大モンゴルの世界』（角川選書、一九九二年）
- ・周藤吉之「南宋末の公田法」（『東洋学報』三五―三・四、三六―一、一九五三年、後『中国土地制度史研究』、東京大学出版会、一九五四年に再録）
- ・曾我部静雄「宋の銭荒」（『文化』三―三、一九三六年）
- ・曾我部静雄「福建の畬軍」（『文化』三―七、一九三六年、後『中国社会経済史の研究』、吉川弘文館 一九七六年に再録）
- ・曾我部静雄「南宋の紙幣」一・二（『社会経済史学』七―七・八、一九三七年、後『宋代財政史』、生活社、一九三七年に再録）
- ・曾我部静雄「宋金貿易史上に於ける銅銭の問題」（『文化』四―六、一九三七年）

- ・曾我部静雄「櫃房と禁房と牢房」（『文化』五一九、一九三八年）
- ・曾我部静雄「再び宋金貿易史上の銅銭問題を論ず」（『文化』八一―二、一九四一年）
- ・曾我部静雄「南宋行使の銅銭について」（『社会経済史学』一三―三、一九四三年）
- ・曾我部静雄『日宋金貨幣交流史』（宝文社、一九四九年）
- ・曾我部静雄『紙幣発達史』（印刷庁、一九五一年）

[た]

- ・高橋弘臣「金末行省の性格と実態」（『社会文化史学』二七、一九九一年）
- ・田中謙二「蒙文直訳体における白話について――元典章おぼえがき――」（『東洋史研究』一九―四、一九六一年）
- ・田中謙二「元典章における蒙文直訳体の文章」（『校訂本元典章刑部第一冊』付録、京都大学人文科学研究所、一九六四年）
- ・田中謙二「元典章文書の構成」（『東洋史研究』二三―四、一九六五年）
- ・田村実造「アリクブカの乱――モンゴル帝国から元朝へ――」（『東洋史研究』一四―三、一九五五年、後『中国征服王朝の研究』中、同朋舎、一九七一年に再録）
- ・田村実造「世祖の政治制度」（『中国征服王朝の研究』中）
- ・田村実造「世祖の財政経済策」（『中国征服王朝の研究』中）
- ・田村実造「海陵王の燕京遷都に関する一考察」（『中国征服王朝の研究』中）
- ・田山茂「元代の榷塩法について」（『史学研究』九―二、一九三七年）
- ・田山茂「元代財政史に関する覚書」（『東洋の政治経済』、広島大学東洋史研究室編、一九四九年）
- ・壇上寛「初期明王朝の通貨政策」（『東洋史研究』三九―三、一九八〇年）
- ・寺地遵『南宋初期政治史研究』（溪水社、一九八八年）
- ・寺地遵「日本における宋代史研究の基調」（『中国史学』一九九一年―一）
- ・寺地遵「中嵩之の起復問題――南宋政権解体過程研究簡記――」（『史学研究』二〇〇、一九九三年）
- ・徳永洋介「元代税務官制考――ある贈収賄事件を手がかりとして――」（『史

泉』六八、一九八八年)

- ・外山軍治「章宗時代における黄河の氾濫」(『金朝史研究』、同朋舎、一九六四年)
- ・外山軍治「章宗時代における北方計略と宋との交戦」(『金朝史研究』)

[な]

- ・内藤湖南「支那の通貨としての銀」(『内藤湖南全集』八、筑摩書房、一九六九年)
- ・長井千秋「淮東総領所の財政運営」(『史学雑誌』一〇一七、一九九二年)
- ・長井千秋「南宋軍兵の給与――給与額と給与方式を中心に――」(『中国近世の法制と社会』、京都大学人文科学研究所、一九九三年)
- ・永江信枝「明代鈔法の変遷――その崩壊の原因を中心として――」(『史論』九、一九六一年)
- ・中嶋敏「支那に於ける湿式取銅の沿革」(『東洋学報』二七三、一九四〇年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』、汲古書院、一九八八年に再録)
- ・中嶋敏「支那の銅鋳業の沿革」(『帝国大学新聞』八五八・八五九、一九四一年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』に再録)
- ・中嶋敏「北宋時代における新鑄錢の上供と財庫」(『社会経済史学』一二三、一九四二年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』に再録)
- ・中嶋敏「北宋の錢の重量について」(『和田清博士還暦記念東洋史論叢』、講談社、一九五一年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』に再録)
- ・中嶋敏「北宋徽宗朝の大錢について」(『和田清博士古稀記念東洋史論叢』、講談社、一九六一年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』に再録)
- ・中嶋敏「蔡京の当十錢と蘇州錢法の獄」(『駿台史学』三六、一九七五年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』に再録)
- ・中嶋敏「北宋徽宗朝の夾錫錢について」(『東洋研究』四〇、一九七五年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』に再録)

- ・中嶋敏「中国における貨幣『錢』」（『月刊歴史教育』四一七、一九八二年、後『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』に再録）
- ・中嶋敏「徽宗時代の紙幣」（『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』）
- ・中嶋敏「高宗孝宗兩朝貨幣史」（『東洋史学論集――宋代史研究とその周辺――』）
- ・仁井田陞『唐宋法律文書の研究』（大安、一九三七年）
- ・仁井田陞「元・明時代の質制度」（『蒙古学』三、一九三八年、後『中国法制史研究』土地法・取引法、東京大学出版会、一九六〇年に再録）
- ・仁井田陞「中国売買法の沿革」（『法制史研究』一、一九五二年、後『中国法制史研究』土地法・取引法に再録）
- ・日本経済新聞社編『手形の常識』、一九五四年
- ・野沢佳美「モンゴル太宗定宗期における史天沢の動向」（『立正大学東洋史論集』一、一九八八年）

[は]

- ・原口仁「金国正隆末征南軍の動員総数について」（『東洋史学』二一、一九五九年）
- ・東一夫「宋代兩税法における錢納について」（『東京学芸大学研究報告』一九五七年―八）
- ・久富寿「南宋の財政と経總制錢」（『北大史学』九、一九六四年）
- ・日野開三郎「北宋時代における貨幣經濟の発達と國家財政との關係についての一考察」（『歴史学研究』二―四、一九三四年、後『日野開三郎東洋史学論集』六、三一書房、一九八三年に再録）
- ・日野開三郎「交子の発達について」（『史学雑誌』四五―二・三、一九三四年、後『日野開三郎東洋史学論集』七、三一書房、一九八三年に再録）
- ・日野開三郎「北宋時代における銅鉄錢の鑄造額について」（『史学雑誌』四六―一、一九三五年、後『日野開三郎東洋史学論集』六に再録）
- ・日野開三郎「北宋時代における銅・鉄の産出額について」（『東洋学報』二二―一、一九三五年、後『日野開三郎東洋史学論集』六に再録）
- ・日野開三郎「北宋時代における銅鉄錢行使地域画定策について」（『東洋学報』

- 二四一・二、一九三六年、後『日野開三郎東洋史学論集』六に再録)
- ・日野開三郎「北宋時代における銅鉄錢の需給について」(『歴史学研究』六一五、一九三六年、後『日野開三郎東洋史学論集』六に再録)
 - ・日野開三郎「南宋の紙幣『見錢公據』及び『見錢関子』の起源について」(『史学雑誌』四八一七・八・九、一九三七年、後『日野開三郎東洋史学論集』七に再録)
 - ・日野開三郎「便錢の語義を論じて唐宋時代における手形制度の発達に及ぶ」(『九州帝国大学法文学部十周年記念哲学史学論文集』、一九三七年、後『日野開三郎東洋史学論集』五、三一書房、一九八二年に再録)
 - ・日野開三郎「北宋時代の手形『見錢交引』を論じて紙幣『錢引』の起源に及ぶ」(『社会経済史学』八一・二・三、一九三八年、後『日野開三郎東洋史学論集』七に再録)
 - ・日野開三郎「唐代の閉糴と禁錢」(『史淵』一九、一九三八年、後『日野開三郎東洋史学論集』五に再録)
 - ・日野開三郎「唐代便換考」(『史淵』二二・二三・二五、一九三九・四〇・四一年、後『日野開三郎東洋史学論集』五に再録)
 - ・日野開三郎「南宋臨安府の私下会子について」(『社会経済史学』一一九、一九四一年、後『日野開三郎東洋史学論集』七に再録)
 - ・日野開三郎・山内正博「南宋軍閥の成立」(『歴史教育』二一七、一九五四年)
 - ・日野開三郎「兩税法と物価」(『東洋史学』一二・一三・一四、一九五五年、後『日野開三郎東洋史学論集』四、三一書房、一九八二年に再録)
 - ・日野開三郎「唐代の寄附鋪と櫃坊——唐都・長安の金融業者——」(『東洋史学』二三、一九六一年、後『日野開三郎東洋史学論集』五に再録)
 - ・日野開三郎「唐代嶺南における金銀の流通」(『続唐代邸店の研究』、自家版、一九七〇年、後『日野開三郎東洋史学論集』四に再録)
 - ・日野開三郎「楚の馬殷の通貨政策と五代時代の金融業者」(『東洋学報』五四一・二・三、一九七一年、後『日野開三郎東洋史学論集』五に再録)
 - ・日野開三郎「唐代の金融業者『櫃坊』の形成」(『久留米大学商学部創立二十五周年記念論文集』、一九七六年、後『日野開三郎東洋史学論集』五に再録)
 - ・日野開三郎「北宋時代における塩鈔について 付・交引鋪」(『日野開三郎東

洋史学論集』六)

- ・日野開三郎「安史の乱以後両税法以前における税財政の錢額經理について」
(『日野開三郎東洋史学論集』一二、三一書房、一九八九年)
- ・藤野彪「元朝の金融策について」(『愛媛大学紀要』第一部人文科学二一二、
一九五五年)
- ・星斌夫「蒙古占領下の華北における税糧輸送について一」(『集刊東洋学』
三、一九六〇年)
- ・星斌夫『大運河一中国の漕運一』(近藤出版、一九七一年)

[ま]

- ・前田直典「元の紙幣の様式に就いて」(『考古学雑誌』三三―四、一九四三年、
後『元朝史の研究』、東京大学出版会、一九七三年に再録)
- ・前田直典「元代の貨幣単位」(『社会経済史学』一四―四、一九四四年、後
『元朝史の研究』に再録)
- ・前田直典「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」(『北亜細亜学報』三、
一九四四年、後『元朝史の研究』に再録)
- ・前田直典「元朝行省の成立過程」(『史学雑誌』五六―六、一九四五年、後
『元朝史の研究』に再録)
- ・前田直典「元時代に於ける紙幣の価値変動」(『歴史学研究』一二六、一九四
七年、後『元朝史の研究』に再録)
- ・牧野修二「十道宣撫司一フビライ政権集権化の布石としての一」(『東洋
史学』二八、一九六五年)
- ・牧野修二「チンギス汗の金国侵攻」その一(『愛媛大学法文学部論集』文学科
編一九、一九八六年)
- ・牧野修二「チンギス汗の金国侵攻」その二(『愛媛大学法文学部論集』文学科
編二〇、一九八七年)
- ・牧野修二「チンギス汗の金国侵攻」その三(『愛媛大学法文学部論集』文学科
編二一、一九八八年)
- ・牧野修二「チンギス汗の金国侵攻」その四(『愛媛大学法文学部論集』文学科
編二三、一九九〇年)

- ・ 松田孝一「モンゴル帝の漢地統治制度――分地分民制度を中心として――」
（『待兼山論叢』史学篇一一、一九七八年）
- ・ 三上次男『金代女真の研究』（日満文化協会、一九三七年、後『金史研究』一、
中央公論美術出版、一九七二年に再録）
- ・ 三上次男「金代中期における猛安謀克戸」上・下（『史学雑誌』四八-九・一
〇、一九三七年、後『金史研究』三、中央公論美術出版、一九七三年に再録）
- ・ 三上次男「金朝初期における漢人統治策」（『東亜研究所報』二一、一九四三
年、後『金史研究』三に再録）
- ・ 三上次男「金の世宗と漢人支配」（『日本学研究』三-一〇、一九四三年、後
『金史研究』三に再録）
- ・ 三上次男「金初の行台尚書省とこれをめぐる政治上の諸問題」（東京大学教養
学部研究報告集『歴史と文化』四、一九五九年、後『金史研究』二、中央公
論美術出版、一九七〇年に再録）
- ・ 三上次男「金初における三省制度」（東京大学教養学部研究報告集『歴史と文
化』五・六、一九六一・六三年、後『金史研究』二に再録）
- ・ 三上次男「金朝における尚書省の研究」（東京大学教養学部研究報告集『歴史
と文化』七・八、一九六五年、後『金史研究』二に再録）
- ・ 三上次男「金の御史台とその政治社会的役割」（東京大学教養学部研究報告集
『歴史と文化』九、一九六七年、後『金史研究』二に再録）
- ・ 三上隆三『渡来銭の社会史――おもしろ室町記――』（中公新書、一九八七年）
- ・ 水野正明「宋代における茶の生産について」（『待兼山論叢』史学篇、一七、
一九八三年）
- ・ 水野正明「南宋四川の茶法について」（『布目潮瀾博士古稀記念論集 東アジ
アの法と社会』、汲古書院、一九九〇年）
- ・ 宮崎市定『五代宋初の通貨問題』（星野書店、一九四三年、後『宮崎市定全集』
九、岩波書店、一九九二年に再録）
- ・ 宮崎市定「中国近世銀問題略説」（『アジア史研究』三、同朋舎、一九五七年、
後『宮崎市定全集』一九、一九九二年に再録）
- ・ 宮崎市定「南宋政治史概説」（『アジア史研究』二、東洋史研究会、一九五九
年、後『宮崎市定全集』一〇、一九九二年に再録）

- ・宮崎市定「宋代官制序説――宋史職官志をいかに読むべきか――」（佐伯富『宋史職官志索引』、同朋舎、一九七四年、後『宮崎市定全集』一〇、一九九二年に再録）
- ・宮澤知之「元朝の商業政策――牙人制度と商税制度――」（『史林』六四―二、一九八一年）
- ・宮澤知之「唐宋時代の短陌慣行と貨幣経済の特質」（『史林』七一―二、一九八八年）
- ・宮澤知之「北宋の財政と貨幣経済」（『中国専制国家と社会統合』、文理閣、一九九〇年）
- ・宮澤知之「宋代四川の鉄銭問題」（『柳田節子先生古稀記念中国の伝統社会と家族』、汲古書院、一九九三年）
- ・宮澤知之「宋代陝西・河東の鉄銭問題」（『東洋史研究』五一―四、一九九三年）
- ・宮澤知之「唐宋時代における銅銭の私鑄」（『中国近世の法制と社会』、京都大学人文科学研究所、一九九三年）
- ・宮澤知之「唐より明にいたる貨幣経済の展開」（中村哲編『東アジア専制国家と社会・経済――比較史の視点から――』、青木書店、一九九三年）
- ・村上正二「元世祖期に於ける財政政策の一端」（講）（『史学雑誌』五〇―七、一九三九年）
- ・村上正二「元朝における投下の意義」（『蒙古学報』一、一九四〇年、後『モンゴル帝国史研究』、風間書房、一九九三年に再録）
- ・村上正二「元朝に於ける泉府司と斡脱」（『東方学』東京、一三―一、一九四二年、後『モンゴル帝国史研究』に再録）
- ・森克己『日宋貿易の研究』（国立書院、一九四八年）
- ・森住利直「南宋四川の対羅に就いて」（『史淵』一〇、一九三五年）

[や]

- ・八木充幸「南宋財政の一検討」（『集刊東洋学』四四、一九八〇年）
- ・山内正博「南宋総領所設置に関する一考察」（講）（『史学雑誌』六四―一―二、一九五五年）

- ・ 山内正博「南宋鎮撫使考」（『史淵』六四、一九五五年）
- ・ 山内正博「南宋建国期の武将勢力に就いての一考察——特に張・韓・劉・岳の四武将を中心として——」（『東洋学報』三八—三、一九五五年）
- ・ 山内正博「武将対策の一環として觀たる張浚の富兵出兵策」（『東洋史研究』一九—一、一九六〇年）
- ・ 山内正博「南宋四川における張浚と吳玠——その勢力交替の過程を中心として——」（『史林』四四—一、一九六一年）
- ・ 山内正博「秦桧罷兵の財政的意義」（講）（『史学雑誌』七〇—一二、一九六一年）
- ・ 山内正博「南宋初期の兵の給与と秦桧の武将政策」（講）（『史学雑誌』七二—一二、一九六三年）
- ・ 山内正博「南宋財政の規模と經常支出」（講）（『史学雑誌』七三—一二、一九六四年）
- ・ 山内正博「南宋政權の推移」（岩波講座『世界歴史』九、中世三、岩波書店、一九七〇年）
- ・ 山内正博「折帛錢の創設に関する私見」（『宮崎大学教育学部紀要』三六、一九七四年）
- ・ 湯浅越男『文明の「血液」』（新評論、一九八八年）
- ・ 幸徹「北宋の過税制度」（『史淵』八三、一九六〇年）
- ・ 幸徹「北宋時代における監当官の地位」（『東洋史学』二六、一九六三年）
- ・ 幸徹「北宋時代の盛時における監当官の配置状態について」（『東洋史研究』二三—二、一九六四年）
- ・ 幸徹「北宋時代の官營場務における監当官について」（『東方学』二七、一九六四年）
- ・ 幸徹「北宋時代東南塩の官売法の推移に就いて」（『東方学』三四、一九六七年）
- ・ 幸徹「北宋の東南地方における官売法下末塩鈔制度の成立について」（『青山定雄博士古稀記念宋代史論叢』、省心書房、一九七四年）
- ・ 幸徹「北宋慶曆年間の官売法下末塩鈔制度の混乱について」（『史淵』一一三、一九七六年）

- ・ 幸徹「北宋慶暦年間の官売法下末塩鈔発乱の影響について」（『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一、一九七七年）
- ・ 幸徹「北宋時代の官売法下末塩鈔の現銭発行法について」（『東洋史研究』三六―三、一九七八年）
- ・ 幸徹「宋代の南北経済交流について」（『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一〇、一九八六年）
- ・ 幸徹「唐・宋時代の南北経済交流と南下手形類について」一（『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一一、一九八七年）
- ・ 幸徹「唐・宋時代の南北経済交流と南下手形類について」二（『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一三、一九八九年）
- ・ 幸徹「唐・宋時代の南北経済交流と南下手形類について」三（『九州大学教養部歴史学・地理学年報』一五、一九九一年）
- ・ 吉川幸次郎「元典章に見えた漢文吏牘の文体」（『校訂本元典章刑部第一冊』付録、京都大学人文科学研究所、一九六四年）
- ・ 吉田寅「宋代の回易について」（『史潮』五二、一九五四年）
- ・ 吉田寅「南宋の塩業経営――生産面を中心として――」（『東洋史学論集』五、一九六〇年）
- ・ 吉田寅「南宋の私塩統制」（『山崎先生退官記念東洋史学論集』、記念事業会、一九六七年）

＜中 文 文 献＞

[あ]

- ・ 衛月望「壹拾文中統元宝交鈔考説」（『中国錢幣』一九八五年―四）
- ・ 衛月望「関于行在權貨務対椿金銀見錢関子」（『陝西金融』錢幣專輯六、一九八七年）
- ・ 衛月望「也談北宋小鈔」（『中国錢幣』一九八八年―一）
- ・ 袁一堂「北宋錢荒：從幣制到流通体制的考察」（『歴史研究』一九九一年―四）
- ・ 王冠倬「元錢管窺」（『平准学刊』第三輯下、一九八六年）

- 王秀文·孫德英「我国紙幣的產生和演變」（『黑龍江文物叢刊』一九八二年—三）
- 汪聖鐸「宋代官營便錢」（『中国社会經濟史』一九八二年—一）
- 汪聖鐸「省陌辨誤」（『文史』一四、一九八二年）
- 汪聖鐸「稅鈔·糧草鈔和塩鈔」（『文史』一五、一九八二年）
- 汪聖鐸「宋代財政歲出与戶部月支」（『文史』一八、一九八三年）
- 汪聖鐸「宋代的關子」（『宋遼金史論叢』一、中華書局、一九八五年）
- 汪聖鐸「南宋糧價細表」（『中国社会經濟史研究』一九八五年—三）
- 汪聖鐸「南宋各界會子的起訖、數額及會價」（『文史』二五、一九八五年）
- 汪聖鐸「宋代地方財政研究」（『文史』二七、一九八六年）
- 汪聖鐸「從錢會中半看會子的法價地位及其影響」（『中国錢幣』一九八七年—二）
- 汪聖鐸「南宋江北鉄錢若干問題」（『中国錢幣』一九八九年—二）
- 王曾瑜「關於北宋交子的幾個問題」（『宋史論集』、中州出版社、一九八三年）
- 王有鵬「四川兩宋鉄錢瑣議」（『四川文物』一九九〇年—五）
- 王禹浪「淺談金代的窖藏銅錢及其貨幣制度」（『中国錢幣』一九八五年—四）
- 王禹鋒·王禹浪「金代貨幣制度初探」（『學習与探索』一九八八年—三）

[加]

- 賈傑三「四川近年出土的兩宋鉄錢考述」（『四川文物』一九九〇年—五）
- 賈大泉『宋代四川社会經濟』（四川省社会科学院出版社、一九八五年）
- 賈大泉「井塩与宋代四川的政治和經濟」（『中国塩業史論叢』、中国社会科学出版社、一九八七年）
- 賈大泉「宋代商品經濟的繁榮与交子的產生」（『劉子健先生頌壽記念宋史論集』、同朋舎、一九八九年）
- 賈大泉「論交子的產生」（『社会科学研究』一九八九年—二）
- 何俊哲·張達昌·于国石『金朝史』（中国社会科学出版社、一九九二年）
- 郭正忠「南宋中央財政貨幣歲取考辯」（『宋遼金史論叢』一、中華書局、一九八五年）
- 郭正忠「鉄錢与北宋商稅統計」（『學術研究』一九八五年—二）

- 郭正忠「鉄錢与紙幣の起因」（『學術月刊』一九八五年—四）
- 郭正忠「宋代川峽鉄錢研究」（『宋史研究論文集』、一九八四年委員會、一九八七年）
- 郭正忠「論兩宋的周期性食塩過剩危機」（『中国塩業史論叢』、中国社会科学出版社、一九八七年）
- 郭正忠「關於筒井風波の考察——宋代井塩業資本主義萌芽の產生・發展与夭折」（『中国塩業史論叢』）
- 郭正忠『宋代塩業經濟史』（人民出版社、一九九〇年）
- 郭庠林「關於元代紙鈔的幾個問題」（『學術月刊』一九八三年—二）
- 郭立中·劉志遠·肖永全「四川安県·金堂出土的兩宋鉄錢」（『考古』一九五九年—二）
- 鞠清遠『唐宋官子工業』（新生命書局、一九三四年、福田宗吉訳、不昧堂、一九五五年）
- 邱思達「宋錢挙要」（『中国錢幣』一九八三年—二）
- 邱思達「宋代的鉄錢監和鉄錢」（『中国錢幣』一九八八年—二）
- 許懷林「饒州永平監——宋朝的鑄錢中心」（『中国錢幣』一九八八年—二）
- 匡裕從「試論元代的紙幣」（『文史哲』一九八〇年—三）
- 姜錫東「宋代新興商人資本交引鋪的經營活動及其对經濟生活的影響」（『中国經濟史研究』一九八七年—二）
- 喬曉金·衛月望「宋代鈔幣官交子會子質疑」（『中国錢幣』一九八四年—三）
- 喬幼梅「金代貨幣制度的演變及其对社会經濟的影響」（『中国史研究』一九八三年—一）
- 喬幼梅「論南宋錢荒」（『中日宋史研討會 中方論文選編』、河北大学出版社、一九九一年）
- 月氏「承安宝貨五等之我見」（『中国錢幣』一九八六年—二）
- 胡昭曦·鄒重華『宋元戰爭史』（四川大学出版社、一九九二年）
- 胡清友「資中県出土宋代鉄錢」（『四川文物』一九八六年—二）
- 吳青雲「大連地区金代銅錢窖藏研究——兼論金代貨幣經濟」（『遼海文物學刊』一九八八年—一）
- 吳壽中·吳中珏「中国貨幣文化宝庫中的兩顆明珠——兩宋鈔版新探」（『中国

錢幣』一九八四年—一)

- 吳廷燮『南宋制撫年表』(中華書局、一九八四年)
- 吳天穎「論宋代四川製塩業中的生產關係」(『中国塩業史論叢』、中国社会科学出版社、一九八七年)
- 黃一義「吉林金代窖藏銅錢的幾個問題」(『中国錢幣』一九八五年—四)
- 黃寬重「南宋寧宗·理宋時期的抗金義軍」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』五四—三、一九八三年)
- 黃寬重『南宋時代抗金義軍』(聯經出版事業公司、一九八八年)
- 黃成「從考古發現談南宋白銀流通的幾個問題」(『中国錢幣』一九八九年—二)
- 黃成「南宋銀錠銘文出門稅考」(『中国經濟史研究』一九八九年—三)
- 黃清連「元初江南的叛亂」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』四九—一、一九七八年)
- 高石丁·徐壽富「北宋紙幣的一個實物左証」(『中国錢幣』一九八六年—二)
- 侯家駒「北宋交子界制考」(『大陸雜誌』七五—一、一九八七年)

[さ]

- 蔡運章·流通運興「洛陽新發現的南宋出門稅銀挺考略」(『中国錢幣』一九八六年—三)
- 史衛民「元歲賜考實」(『元史論叢』三、一九八六年)
- 史旺成「宋代經濟財政中的度牒」(『北京師院學報』一九八四年—二)
- 漆俠『宋代經濟史』上(上海人民出版社、一九八七年)
- 漆俠『宋代經濟史』下(上海人民出版社、一九八八年)
- 謝雁翔「四川出土的宋代鉄錢」(『四川文物』一九八四年—三)
- 朱活「談兩宋川峽鉄錢」(『四川文物』一九九〇年—五)
- 朱重聖『北宋茶之生產与經營』(台灣學生書局、一九八五年)
- 周斌「兩宋紙幣的偽造及治理」(『中国錢幣』一九九四年—一)
- 徐蔚一「元鈔偽造集團」(『內蒙古金融』錢幣續刊、一九八五年)
- 徐鶴籌「紙幣論述」(『文博通訊』一九八三年—四)
- 徐力民「四川歷代鑄幣談」(『四川文物』一九八六年—二)
- 鐘旭洲「准伍伯文省鉛質錢牌在浙江首次發現」(『中国錢幣』一九八八年—二)、

- 蕭啓慶「元代的鎮戍制度」（『姚從吾先生紀念論文集』、台灣大學歷史系、一九七一年）
- 西藏自治區文物管理委員會「西藏薩迦寺發現的元代紙幣」（『文物』一九七五年—九）
- 錢公博「宋代信用貨幣之演變」（『社會科學論叢』二〇、一九七〇年）
- 錢嶼「金承安寶貨考叙」（『中國錢幣』一九九〇年—一）
- 全漢昇「宋末的通貨膨脹及其對於物價的影響」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一〇、一九四三年）
- 全漢昇「北宋物價的變動」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一一、一九四四年）
- 全漢昇「南宋初年物價的大變動」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一一、一九四四年）
- 全漢昇「宋金間的走私貿易」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一一、一九四四年）
- 全漢昇「元代的紙幣」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』一五、一九四八年）
- 全漢昇「唐宋政府歲入與貨幣經濟的關係」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』二〇、一九四八年）
- 全漢昇「自宋至明政府歲出入中錢銀比例的變遷」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』四二、慶祝王世傑先生八十歲論文集三、一九七一年）
- 全漢昇·李龍華「明中葉後太倉歲入銀兩的研究」（『香港中文大學中國文化研究所學報』五一—、一九七二年）
- 宋雲亭「金代幣制考略」（『博物館研究』一九八四年—二）
- 孫克寬『元代漢文化之活動』（台灣中華書局、一九六八年）
- 孫仲匯「元代供養錢雜議」（『中國錢幣』一九八六年—一）
- 孫仲匯「元錢雜議」（『文博通訊』一九八四年—二·三）

[た]

- 戴裔煊『宋代鈔鹽制度研究』（第二版、中華書局、一九八一年）
- 張學君「論宋代四川鹽業與鹽政」（『四川鹽政論叢』、四川省社會科學院出版社、一九八五年）

- 張虎嬰「元代紙幣在西藏地方流通」（『中国錢幣』一九八四年—四）
- 張綱伯「行在會子攷」（『泉幣』九、一九四一年）
- 張秀夫「平泉出土金代伍十貫交鈔銅版」（『中国錢幣』一九九三年—一）
- 張星久「關於南宋戶部與總領所的關係——宋代財政體制初探——」（『中国史研究』一九八七年—四）
- 張善熙「南宋四川端平鉄錢」（『中国錢幣』一九九〇年—四）
- 張泰湘「從承安寶貨的發現看金代晚期的民族斗争」（『學習與探索』一九八六年—二）
- 張博泉『金代經濟史略』（遼寧人民出版社、一九八一年）
- 張博泉『金史簡編』（遼寧人民出版社、一九八四年）
- 張博泉『金史論稿』（吉林文史出版社、一九八六年）
- 趙葆寓「宋代的四川錢引」（『宋遼金史論叢』一、中華書局、一九八五年）
- 陳浩「從考古發現談宋代金牌·金錠的幾問題」（『中国錢幣』一九九一年—四）
- 陳高華「元代稅糧制度初探」（『文史』六、一九七九年、後『元史研究論稿』、中華書局、一九九一年に再録）
- 陳高華「元代塩政及其社会影響」（『歷史論叢』一、一九八〇年、後『元史研究論稿』に再録）
- 陳高華「元代的海外貿易」（『歷史研究』一九七八年—三、後『元史研究論稿』、に再録）
- 陳高華「元代前期和中期各族人民的反抗斗争」（『中国農民戰爭史論叢』二、河南人民出版社、一九八〇年、後『元史研究論稿』に再録）
- 陳高華「中国的元史研究」（『中国史學』一九九一年—一）
- 陳広勝「北宋鉄錢流通区域考述」（『中国錢幣』一九八九年—二）
- 陳瑞台「金代錢幣制度探析」（『內蒙古金融』錢幣続刊、一九八五年）
- 陳世松「南宋余玠恢復四川經濟的措施及其作用」（『社会科学研究』一九八一年—六）
- 陳世松「蒙古入蜀初探」（『元史』二、一九八三年）
- 陳世松『蒙古定蜀史稿』（四川省社会科学院出版社、一九八五年）
- 陳世松·匡裕徹·朱清沢·李鵬貴『宋元戰爭史』（四川省社会科学院出版社、一九八八年）

- ・陳尊祥・華覺明・張宏礼「宋代鉄錢鑄造考略」（『中国歴史博物館研究』一二、一九八九年）
- ・陳得芝「元代的鈔法」（『南京大學學報』哲學・人文・社會科學版、一九九二年一四）
- ・陳德潤・陳小陶「四川雅安出土宋代窖藏鉄錢」（『中国錢幣』一九九〇年一四）
- ・翟國強・楊德華「元代偽鈔問題芻議」（『中国錢幣』一九八九年一四）
- ・田黎瑛「稱提之說——南宋的紙幣管理理論——」（『中国錢幣』一九八六年一）
- ・田黎瑛「宋元兩朝的紙幣兌換思想」（『經濟科學』一九八六年一四）
- ・田黎瑛・伍繼濤「兩宋時期的紙幣回籠」（『華東師範大學學報』哲學社會科學版、一九八六年一五）
- ・杜金娥「南宋商稅銀挺的再發現」（『中国錢幣』一九八四年一二）
- ・杜文玉・王克西「四川交子的界分與數額」（『中国錢幣』一九九〇年一二）
- ・杜文玉・王克西「湖會・淮交的界分與數額」（『中国錢幣』一九九一年一三）
- ・杜文玉・王克西「宋代紙幣的發行・回籠・兌換與壳買」（『史學月刊』一九九二年一一）
- ・董玉魁「承安寶貨五個檔次劃分的檢討」（『中国錢幣』一九八六年一二）
- ・陶希聖「元代長江流域以南的暴動」（『食貨』半月刊、三一六、一九三六年）

{ な }

- ・那榮利「中統元寶交鈔貳貫文省鈔版考」（『內蒙古金融』錢幣續刊、一九八五年）
- ・寧志奇「綿竹縣兩次出土窖藏古幣」（『四川文物』一九八六年一二）
- ・寧志奇「四川綿竹出土宋代鉄錢」（『中国錢幣』一九九〇年一四）

{ は }

- ・潘無慎「由承安寶貨銀幣看金代貨幣制度的沿革」（『中国錢幣』一九九一年一三）
- ・潘連貴「關於北宋小鈔的關係」（『中国錢幣』一九八四年一一）
- ・馬力「論宋代白銀貨幣化問題」（『宋遼金史論叢』一、中華書局、一九八五年）

- 譚其驥「金代路制考」（『遼金史論文集』、遼寧人民出版社、一九八五年）
- 馮麗蓉「無錫市博物館藏至元通行寶鈔」（『中國錢幣』一九八九年—三）
- 方貴城「試論南宋行在權貨務金銀見錢關子鈔版」（『陝西金融』錢幣專輯六、一九八七年）
- 彭信威『中國貨幣史』（第三版、上海人民出版社、一九八八年）
- 穆鴻利「關於金代交鈔的產生和演變的初步探討」、（『中國錢幣』一九八五年—一）
- 穆鴻利「簡論忽必烈的幣制改革與元代鈔法的歷史地位」（『中國錢幣』一九八六年—一）
- 穆鴻利·衛月望「世上現存最早的紙幣——兼談元世祖忽必烈的幣制改革——」（『中國建設』一九八七年—七）

[ま]

- 孟繁清「試論忽必烈與阿里不哥之爭」（『元史論叢』二、一九八三年）

[や]

- 俞暉「論北宋末期私錢」（『西南師範大學學報』哲學社會科學版、一九九一年—一）
- 俞兆鵬「葉適貨幣思想研究」（『中國錢幣』一九八七年—二）
- 俞兆鵬「略論宋徽宗時期的通貨膨脹」（『史學月刊』一九九〇年—二）
- 楊富斗「山西新絳出土貞祐寶券」（『考古與文物』一九八一年—二）
- 楊魯安「元錢考略」（『內蒙古金融』錢幣統刊、一九八五年）
- 姚朔民「南宋錢牌趣話」（『中國錢幣』一九八四年—一）
- 姚朔民「四川交子的產生」（『中國錢幣』一九八四年—四）
- 姚從吾「余玠評傳」（『中央研究院歷史語言研究所慶祝李濟先生七十生日論文集』、一九六七年、後『宋史研究集』四、中華叢書編審委員會、一九六九年）
- 姚從吾「程鉅夫與忽必烈平宋以後的安定南人問題」（『台灣大學文史哲學報』一七、一九六八年）
- 姚從吾「忽必烈平宋以後的南人問題」（『國立政治大學叢政研究所報』一、一九七〇年）

- 葉世昌「錢引乎？小鈔乎？」（『中國經濟問題』一九八三年—四）
- 葉世昌「論中國封建社會的紙幣」（『學術月刊』一九八四年—四）
- 葉世昌「中國古代的紙幣管理思想」（『中國經濟史研究』一九八八年—二）
- 葉世昌「論大明寶鈔」（『平准學刊』第四輯下、一九八九年）
- 葉坦「論宋代錢荒」（『中國史研究』一九九一年—一）

[五]

- 羅雅萍「南宋錢荒成因探討」（『杭州大學學報』哲學·社會科學版一九九二年—三）
- 羅振玉『四朝鈔幣圖錄』
- 羅仁忠「元代昏鈔倒換及燒鈔制度概述」（『中國錢幣』一九九三年—一）
- 羅伯昭「西川嘉定鐵錢之分析」（『泉幣』一三、一九四四年）
- 雷潤沢·于存海·何繼英「寧夏拜寺口雙塔發現的大朝通寶和中統元寶交鈔」（『中國錢幣』一九八九年—四）
- 李逸友「元代草原絲綢之路上的紙幣——內蒙古額濟納旗黑城出土的元代絲及票券」（『中國錢幣』一九九一年—三）
- 李干「元代發行的紙幣及其歷史意義」（『內蒙古社會科學』一九八五年—四）
- 李幹『元代社會經濟史稿』（湖北人民出版社、一九八五年）
- 李之亮「『南宋制撫司年表』補正」（『文獻』一九九一年—一）
- 李若愚「銅錢與中國歷代封建王朝的財政經濟」（『中國經濟史研究』一九九一年—一）
- 李清蘭「宋代四川鐵錢監及所鑄鐵錢」（『四川文物』一九九〇年—五）
- 李清蘭「宋代四川鐵錢考略」（『中國錢幣』一九九四年—一）
- 李兆超「宋代貨幣經濟中的白銀」（『中國錢幣』一九八九年—二）
- 李埏「北宋楮幣史述論」（『思想戰線』一九八三年—二）
- 李埏「北宋楮幣史述論」（續）（『思想戰線』一九八三年—三）
- 劉恩甫·田步迎·謝群·聶廣鴻·周建「江蘇高郵出土南宋鐵錢的初步清理報告」（『中國錢幣』一九八七年—二·三）
- 劉恩甫·田步迎·謝群·聶廣鴻·周建「高郵出土南宋鐵錢補錄」（『中國錢幣』一九八八年—二）

- 劉肅勇「遼寧出土金代窖藏銅錢淺議」（『遼寧師範學院』社會科學版，一九八三年一一）
- 劉森「也談北宋的小鈔」（『中國錢幣』一九八八年一一）
- 劉森「北宋銅錢監述略」（『中國錢幣』一九八八年一二）
- 劉森「北宋鐵錢的幾個問題」（『中國錢幣』一九九〇年一四）
- 劉森『宋金紙幣史』（中國金融出版社，一九九三年）
- 劉森「南宋錢牌研究」（『中國錢幣』一九九四年一一）
- 劉世旭等「涼山州博物館從廢銅中拾選一批古幣」（『四川文物』一九八六年一二）
- 梁淑琴「試論金代的貨幣經濟」（『社會科學輯刊』一九八八年一一）
- 凌忠明「南宋和州鉛錢牌」（『中國錢幣』一九九〇年一四）

< 歐 文 文 獻 >

- Blake, Robert. The Circulation of Silver in the Moslem East down to the Mongol Epoch. Harvard journal of Asiatic Studies. 1937, Vol.2. No.3 and 4.
- Franke, Herbert. Geld und Wirtschaft in China unter der Mongolenherrschaft. Leipzig, Ottolarrassowitz, 1949.
- Mullie, Jos. Une Planch A Assignats de 1214. T' oung Pao, vol. X X X III, 1937.
- Rossabi, Morris. Khubilai khan. University of California press, 1988.
- Schurmann, Herbert Franz. Economic Structure of the Yuan Dynasty: Translation of Chapters 93 and 94 of the Yuan shih. Harvard university press, 1956.
- Steinhardt, Nancy Schatzman. Currency Issue of Yuan China. Bulletin of Sung and Yuan studies, 1981.
- Tullock, Gordon. Paper Money-A Cycle in China. The Economic History Review, Second Series, I X, No.3.

- ・ Yang, Lien-Sheng. Money and Credit in China. Harvard university press, 1952.

< 史 料 >

[あ]

- ・ 『遺山先生文集』 金 元好問 『四部叢刊初編』所収本
- ・ 『渭南文集』 宋 陸游 『四部叢刊初編本』所収本
- ・ 『越中金石志』 清 杜春生 『石刻史料新編』第二輯所収本 新文豊出版公司 一九七九年
- ・ 『延祐四明志』 元 袁桷 『宋元地方志叢書』所収本 大化書局 一九八〇年

[か]

- ・ 『鶴山先生大全文集』 宋 魏了翁 『四部叢刊初編』所収本
- ・ 『鶴林集』 宋 吳泳 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・ 『稼軒集抄存』 宋 辛棄疾 上海古典文学出版社排印本 一九五七年
- ・ 『可齋雜藁』 『可齋統藁前集』 『可齋統藁後集』 宋 李曾伯 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・ 『閑閑老人滢水文集』 金 趙秉文 『四部叢刊初編』所収本
- ・ 『貴耳集』 宋 張端義 『四庫筆記小説叢書』所収本 上海古籍出版社 一九九三年
- ・ 『癸辛雜識』 宋 周密 『唐宋史料筆記叢刊』所収本 中華書局 一九八八年
- ・ 『婦潛志』 金 劉祁 『宋元史料筆記叢刊』所収本 中華書局 一九八三年
- ・ 『客亭類稿』 宋 楊冠卿 『四庫全書珍本別集』所収本
- ・ 『九華集』 宋 員興宗 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・ 『玉海』 宋 王應麟 江蘇古籍出版社・上海書店影印本 一九八七年
- ・ 『許国公奏議』 宋 吳潛 『十万卷樓叢書』所収本

- 『金華黃先生文集』 元 黃潛 『四部叢刊初編本』所收本
- 『金史』 元 脫脫等 中華書局標點本 一九七五年
- 『金文最』 清 張金吾 台北成文出版社 一九六七年
- 『寓庵集』 元 李庭 『元人文集珍本叢刊』所收本 新文豐出版公司 一九八五年
- 『麗軒集』 宋 王邁 『四庫全書珍本初集』所收本
- 『慶元條法事類』 宋 謝深甫等 古典研究会叢書本 大安 一九六八年
- 『圭齋文集』 元 歐陽玄 『四部叢刊初編』所收本
- 『景定建康志』 宋 周應合 『宋元地方志叢書』所收本 大化書局 一九八〇年
- 『絜齋集』 宋 袁燮 『四庫全書珍本別集』所收本
- 『建炎以來繫年要錄』 宋 李心傳 『宋史資料萃編第二輯』所收本 文海出版社 一九八〇年
- 『建炎以來朝野雜記』 宋 李心傳 『宋史資料萃編第一輯』所收本 文海出版社 一九六七年
- 『元史』 明 宋濂等 中華書局標點本 一九七六年
- 『元朝名臣事略』 元 蘇天爵 中華書局影印本 一九六二年
- 『元文類』 元 蘇天爵 『四部叢刊初編』所收本
- 『研北雜志』 元 陸友 『四庫筆記小說叢書』所收本 上海古籍出版社 一九九三年
- 『攻媿集』 宋 樓鑰 『四部叢刊初編本』所收本
- 『江湖長翁集』 宋 陳造 『四庫全書珍本五集』所收本
- 『孔氏祖庭廣記』 金 孔元措 『四部叢刊統編』所收本
- 『皇宋中興兩朝聖政』 宋 撰者不詳 『宋史資料萃編第一輯』所收本 文海出版社 一九六七年
- 『江蘇金石志』 『石刻史料新編』第一輯所收本 新文豐出版公司 一九七七年
- 『後村先生大全文集』 宋 劉克莊 『四部叢刊初編』所收本
- 『皇明經世文編』 明 陳子龍 中華書局影印本 一九六四年
- 『後樂集』 宋 衛涇 『四庫全書珍本初集』所收本

- ・『国語』 『四部叢刊初編』所収本
- ・『古今攷』 宋 魏了翁（元 方回注） 『四庫全書珍本四集』所収本
- ・『古錢匯』 清 李佐賢 北京出版社 一九九三年
- ・『呉文正公集』 元 呉澄 『元人文集珍本叢刊』所収本 新文豊出版公司
一九八五年

[さ]

- ・『左氏諫草』 宋 呂午 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・『山堂先生群書考索』 宋 章汝愚 中文出版社景印本 一九八二年
- ・『紫山大全集』 元 胡祇遯 『三怡堂叢書』所収本、『四庫全書珍本四集』
所収本
- ・『至順鎮江志』 元 愈希魯 『宋元地方志叢書』所収本 大化書局 一九八
〇年
- ・『至正金陵新志』 元 張鉉 『宋元地方志叢書』所収本 大化書局 一九八
〇年
- ・『至正四明統志』 元 王元恭 『宋元地方志叢書』所収本 大化書局 一九
八〇年
- ・『至正集』 元 許有壬 『四庫全書珍本八集』所収本
- ・『至正直記』 元 孔齋 『宋元筆記叢書』所収本 上海古籍出版社 一九八
七年
- ・『止堂集』 宋 彭龜年 『四庫全書珍本別集』所収本
- ・『周易国文忠集』 宋 周必大 『四庫全書珍本二集』所収本
- ・『秋澗先生大全文集』 元 王惲 『四部叢刊初編』所収本、『元人文集珍
本叢刊』所収本 新文豊出版公司 一九八五年
- ・『朱子語類』 宋 黎靖德 『理学叢書』所収本 中華書局 一九八六年
- ・『燭湖集』 宋 孫応時 『四庫全書珍本四集』所収本
- ・『蜀中広記』 明 曹学佺 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・『汝南遺事』 金 王鶚 『百部叢書』所収本
- ・『象山先生全集』 宋 陸九淵 『四部叢刊初編』所収本
- ・『牆東類稿』 元 陸文圭 『元人文集珍本叢刊』所収本 新文豊出版公司

一九八五年

- ・『新元史』 清 何邵忞 新文豐出版公司 一九七五年
- ・『心史』 南宋末～元初 鄭思肖 『北京圖書館古籍珍本叢刊』所収本 書目
 文献出版社
- ・『水心先生文集』 宋 葉適 『四部叢刊初編』所収本
- ・『青崖集』 元 魏初 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・『西巖集』 元 張之翰 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・『西湖老人繁勝錄』 宋 西湖老人 古典文学出版社 一九五七年
- ・『誠齋集』 宋 楊万里 『四部叢刊初編』所収本
- ・『西山文集』 宋 真德秀 『四部叢刊初編』所収本
- ・『雪樓集』 元 程鋸夫 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・『宋会要輯稿』 清 徐松 中華書局景印本 一九五七年
- ・『宋季三朝政要』 宋 撰者不詳 『叢書集成初編』所収本
- ・『宋史』 元 脱脱等 中華書局標点本 一九七七年
- ・『宋史全文統資治通鑑』 元 撰者不詳 『宋史資料萃編第二輯』所収本 文
 海出版社 一九六九年
- ・『宋朝事實』 宋 李攸 『四庫全書珍本別集』所収本
- ・『宋文憲公集』 明 宋濂 四明孫氏刊本
- ・『統夷堅志』 金 元好問 『古小說叢刊』所収本 中華書局 一九八六年

[た]

- ・『大金国志』 宋 宇文懋昭 中華書局標点本 一九八六年
- ・『大元海運記』 清 胡敬 『雪堂叢刻』所収本
- ・『大元聖政国朝典章』 元 故宮博物院景印元本 一九七六年
- ・『大德昌国州凶志』 元 馮福京等 『宋元地方志叢書』所収本 大化書局
 一九八〇年
- ・『中庵集』 元 劉敏中 『四庫全書珍本三集』所収本
- ・『中州集』 金 元好問 『四部叢刊初編』所収本
- ・『通制条格』 元 李昉魯翀 浙江古籍出版社点校本 一九八六年
- ・『鉄菴方公集』 宋 方大琮 『四庫全書珍本二集』所収本

- ・『東澗集』 宋 許応龍 『四庫全書珍本初集』所収本
- ・『桐江集』 元 方回 『元代珍本文集彙刊』所収本 国立中央図書館 一九七〇年
- ・『東方見聞録』 元 マルコ=ポーロ 愛宕松男訳 講談社 一九七〇・七一年
- ・『杜清献公集』 宋 杜範 『四庫全書珍本二集』所収本

[は]

- ・『盤洲文集』 宋 洪適 『四部叢刊初編』所収本
- ・『文献通考』 元 馬端臨 『十通』所収本 新興書局 一九六五年
- ・『文山集』 宋 文天祥 『四部叢刊初編本』所収本
- ・『文定集』 宋 汪応辰 『武英殿聚珍版全書』所収本
- ・『敝掃菴略』 宋 包恢 『四庫全書珍本三集』所収本
- ・『勉齋集』 宋 黄榦 『四庫全書珍本二集』所収本
- ・『牧庵集』 元 姚燧 『四部叢刊初編』所収本
- ・『北溪大全集』 宋 陳淳 『四庫全書珍本四集』所収本

[ま]

- ・『夢梁録』 宋 吳自牧 古典文学出版社 一九五七年
- ・『名公書判清明集』 宋 編者不詳 中華書局点校本 一九八七年
- ・『名臣碑伝琬琰集』 宋 杜大珪 『宋史資料萃編第二輯』所収本 文海出版社 一九六七年
- ・『洺水集』 宋 程泌 『四庫全書珍本三集』所収本
- ・『蒙齋集』 宋 袁甫 『四庫全書珍本別集』所収本

[や]

- ・『游宦紀聞』 宋 張世南 『知不足齋叢書』所収本
- ・『葉適集』 宋 葉適 中華書局標点本 一九八三年
- ・『輿地紀勝』 宋 王象 『宋代地理書四種』所収本 文海出版社 一九六二年

[ら]

- ・『攬轡録』 宋 范成大 『知不足齋叢書』所収本
- ・『履齋遺稿』 宋 吳潛 『四庫全書珍本二集』所収本
- ・『陵川文集』 元 郝經 『四庫全書珍本四集』所収本
- ・『兩朝綱目備要』 宋 撰者不詳 『宋史資料萃編第一輯』所収本 文海出版社 一九六七年
- ・『ルブルクのウィリアム修道士の旅行記』 元 ルブルク 護雅夫訳 『中央アジア・蒙古旅行記』所収 光風社選書 一九八八年所収
- ・『歴代名臣奏議』 明 楊子奇等 台湾学生書局影印本 一九八五年

筑波大学附属図書館



1 00950 16184 1

本学関係
